

平成29年 2月
平成29年 3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

平成29年第1回市議会臨時会

会期日程	1
2月9日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会及び開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
指宿南九州消防組合議会議員の補欠選挙	3
閉議及び閉会	4

平成29年第1回市議会定例会

会期日程	5
2月23日	
議事日程	7
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	9
地方自治法第121条の規定による出席者	9
職務のため出席した事務局職員	9
開会及び開議	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
議案第1号～議案第29号一括上程	10
提案理由説明	10
議案第30号上程	31
提案理由説明	31
議案第30号（質疑、委員会付託省略、表決）	31
平成28年陳情第9号の取下げの件	32
新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）	32
特別委員の補欠選任	33
散会	33

2月27日

議事日程	34
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定による出席者	36
職務のため出席した事務局職員	36
開 議	37
会議録署名議員の指名	37
議案第1号～議案第9号及び議案第20号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	37
議案第10号～議案第19号及び議案第21号～議案第29号（質疑，委員会付託）	38
散 会	38

3月15日

議事日程	40
本日の会議に付した事件	40
出席議員	40
欠席議員	40
地方自治法第121条の規定による出席者	40
職務のため出席した事務局職員	41
開 議	42
会議録署名議員の指名	42
一般質問	42
木 原 繁 昭 議員	42
1. 観光行政について	
前之園 正 和 議員	54
1. 子育て支援について	
2. サッカー場構想について	
吉 村 重 則 議員	68
1. 教育問題について	
2. 障害のある乳幼児について	
外 菌 幸 吉 議員	80
1. 指宿市内における公共工事等入札の不調・不落について	
2. ふるさと納税の現状について	
高 田 ちよ子 議員	88
1. 安心・安全な生活のために	
2. 観光の街・指宿の発展について	

3. 紙おむつのリサイクル化について	
4. 障害者支援のために	
5. コンビニ収納について	
延 会	98

3月16日

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定による出席者	99
職務のため出席した事務局職員	100
開 議	101
会議録署名議員の指名	101
一般質問	101
高 橋 三 樹 議員	101
1. 市税等の収納について	
2. ふるさと納税について	
東 伸 行 議員	110
1. サッカー・多目的グラウンド整備事業について	
2. 観光客誘致について	
3. 学校規模の適正化について	
4. 港・海の活用について	
臼 山 正 志 議員	123
1. さつき園の給食実施について	
2. 教育行政について	
3. 指宿商業高校について	
恒 吉 太 吾 議員	135
1. スポーツ振興策について	
2. かいもん山麓ふれあい公園について	
3. 土地区画整理事業について	
西 森 三 義 議員	150
1. 農・林業振興策について	
2. 地熱発電事業関連について	
延 会	162

3月17日

議事日程	164
------	-----

本日の会議に付した事件	164
出席議員	164
欠席議員	164
地方自治法第121条の規定による出席者	164
職務のため出席した事務局職員	165
開 議	166
会議録署名議員の指名	166
一般質問	166
新川床 金 春 議員	167
1. サッカー場・多目的グラウンド整備について	
2. 指宿市版人口ビジョンおよびまち・ひと・しごと創生について	
3. 地熱発電問題について	
4. 職員の懲罰問題について	
散 会	180

3月24日

議事日程	181
本日の会議に付した事件	182
出席議員	183
欠席議員	184
地方自治法第121条の規定による出席者	184
職務のため出席した事務局職員	184
開 議	185
会議録署名議員の指名	185
議案第10号～議案第14号（委員長報告，質疑，討論，表決）	185
議案第15号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	189
議案第21号（委員長報告，質疑，討論，表決）	192
議案第22号（委員長報告，質疑，討論，表決）	193
議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	229
議案第23号～議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）	231
議案第26号～議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	233
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	236
陳情第1号～陳情第4号及び平成28年陳情第10号（委員長報告，質疑，討論，表決）	237
閉会中の継続審査について	241
ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件	241
議案第31号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	244
議案第32号～議案第34号一括上程	244
提案理由説明	244

議案第32号～議案第34号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	246
議案第35号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	247
意見書案第1号上程	248
提案理由説明	248
意見書案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	248
議員派遣の件	250
議案第36号上程	250
提案理由説明	250
議案第36号（質疑，委員会付託）	251
会期の延長	251
緊急質問	252
散 会	257

3月28日

議事日程	258
本日の会議に付した事件	258
出席議員	258
欠席議員	258
地方自治法第121条の規定による出席者	258
職務のため出席した事務局職員	259
開 議	260
会議録署名議員の指名	260
議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	260
議長挨拶	267
市長挨拶	268
閉議及び閉会	269

第 1 回 臨 時 会

平成 29 年 2 月議会

平成29年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月9日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月9日	木	本会議	・会期の決定 ・指宿南九州消防組合議会議員の補欠選挙

第 1 回 臨 時 会

平成 29 年 2 月 9 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

平成29年2月9日 午前10時02分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 指宿南九州消防組合議会議員の補欠選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	9番議員	高 田 チヨ子
10番議員	森 時 徳	11番議員	高 橋 三 樹
12番議員	福 永 徳 郎	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
17番議員	新川床 金 春	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

1. 欠席議員

8番議員	東 伸 行	18番議員	下川床 泉
------	-------	-------	-------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

な し

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	嶺 元 和 仁

△ 開会及び開議

午前10時02分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成29年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

△ 指宿南九州消防組合議会議員の補欠選挙

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、指宿南九州消防組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

本件については、指宿南九州消防組合議会議員に欠員が生じていることから、当該消防組合規約第7条第2項の規定により、議員1名を選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に中村洋幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中村洋幸議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿南九州消防組合議会議員に当選されました中村洋幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

中村洋幸議員、当選の承諾と挨拶を自席からお願いいたします。

○16番議員（中村洋幸） ただいま当選の告知をいただきました中村でございます。消防組合の議員というのは、私、初めてなんですけども、どうか皆さん、よろしく願いをいたします。

△ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 中 村 洋 幸

第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月議会

平成29年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 34日間（2月23日～3月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月23日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第1号～議案第29号一括上程（議案説明） ・議案第30号上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，表決） ・陳情の取下げの件 ・新たに受理した請願・陳情上程（委員会付託） ・特別委員の補欠選任
24日	金	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
25日	土	〃	
26日	日	〃	
27日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号～議案第9号，議案第20号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第10号～議案第19号，議案第21号～議案第29号 （質疑，委員会付託）
28日	火	休 会	産業建設委員会（10時開会）
3月1日	水	〃	
2日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
3日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
4日	土	〃	
5日	日	〃	
6日	月	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
8日	水	〃	総務水道委員会（10時開会）
9日	木	〃	
10日	金	〃	
11日	土	〃	
12日	日	〃	
13日	月	〃	
14日	火	〃	
15日	水	本会議	・一般質問
16日	木	〃	・一般質問

17日	金	〃	・一般質問
18日	土	休 会	
19日	日	〃	
20日	月	〃	
21日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
22日	水	〃	
23日	木	〃	
24日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第10号～議案第19号， 議案第21号～議案第29号 （委員長報告， 質疑， 討論， 表決） ・ 審査を終了した請願・陳情 （委員長報告， 質疑， 討論， 表決） ・ 閉会中の継続審査（陳情第5号， 平成28年陳情第4号， 平成28年陳情第11号， 平成28年陳情第12号） ・ I C T推進に関する特別委員会の中間報告の件 （委員長報告， 質疑） ・ 議案第31号上程（説明・質疑・委員会付託等省略， 表決） ・ 議案第32号～議案第34号一括上程 （議案説明， 質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決） ・ 議案第35号上程（説明・質疑・委員会付託等省略， 表決） ・ 意見書案第1号 （説明， 質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決） ・ 議員派遣の件 ・ 議案第36号上程（議案説明， 質疑， 委員会付託） ・ 会期延長の件 ・ 緊急質問 <p>総務水道委員会（本会議終了後）</p>
25日	土	休 会	
26日	日	〃	
27日	月	〃	
28日	火	本会議	・ 議案第36号（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）

第 1 回 定 例 会

平成 29 年 2 月 23 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年2月23日 午前10時01分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第4 議案第2号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第3号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第4号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第5号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第6号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第7号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第8号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第9号 指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の締結について
- 日程第12 議案第10号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第15号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 市道の認定について
- 日程第24 議案第22号 平成29年度指宿市一般会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成29年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第33 平成28年陳情第9号の取下げの件
- 日程第34 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第1号，陳情第1号～陳情第5号）
- 日程第35 特別委員の補欠選任

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員 | 白 山 正 志 |
| 3 番議員 | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員 | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員 | 吉 村 重 則 | 6 番議員 | 西 森 三 義 |
| 7 番議員 | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員 | 東 伸 行   |
| 9 番議員 | 高 田 ちよ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14番議員 | 前之園 正 和 | 15番議員 | 木 原 繁 昭 |

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |           |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛     |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人   |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正   |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世   |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代   |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣   |
| 総務部参与   | 中 村 孝   | 総 務 課 長   | 岩 下 勝 美   |
| 市長公室長   | 川 路 潔   | 市民協働課長    | 田 畑 喜 史   |
| 商工水産課長  | 山 元 成 之 | 建設監理課長    | 田 之 上 辰 浩 |
| 水 道 課 長 | 川 口 光 志 |           |           |

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 森 和 美   | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 嶺 元 和 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時01分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び下川床泉議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの30日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第1号～議案第29号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第1号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）についてから、日程第31、議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、までの29議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 平成29年第1回市議会定例会の開会に際し、平成29年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思っております。

指宿市長として2期目の最終年を迎えることとなりました。2期目は動くをキーワードに掲げておりますが、引き続き市民の幸せのため、世界に誇れる指宿をつくるため、市議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。本市におきましては、平成27年10月に指宿市版人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。まち・ひと・しごとを創生し、人口

減少の進行に歯止めをかけ、魅力あふれる郷土を次世代に引き継ぐのは私たちの責任でもあります。そのためには、農林水産業、観光業、教育機関、官公庁などが連携し、未来を見据え、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちを目指し、たゆまぬ努力を重ねていくことが大切であります。市民の皆様の更なる御協力もいただきながら、未来志向型の行政を確立していかなければならないと覚悟しているところであります。

さて、平成28年度の主な成果でございますが、新たに策定した第2次総合振興計画がスタートした年でした。この計画に基づき、市民の皆様が指宿市に住んでよかったと実感できる施策に取り組んでまいりました。市民の皆様の安全と安心を守るため、教育施設の耐震化や指宿庁舎の耐震大規模改修を行うとともに、レジャーセンターかいもんの屋根改修工事を実施いたしました。また、公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金を活用し、避難施設に太陽光発電設備等を整備いたしました。平成25年度から健幸のまちづくりを本格的にスタートさせていますが、健幸マイレージ制度、ころばん体操など市民の皆様にも馴染み深いものとなってまいりました。このほか、健幸ポイントプロジェクト、地域食材を活用した健幸レシピコンテストを実施いたしました。地方創生の移住対策に注力するため、平成29年1月から地域おこし協力隊の制度を活用し、Welcomeいぶすき移住コンシェルジュを配置いたしました。移住者のニーズに沿った支援策を企画・運営し、地域住民や先輩移住者とも積極的に関わりながら施策を展開することにしております。平成28年3月、JR九州が経営健全化の一環で日本最南端の有人駅である山川駅を無人化いたしました。地域の女性団体の協力で、平成28年10月から有人駅として再開することができました。人口減少が進む中、行政と市民、民間が一体となって課題解決に取り組んだ事例と捉えております。観光の振興としましては、平成28年4月に発生しました熊本地震の緊急対策として、被災地の復興支援と本市経済の活性化を図るため、商品券付き宿泊プラン事業を実施し、国の九州ふっこう割事業等の相乗効果もあり、7月から宿泊客数が回復してきたところです。また、バリアフリーやインバウンド観光を推進し、より多くの方に砂むし温泉を楽しんでいただくため、砂楽敷地内に個室シャワー棟を建設いたしました。そのほか、海外からの観光客誘致並びに特産品の輸出に向けて、南薩4市及び南大隅町と連携して、香港でのキャンペーンや旅行雑誌への特集記事掲載、香港の大型商談会への出展や地域内において、輸出セミナーや輸出商談会等を開催するなど本格的に取り組んでまいりました。農業・林業・畜産業の振興としましては、異業種が連携したもうかる指宿クラスター事業として、地産地消や販路拡大を推進するとともに、6次産業化の取組を継続し起業支援に取り組みました。水産業の振興としましては、かつお節の原料となるカツオの安定確保のため、積極的にトップセールスを実施したほか、山川漁港におきましては、海外まき網船の航路や泊地等をマイナス9mにする浚渫工事が開始されました。商業の振興としましては商工、農政が連携し、商品開発や販路拡大に向けて事業者育成を図るセミナーの実施や、都市部への販路拡大に向けた大型商談

会への出展事業，東京での本市主催商談会などを行い，官民一体となって販売促進に向けて取り組んだことで，販路拡大や雇用創出につながっております。また，ふるさと納税返礼品事業については好評を博しており，5億円を超えるふるさと納税が寄せられ，ふるさと応援基金の充実と本市の特産品PR販売拡大につながっております。地域企業の振興や創業者の支援，雇用対策としましては，地域企業応援センター事業に基づき，商業者や創業者向けの店舗等リフォーム助成事業に加えて，高校生向け地元企業ガイダンスや創業塾開催などの事業を積極的に展開し，雇用の創出と拡大に努めました。医療，福祉の充実としましては，不妊治療費助成事業を新設するとともに，地域で生み育てるための産科医を確保するなど，地域医療の充実にも努めました。住みよいまち並み整備の推進としましては，平成26年4月に国の直轄事業として採択していただきました指宿港海岸保全施設整備事業が，平成35年度完成に向け，着実に進捗しております。また，浸水対策として平成25年度から建設しておりました新潟口雨水ポンプ場が平成29年2月末に完成の運びとなり，長年の懸案でありました大牟礼地区の浸水被害の軽減が図られることとなりました。教育の振興としましては，小・中学校体育館の大規模改修等を実施するとともに，年次的・計画的なトイレの洋式化を進め，安全・安心で良好な学習の場を提供しております。また，学校の在り方につきましては，指宿市望ましい学校づくり推進委員会を設置し，検討してまいりました。また，市内全小・中学校で学校運営協議会を設置し，地域ぐるみによる学校づくりを推進してまいりました。市民との協働の推進としましては，自分たちのまちは自分たちでつくる，自分たちの地域は自分たちでつくるという共生・協働のまちづくりを推進していくため，新たな地域コミュニティ組織モデル事業や市民参画型地域活性化事業により，人と人とのつながりや対話の場づくりなどを積極的に進めており，地域に応じた取組も行われているところであります。廃棄物処理の対策といたしましては，ごみの広域的な処理が長年の懸案でありましたが，平成29年3月末に指宿広域市町村圏組合の指宿広域クリーンセンターが完成し，平成29年度から供用開始されることとなります。今後は新たな施設で安定的なごみ処理が行われるとともに，市民の環境の学びの場として広く活用されていくものと考えております。このように，平成28年度は議会はもとより，市民一人ひとりが力を合わせていただいたことにより，市政全般によって成果の上がった年でありました。

さて，平成29年度ですが，我が国の社会経済情勢はアベノミクス取組の下，緩やかな回復基調が続いておりますが，海外経済の不確実性など不安要素もあるところであります。このような状況の中，確かな未来を見据え，真に豊かな社会を実現するためには，住民に最も身近な存在である基礎自治体はその役割と責任をしっかりと果たす必要があります。重点施策についてでございますが，平成29年度におきましては未来への投資をキーワードに取り組んでまいりたいと考えております。国内の人口は平成62年には1億人を割り込み，9,700万人程度になると予想されております。本市においても人口減少の波は押し寄せており，平成52年

には3万人を下回ることが推計されているところです。この現実をしっかりと直視し、未来を見据え、今を生きる私たちがなすべきことは何なのか、しっかり検討し、手立てを講じる必要があると考えております。未来への投資として、サッカー・多目的グラウンド整備に向けた基本計画を策定いたします。平成28年度において、サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会で幅広く検討していただき、提言書を提出していただきました。この提言書も踏まえ、市が目指すサッカー・多目的グラウンドは次世代を担う子供たちの育成、健康づくりの推進、観光・経済の活性化と地域振興を目的に整備するものです。また、この取組については今後市の地方創生に位置付け、企業版ふるさと納税制度の活用も視野に入れ、財源確保に努めていきたいと考えております。子供たちや保護者の皆様から好評を博したところのプロジェクト夢の教室事業については、平成29年度も引き続き実施いたします。これも本市の将来を担う子供たちに対する未来への投資と位置付けております。平成35年度には指宿港海岸保全施設整備事業が完成しますが、指宿駅と指宿港海岸をつなぐ中央通りの賑わいを創出するため、歩いて楽しめるまちづくり事業の充実を図るとともに地域おこし協力隊を募集し、商店街活性化の各種施策を推進してまいります。観光誘致活動においては戦略を踏まえたPR活動、環境整備を充実させてまいります。更に農業の生産性向上と付加価値向上を進め、本市の基幹産業である観光と農業という本市の2大産業の育成を図ります。私はこれまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしと誇りの持てるまちづくりの実現を目指した市政運営を行ってまいりますが、私が市政運営において重点事項として位置付け、取り組んでいる五つの項目がございます。それが、一つ目が行財政改革。二つ目が信頼される市役所づくり。三つ目が地域経済の活性化。四つ目が医療・福祉・教育の充実。五つ目が市民との協働の推進であります。私はこれからもこの五つの項目を基軸に、更により多くの成果を上げるための市政運営に取り組んでまいりたいと思います。健全な行財政運営と行政改革の推進につきましては、平成28年度から始まった普通交付税の合併算定替えによる上乘せ措置分の段階的減額を見据え、施策を講じる必要があると思っております。また、平成28年度において、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。今後長期的な視点に立ち、施設の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、財政負担の軽減、平準化と公共施設の最適な配置に努めてまいりたいと考えております。市長就任以来、一貫して市役所は市民に役立つ所を市政運営の基本理念としてまいりました。自治の基本である住民本位の行政を更に推進するため、職員と一丸となり今後も知恵を出し合い、限られた財源を効率的・効果的に活用して信頼される市役所づくりに努めます。地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業・商業の振興策として各種団体等との連携を通じて、地産地消や地域外への販路拡大、販売促進を推進するとともに更なる農業振興策として、起業等により自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を充実してまいります。地域企業応援センター事業として、頑張る事業者向け補助事業や商店街空き店舗家賃補

助などに取り組んでまいります。観光の振興につきましては、平成30年1月放送開始のNHK大河ドラマ西郷どんが決定をいたしました。これを千載一遇のチャンスと捉え、鰻温泉や篤姫など西郷どんとのゆかりを全国的にPRして減少し続けている国内宿泊観光客の増加を図るため、行政だけでなく観光協会や商工会議所、商工会とも連携し、オール指宿で誘客と受入体制の整備に取り組んでまいります。池田湖の整備につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業に採択していただいております。本格着工に向けて、今後も鹿児島県や関係機関等と連携を進めてまいります。また、西郷どんや国民体育大会等に向けた受入体制の強化、インバウンド対策など観光振興に対する取組について、今後官民一体となった更なる推進を図るため、平成30年度をめぐりに観光協会とのワンフロア化に取り組むこととし、その組織体制構築のため、観光協会に職員を派遣いたします。医療・福祉につきましては、ICTを活用し健幸のまちづくりを進める健幸ポイントプロジェクトや健幸運動教室、不妊治療費の助成及び産後ケア事業等に取り組んでまいります。防災につきましては、防災ハザードマップの作製や指宿地域における防災行政無線同報系難聴地域対策整備を実施いたします。市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、地域づくりやまちづくりの原動力となる人材育成や対話の場づくりのほか、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップの下、自治会等が核となり市民活動団体など、多様な主体が結集した地域をセーフティネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりの支援を引き続き推進をしてまいります。また、人口減少に対応したまちづくりを進めていくための定住自立圏構想を平成28年度に策定いたしました。この構想に基づき、新たな交通体系の構築等を検討してまいりたいと考えております。生産年齢人口の減少、それに伴う税収減、進む高齢化、社会保障費の増大、公共施設の老朽化など私たちは今、とても厳しい時代を歩んでいると思っております。このような時代だからこそ、市民、行政、民間、団体、大学などあらゆる機関が連携し課題を克服するとともに、指宿の魅力ある豊かな資源という強みを生かした取組を展開しなければならないと考えております。市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、指宿市に住んでよかったと思えるまちづくりをより多くの市民の皆様が実感できるよう、これからも誠意と責任感を持って全力で市政運営に邁進してまいります。

次に、平成29年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を形成していくためには市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、新たな地域コミュニティの組織づくりや地域担い手育成の支援を進めてまいります。これまで山川地区の課題でありました子育て対策につきましては、地域と連携しながら、地域コミュニティで支える子どもの居場所づくり支援事業を展開してまいります。また、一人ひとりの多様性の認識や人と人とのつながりの中でも当事者意識、人権、男女共同参画意識を持ちながら、各種施策を推進し、安心・安全で豊かに暮らすことが

できる社会づくりを目指してまいります。市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりを予防する健幸のまちづくり事業を推進してまいります。高齢者の福祉につきましては、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど、シルバー人材センターや社会福祉協議会とも連携し、高齢者福祉の充実に努めてまいります。また、ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップポイント事業等を実施し、高齢者の介護予防と健康の保持増進施策を積極的に推進してまいります。介護体制の整備につきましては、介護人材の養成に資するため、本市での初任者研修を開催するとともに、地域介護基盤整備事業による認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所の整備を図ってまいります。障害者等の福祉につきましては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を積極的に推進するとともに、障害児に対する支援体制の充実に努めてまいります。児童や保護者等の福祉につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ファミリーサポート・センター事業や病児保育事業等の各種事業の推進を行ってまいります。また、ひとり親等学習支援事業の実施等、地域のニーズに沿った子育て支援に充実に努めてまいります。市民が生涯を通して健康で生き生きと暮らすための保健、医療につきましては、自分の健康は自らづくり自ら守るを基本に、医師会や歯科医師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、健康づくり事業や疾病の早期発見、早期治療に繋げる予防対策事業に努めてまいります。母子保健事業につきましては、妊婦一般検診を実施し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ってまいります。また、未来を担う子供を安心して生み育てやすい地域にするため、産科医の確保はもとより、不妊治療費助成や新たな産後ケア事業等を行い、より一層の環境づくりに努めてまいります。国民健康保険特別会計は非常に厳しい財政状況でありますので、特定健康診査、特定保健指導及び人間ドッグを積極的に推進して生活改善指導や重症化予防に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。介護保険特別会計につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、要支援の予防給付のうち、訪問介護、通所介護を介護予防日常生活支援総合事業へ段階的に移行するなど、介護保険制度の安定的な運営を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、地域の公民館で実施するころばん体操や認知症予防の脳トレーニング教室など、介護予防事業等を積極的に展開してまいります。地域環境の保全対策につきましては、指宿市環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には迅速に対応し、原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。また、本市に生息が確認されているヤンバルトサカヤスデ、メリケン

トキンソウ、オオキンケイギクなどの生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種のまん延防止、防除対策につきましては、広報誌や市ホームページ等により周知を図り、ヤンバルトサカヤスデの発生地域につきましては、薬剤散布を行ってまいります。生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道認可区域外の単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽に改修した方々に対し、補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。水道事業の給水区域外への飲料水供給対策につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安心して安全な飲料水の供給に努めてまいります。廃棄物処理の対策につきましては、現在改定中の一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみ減量を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化、環境教育や出前講座の充実、生ごみや古着の回収モデル事業の拡大など、今後も事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の構築を目指してまいります。また、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携しながら、指宿広域汚泥リサイクルセンターをはじめ、三つの施設の運営・管理を適切に行ってまいります。

次に、産業振興についてであります。農業につきましては、消費の伸び悩みや市場価格の低迷、産地間競争の激化など、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。これらを踏まえ、いぶすき農業支援センターを拠点に関係機関・団体等と連携を図り、本市の有利性を生かした営農体型を更に推進し、安心・安全な農畜産物の生産、恵まれた自然環境と土地資源を生かした生産性の高い経営の展開を進めてまいります。さらに、将来の地域農業の維持・発展を見据えた人・農地プランの細分化を進めながら、将来を担う農業後継者や認定農業者の育成を図るとともに、農地中間管理事業による担い手への農地集積や機構集積支援事業による遊休農地の発生防止・解消に努め、多彩な農畜産物を安定的に供給できる産地づくりを目指してまいります。また、6次産業の起業等により、自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援も努めてまいります。野菜や果樹につきましては鹿児島ブランドに指定されている、ソラマメ、実えんどう、マンゴー、更にはオクラなど重点品目の生産振興と品質向上や災害に強い安定した生産を進めるため、ハウス等の栽培施設の機械の整備を図ってまいります。また、消費者の安心・安全などの多様なニーズに対応するため、IPM防除技術や鹿児島の農林水産物認証制度を積極的に推進し、消費者に信頼される安心・安全な地域づくりを目指してまいります。花き・観葉につきましては、生産者や関係機関と連携しながら生産安定と品質向上に努めるとともに、観葉フェアなどを活用し販路開拓に取り組んでまいります。畜産につきましては、経営の安定化を図るため、肉用雌牛特別導入事業等や国・県の補助事業を積極的に取り組んでまいります。また、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病につきましては、畜産農家・関係機関と連携しながら引き続き防疫に取り組んでまいります。環境保全対策としては、マイエンザやその他の資材などの活用により、環境改善を図ってまいります。食育・地

産地消につきましては、安心・安全な地元農畜産物の消費拡大に向け、食育推進計画に基づく総合的な食育・産地消活動に取り組んでまいります。担い手育成・確保につきましては、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体に対し、関係機関と連携しながら中心経営体等施設整備事業などや融資制度の活用を進め、地域農業を担う人材の確保・育成に努めてまいります。農林畜産物の6次産業化につきましては、がんばる農業者・起業支援事業、6次産業化起業支援事業の展開により、農林畜産物の加工等による高付加価値化など起業活動の支援を図ってまいります。耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の保全に努めるとともに、畑かん施設の更新を行うなど、今後も農業生産基盤の整備を進めてまいります。また、地域住民共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の質的向上を図る活動を支援してまいります。林業につきましては、県や森林組合と連携し、施業の効率化を推進するとともに、間伐や主伐・再造林、地材地建の取組を推進します。また、治山事業の導入等により災害防止や保安林機能の強化を図ってまいります。このほか、松くい虫被害対策につきましても、薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入などを総合的に取り組み、必要な松林の保護に努めてまいります。水産業につきましては、浜の活力再生プランに基づき、持続的かつ安定的な漁業生産を実現するため、広域漁場整備事業による漁場・増殖場の整備や水産多面的機能発揮対策事業による藻場造成、マダイやヒラメの稚魚放流等を行い、つくり育てる漁業の推進を図ってまいります。また、魚食普及を目的とした地域特産魚による産地消の取組を支援してまいります。かつお節加工業につきましては、原料の安定確保のため、条件付き開港や無線検疫指定港の強みを生かし、トップセールスによる海外まき網船の誘致活動を一層強力に展開し、入港船の増加と水産加工業の振興に努めてまいります。山川漁港や川尻漁港、今和泉漁港の整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき推進してまいります。特に山川漁港につきましては、海外まき網船の安全・安心な入港を図るため、航路や港内の浚渫工事等の早期完成に向け促進してまいります。また、浚渫工事終了後は海外まき網船の3艘同時に接岸可能とする水揚げ岸壁の90m延伸工事及び高度衛生管理型市場の新設工事等により、よりよい漁港環境の整備に取り組んでまいります。商工業につきましては、地方創生総合戦略に基づく地域企業応援センター事業において、地元企業ガイダンス事業や創業塾開催補助など地元企業の振興や創業者支援、雇用安定に向けた事業を関係機関と連携を図りながら推進してまいります。また、新たに地域おこし協力隊の採用や歩いて楽しめるまちづくり事業を拡大して実施するほか、空き店舗活用促進補助事業や商店街参加補助事業など、商店街の活性化と賑わいを創出するための事業に積極的に取り組んでまいります。消費生活相談につきましては、速やかな情報提供と消費者啓発などに努め、消費者の安全・安心を確保するため、継続的に消費者行政に取り組んでまいります。地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を進めるとともに、平成29年4月には新しい民間航路として指宿

港・根占港間に高速船が就航いたしますので、山川・根占航路の利用促進と併せて更なる薩隅交流を進めてまいります。また、定住自立圏形成方針に基づき、市内循環バスのより効果的で効率的な新たな交通体系の構築に向け、地域の実態や課題等を調査し、分析をしております。特産品の振興につきましては、もうかる指宿クラスター事業を中心として、販路拡大セミナーなどの育成事業や、地域の資源を活用したヘルスケアビジネス創出事業で機能性分析を行ったかつお節やオクラを活用した商品、本市水産品を活用した商品の開発支援事業を行います。また、首都圏で開催される大型商談会への出店事業や、商談会等への出店を支援する特産品等販路拡大支援事業など、販路拡大に向けた取組も実施してまいります。併せて、主要産品である農畜水産品やかつお節等の加工品の販売促進や知名度向上の取組として、各関係経済団体と連携をして主要市場や流通旗艦店において、トップセールスをはじめとしたキャンペーン等を効果的に実施するとともに、かつお節等の主要産品のブランド化に向けた取組を実施してまいります。観光につきましては、九州新幹線鹿児島ルートの特設開業や観光客のニーズの変化による日帰り圏拡大により、宿泊観光客は年々減少しておりますので、NHK大河ドラマ西郷どんの放映に向け、これまで以上に官民連携を深め、オール指宿で観光振興に取り組んでまいります。本市には西郷隆盛が約1か月間滞在した鰻温泉をはじめ、山川港、篤姫、太平洋などゆかりが深く、積極的なPR活動や受入準備を早急に進めてまいります。また、外国人観光客の受入れ及び誘客につきましては、平成28年度に策定した香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づき、観光資源の磨き上げや受入環境の整備、誘客PRなどを南薩4市及び南大隅町と連携して事業に取り組んでまいります。国民宿舎かいもん荘跡地の活用につきましては、今回の募集で交渉権を獲得した業者が決定をいたしました。今後はこの事業者と協議を進め、1日でも早い宿泊施設整備を目指し、開聞地域の活性化につなげてまいります。唐船映そうめん流し事業につきましては、近年多くの外国人観光客が訪れており、これらに対応すべき施設の改善やサービスの向上に努めながら、これからも地域の財産として、市外はもとより国内外の利用客の方々に愛される施設を目指してまいります。温泉施設の砂むし会館砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、指定管理者と連携しながら施設の維持管理に努め、もう一度訪れたい温泉地指宿を目指して、より一層の健全運営とサービス向上を図ってまいります。また、温泉配給事業につきましては、経営内容を明確にし、より一層の経営の健全化及び事業の効率化を図るため、平成32年4月の公営企業会計への移行に向けた取組を進めてまいります。彩花菜館や活お海道の道の駅につきましては、新鮮な農産物や魚介類、かつお節の加工品等の宣伝販売を強化するとともに、観光交流の場として更に活用してまいります。かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターにつきましては、市民の憩いの場、健康づくりの施設として適正な修繕・維持管理に努めるとともに、効果的かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。本市の公共事業につきましては、国の施策、地域の

実情を踏まえた市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川・海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。基幹道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区国土交通省区間の鎮守山線道路改良舗装工事を引き続き実施してまいります。また、国の事業であります国道226号の北十町地区及び大園原地区の交差点改良と歩道整備を推進していくとともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線（池田工区）道路改良事業の整備促進により、市内のアクセス向上に努めてまいります。生活道路につきましては、新西方小牧線、柳田迫田線、山川兎ヶ水線、京田城街道線等の改良舗装工事を実施するとともに、NHK大河ドラマ西郷どん放送決定により、観光客が多数訪れることが予想されることから、山川成川鰻地区内の市道整備を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として橋梁補修工事、舗装修繕工事を実施してまいります。また、道路災害防除事業につきましては、岩本宮ヶ浜吹越線の法面対策を推進し、道路交通の安全を高めるよう努めてまいります。指宿港海岸の整備につきましては、直轄海岸保全施設整備事業の工事が進められているところであり、防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、瀬崎港海岸の高潮対策工事を引き続き実施をしてまいります。また、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び指宿港の社会資本整備総合交付金事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。都市計画につきましては、利便性に優れた快適なまちを目指し、都市施設の整備・改善を行い、魅力あふれる街並みの形成を図るため、次の事業を推進してまいります。土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら事業を推進してまいります。街路事業につきましては、国道226号歩道整備事業の進捗に合わせ、庁舎潟山線の実施設計及び土地買収を実施してまいります。都市公園事業につきましては、NHK大河ドラマ西郷どん放映の決定により、観光客が多数訪れることが予想されることから、隼人松原公園整備を実施してまいります。公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業と整合を図りながら面整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、浸水対策として弥次ヶ湯雨水ポンプ場の基本設計を実施するとともに、十町土地区画整理地区内の雨水幹線築造工事、旧潟口雨水ポンプ場取壊し及び吐口を実施してまいります。指宿市浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場及び下水管渠等の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づき実施をしてまいります。指宿市浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理には万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成をしてまいります。また、公共下水道事業につい

ては、経営内容を明確にし、より一層の経営の健全化を図るため、平成31年4月の公営企業会計への移行に向けた取組を進めてまいります。公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、団地の外壁改修工事等を実施し、市営住宅の安全性確保、環境改善を図るとともに、翌年度実施に係る設計委託及び建替事業に伴う基本設計業務委託等を実施し、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境を作ってまいります。住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震化改修に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。地籍事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。上水道につきましては、今後も市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして常に公共性と効率性を両立させながら、安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給し、安心・安全な給水体制の構築や老朽管・施設の更新を図ってまいります。施設整備事業につきましては、水源地、浄水場における施設の更新と池田配水池更新整備に向けた場外配管工事を実施してまいります。また、管路整備事業につきましては、排水管の新設・更新工事12件の整備を計画しており、水質管理の徹底等を含め、より安全で安定した給水の確保を図ってまいります。

次に、教育行政についてであります。本市では新たな教育委員会制度の下、総合教育会議において指宿市教育大綱を策定いたしました。この教育大綱に基づき、基本理念に心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を掲げ、同じく策定した指宿市教育振興計画後期計画に基づき、教育行政の推進に計画的に取り組んでまいります。平成29年度は、指宿市教育大綱及び指宿市教育振興基本計画後期計画の策定後2年となります。具現化できる施策を見える形で実行に移していかなければなりません。そのためには、できる可能性を探して、できることからやる、前向きな姿勢・取組が求められております。教育委員会では最重点施策といたしまして、つなぐをキーワードに学校や保護者、地域住民とのつながりを大切に、チーム市教委が一丸となって将来を見据えた学校規模の適正化、小中一貫教育を視野に入れた教育課程の研究、読書活動の推進を掲げて、推進してまいります。学校規模の適正化につきましては、指宿市望ましい学校づくり推進委員会を引き続き開催するとともに、児童・生徒数の推移や将来の学校規模等についての説明会を通し、市民の皆様の御理解をいただきながら開聞・山川地域では小中一貫校の設置、指宿地域では今後の小・中学校の再編も含め、よりよい学校の在り方について更に検討を深め、一定の方向性を示してまいります。学校の教育環境の整備につきましては、児童・生徒が安全で安心して学校生活を過ごすことができるとともに、災害時には避難場所として役割を担う体育館の非構造部材の耐震化を優先して進めながら、洋式化率の低い学校トイレの改修やICT環境向上のため、校

内無線LAN整備を年次的に取り組んでまいります。学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するため、小・中連携教育の推進に努めてまいります。さらに、保護者や地域の期待に応える教育を実現するため、学校運営協議会制度の充実を図るなど、信頼される学校づくりを推進してまいります。特に、確かな学力を身に付けさせるため、教員の授業力の向上に努めるとともに校種間や家庭との連携による学習習慣・生活習慣の改善を図り、学習意欲の向上や家庭学習の充実に取り組んでまいります。生徒指導の課題を解決するために、教職員の生徒指導力の向上や生徒指導体制の確立に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等の活用により、教育相談体制の充実を努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し学校と関係機関をつなぎ、問題行動の背景にある環境の改善を図ってまいります。児童・生徒の安全確保につきましては、緊急地震速報システムを活用した避難訓練や学校防災アドバイザーなどを活用した防災教育、教室及び校内・校外における安全指導を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民、関係機関等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに努めてまいります。学校給食につきましては、安心・安全でおいしい給食の提供と効率的な運営に努めるとともに、老朽化した設備・備品等の購入を進めてまいります。また、食育推進の観点から、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、地元農産物等の一層の利用を推進してまいります。指宿商業高等学校につきましては、特色ある教育活動として株式会社指商と地元企業等とが連携した実学によるビジネス教育の実践やキャリア教育の充実を図ってまいります。また、韓国語・中国語の選択学習においても、地域や地元企業、ホテル等と連携して実践・体験教育を推進し、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、指宿茶いっぺプロジェクトを更に充実させ、おもてなしの心を育ててまいります。引き続き、上級資格取得に向けて生徒の適正、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう推進してまいります。社会教育につきましては、生涯学習の推進のために中央公民館・校区公民館における市民講座等の充実を図ってまいります。また、各社会教育団体の活動充実のため、人材育成に努めてまいります。青少年教育につきましては、地域の教育力の向上を図り、体験活動や国内外の姉妹都市交流事業等を通して、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。また、夢を持つ子供を育成するため、トップアスリートを招へいしたところのプロジェクト夢の授業を引き続き推進してまいります。家庭教育につきましては、家庭教育学級の開設や校区公民館等を活用した子育て支援の充実を努めてまいります。読書活動の推進につきましては、ブックスタート事業に取り組むとともに第3次子ども読書活動推進計画を策定してまいります。文化の振興につきましては、文化祭やシルバー美術展を開催するなど、文化芸術活動の推進に努めてまいります。また、地域の

郷土芸能や伝統行事の保存継承のために発表の機会を設けるとともに、保存継承のための人材育成に努めてまいります。文化財の保護につきましては、市指定文化財今和泉島津家墓地の国指定史跡化事業に取り組むとともに、松尾城跡等指定文化財の保存と活用に努めてまいります。時遊館COCOはしむれでは、指宿まるごと博物館構想に基づいて市の魅力を発信することにより、郷土に根差したふるさと教育の推進と人づくりに努めてまいります。また、魅力ある博物館運営を展開するために、NHK大河ドラマ西郷どんにちなんだ企画展を開催してまいります。社会体育につきましては、各種大会等の開催や総合型地域スポーツクラブ等の支援、学校体育施設開放事業により市民一人1スポーツの実践を図り、健幸のまちづくりの推進に努めてまいります。平成32年、2020年に本県で開催される第75回国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体の成功に向けて、関係機関と連携を図りながら諸準備を進めてまいります。指宿総合体育館はバドミントン競技の国体開催準備を満たすため、大規模改修工事を実施いたします。併せて市民の体力・健康づくりの活動拠点及びスポーツコンベンションの推進を考慮した新たな施設として整備してまいります。また、競技団体等の育成・支援に努めるとともに、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しするなど、更なるスポーツの競技力向上に努めてまいります。

次に、平成29年度の当初予算の大綱について申し上げます。本市の財政状況は、集中改革プラン及び行財政改革行動計画に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営を目指して、行財政改革に取り組むとともに、財政調整に活用可能な基金の確保や健全化比率、経常収支比率の改善など財政の健全化が図られているところであります。しかしながら、今後の財政状況を見通すと普通交付税の段階的な減額や少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向は今後も続くことと予想されることから、市税収入の伸びは期待できない状況にある一方、国民健康保険特別会計の法定外による財政支援の継続や生活保護、子育て支援等の扶助費の増加は避けられない状況にあり、財政状況を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。このような財政状況を踏まえ予算編成に当たりましては平成30年1月放送のNHK大河ドラマ西郷どんや平成32年、2020年開催の第75回国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体に向けた対策及び子育てや高齢者の支援に向けた取組に加え、将来の財政負担も考慮しながら多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、あらゆる角度から事務事業の見直しを行うとともに、限りある財源を効率的、効果的に活用しながら予算の峻別化を図ったところであります。また、国の地方創生の推進に呼応した形で、今年度も引き続きまち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策にも積極的に対応するなど、予算の重点化に努めたところであります。歳出面では、物件費などの内部管理経費を削減する一方で、医療費等の社会保障関係費が増大する中、地域食材を活用した健幸メニューの開発やウォーキング・エアロバイク等を活用した市民の健幸づくりのための事業の推進、子育てや高齢者支援の環境整備としてのファミ

リー・サポート・センター事業や介護人材の育成事業の推進に加え、NHK大河ドラマ西郷どんの放映に対する観光誘客事業や駐車場等の整備、そして総合体育館の大規模改修等やホテルへの耐震化促進の補助及び防災計画の見直しなど、市民の安全・安心を守るまちづくりの推進事業費を充実したところであります。歳入面においても、ふるさと納税返礼品事業を積極的に推進し、ふるさと納税寄附金の更なる増収を見込み、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等の効果的な活用、また新たな行政課題や市民ニーズに対応する必要のある施策について、重点的な予算配分に努めたところであります。平成29年度の当初予算は一般会計249億4,000万円、国民健康保険特別会計、85億6,309万5千円、後期高齢者医療特別会計、6億4,563万3千円、介護保険特別会計、46億3,732万1千円、温泉配給事業特別会計、5,756万8千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計、2億5,190万円、公共下水道事業特別会計、12億605万5千円、水道事業会計では収益的収入7億5,168万円、収益的支出6億3,843万8千円、資本的収入1億5,759万円、資本的支出4億6,448万6千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と、歳入歳出予算の概要等についてはお示しのとおりでございます。

以上、向こう1年間の市政運営についての基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。少子高齢化社会の進行や先行き不透明な社会経済動向など、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、様々な課題が山積する中、この課題を乗り越え、未来を切り開いていくためには既成概念にとらわれない柔軟な発想と創造性を持って、職員一人ひとり、そして市民一人ひとりが未来を見据え、それを貫く強い意思を持って地方創生にしっかりと取り組む必要があると思っております。今後も厳しい行財政運営が続くことが予想される中、地方創生に積極的に対応するための指針でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略を力強く進め、豊かな自然や歴史・文化など本市の恵まれた地域資源を最大限に生かしながら、市民参画と協働によって本市の目指すべき将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け、誠心誠意、市政運営に取り組んでまいります。今後とも議員各位の御支援を心よりお願いを申し上げます。また、市民の皆様の積極的な市政運営への御参加と円滑な市政運営ができますよう、御理解と一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今次第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は補正予算に関する案件8件、契約に関する案件1件、条例に関する案件11件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件1件の計30件であります。議案第1号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、までの29議案につきましては、関係部課長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15億2,215万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を253億4,649万9千円にしようとするものであります。第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、10ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、債務負担行為の限度額の設定と各事業費の確定に伴い、期間及び限度額をそれぞれ変更するものであります。第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり事業債の追加と各記載事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。今回の補正の主な内容は、平成28年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額、又は不用額の整理等であります。なお、今回の補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業、休職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきましては、57ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。また、一般会計と各特別会計、水道事業会計の補正予算については、別冊の平成28年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の12ページをお開きください。議案第11号、指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われることから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。まず、指宿市情報公開条例の一部改正の主な改正内容ですが、個人情報の定義をより明確にするため、その他の記述等の定義を文書、図画に記載、若しくは電磁的に記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項とした

ものであります。

次に、指宿市個人情報保護条例の一部改正の主な改正内容ですが、指宿市情報公開条例の改正内容と同様に、個人情報の定義を明確化するとともに、特定の個人の身体的特徴を電子計算機のために変換した符号、役務の提供や商品の購入に関し、個人に割り当てられた符号、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載される符号等で規則で定めるものを個人識別符号として個人情報に定義付けしようとするものであります。更に、人種、信条、病歴等特に配慮が必要なものとして、規則で定めるものを要配慮個人情報として、新たに用語の定義付けをするものであります。なお、要配慮個人情報については、法令や条例で定めがある場合や審査会の意見を聴いて個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことのできない場合を除き、情報の収集はできないものとするものであります。また、個人情報を取り扱う事務の公文書に要配慮個人情報が含まれる場合は、その内容を個人情報取扱事務の登録簿に記載するものとするものです。保有個人情報の開示の請求があった場合において、開示請求者以外の個人に関する情報に個人識別符号が含まれている場合は、その情報を不開示とするものであります。情報提供ネットワークシステムを利用した情報の記録の訂正を実施した場合は、総務大臣及び法で規定している情報公開者又は情報提供者と同様に条例で定めている独自利用事務の連携に関する情報紹介者又は情報提供者についても書面により通知するものとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成29年5月30日から施行することとしております。

次は、提出議案の16ページをお開きください。議案第12号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成28年、人事院勧告の趣旨に基づいた市職員の扶養手当の額を改正及び住居手当の支給対象者を改正するため、この条例の関係条文を改正しようとするものです。

次のページをお開きください。主な改正内容は、まず扶養手当の改正について、配偶者に係る扶養手当の月額を1万3千円から6,500円へ引き下げ、満22歳に達するまでの子に係る扶養手当の月額を6,500円から1万円に引き上げるよう改正するものであります。併せて配偶者のいない職員については、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達するまでの子、孫及び弟妹の1人分の扶養手当の月額1万1千円を廃止するものであります。

次に、住居手当の改正では単身赴任している職員の配偶者等が居住するために職員自らが住宅を借りていた場合、その職員に対し住居手当の2分の1に相当する額を支給するものであります。

なお、附則において、施行期日を平成29年4月1日としており、扶養手当の特例として平成29年度においては配偶者に係る扶養手当月額を1万円に、満22歳に達するまでの子に係る扶養手当月額を8千円とし、配偶者がいない場合は、うち1人については1万円に、また配偶者及び満22歳に達するまでの子がいなない職員については、満60歳以上の父母及び祖父母、満22

歳に達するまでの孫及び弟妹の1人分の扶養手当の月額を9千円にするよう経過措置を設けているものであります。

次は、提出議案の21ページをお開きください。議案第13号、指宿市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、消防組織法の規定に基づき、本条例の所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。改正の内容でございますが、消防団員の任命については、消防団長は消防団の推薦に基づき、市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命すると消防組織法に規定されていることから、本条例第4条の条項を改めようとするものです。

なお、附則において、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の23ページをお開きください。議案第14号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。改正の主な内容は、条文で引用している法律の条項の改正と、別表第3において、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務で取り扱える特定個人情報を改正された法律と同様に追加するものであります。

なお、附則において、この条例は平成29年5月30日から、ただし、別表第3の改正規定は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の48ページをお開きください。議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算について、から、提出議案の55ページ、議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の平成29年度施政方針と予算の大綱の中で、一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要をお示しし、また別冊の平成29年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 命によりまして、市民生活部所管の議案について御説明申し上げます。提出議案の25ページをお開きください。

議案第15号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法の一

部改正及び地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正が行われたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、次のページをお開きください。第1条は、指宿市税条例の一部改正について、であります。附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン控除の適応期限を現行の平成41年度までを、平成43年度までとし、2年間延長するものであります。第2条は、指宿市税条例の一部改正について、であります。第2条では、平成31年10月1日の消費税率10%への引上げ時期に合わせ、法人市民税の法人税割の税率を引き下げる改正と軽自動車税の環境性能割を導入する改正を行うものであります。まず、第34条の4においては、地方税法の改正により、法人税割の制限税率が100分の12.1から100分の8.4に改正されたことから、この制限税率を適応している本市においても同様の税率改正を行うものであります。次に、消費税率10%への引上げ時期に合わせ、自動車所得税が廃止されることに伴い、平成31年10月1日以降に取得した三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割が新たに導入されることから、現行の軽自動車税を環境性能割と種別割に区分する改正を行うものであります。軽自動車税は、現在、電動機付自転車、軽自動車及び小型特殊自動車等の車種区分に応じて、その所有者に対し、課税しておりますが、第80条において、平成31年10月1日以降に取得した三輪以上の軽自動車の取得者に対しては、新たに軽自動車税の環境性能割を課税し、現行の軽自動車税については、平成32年度から名称を種別割として課税することになります。環境性能割の税率については、28ページの第81条の4及び31ページの附則第15条の6において、燃費基準値達成度等に応じて1%、2%、3%と規定し、30ページの附則第15条の2において、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は当分の間、県が行うとしております。附則第15条の5では、市は徴収金として払い込まれた額に政令で定める率を乗じて得た額を徴収取扱費として県に交付する内容となっております。なお、市税条例の一部改正を第1条と第2条に分けておりますが、施行期日を平成29年4月1日とする改正と、平成31年10月1日とする改正があるためでございます。第3条は、指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、であります。平成26年第19号の改正条例において、平成27年4月1日以降、最初の新規検査を受けた軽三輪及び軽四輪については、新税率を適応し、附則第6条により、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた軽三輪及び軽四輪については、旧税率のままとする軽自動車税に関する経過措置を設ける改正を行いました。今回の軽自動車税の環境性能割の導入に伴いまして、軽自動車税が環境性能割と種別割に区分されること及び環境性能割に関する条項の追加等を行うことから、附則第6条の字句及び引用条項の整理を行うものでございます。33ページの第4条では、指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、であります。平成28年第21号の改正条例において、軽自動車税の環境性能割の申告納付に係る延滞金について規定しましたが軽自動車税の環境性能割の導入が平成29年4月1日から平成31年10月1日に先送りされることから、附則第1

条第3号に規定している施行期日を，平成29年4月1日から平成31年10月1日に改正するものでございます。第5条は，指宿市税条例の一部を改正する条例の一部改正について，であります。平成28年第28号，第28号の改正条例において，軽自動車税のグリーン化特例について，現行の特例措置を1年間延長する改正を行いました，附則において，経過措置を規定していなかったことから，軽自動車税に関する経過措置の規定を追加するものであります。なお，附則につきましては，改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は，提出議案の35ページをお開きください。議案第16号，指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について，であります。

本案は，指宿広域市町村圏組合が管理する新ごみ処理施設の完成に伴い，本年4月から当該施設で指宿市全域のごみを処理することから，この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので，次のページをお開きください。第3条は，新ごみ処理施設の完成に伴い，指宿市清掃センター内で稼働するごみ処理施設は安定型埋立処分場のみとなることから，表中の施設の名称を指宿市清掃センターから指宿ごみ処理場に変更し，併せて指宿ごみ処理場，山川ごみ処理場及び開闢ごみ処理場の安定型埋立処分場に搬入できる一般廃棄物の品目を定める項を追加しようとするものでございます。次に，第4条は，指宿ごみ処理場の使用を停止する日を同敷地内の新ごみ処理施設の停止日と同じくするために改正しようとするものであります。次に，第9条は，本年4月から家庭が直接搬入する分別された資源ごみは，新ごみ処理施設で処理されること，また台風，地震，その他の天災により家庭から発生したごみの処理手数料は，これまで免除の手続きの上，無料としておりましたが，これを手続なしで無料とするために改正しようとするものであります。次に，第14条は，一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の処理費用については，本年4月から当該廃棄物を新ごみ処理施設で処理することから，処理費用に係る定めを削るものでございます。次に，第15条は，第9条の改正に伴い，ごみ処理手数料の免除の対象を変更しようとするものであります。次に，別表第1は，指宿ごみ処理場に係る一般廃棄物処理手数料を山川ごみ処理場及び開闢ごみ処理場の処理手数料に統一するために改正しようとするものであります。

なお，附則において，この条例の施行日を平成29年4月1日としております。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 命によりまして，健康福祉部所管の議案について御説明申し上げます。提出議案の38ページをお開きください。

議案第17号，指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について，であり

ます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。改正の内容は、養子縁組里親が法定化されることに伴い、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の第2条第4項に引用する児童福祉法第6条の4第1項を第6条の4に改正するものであります。

なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、命によりまして建設部所管の議案について御説明申し上げます。提出議案の9ページをお開きください。

議案第9号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の締結について、であります。

当該協定の締結につきましては、随意契約により1月27日、日本下水道事業団と仮協定を締結いたしました。本協定の締結につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。協定の目的は、指宿市浄水苑の自家発電設備機器及び水処理設備機器等の更新工事であります。協定金額は3億3,199万円で、協定の相手方の日本下水道事業団につきましては、地方公共団体の出資によって設立された官業代行機関として全国でも多くの下水道施設の再構築業務に携わっている団体であります。

次は、提出議案の44ページをお開きください。議案第20号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、新潟口雨水ポンプ場の完成に伴い、この条例を所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。改正の内容につきましては、建設中である潟口雨水ポンプ場が今月末に完成し、3月1日からの稼働を予定していることから、当該ポンプ場の位置を指宿市大牟礼5丁目4番14号から指宿市大牟礼5丁目3番7号に変更するものであります。

次は、提出議案の46ページをお開きください。議案第21号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。新たに市道認定しようとする宮之前西線は、指宿市西方地内の西方字丸山から西方字丸山までの延長173mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（長山君代）** 命によりまして、教育委員会所管の議案について御説明を申し上げます。提出議案の40ページをお開きください。

議案第18号、指宿市図書購入基金条例の一部改正について、でございます。

本案は、基金の設置目的である図書購入の充実を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次のページをお開きください。改正の主な内容は、寄附者の意向である図書購入に役立てる目的を十分生かせるように、基金の運用を果実運用型から取崩型へ改正するものであります。併せて条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の42ページをお開きください。議案第19号、指宿市立公民館条例の一部改正について、でございます。

本案は、地域における円滑な社会教育事業の推進を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。改正の内容は、徳光校区公民館の位置を指宿市山川大山1150番地1から指宿市山川岡見ケ水331番地に、利永校区公民館の位置を指宿市山川大山1150番地1から指宿市山川利永468番地に変更するものでございます。

なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** 選挙管理委員会所管の議案について、選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので御説明申し上げます。提出議案の10ページをお開きください。

議案第10号、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。改正の主な内容は、一般運送契約以外の選挙運動用自動車に係る借入契約による使用の限度額について、これまで1日当たりの使用限度額1万5,300円を1万5,800円に、同じく一般運送契約以外の選挙運動用自動車の燃料費について、これまで1日当たりの使用燃料の限度額7,350円を7,560円に改正するものであります。次に、選挙運

動用ポスターの1枚当たりの作成単価を算出するための基準額がこれまで510円48銭であったものを525円6銭に、また、加算額を8万4千円から8万6,400円に改正するものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとし、適用区分としてこの条例の施行の日以後に告示される指宿市議会議員選挙又は指宿市長選挙から適用し、前日までに告示される同選挙については、従前の例によることとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** ただいま、議題となっております議案第1号から議案第29号までの29議案に対する質疑等は、2月27日に行います。

#### △ 議案第30号上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第32、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** それでは、御説明申し上げます。提出議案の56ページをお開きください。議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、開聞地域の委員であります坂元明子氏が本年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には平成26年7月から開聞地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △議案第30号（質疑，委員会付託省略，表決）

**○議長（松下喜久雄）** これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

#### △ 平成28年陳情第9号の取下げの件

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第33、平成28年陳情第9号の取下げの件を議題といたします。

平成28年陳情第9号、地熱発電所新設に関する反対陳情書は、お手元に配布してあります写しのとおり、陳情者からこれを取り下げる旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております平成28年陳情第9号の取下げの件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第9号の取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情一括上程(委員会付託)

**○議長(松下喜久雄)** 次は、日程第34、新たに受理した請願、陳情を議題といたします。

請願第1号、地熱開発事業に対して説明を求めるための請願書、陳情第1号、サッカー場整備に関する陳情書、陳情第2号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書、陳情第3号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書、陳情第4号、さつき園の給食の強化に関する陳情書及び陳情第5号、地熱発電所新設に関する反対陳情書の請願1件、陳情5件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう

お願いいたします。

#### △ 特別委員の補欠選任

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第35、特別委員の補欠選任を議題といたします。

既に設置されております、公共施設の在り方調査研究特別委員会の委員に欠員が生じておりますので、委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において新川床金春議員を指名いたします。

#### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 下川床 泉

# 第 1 回 定 例 会

平成 29 年 2 月 27 日

(第 2 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年2月27日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第3 議案第2号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第3号 平成28年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第4号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第5号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第6号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第8 議案第7号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第8号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第9号 指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（H28長寿命化）工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 議案第20号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第15号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 市道の認定について
- 日程第23 議案第22号 平成29年度指宿市一般会計予算について
- 日程第24 議案第23号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第29号 平成29年度指宿市水道事業会計予算について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番議員 外 菌 幸 吉	2 番議員 白 山 正 志
3 番議員 恒 吉 太 吾	4 番議員 井 元 伸 明
5 番議員 吉 村 重 則	6 番議員 西 森 三 義
7 番議員 浜 田 藤 幸	8 番議員 東 伸 行
10番議員 森 時 徳	11番議員 高 橋 三 樹
12番議員 福 永 徳 郎	14番議員 前之園 正 和
15番議員 木 原 繁 昭	16番議員 中 村 洋 幸
17番議員 新川床 金 春	18番議員 下川床 泉
19番議員 新宮領 進	21番議員 松 下 喜久雄

1. 欠席議員

- 9 番議員 高 田 ちヨ子

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	山 下 康 彦	教 育 部 長	長 山 君 代
山川支所長	馬 場 久 生	開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	総 務 課 長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	市民協働課長	田 畑 喜 史
商工水産課長	山 元 成 之	建設監理課長	田 之 上 辰 浩
水 道 課 長	川 口 光 志		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	嶺 元 和 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領進議員及び外菌幸吉議員を指名いたします。

△ 議案第1号～議案第9号及び議案第20号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第1号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第11、議案第20号、指宿市下水道条例の一部改正について、までの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第20号までの10議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第20号までの10議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号から議案第8号まで、及び議案第20号の9議案を一括して採決いたします。

9議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号まで、及び議案第20号の9議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第10号～議案第19号及び議案第21号～議案第29号(質疑、委員会付託)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第12、議案第10号、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、から、日程第30、議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、までの19議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第19号まで、議案第21号及び議案第23号から議案第29号までの18議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第22号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長(松下喜久雄) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新宮領 進

議 員 外 蘭 幸 吉

第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 15 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年3月15日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員 | 白 山 正 志 |
| 3 番議員 | 恒 吉 太 吾 | 5 番議員 | 吉 村 重 則 |
| 6 番議員 | 西 森 三 義 | 7 番議員 | 浜 田 藤 幸 |
| 8 番議員 | 東 伸 行   | 9 番議員 | 高 田 ちよ子 |
| 10番議員 | 森 時 徳   | 11番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 12番議員 | 福 永 徳 郎 | 14番議員 | 前之園 正 和 |
| 15番議員 | 木 原 繁 昭 | 16番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 下川床 泉   |
| 19番議員 | 新宮領 進   | 21番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

- 4 番議員 井 元 伸 明
- 

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |

|          |       |        |       |
|----------|-------|--------|-------|
| 総務部参与    | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長    | 川路潔   | 財政課長   | 上田薫   |
| 市民協働課長   | 田畑喜史  | 長寿介護課長 | 西浩孝   |
| 地域福祉課長   | 山口保   | 健康増進課長 | 前菌千秋  |
| 商工水産課長   | 山元成之  | 観光課長   | 今柳田浩一 |
| 建設監理課長   | 田之上辰浩 | 水道課長   | 川口光志  |
| 行政改革推進室長 | 鳥越克史  |        |       |

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、白山正志議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、木原繁昭議員。

○15番議員（木原繁昭） 皆様おはようございます。15番、木原繁昭です。

まず初めに、今3月末をもちまして退職されます職員の皆様、長い間市政発展のため御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に心より敬意を表し、感謝申し上げます。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を今後も指宿市発展のためお貸しいただき、御活躍いただきますようお願い申し上げます。本当に長い間御苦勞様。ありがとうございました。

それでは、通告に従い本議会の最初の一般質問をさせていただきます。

観光客数等の傾向についてですが、昨年4月14日からの一連の熊本地震により、ゴールデンウィーク時等予約の大幅なキャンセルが相次ぎ、我が指宿市も経済的にも多大な影響を受けたわけですが、国も復興割等の支援をし、その回復に努めていただきました。2011年九州新幹線全線開通により、観光客の入込数は増加したのではと思いますが、指宿に観光に来て宿泊をせず帰られる方も多くなったようなことも聞いております。その辺の動向について伺いいたします。

次に、外国人観光客についてですが、日本へのインバウンド客がゴールデンルートと言われている東京、京都、大阪や北海道、沖縄が特に多いと聞いておりますが、九州訪問は訪日リピーターが高いというアンケート等があるようです。我が指宿市へもここ近年外国人客の伸びに勢いがあつたのではと思いますが、九州全体、熊本地震による落ち込みの影響はかなり高かったと思われまふ。日時が経ち、回復傾向にあるとは思いますが、我が指宿市への外国人の観光客の動向について伺います。

次は、観光協会とのワンフロア化についてですが、市長は施政方針と予算の大綱で、西郷どんや国民体育大会等に向けた受入体制の強化、インバウンド対策など観光振興に対する取組について今後官民一体となった更なる推進を図るため、平成30年度を目途にワンフロア

化に取り組むということですが、場所とハード的にはどのような形になるのか伺います。

3番目の菜の花マラソンについて、外部評価対象事業に対する評価結果としてのいぶすき菜の花マラソン実行委員会負担金について。今回の評価となったことをどのような形で検証し、そのような評価になったのかをお伺いします。

4番目に、昨年9月の台風16号により体育館など市の施設、民家、農作物等大きな被害を受けました。また、倒木や道路の被害も多く、我が指宿市としてもその回復に必死であり、多大な予算を費やしております。元湯もまた大きな被害を受け、応急処置の青いシートを掛けておりますが、雨が降ると柱や壁を伝って雨漏りがし、壁などが濡れているようです。遅くなるほどカビの発生や腐敗が進み、ますます老朽化が懸念されます。現状及び改善等の計画についてお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 観光客数の傾向についてでございますけれども、県全体の動向につきましては、宿泊客数は近年は外国人観光客の増加などの理由により増加傾向にありましたが、平成28年度は、熊本地震の影響により若干減少する見込みでございます。本市におきましては、入込客数は現状を維持しておりますけれども、宿泊観光客数は年々減少しているところでございます。その要因といたしましては、旅行形態が団体旅行から個人型へ変化したことで、移動に便利な方がいい、また、安価なホテルに宿泊して、夕食は外で食べたいなどの理由もあり、鹿児島中央駅付近のビジネスホテルに宿泊する方が多くなっている現状がございます。本市は鹿児島市から車やJRで約1時間で移動できる距離であるため、日帰り圏域となっていることなどが考えられるところでございます。なお、平成28年度は、4月に発生いたしました熊本地震の影響でキャンセルが相次ぎ、観光産業は大きな打撃を受けました。その影響を最小限にとどめるために、市の商品券付き宿泊プランを実施し、同時期の国の九州復興割の相乗効果もあり、7月以降は宿泊客数は増加してまいりましたが、1年間のトータルで見ますと、宿泊客数は前年よりも落ち込む見込みでございます。

次に、観光行政、観光協会とのワンフロア化についてでございます。本市におきましては、九州新幹線鹿児島ルート全線開業による目的地への移動時間の短縮や、観光客の旅行形態の変化に伴い、日帰りで観光ができる圏域が拡大したことなどにより、宿泊観光客については年々減少しております。このような状況の中で、NHKの大河ドラマ西郷どん放映が決定したことから、これを千載一遇のチャンスと捉え、鰻温泉や篤姫など、西郷どんとの縁を全国にPRすることにより、宿泊観光客の増加を図る必要があります。更に今後は鹿児島国体、東京オリンピック、パラリンピックなどに向けた受入体制の強化、あるいは増え続けておりますアジア圏を中心とした海外からの観光客へのインバウンド対策など、様々な観光振興に取り組んでいく必要がございます。このような取組に関し、より効果的・効率的に事業を進めていくためには、官民一体となった推進体制が不可欠であることから、今後観光協会とのワンフロア化に取り組み、本市の更なる観光振興を図るものでございます。ワンフロア

化の場所等につきましては、現在のところ未定であります。観光客や市民の利便性等を考慮した上で、観光協会と調整を図りながら、今後適切な場所を選定してまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 外国人観光客の動向につきましてですけれども、本市の平成27年外国人観光客数は6万1,948人で、平成28年は、現在集計中でございますけれども、4月に発生した熊本地震の影響により、一時期は落ち込みましたけれども、平成27年を約3,000人程度上回るのではないかと予想しているところでございます。

次に、元湯温泉の現状及び改善についての御質問でございますけれども、元湯温泉は昨年台風16号の強風を受け、屋根に大きな被害を受けております。台風通過後速やかに現場の後片付けを行うと共に、ブルーシートで屋根を覆うなどの仮復旧を行い、平成28年9月24日から営業を再開しております。今回の台風は非常に強い勢力を維持したまま上陸したため、広範囲で多くの家や施設が被災し、建設業関係者の確保が困難な状況となったことから、本格的な復旧までには至っておらず、現在も仮復旧のままとなっているところでございます。ただ、現在は屋根の復旧の設計業務を終わり、予定では平成29年3月22日の入札を経て、平成29年6月10日には補修工事も終わる予定となっているところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 菜の花マラソンについて、行政改革評価についての御質問です。事業の評価は、指宿市補助金等の適正化に関する条例に規定する補助金等の評価及び見直しに基づき、第三者機関である指宿市行政評価委員会の答申を受け、この評価を基に市として最終評価を行うものであります。行政評価委員会におきましては、担当課から提出された資料に基づきまして聞き取り調査を実施し、評価を行っております。今回の評価につきましては、指摘事項として3点ほどございます。まず、第1点目に、予算編成や執行において契約方法など透明性・公平性を確保し、厳しいコスト意識を持って歳出の削減に努めるべきであると評価をいたしております。提出された資料等に基づいて聞き取り調査をした中で、1社随契が多々見られたというようなこと等も考え、このような評価にしたところでございます。それから2点目に、本大会については、多くの方が参加するイベントに成長したことから、参加料等の自主財源による運営に向けた取組を進めるべきであると評価をしております。事業費、予算規模で申しますと、1億円を超える予算規模になっております。そのようなことから、参加料等の自主財源によって運営の取組を進めるべきであるというような評価をいたしているところでございます。

それから3点目に、基金積立については、目標金額の設定や要綱を制定することにより積立方法の基準や目的などを明確にすべきであると評価をいたしております。この積立金につきまして、文書化された要綱と、それから目的等が明確にされておられませんので、そこを明確にすべきであると評価をいたしているところでございます。このように、早急に改善すべ

き点が見受けられることから、コスト意識や自主財源による運営等を視野に入れた負担金の縮小に向けた改善という評価をしたところでございます。なお、大会運営については、鹿児島マラソンの影響等を踏まえ、今後新たに地元や県内の参加者を誘引するような対策を講じて、更に活気ある大会にすべきであるとしております。この菜の花マラソンの評価につきましては、その今まで育んできた日本一のおもてなしの大会となっておりますので、そこについては評価をいたしますけれども、その予算編成と、それから自主基金積立等についての評価をしたというふうなことでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 耳の聞こえがちょっと悪いので、集音器を付けさせていただきます。最初の観光客数の傾向について、引き続き質問させていただきます。我が指宿市は、観光による経済割合も高いわけですが、これからの日本の人口減を考えると、指宿の観光関係者は特に不安もあろうかと思いますが、地方創生の鍵は外国人旅行者への働きかけでいかに増やしていけるかだと思います。効率の良さを考えると、アジアに限ってもいいのではと思います。世界観光の動向は毎年4、5%の伸びだそうであります。日本への訪日外国人旅行者は2015年1,974万人、2014年統計で世界で22位、アジアで7位で1,341万人だったそうです。ヨーロッパ等はそれぞれ近い関係で、陸路で行けるところも多いわけで、順位等いくら日本はハンデもありますが、飛行機の発達や所得の向上により、東日本大震災で落ち込んで以降、日本もここ近年驚くほど伸び率が高くなっております。また、その割合は特にアジアからの客が80%ほどのようです。アジアからの客が特に多いということ、近いという意味では温泉アイランドとして九州は条件がいいのではと思われまます。我が指宿市は、その中では地理的条件が良いとは言えませんが、バス代の援助等アイデアを絞っているようです。これからもどのような考えで外国人からの入込客増を考えていますか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今指宿市に宿泊してる全体の宿泊数といたしまして、約65万人程度の宿泊が見込まれる中、外国人につきましては6万5,000、この数字も年々、今年は熊本震災の関係で若干伸び率が落ちたわけですが、これまで順調に伸びてきております。しかしながら、そういう意味でいけば、まだ9割が国内旅行ということになっておるんですけども、やはり伸びしろが一番大きいのは、今議員が御指摘のようなアジア圏域を対象とした観光客であろうというふうに想定をしているところでございます。そういう意味で、私どもとしましては、外国人観光客が指宿で安心して観光していただきますように、まずはハード面につきましては、これまで市内観光施設等に10か所のWi-Fiの設置、そして指宿駅を中心とした多言語のサイン整備などを行ってまいりました。また、宗教上の理由により、人に肌を見せることに抵抗があって、大浴場の利用ができない方、イスラム圏のことを想定しておりますけれども、こういう方々に対しまして、砂楽敷地内に個室シャワーを現在建設しております。完成までもう間近になっております。この他、平成27年度と28年度におきましては、民間の市内宿泊施設13社が国の宿泊施設インバウンド対策支援事業補助金を活用い

たしましてWi-Fiの設置やトイレの洋式化、多言語対応のためのタブレット端末の導入に取り組んでいるようでございます。一方、ソフト面につきましては、台湾の方を現在観光課内に国際観光推進員として雇用し、台湾への情報発信の強化、そして台湾の方の特性などを理解していただくための台湾講座などを行っており、そしてまた、指宿観光案内所には、今度は中国の方を臨時職員として雇用をして、中国語で案内できるようにしております。更にイスラム教徒であるムスリムの受入れに対する理解を図るために、観光関係者向けのセミナーを実施するなど、受入体制を整えているところでございます。この他、香港につきましては、南薩4市及び南大隅町と4市1町で連携を図り、香港の月刊旅行雑誌への特集の掲載、ネット上での影響力のあるブロガーの招請などを行って、積極的に誘客を図っているところでございます。また、平成29年度におきましては、国の補助事業の対象外である観光施設などに対しまして、市単独で外国人観光客を受け入れるための環境整備に対する補助事業を実施したいと考えているところでございます。今後も観光客、外国人観光客の動向を分析しながら、受入環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 今の部長の答弁、いろいろな施策を考えていただいて、大変頼もしい限りでございます。2015年九州へは外国人客の前年比増が69%だったそうです。熊本地震の前になりますけれども、2014年に対しての比でございます。アジアに近い地の利があるようで、今年の熊本地震による過度のマイナスイメージは持たれていないようです。知っている、行ってみたいは別府より鹿児島だそうであります。何を目的で九州へ。1位は自然風景、2位は日本料理、3位ご当地グルメ、4位は温泉、5位宿泊だそうです。指宿は全部揃っています。満足度になりますと1位温泉、2位日本料理、3位自然風景だそうです。温泉に関しては入浴したいが50%、水着で入浴したいが25%だそうです。先ほど砂楽の個室の話がございましたが、シャワーの。指宿のホテルで水着で入浴できる場所はありますか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 正確には全て把握はしておりませんが、1ホテルがあるようでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 1ホテルあるということでございます。できれば、先ほどの入浴したいが50%、水着で入浴できればというのが25%もあります。是非、他のホテルにも働きかけて、そういう水着で、生活習慣上裸で、特に混浴とかしない件もございまして、その辺をホテルの方に働きかけていったらいいんじゃないかと思えます。そのたくさんの方が、また、一番満足度ナンバーワンの温泉ということですので、その辺がまたいろいろな意味で来ていただく要素になるんじゃないかと思えます。発電は抜きにして、たまたま箱温泉のところに水着で入浴できる設備を考えてみてもいいのではと思えますが、その辺についてはどのように思えますでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今年の地熱の恵みプロジェクトの中で、我々観光としましては、まさしく今議員がおっしゃったように、外国人並びに国内のそういう25%の比率を占める水

着のお客様というものを取り込んで、なおかつ宿泊していただくという考えの下で計画をしたわけですが、現在のところ、その熱水供給というものが地熱発電の余剰熱水ということでしたので、その計画については今現在凍結されているところでございます。ただ、やはり今そういう様々なニーズがある中で、一つはそういうことも含めて砂楽の個室シャワーも建設したわけですが、やはり、このままではなかなか新しい観光の目玉というのを作りにくい状況でございますので、今ヘルシーにつきましては、自噴している水蒸気等の泉源がありますので、そのようなところがしっかりと管理ができるような泉源のまです整備を行った後に、そういう温水プールの的なものができるかできないかというものは、今後検討していく必要があるというふうに認識しております。

**○15番議員（木原繁昭）** 発電はやっぱり多くの温泉を使う下の方を掘ったとしても、確かに影響は心配されるわけですが、だんだんだんだん下から上に上がる熱でございますので。今湧いてるとか、一般的にそんなに大きくなくてもいいと思うんですよ、その水着で入られるお風呂ですね。そういうのを是非前向きに検討していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか、前向きに検討するということで。

**○市長（豊留悦男）** 先日機会を捉えて、あるホテルの温泉を利用させていただきました。なんと浴衣で入る外国人が多数おりました。私もそのことについて、日本の温泉文化についての説明をさせていただきました。砂むしは浴衣で入る。スリッパで行く。そのホテルの一番の問題は、スリッパで脱衣場に上がって、そのまま浴衣で入る客が多いと。しかも、夫婦で来られたようなところは浴衣を着て相手の伴侶、いわゆる旦那さんを迎えに入ると。実は何回か私もその現場に出くわしました。温泉文化、砂むし文化というのをやはり外国の方々に、特にインバウンドには理解していただくと同時に、そういう文化に親しめるような場所というのは、作っていかなくてはならないと考えております。今週の日曜日、開聞岳登山、いわゆる山開きがございました。その後たまたま箱温泉を見学し、その職員にも話を聴きました。なんと午前中でありましたけれども、レンタカー、県外の車がいっぱいでございました。脱衣場、それが足りるのだろうかという懸念を持ちながら付近を散策し、今後あの界隈を観光地として生かすにはどのような施策を講じるべきか、深く考えさせられました。やはりたまたま箱温泉を含めて、指宿の観光の魅力というのは温泉であろうし、食であろうと考えたところであります。そういう意味からも、日本に誇れる、世界に誇れる温泉地として、様々な観点から検討を加え、今議員の御提案のありましたようなことにつきましては、実現に向けて最大限の努力をしていかなければならない。それが外国からおいでくださるお客様への指宿のおもてなしであろうと思っております。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非できるだけ早くという形で実行に向けて動いていただければと思います。先ほどの市長のあれにもありましたが、旅行での不安は1位が浴衣で入るとか、風呂にそのまま入るとか言葉の関係ですが、言語、言葉に対する不安だそうで、40%だそう

でございます。2位が決済の利便性向上が24%だそうです。今スマホのアプリに翻訳のできるアプリがありました。無料アプリですが、昨日指宿駅の龍さんに話し掛けていただいたり、聴いてみました。観光案内所のところに先ほど部長が言われましたあの中国の方ですね。それでそのスマホで話し掛けてみたり、こっちで日本語でしたりしたのを聴いてみました。そしたら使えそうでした。彼女が言うことにはですね、認識力が80%から90%くらいはあるのではということでした。例えば英語とか韓国語とか設定すれば中国語も二つほどございましたけれども。それからフランス語、何でもやれます。指宿にこれから外国からの客を増やすためにも、旅行の不安の1位解消の手助けになるのではないかと思います。市民に何らかの方法で伝えることはできないか、そういう気はないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かに外国人が具合が悪くなったときに、まずそれを受け入れる医療機関というものにつきましても、そういう言語が堪能なスタッフというのが、十分に配置はされていないというのが現状でございます。そこで市としまして、国の方が、国の官公庁の方で、具合が悪くなったときのガイドブックということで、指差し会話集というものを作っております。この指差し会話集というものにつきましては、非常に事細かく体のどの部分がどういうふうにあるということが5か国語の言語で表示をされ、それを見た形で外国人の方が自分の症状を訴えて、それを医師が確認をすると。それは当然日本語が付いているわけですので、そういう中で対応をしていくということが今指宿市として取れる最善の策であろうと思いますので、そういう指差しの具合が悪くなった時のガイドブックというものにつきまして、観光協会、観光案内所等に、市内の主要な観光施設等にそれを置いて、なるべく外国人の方が安心して旅行ができるような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** スマホのですね、その翻訳機能、ものすごく彼女が言ったように80から90%あるようです。どこののも使えます。是非役場の方でも研究していただいて、かなり認識力があるようですので、教育委員会の方になりますか、場合によってはもう子供たちは知ってるかもしれません。そういう面では是非研究していただいて早く市民に知ってもらって、こちらから例えば香港の方がいましたら香港に合わせてこっちからどこへ行かれるんですかとか、日本語で言えば、そっちの香港の言葉で、英語に設定すれば英語でそれがスマホが喋ってくれますので。相手に喋ってもらうときは、相手の言語のところを押して向こうに喋ってもらえば日本語で答えてくれますので。文字も出ますし、言葉も出ますので、是非研究していただいてですね、普及に努めていただきたい。普及に努めていただきたいと言いますか、使用できる形をお知らせできたらと思うんですが、もう1回。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今現在そのスマホのやつにつきましては、唐船峡そうめん流しの方で既に活用して、外国人の方々等もそれで意思疎通を図っているようでございます。そういう意味で、あと砂楽とかそういう部分についても、その情報は伝えておりますので、今後

そういうソフトを使ったですね、専門的な人材の確保よりもより安価にと言うか、スピーディーにそういう体制が整えられると思いますので、その辺の普及については、十分今後も進めていきたいというふうに考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非早いスピードで市民にお知らせしていただきたいと思います。

次に、観光協会とのワンフロア化についてですが、観光協会に職員を派遣することは、いろいろなイベントにこれまで以上に財政面のほかに労力でも応援するのかなと思いましたが、ワンフロア化に取り組むための組織体制の構築のためということですが、具体的には29年度はどのような活動、仕事をするのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 観光協会が日頃から取り組んでいる公益事業を支えるための収益事業の安定確保や、イベント事業等の実施に向けた組織体制の強化を更に進めたいと考えているところでございます。また、観光協会とのワンフロア化を具現化するための仮称であります。観光コンベンション協会なるものの設立に向け、観光協会と連携しながら、この組織体制構築の企画、調整を行う計画であります。イベントやキャンペーンなどの観光客誘致に向けた様々な施策に対して、観光協会と市が一体となって取り組むことでより効果的、効率的な事業が展開できると考えているところであります。

**○15番議員（木原繁昭）** ちょっと時間がございませんで、3番目の菜の花マラソンについて。私が見る限り観光協会、実行委員会の今までの取組があり、ボランティアの皆様や市民の皆様の応援をいただき、おもてなし日本一と言われる今の菜の花マラソンがあると思っておりますが、27年度評価で昨今の各地における都市型マラソン開催により参加者の減少が懸念されるが、本大会の魅力であるおもてなしの心を通じた地元住民と参加者との触れ合いを大切に、よりよい大会運営に努めていただきたいというものもありました。何かそちらの方でアイデア等とかございましたら、今までやってきているほかにですね、述べていただけたらと思います。

**○総務部長（有留茂人）** 菜の花マラソンが全国屈指の参加者数を誇る市民マラソンに成長できたのは、菜の花マラソンが持つ最大の特徴である市民やボランティアの皆様の温かいおもてなしによるものであり、このことにより大会の充実につながってきたものと思っております。今後も継続しておもてなしの心を通じた参加者との触れ合いを大事に、大切に、温かく参加者を迎えることで、更に魅力ある大会になるものと考えているところでございます。このような今まで培ってきたおもてなしの心と、そういうものを最大限に発揮し、更にその参加者の増というふうなものを考えていかなければならないと思っております。今後今回の評価でもありますように、今後あらゆるその手当てをして県内、市外の方々の参加者を何とかまた増やしていきたいというふうに評価をしているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 28年度の評価で物品の購入などについては、全般的に1社の随意契約であり、依然として改善がなされていないという評価内容でした。競争入札は間違いなく

いい方向に動くと考えているのか。随意契約のメリットは大いにあるのではと思います。長く続くお互いの信頼関係があり、成り立って今があると思います。しっかりとした仕事、しっかりとした物品、しっかりとしたサービス、急な無理も何とか応えてやりたいなど、相手側も努力いただけるのでは、その辺についてはどう思いますでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今議員が御指摘したそういう面も確かにあろうかと思えます。本大会がここまでの大きな大会に成長した要因の一つとして、これまで長年、大会運営に携わってきた関係業者の方々の御協力もあるかと思っております。しかしながら、今回の評価では予算の執行については、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、歳出の抑制など財政の健全化を図るとともに、契約事務の透明性、それから公平性が求められていることから、原則として競争が可能なものについては、競争入札や見積りの徴取等を行うべきであると考えて評価をしたところでございます。このことから、1社による随意契約について、改善をしていただきたいというふうなことで判断をしたところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** いろいろな考えがあるかとは思いますが、競争入札で安く受けたのだからそこまではできませんよ、というようなことにもなりかねません。経費が落ちる、品が落ちる、参加者の減、運営の悪化とならないことを念ずるばかりでございませぬ。ボランティアの黄色のヤッケも某メーカーで、ちょっと高いんじゃないか、そういうメーカーのものでなくてもいいんじゃないかということも聞きました。他社に競わせてもというのものもあるんじゃないかと思えます。ボランティアの方もですね、今のヤッケを着ていて、一流メーカーのヤッケなので欲しいなあとか、またそれでおもてなしという面でもボランティアとしてやっていただいていますし、それからそのヤッケをまた欲しが人もいますし、外の方にあげたりして、かなりの宣伝にもなっているんじゃないかと思えます。また、供給してるヤッケのメーカーもスポンサーとして、いろいろな形でお返ししていると言いますか、金額的にも、いるんじゃないかと思えます、それ以上にですね。そういう面ではその例えばヤッケのメーカー品でないということなんかについて、それを落とすことについては私はあんまり賛成できないんですけど、その辺はどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな菜の花マラソンに関する、今後のマラソンを発展させるためのいろいろな御質問だろうと思えます。おっしゃるとおりでございまして、事務の効率化、そして参加者、全国に菜の花マラソンをPRするためには、同じメーカーが同じような形で観光協会や市と一緒にイベントをするというのは大きな効果があります。そういう意味から、この菜の花マラソン、都市型の鹿児島マラソン、熊本マラソン、北九州マラソン、それと伍してこの菜の花マラソンをどうするかじゃなくて、指宿としての差異化、つまり指宿の特色を生かしたマラソンとするためには、これまでの協賛していただいた方々のアイデアや反省点を基に、新たなマラソンを菜の花マラソンとしての個性化を図るためのマラソンに

していかなければならないと考えております。実はこれは全国に発信されたものでございます。あるスポーツ財団、もてなしマラソンでまちを元気にする。国際交流も視野にスポーツで大きく発展するであろうというのがこのマラソンに参加した、又はそれを見た方のいわゆるネットでのマラソンの評価であります。マラソン、たかがマラソンでありますけれども、指宿にとってはマラソン、マーチ、フラフェスティバル、その他大きなマーチはそれぞれのスポンサーが付いてPRしていただいているところであります。その流れを大切にするとともに、やはり指摘されているような財政面についても検討が加えられるとしたら改善をしていく。それは必要であろうと思います。ただ、これまでの関係スポンサー等との連携というのは大切であります。スポンサーが変わることによって特に広報、そしてあの大会誌等は、一番お金が掛かるのは協賛企業のロゴの構成であります。版があるわけですから、これまでずっと。そういうもので経費等についての考慮というのもできる反面、マンネリ化したらいけないという反省点もございます。様々な意見を基に、この菜の花マラソンについては、今何らかのてこ入れをして、このマラソンが全国的に、海外にも発展、いわゆる周知されるような、そういうマラソンにする必要があると考えております。そういう意味から、今回の観光協会と行政ワンフロア化を含めて様々な取組をしなければならないというそういう思いがあるところであります。

**○15番議員（木原繁昭）** 評価は負担金の縮小に向けた改善ということでございます。役場職員も含め、市民の皆様の方でここまで育った菜の花マラソンは、いろいろな意味で指宿の名前を全国に売り、その経済効果は大きなものがあると思うが、行政主導で今それを開きたいということですが、行政主導でやってもおかしくないと思いますが、仮に準備等を給料も低い観光協会職員でなく、行政でやったら人件費など、どのくらい掛かるか試算したことはありますか。市の持ち出しは負担金と比してどうでしょうか。また、九州にもたくさんのマラソン大会があります。参加者の多い主な大会は佐賀桜マラソン1万人、福岡1万2,000人、熊本城マラソン1万3,650、鹿児島マラソン1万など、いぶすき菜の花マラソンがこれが昨年の集計で1万7,000ぐらいですね。また、鹿児島県内でもたくさんのマラソン大会がございませぬ。ジョギングリレーマラソン等を入れると50大会ほどあるそうでございます。フルマラソン大会が指宿の菜の花36回です、鹿児島マラソン2回、第2回大会、与論マラソン26回、種子島ロケットマラソン30回という大会回数も重ねております。その中で、いぶすき菜の花マラソンはいろんな意味で数もトップクラスでございます。その辺に対してどう思うか。また負担金の縮小に向けた改善、これをできれば、先ほど市長も言いましたですけれども、逆に力を入れなければならない気がしますが、その辺についてどう思われるでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** まず、行政の方が取って代わってマラソンを実施することについての試算をしたことがあるかという御質問でございませぬけれども、今現在それについて試算したデータはございませぬ。ただ、菜の花マラソン実行委員会の決算書を紐解く限り、この

マラソン大会については外部委託というものは極力抑えて、市民のやはりボランティア等で実施してるのが他のマラソンと、他の鹿児島マラソンとか福岡マラソンなんかと比べた場合に、非常にそこが特色ある大会であります。したがって、そこで市の職員がやるとなった場合には、今現在菜の花マラソンで人件費としまして700万円計上しております。これは2名の方が約半年間ぐらい従事したときの人件費ということで決算の方に出てるわけですが、仮にそれを市の直営でやった場合には、当然市の職員がそこを担うわけですので、そうした場合に今市の職員の平均人件費が約800万でございますので、800万の半分400万、400万の2名ということで800万円になります。そうすると700万対800万で若干市がやれば高くなるかとは思いますが、その他先ほどから話題になっている設営関係委託料の競争入札とか、そういう部分について相殺される点もあると思っておりますので、大会経費としましては、今現在1億円ぐらいでやっておりますので、さほど大きな変化はないというふうに考えております。あと負担金の問題でございますけれども、ちなみに福岡マラソンは約3億円でマラソンを実施しておりますけど、他のところは1億円負担金を出しております。指宿の方は非常に参加規模が一番大きいのに関わらず690万ということで、非常に効率的な大会になっているというふうに認識しているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** たくさんのマラソン大会がある中、いぶすき菜の花マラソンが今のところ九州で一番参加者が多い。このことはマスコミもスポンサーも注目してくれ、指宿の名を売る宣伝効果も大だと思えます。しかし、今、坂を転げるように参加人数が減りつつあります。大会の増加、高齢化や人口減によつての参加対象者等の減等で、これからの運営はなかなかだろうと思えます。減ってしまつてからアップするのはなかなかです。鹿児島マラソンも、行政側もかなり経費や労力を掛けているように思われます。負担金の縮小に向けた改善ではなく、市としては今こそ参加者減少にブレーキを掛けるためにも、逆に負担金を増やして、今こそ今まで以上に力を入れてPRすべきではないでしょうか。指宿の名を売る最大イベントです。どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** 確かに本大会においては、平成27年、28年と連続して参加者が減少しております。市としましても、地域の活性化や経済効果の観点から、評価内容にもありますとおり、今後は地元や県内の参加者を誘引するような新たな策を講じて、更に活気のある大会にする取組を進めていくことが必要であると感じております。負担金につきましては、予算執行におけるコストの削減、それから参加料等の自主財源による運営などに取り組むことで、より効果的、効率的な大会運営につながっていくものと考えております。市においても財政負担のそういうことで縮減が図られると考えているところであります。そのような評価をいたしたところでございます。これらの取組を継続していくことにより、参加者を誘引するための施策の推進など、更に充実した大会になるものと考えておりますし、また、そのようにしていかないといけないと考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 菜の花マラソンの最近の経営部分を見ますと、昨年で赤字状態です。なお、参加者数の減った今大会は、また大幅な赤字になったのではと思われます。積立金は出水ツルマラソンのように、鳥インフルエンザで中止になったりした不測の事態や、40周年記念大会等に向けて積み立てていこうというように聞いていました。現在の状況は、鹿児島マラソン等の関係もあり、ボランティアへの帽子の支給を中止しても採算割れで、積み立てるところか取崩しもやむを得ない状況かと思えます。このままの参加者減少傾向が続けば、基金の枯渇はあつという間だと思われます。参加者アップのためには、場合によっては5kmや10kmの復活も考えなければなりません、市としてもこの最も高い宣伝タワーであるいぶすき菜の花マラソンを資金的にも今こそこ入れすべきです。市長、改めてどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 菜の花マラソンについての具体的な運営状況については、産業振興部が把握しておりますので、部長に答弁をいたさせます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 27年度の大会は参加者数が減になりましたけれども、一応決算としましては170万ぐらいの黒字を出しております。そして今年度につきましては、まだ決算が終わっておりませんが、やはり今年度につきましては、おおむね約350万円ほど赤字になる予定でございます。マラソン実行委員会としましては、不慮の事故とか記念大会のために、今まで現在約800万円ほどの積立てをしておりますので、今回の赤字部分については、その積立金から補填をしようというふうに伺っているところでございますけれども、我々としても、やはり先ほど総務部長の方からも答弁がありましたように、最少の経費で最大の効果を上げるということは、やはり我々行政として取り組まなきゃならない事項でございますので、菜の花マラソンのやはり一番の魅力というものは、もてなしによる日本一のもてなし大会ということでございますので、そのためには市民の協力はもとより、行政としてできる例えば、菜の花の面積植栽の拡大とか、根こぶ病に強い品種改良ということは今行政の方でも力を入れておりますので、そういうハード面、ソフト面を両方充実させて今後運営ができないかということ、実行委員会内で引続き検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 35回いぶすき菜の花マラソン収支決算書、前年の繰越金収入の部で422万ほど、次回繰越金177万ですね。その繰越金が減った。基金積立ては800万そのまま。だから私はマイナスになったんじゃないかという計算をしたんですが、後でまたその辺は教えていただきたいと思えます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 確かに前年度繰越しと次年度繰越しの関係から見れば、単年度収支については、第35回につきましては赤になっておりますけれども、全体としましては前年の繰越金を420万ほど入れているわけですので、そういう意味からいって私としては170万円ほどの黒字があったというふうに先ほど答弁をしたところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 認識の違いかと思えます。これだけあったものが減ったんですからね、大会としては赤字だったということだと私は思ってるんです、この35回大会はですね。繰越しが減った、取り崩したわけですので、この資金を。

最後に元湯についてです。現在の管理者の運営努力もあり、入浴者も増加中と聞いております。昔から砂むしと並び、湯治の里指宿のシンボル湯、子宝温泉と呼ばれる湯でもありません。今回のようなことがあると経費も要りますが、長持ちするよう防水性のある材質でしっかりした修理を行ってほしいと思います。内部の天井の改修とか同時にですね、上の一段だけでも鍵を掛けられる脱衣棚はできないか。観光客が来て貴重品等持っていて預けられるという形ではございますが、場合によっては不安もあつたりとかしますので、今回の改修と一緒にできないものか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 元湯温泉につきましては、リニューアル以来、順次必要に応じて修理を行ってきていますけれども、近年におきましては、洗い場のタイル補修とか、屋根の雨漏り修繕などを行っておりますけれども、今現在の今年度取り組もうとしている補修につきましては、基本的に屋根が飛ばされた部分について修理をしようということで予算を組んでおります。ただ、今現在、今議員が御指摘の脱衣棚の棚が鍵が付いてないということもございます。その他脱衣場の天井の合板も剥がれた状態とか、いろいろ不具合が外壁もありますし、トイレの洋式化の要望も出ておりますけれども、その辺を含めまして平成29年度に設計業務を実施するように、市としては今年度予算で上程をしてございますので、それを可決していただければ、29年度設計をしてなるべく早い時期の30年度に工事を行いたいというふうに思いますので、それまでの間は先ほどの鍵のことにつきましては、貴重品等につきましては管理人に預けて事故のないように対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 私は日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、命と暮らしを守る立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、子育て支援についてであります。通告では小・中学校の給食費を無料化する考えはないかとしてあります。各種の報道などを見ますと、無料との表現もありますが、無償との表現が多くあります。改めてその違いを調べてみますと、料金を求めないのが無料であり、料金を含めて一切の代償を求めないのが無償となっています。ですから、今回の質問の本来の意味は無償であることをまず申し上げておきます。憲法第26条では、義務教育は無償となっています。また、学校給食法では、義務教育において給食は教育の一環と位置付けら

れています。朝日新聞の調査によれば、2016年12月1日時点において2017年4月からの予定を含めると、全国で少なくとも55の市町村において給食費の無償化がなされているとのことです。家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として位置付けているようです。兵庫県相生市の取組については、何回かこの議場でも紹介をしてきました。これらの自治体における無償化の取組は、本来の憲法の精神や学校給食法における給食の位置付けの具現化であり、同時に無償化のための経費は必要であっても、少子化対策や人口増、ひいては景気浮揚などの金銭では表せない効果も視野に入れていきます。そこで伺いますが、指宿市においても小・中学校の給食費を無償化できないか、伺います。

次に、就学援助について伺います。現在指宿市では、受付期間は4月になってからです。その後認定作業が行われ、実際の支給は8月、12月、3月となっています。そこで問題は、入学準備金ですが、入学準備は3月中に済まさないといけないとすると、実際の支給は8月ですから、入学準備金と言いながら5か月経ってからということになります。そこで近年、入学準備金を前倒しして入学前に間に合うようにする自治体が増えてきています。それが本来の姿だと思います。認定作業を早めて入学準備金を入学前に支給できないか、伺います。また、補助対象項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を入れる考えはないか、伺います。

次に、子ども医療費助成制度についてです。指宿市における助成制度は、県の制度に上乘せをして自己負担なし、所得制限なしで15歳の年度末、中学校を卒業するまでを対象にしています。この間、何回も制度改善をして充実させてきていることについては、大いに評価するところであります。その上に立っての要望ではありますが、近年高校卒業までを対象にする自治体が増えてきています。我が指宿市でも18歳までを対象にすることはできないか、伺います。現物支給方式への移行については、知事もその考えのようではありますが、全員ではなく所得の低い一部の世帯の未就学児を対象に来年10月から開始する考えのようでもあります。現物支給方式への移行について、県への要請を含めてどのように考えているか、伺います。

次に、サッカー場構想についてであります。昨年9月に指宿市サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会の提言書が出されております。これを基本にして、サッカー場等の整備をしようとしています。そして新年度の予算の中には、866万円の事業費が計上されています。そこで伺いますが、まずはサッカー場・多目的グラウンド構想の基本理念、あるいは主たる目的は何か、改めて伺います。

タイムスケジュールについて伺う旨通告してありますが、これは提言書が出た状態から実際に整備するまで、あるいは整備に向けて契約をするまでの段取りということについて伺うものであります。市民に向けて提言書の説明、あるいは市民の理解を得るための努力ということ等があるのではないかと思いますので、お答え願います。

次に、既存施設の活用についてであります。陸上競技場やヘルシーランドのグラウンド

等の活用，あるいは連携ということについてどのように考えているか伺って，1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 指宿市のサッカー場・多目的グラウンド整備事業の目的，基本理念等についての御質問をいただきました。昨年市の各団体から御推薦のありました10名と公募委員6名の計16名の方々から成る指宿市サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会の中で，整備の目的についても御議論をいただき，次世代を担う子供たちの育成，健幸のまちづくりの推進，そしてサッカーによる観光，経済の活性化と地域振興，この三つを目的とすべきとの御提言を賜ったところであります。市といたしましても，この三つの目的を踏襲し，基本構想を策定をいたしました。市民の皆様のためのグラウンド，サッカーという競技の枠を超えてスポーツ，レクリエーション，教育，イベント，福祉分野など様々な場面で活用していただけるグラウンドとして，そして多くのサッカーチームに利用していただき，ひいてはサッカー合宿の聖地となるようなグラウンド，その整備と活用を目指してまいりたいと思っております。これが整備の目的，理念であるところでございます。

以下，いただきました質問等につきましては，担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部参与（中村孝）** サッカー場の基本理念の中で，本市の目指すグラウンドについて，追加して説明をさせていただきます。プロのためのサッカー場ではないということでございます。プロのサッカー場には様々な条件がありまして，J1であれば1万5,000人以上，J2であれば1万人以上を収容できる観客席が必要でございます。全てを屋根で覆わなくてはなりません。J3であっても，最低でも5,000人の固定席が必要となります。また，クラブハウスに設置する部屋も決められておりますし，部屋の面積にも規定がございます。つまり，プロ仕様かそうでないかは，選手がプレーするグラウンドそのものではなく，観客席を含めた周りの施設，設備と規模の内容で決まっております。基本構想でお示ししたメイングラウンドの固定席については800人から1,200人ですが，J3規模の4分の1以下のサイズでございます。クラブハウスにつきましても，アマチュアの大会に必要な部屋に絞り込んで検討しております。芝生のグラウンド部分につきましても，特別なJリーグの仕様にはなっていないのではないかとといった御心配もあろうかと思っておりますけれども，そういったことは全くないところでございます。プロが使うグラウンドであっても，日本サッカー協会が示している基準は次の三つだけでございます。その3点とは1点目にグラウンドが平坦であること。2点目に年間を通じてグラウンド全体が緑の天然芝で覆われていること。3点目に水はけが良いことです。これはグラウンドであればプロ，アマを問わずいわば当然の条件でございます。市としましては，プロのためだけの過剰な整備を検討してはございません。さつま町のかぐや姫グラウンド，それと霧島市の国分運動公園，宮崎県綾町の西木原運動公園，そして熊本県の大津町総合運動公園，議員の皆様も御存じのとおり，子供から大人まで市民，町民の皆様が利用できる地元のグラウンドでございます。そして，どのクラブチームにもJチー

ムがキャンプに来ております。その中で基本構想におきましては、基本理念で市民の皆様、アマチュアの皆様がメインで使えて、そして冬場にはJチームがキャンプに来てくださる、そういったグラウンドの施設整備を基本理念としてうたったところでございます。

次にタイムスケジュールでございますが、現在のタイムスケジュールにつきましては、平成28年度におきまして基本構想を策定をしました。そして29年度に基本計画、設計業務等を行いまして、30年度に用地取得、基盤改良造成工事、31年から32年度にメイン工事を行っていく計画でございます。

それと3番目でございますが、既存施設の活用についてでございます。基本構想では大会や合宿等を開催できるグラウンドとして、芝生のグラウンドである市営陸上競技場、ヘルシーランドの多目的広場の2か所を例示させていただきました。なお、芝生のグラウンドがどうしても確保できない場合、土のグラウンドを使用することもございますので、基本構想には例示しておりませんが、全体として捉えると、開聞総合運動グラウンド、開聞運動場、大成グラウンドも競技場に含まれるものと認識しております。以上です。

**○教育部長（長山君代）** 小・中学校の給食費を無償化する考えはないかとのお尋ねでございましたが、学校給食法では学校給食の実施に必要な施設や設備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担としており、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とされております。この規定により、食材費分を給食費として保護者に負担をしていただいているところでございますので、現時点では給食費の補助については検討していないところでございます。なお、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございます。

次に、就学援助費の認定作業を早め、入学準備金を入学前に支給できないかとのお尋ねでございましたが、現在本市では4月の入学式、又は始業式以降に就学援助のお知らせ文書を配布し、申請書を4月末までに提出をしていただき、当該年度の課税決定後に認定作業を進めていることから、認定通知は7月以降となっているところでございます。また、就学援助費の支給につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、8月、12月、3月の各学期末に各学期分を振込みをしているところでございます。入学準備金は、生活保護制度の臨時的な一般生活費の一時扶助として入学準備に必要な入学時の学生服、ランドセル、鞆、靴など給付するもので、就学援助費では新入学児童・生徒学用品費として支給をしてございます。就学援助費の新入学児童・生徒学用品費を入学前に支給するためには、認定作業を前年の9月頃までには終了し、必要な費用を確保することになるところでございます。新入学児童・生徒学用品費の入学前支給につきましては、既に取り組んでいる自治体もございまして、今後調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給につきましてでございますが、

平成28年度におきましては、県内で支給している自治体は1自治体となっている状況でございます。本市におきましては、就学援助費の支給対象となる児童・生徒の割合は20%を超えている状況であり、本年度は給食費の支給割合も70%から80%に引き上げ、支給費の増額を行ったところでございます。このため平成29年度の要・準要保護就学援助費は小学校費、中学校費を合わせて、当初予算ベースで対前年比400万円強の増額としているところでございます。以上のことから、本市におきましては、給食費の支給割合を引き上げたばかりでございますので、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給することにつきましては、今後も調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども医療費助成制度について、18歳までを対象にできないかとの御質問でございますが、本市におきましては、子育て支援における環境整備の充実を図るため、平成27年10月診療分から医療費の助成対象の子供を中学校卒業までに拡充いたしたところでございます。そのような中で、県内他市の状況を見てみますと、子ども医療費助成制度の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までとしている市は曾於市、志布志市、出水市、薩摩川内市の4市となっており、中学校卒業までを対象としている市については、本市を含め13市となっているところでございます。子ども医療費助成制度の充実につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、子育て世帯に対する経済的支援を行うことで、少子化対策を推進する有効な方法の一つであることは認識をいたしておりますが、制度拡充から約1年半経過している中においては、当面は現状の制度を維持しながら引き続き子育て支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、現物給付方式への御質問でございます。現物給付方式への移行につきましては、これまでも県市長会を通じて県へ要望いたしてきているところでございます。そのような中、県の平成29年度予算案において、子ども医療費の窓口一時払い完全ゼロの実現を掲げ、乳幼児医療費助成在り方検討事業の実施が予定されているところでございます。その概要といたしましては、経済的な理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、乳幼児の医療費助成の在り方について有識者懇談会を設置し、意見交換を行うとともに、市町村や関係機関との協議・調整を行うものであります。今後この検討事業におきまして議論が交わされ、一定の方向が示されるものと考えております。本市としましては、利便性の高い現物給付方式への移行につきましては、少子化対策を一層推進するための重要な施策であるということは認識をいたしておりますので、今後も他市とも連携を取りつつ、引き続き県へ要望していくとともに、当事業の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** まず、小・中学校の給食費を無償化することについてであります。現時点では検討していないということでありましたので、それではいくつか伺います。答弁の中にもありましたが、学校給食法第11条によって、設備及び運営に要する経費以外、いわゆる給食費は、保護者負担とされていることは承知しております。しかし、これは給食費

が保護者負担になっていることの根拠であり、無償にしてはならないという根拠ではありません。まずそのことを確認したいと思います。

**○教育部長（長山君代）** 確かに負担とするとあって、経費の負担区分を示しているものがございます。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、保護者負担になっていることを私は不法とも不当とも思いません。そういう意味で保護者負担になっている根拠はちゃんとあるということは認めた上でのお話ではありますが、しかし、それは無償にしてはならないという根拠ではないのではないのかということを確認したいわけでありまして。それは他の自治体がやり出しているということからしてもですね、それは無償にしてならないという根拠ではないからであります。これが無償にしてはならないという根拠であるとすれば、1自治体ともそういうことはやらないはずでありますから、無償にしてはならないという根拠ではないでしょうと、この学校給食法11条はですね。そのことを確認したいということです。

**○教育部長（長山君代）** はい、確かにおっしゃるとおりでございますが、本市におきましては憲法第26条では義務教育は無償とするとあってございますが、教育基本法第5条におきましては、国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。学校給食法第11条第2項におきましては、学校給食費の保護者負担について定められているところでございますので、食材費に係る部分を保護者の方々に負担をお願いしてるところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 憲法第26条が出てきましたが、教育を受ける権利とともに、義務教育は無償と規定をされております。ただ、無償の範囲は今のところ今答弁でもありましたように、ただ無償の範囲は今のところ授業料だとされているわけでありまして。しかし、憲法の本来の条文では、義務教育は無償となってることに違いはありません。そして学校給食法によって、給食は教育の一環だとしております。ここに給食費が無償であることを否定しない根拠があります。学校給食法によって給食は教育の一環ということになっていると思いますが、間違いありませんか。

**○教育部長（長山君代）** 確かにおっしゃるように教育の一環でございます。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、憲法で教育を受ける権利とともに、義務教育は無償と規定されていると、これは大元であります。それに基づいて現在は授業料だけだという無償はですね、いうことになってはいるが、学校給食法によって給食は教育の一環だとなってるわけですから、給食費が無償であることを否定しない根拠はここにもあるわけでありまして。それに基づいて、他自治体で無償にするところが出てくるという関係でありますので、今言われたことは確かに現状においては、授業料だけが無償だということになっておりますが、無償なのは授業料だけだという、他はだめだという規定はどこにもないということだけは申し上げておきたいと思っております。それから、相生市では23年に子育て応援宣言をし、新婚

世帯への家賃補助など11の政策を打ち出し、その目玉が給食費無料化事業でした。このことは過去の一般質問等でも紹介をしたとおりであります。事業の効果はてき面に表れ、18年度から7年連続で市外への転出者が転入者を上回っていたそうですが、25年度にプラスに転じています。相生市の市長は、給食費は固定経費として考えているということです。教育委員会としての考え方も重要ですが、市長として政策化しています。給食費の無料化、無償化は、経費が掛かっても市活性化のための、また、子育て支援のための効果的な施策になり得ると思います。そこで豊留市長はこのことについてどのように考えるかですね、給食費無料化、無償化についての意義等については、まちの活性化、子育て支援の大きな施策になると思います。市長、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 学校給食の無償化、それによって子育て支援、それは議員のお答えのとおりだろうと思います。学校教育の一環としてという言葉もありましたけれども、この意味は教育課程に特別活動として給食指導、食育というのは教育の中の一環としてカリキュラム、いわゆる教育課程の中に位置付けてある、それが学校教育の一環であるという捉え方を私はしております。なぜ私がそういうことを申し上げるかと言いますと、私は以前給食センターの所長も兼任をしておりました。その中でも度々その市では給食費の無償化について、検討がなされました。市長のマニフェストとしての子育て支援の一環としての無償化というのは、それぞれの思い、施策につながる首長の思いがあるからそれは当然だろうと思います、マニフェストに掲げた以上は。しかし、本市においては、他のいろいろな子育て支援というものを充実させるための施策をいろいろ講じております。例えば産科医の確保であり、いろんなところでのその子育て支援には努めておりますので、現段階においては、小・中学校、いわゆる義務教育における給食を無償化するというそういう考えは、現段階では持っておりません。しかし、議員が相生市の例を出されましたので、私もこの市の現状、そしてその施策に対する子育て支援の効果というものについては、いろいろ調査・研究をさせていただきたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** 子育て支援として、またいろいろな効果も含めてですね、そのこと自体は認められた上で、他の子育て支援等の施策との関係でどこから先にやるかという中において、今はということだったのではないかと思います。それから相生市については是非研究していただきたいと思うんですが、過去もこういうやり取りがあったわけですから、更に検討と、研究というのであれば、それはそれでなんですが、既に相当勉強されているのではないかという思いからすれば少し残念でありました。

それから、入学準備金、名前はいろいろありますが、入学準備金であります。本来は入学準備に間に合わせるべきものですから、入学前に支給してほしいと願うのは当然だと思うんです。今の現状からして、そのためには前年の9月までの認定作業が必要になるとかいろいろなことが出てくると思うんですね。自治体によっては前年度の所得関係ではなくて、前々

年度でやるとか、あるいは、いろんな手立てを取って入学前に支給というところも出てくるわけではありますが、その入学前に支給してほしいと願うのは当然の心情と言いますか、そのことについては理解をされて当然じゃないかと思うんですが、そのことはどうでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 確かにおっしゃるとおり、入学前に準備金をいただきましたら、入学の準備が滞りなくできますので、そのお気持ちは察するところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 他の自治体において前倒しして文字通り入学前の支給というところが最近特に増えてきている、総体の数からすればまだまだかもしれませんが、近年増えてきているというふうには思っております。入学前に支給してほしいという心情的には理解をしていただくということですので、そのためにはいろんな実務上の問題というのは生じてくると思います。しかし、一方で指宿だけができないという理由は存在しないのではないかと思います。そのことについてはどうでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 新入学児童・生徒学用品費の入学前支給を実施している自治体もございますので、対象者の審査等を含め、どのようにされているかなどを今後調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** それから補助対象をクラブ活動費、生徒会費、PTA会費に入れる考えはないかというところを、今後も調査研究という言葉で締めくくりはされたんですが、どうもほかの例えば給食費のパーセンテージを上げたとかということもあるのでということでしたが、この確かに給食費のパーセンテージを上げるとかいうことは、全体としての一歩前進だとは思いますが、こちらを上げたからこちらは必要ないということでもないというふうに思うんですよね。そういう意味においては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についてもまだ県内でも出水市ぐらいだったかなというふうに思うんですが、先駆的立場を取られてもいいのではないかとこの今後に思うんですが、この今後に調査研究というのはどうですか、どういう内容なのか。もう後継にずっと押しやられていくんじゃないかなあというのが全体の雰囲気として答弁を受け止めるんですけれども、どういうふうに理解をしたらよろしいでしょうか、今後の調査研究というのは。

**○教育部長（長山君代）** クラブ活動費等につきましては、1人当たりの負担額、部費等の使途範囲が多岐にわたっている状況も見受けられることから、国・県内の動向も見据えながら今後も更に調査研究をしてまいりたいと考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 今のものは額の把握がなかなか難しいんじゃないかということなので、他の自治体等も研究するということですが、それは他の自治体の研究というよりも、額の把握が難しいんだったらそこを研究すればいいんじゃないですか。例えば給食費だって全額ではなくてパーセントで一応切ってるわけですよね、切ってるわけですよ。それはパーセントで切ってますけど。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても把握する方法を

研究すればいいわけであって、また場合によっては生徒会費がですよ、400円のところ、500円のところ、600円のところが仮にあったとしますよ、それを全部把握してそれを小まめにやると大変だというんだったら、最低のところで400円で切るとか、例えばですよ、いう方法だってあり得るわけですので、その方法を研究すればいいんじゃないですか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほども申し上げましたが、負担額、部費等の使途範囲も多岐にわたっておりますので、そこら辺りも更に研究を進めてまいりたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** それから子ども医療費についてですが、これについては以前から市長会等を通じて県に要望してきているということでありました。それは是非そういう立場は理解もしておりますし、引き続きやってほしいということが前提になるわけですが、それではですね、県が今の基準の中では、やろうとすれば市が上乘せをしてという現状になってるわけですがけれども、子供で一番病院にかかったりするの、恐らく未就学児じゃないのかな。その次に小学生、そして中学生、高校生となればもう半分大人ですから、体力も付いてきておりますので、病院に行くことは少なくなってくるんじゃないかという意味では、ただ単純に平均的なスライドということじゃなくて、高校生になればですね、制度を作ったとしても、必要なお金というのはそう掛からないのではないかという気がしますが、そのところをどのように考えられるか。また、現在中学3年生まで15歳までですが、これを18歳にした場合に、高校卒業までにした場合にどれぐらい掛かるか、試算というものがあつたら示していただきたいと思います。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 18歳まで拡充した場合の増額につきましては、国民健康保険の医療費データを基に見込額を算出し推計いたしますと、年額2,100万円程度、月額180万程度の増額となると推計をいたしておるところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 比較のために伺いますが、中学卒業までを高校卒業までにしたらということで3年間になるわけですね。その前は小学校卒業までが中学校卒業までになりましたので、ここも3年間だったわけです。ちなみにその小学校卒業から中学校卒業に変えた3年間での経費というのはどれぐらいだったのでしょうか。というのは、私が言った高校になればあまり掛からないんじゃないかという関係で伺うわけです。

**○地域福祉課長（山口保）** 平成27年10月分の診療分から、それまで小学校3年生まででありましたのを中学校3年生までに拡充したところでございます。その平成27年10月診療分からの1年間での拡充前と拡充後を比較いたしますと、助成金額で年間約3,250万円、月で約270万円の増となっております。

**○14番議員（前之園正和）** 子育て支援は、全体通してですが、市政における主たる政策であるべきと考えます。地方自治法第1条の2第1項、これは住民福祉の増進が書かれてる部分ですが、そこからいっても、市の活性化からしても、力を入れるべき重要な政策の一つにすべきと考えます。そのことを踏まえて、今後子育て支援について、先ほど相生市の研究とかい

ろいろありましたし、重要だということについてはそのように考えていらっしやると思うんですが、今後子育て支援についてどのように取り組んでいくのか、その重要度とでも言いましょうか、その点を市長に最後に伺いたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** やはり人口が減少する社会において、本市も例外でありませんので、子育てのしやすい指宿市とすることで、この人口減少を少しでもなだらかに減少の割合が少なくなるような施策というのは、取り組んでいかなければならないと思います。就学援助にしても、それから医療費助成にしても、これは国の大きな子育て支援という流れの中でどうするかというのは判断する必要もあろうかと思えます。一方では、やはり指宿市が子育て支援をしやすい場所としてその人口、そして子供たちが生き生きとして教育活動ができるようなそういう環境づくりもしなければなりません。それは私も認識をしております。

**○14番議員（前之園正和）** サッカー場の方にいきますが、先ほど答弁の中で、決してプロのためのサッカー場ではないんだという話がありました。そのためには、いろいろ規格もですね、大きなものになっていくということでした。そのことはプロのためのサッカー場ではないということは、公式戦は当然するのであれば所定の規格がなければならないということでしょうから、公式戦は今の計画ではできないというふうに思うんですね。しかし、そのプロのためのサッカー場ではないと一言言えますけれども、公式戦はできないにしてもキャンプ、事前の合宿等を含めて、練習等も含めてですね、そこについては、大いに期待をしてるのではないかとこのように思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** プロのためのサッカー場ではございませんので、市民の方が使える、プロというサッカー場の仕様でございます。そしてまた、合宿とかで利用していただければ市の地域活性化とか、そういうのにはつながるという形で考えております。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、プロのためのサッカー場ではないとおっしゃいますけど、それはプロの公式戦のためのサッカー場ではないというのがより正確なんじゃないですか。プロの方にはキャンプ、事前合宿、練習等大いに使っていただけるんだったら使っていただきたいというのがあるわけでしょ。だから、プロの公式戦のためのサッカー場ではないというのがより正確じゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々が目指しているグラウンドにつきましては、面数につきましてもですけども、複数のグラウンドがまとまってあるということ。それとあと大会とか合宿誘致等が有利になるというようなことで、市民が使えて、また、合宿等も使えるという形で、公式戦ができるということではなくて、プロのキャンプ等にも使えるというようなことで考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、プロのためのサッカー場ではないというのは正確でない。プロの公式戦のためのサッカー場ではないというふうに中身はそう言ってるわけですよ。そうしないとプロ仕様は全部排除している、市民のためだけのものであるという誤解を

生むんですよ。そのことは答弁の中身は、プロの公式戦のためのものではないということを言ってるようですので、次にいきますが、基本構想によれば先ほどもありましたが、整備と活用の方向性として1、市民ファースト、これは市民のためのグラウンドと、2、サッカーの枠を超えた活用、3、サッカー合宿の聖地を目指すとしてあります。聖地ということからしてもですね、大きなウエイトを置いてるということですよ。全体を通してみれば、市民ファーストではなく、観光客など入込数の増や集客を第一に考えてるんじゃないかというふうにも見えるんです。市民のための市民ファーストと言いますけども、3番目のサッカー合宿の聖地を目指してということはですよ、使っていただければいいという単純なものではなくて、聖地というのはあっちからもこっちからもですよ、あそこはそのための目的に合ってるということで皆が押しかけていくのが表現は悪いですけど、聖地じゃないんですか。そういう意味からしても、その言葉では市民ファーストとなっておりますが、実際にはどうなのかという、もちろんあっちもこっちも使っていただくということはいいことですが、その本当に市民ファーストなのかという点では、少しその疑問を持つんですけれど、どうなんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々が目指しているグラウンドでございますけれども、市民の皆様が利用できるグラウンド、サッカーということで、サッカーの枠も超えてスポーツ、レクリエーション、教育、イベント、福祉分野など様々な場面で活用していただける地元のグラウンドとして整備をして、そしてまた、市民及びアマチュアの皆様がメインで使えて、そして冬場にはJチームとか社会人のチームがキャンプに来てくださるような合宿の聖地となるようなグラウンドの整備を目指しているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** さっきも言ったんですけど、Jだとかいう言葉が出てくるわけですから、プロのためのサッカー場ではないというのは正確じゃないんですよ。それから市民ファースト、それにしても市民ファースト、市民のためのということで繰り返し答弁されております。そこで市民のための市民ファーストということからすれば、市民の声も聴くし、整備の内容も市民の声に則したものでなくてはならないというふうに思うんですが、そういうことについてはそういう立場ということによろしいんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の基本計画につきましては、基本構想をベースにして、施設や設備の内容とか、経済的な整備手法、各種法令等と整備の関係、排水の在り方とかについても、民間の提案をいただきながら、より良い検討を行うこととしております。その中で市民説明会の中でも、施設の規模について基本構想のままでいいというような回答もあったところでございます。それと事業に御理解をいただき、事業の推進を望んでいる市民の皆様もいるのも事実でございますので、そうした市民の皆様の声を受け止めて、私どもといたしましては、今後の指宿市の発展にとって必要な事業であると考えていることから、今回基本計画というような形で予算を計上させていただいてるところでございます。大切な事業でござい

ますので、機会あるごとに丁寧に説明申し上げて、意見も拝聴し、参考にさせていただきたいと考えているところでございます。また、基本計画策定後につきましては、パブリックコメント等も行う予定にしております。引き続き様々な御意見をいただきながら進めていきたいという形で考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 市民の中にもサッカー場の整備を求める声があるのは私も承知をしておりますが、じゃあ、そのサッカー場の整備を求める市民の声はどこにあるのかという点では、まずは自分たちがプレーする場所や練習する場所が欲しいというのが第一ではないでしょうか。その意味では表現として少し変かもしれませんが、立派なグラウンドというよりも一定の整備がされておれば、施設名は多目的グラウンドであっても、それぞれの地域に欲しい、身近に欲しい。あるいは大会等を考えれば数が欲しいということではないでしょうか。その点はどのようにお考えでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 整備の必要なんですけれども、指宿市のサッカー場については、陳情等でもありますけれども、大会等の会場確保に苦慮しているとか、数多くあるリーグ戦とかの大会等でなかなか誘致ができないというようなこともあります。それとまた、本市のキャンプ地については、民間のサッカー場があるというようなこともありまして、県サッカー協会も大会等ができない状況で会場確保に苦慮しているというようなこともありますので、現状において本市のグラウンドは不足しているの、いけばサッカー場をどうしても整備をしたいというような思いでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 民間にも立派なサッカー場があるということであって、連携も言われるわけですけど、これは現時点でその民間の立派なサッカー場を持っている企業との間で市が一定の整備をした場合に連携なり、お互いのその関係性等について確認は既にできているんですか。これからですか。

**○市長（豊留悦男）** 私が市長になってマニフェストの中に掲げたこの事業でございまして、民間にはもう数年前からこの件は相談をしております。平成9年8月、日本サッカー協会がグリーンプロジェクトというのを立ち上げました。これがその資料でありますけれども、この中の趣旨は本市が目指す青少年育成その他を通じて、本市の目指す方向と一致しましたので、この事業はやろうということで、もう数年前から取り組んでおります。一文だけを簡単でございましてから紹介申し上げます。サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献するという理念でこの事業というのは、サッカー協会を含めて、スポーツ振興財団等も一緒になって社会貢献をしようとする。その社会貢献の一つが青少年の育成であり、スポーツ文化の発展・創造というそういう理念があったわけでありまして。子供のための、市民のための、J2、いわゆるプロのための二者択一の事業ではないということも申し添えたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** それからですね、タイムスケジュールのことについてですが、総

務水道委員会での審査において、予算が通れば4月中にでも設計その他だと思んですが、プロポーザルにかけたいということでした。そして市民への説明会は3地区でそれぞれ1回やったということでした。確認してよろしいでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** そのとおりでございます。プロポーザルでやりたいということと、市民説明会もやったという形で報告させていただきました。

**○14番議員（前之園正和）** 各地区で1回ずつ3回やったということで、それは説明だったのか、意見を聴くだったのかという点ではですね、一方的に説明ということだったのではないかと思わざるを得ないわけでありまして。それで昨年9月に検討委員会の提言書が出て、今年の2月に3地区で1回ずつやったということです。そして予算が通れば1月足らずで実際に事業を進める。プロポーザルにかけるということはそういうことですね。これで市民ファーストと言えるんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** この基本計画につきましては、基本構想をベースにして施設や設備の内容とか、経済的な整備手法、それとあと関係法令等も提案をいただく形にしております。市民アンケートでは、市民説明会の時に市民アンケートを取らせていただきましたけれども、施設の規模については基本構想のままで良いとの回答が66%、まだ大きくて良いという回答が25%、無回答が7%ということでありました。それとあとグラウンドの面数につきましても、大会や合宿等が有利になるということで、大津町の担当者からもお話がございましたように、そうしたアドバイスを踏まえて検討委員会の御提言である3面を基本に検討させていただいております。そのようなことから、プロポーザルをかけて早々にですね、予算を通していただきましたら、プロポーザルをかけて、そういう必要な事業としてやっていきたいという形でございます。

**○14番議員（前之園正和）** 提言等を受けてですね、基本構想を提言等を受けてプロポーザルにかけて、より良いものを造ってもらおうと言ったとしてもですよ、それは言ってみれば後で審査をすることになるでしょうが、いわば企業の方に手を入れてもらうということですよ。市民ファーストであるならば、市民に意見を求めていくということであるべきじゃないかと。そういう意味では予算が通ればもう4月にとというのはですね、企業に投げかけてるわけであって、市民に投げかけるわけじゃないわけですよ。1回だけの説明だけで、地区ごとに言えば、それでもう良しとするわけです。昨年の地熱発電のときと同じじゃないかというふうに感じるのは私だけじゃないと思います。市民への説明会を開いただけで市民の理解を得たとし、地熱のときもそうでした。大半は反対しているのにそうは捉えてないとした。今回もそういうことです。まさに昨年と同じ手法じゃないかというふうに感じざるを得ないわけですよ。2月に1回ずつ説明会をやって、4月にプロポーザルにかけるというのは、市民を離れて企業の方に手を入れるところがあれば加えてほしいということなんじゃないかと思いません。それから提言書の一番最初のところに提言に当たってというところのずっと下の方に

ですね、提言書としてまとめた。ただし、今後実施設計、建設に際しては極力無駄な施設は整備をせず、財政的に負担の掛からない施設となることを希望しますというふうになってますが、こういう見地からはどこでどのようにされるのでしょうか。提言書は出したけれども、実施設計、建設に際しては極力無駄な施設は整備せずに、財政的に負担の掛からないようにすることを望むというわけでありますので、これはどこでどのようにやられるのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** やはりこのサッカー場・多目的グラウンドの建設に係る、これまでの経緯というのを是非御理解をいただきたいと思います。市民の代表、いわゆるこの建設に当たっては、広く市民の声を聴くための委員会、会議等も開いてまいりました。それとこのサッカー場・多目的グラウンドというのは、私が市長になってから突然湧いた事業でもありません。これまでの行政の継続性、流れを考えますと、やはりこの事業はやるべきだと。そしてこのことについては、この議会においても様々な意見が交わされたところでございます。そういう意味でこの事業については市民の意見を聴き、努力もしてまいりました。決して市民の声を聴かなかつた事業ではありません。今後市民の声を聴くためには、じゃあ、こういう場を作ってこのように説明すべきだというような議員のお考えがありましたら、是非お聴かせいただきたいと思います。

**○14番議員（前之園正和）** 急に湧いたものでもない。以前からサッカー場については要望等もあったということですが、以前はサッカー場と言っても、今はどのようなサッカー場かが問題になっているわけでありますので、いわばJのキャンプ等も視野に入れるのやら、もうアマチュアに限るとか、市民だけのとかいろいろあるわけですね。そういう意味で、以前から議論と言うか、議会等で挙げられたのは、市民が身近でサッカーのできる、言うならば多目的、今の概念で言えば多目的広場みたいなグラウンドみたいなですね、そういうのの要望というのはあったのではないかという記憶はありますが、今のような内容でというのはちょっと記憶に私は今現時点で思い出せないところであります。それから時間があまりありませんので、以前なのはな館を造るときに浸水が懸念される地域であることから、いざというときには周辺の雨水が流れ込むような貯水池の役目を担うような外周の設計になってたと思います。今の設計におけるサッカー場及び多目的グラウンドは道路を挟んで両側に位置していますが、こういった雨水時の水をですね、貯えるための施設とか、そういう防災上の関連では検討されているのか、含まれてるのか、簡潔にお願いします。

**○総務部参与（中村孝）** 先ほどの市民の理解の部分でちょっと説明をさせていただきたいと思えますけれども、この市民説明会の中でも各種団体であるとか6回ほど説明をさせていただきました。そしてまた10代から70代までの方が参加をいただいて、アンケート調査では93%が推進してほしいということでございました。それとあと商工会議所、これは883社、それと観光協会は267社が加盟しておられます。それとあと菜の花商工会が368社、建設業組合が

42社が加盟しておられまして、このいわば延べ1,192の事業所の皆様が加盟しているこのような団体から陳情書が提出され、団体の総意として推進していただきたいということでもありました。市議会の方にもそういう形で陳情書が提出され、市民からも5,379名の一般市民の方々からの署名も添えられるとお聞きしておりますので、市民の一定の理解は得られたと受け止めて、今回の基本計画を計上させていただいてるところでございます。それとあとプロポーザルにすることで、建設費とか維持管理の削減方法等も含め、基本構想の三つの目的を達成するために必要な施設とか設備の在り方について、民間の持つノウハウをできるだけ生かしていきたいということで、プロポーザルを実施させていただくところでございます。それとあと排水の問題でございますけれども、予定地のところにはですね、グラウンドが整備された場合、メイングラウンドとサブグラウンドの予定地の雨水は、迫五郎ヶ丘線に入っている排水路から多目的グラウンド予定地の雨水は、多目的グラウンドから西側の道路に入っている排水路からそれぞれ排水されます。これらの排水路は排水されることから、排水対策についても検討をしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 排水については全く意味が違いますよ。今ののはグラウンドの水をどうするかで、ここで流しますという話でしょ。私が言ってるのは周りがああいう地域です。水があふれたときに、いざというときにはグラウンドの中に水を入れると、そういう設計になってるかということを知っているんです。そのことをお答えいただきたい。それとヘルシーランドについての先ほどの状況はですね、管理はとともされていない。そういう下ですよ、連携するといってもどうするかというふうに思うんです。その連携の問題、今のヘルシーランドの管理上を含めてですね、それと排水の問題。

**○市長（豊留悦男）** 今後策定するに当たって、様々な議員がおっしゃった問題については、解決を図ってまいりたいと思います。ヘルシーランドの件、今回も日曜日、私見にまいりました。このヘルシーランドについても議員の意見を基に、今後どうするかというのは検討させていただきたい。せっかく造るのであれば、どうせ造ってもというどうせから、せっかく造るのであったらこのような、私はせっかくという言葉大切にしながら、市民もそして観光客誘客にも、地域振興にも、せっかく造るのであったら、そういう考え方でサッカー場の建設については是非理解をいただきたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時08分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 私は日本共産党の一人の議員として、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づいて一般質問を行います。

教育問題について質問いたします。施政方針の中で学校規模の適正化については、指宿市望ましい学校づくり推進委員会を引き続き開催するとともに、児童・生徒数の推移や将来の学校規模等についての説明会を通して市民の理解を得ながら開聞・山川地域では小中一貫校の設置、指宿地域では今後の小中学校の再編も含め、より良い学校の在り方について更に検討を深め、一定の方向を示してまいりますとなっております。市内にある小規模校や中規模校などいろいろな規模の小学校があります。それぞれの学校に特色があります。文教厚生委員会で訪問した利永小学校では複式授業を参観し、開聞小では特別支援学級を含めそれぞれの学年を参観いたしました。それぞれ特色ある学校運営が行われていると思われました。それぞれの学校規模のメリット、デメリットをどのように捉えて、現時点でどのような支援や改善をしようと考えているのか、質問いたします。2番目に、特別支援学級の現状はどうなっているのか。3番目に、子供の貧困が社会問題になる中で、学校給食の位置付けが大事であります。給食への補助は考えていないかどうか。4番目に、校舎の耐震後の耐用年数はどのようになるのか。5番目に、災害時の避難所について、学校の役割をどのように捉えているのか。6番目に、ICT教育をどのように取り入れようとしているのか。

次に、障害のある乳幼児について。

1番目に、障害のある乳幼児支援の現状は、どのようになっているのか。2番目に、障害のある乳幼児を持つ親は、子供を育てるのに非常に不安を持っております。親への支援はどのように考えているのか。三つ目に、さつき園の給食について。子供の療育の中で給食の果たす役割は大事であります。給食への支援をどのように考えているのか。

これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 障害児支援の現状等についてを答弁をさせていただきます。障害のある乳幼児については、生まれながらに障害が予測される病気等は、産科医療機関において把握をされているところでございます。また、未熟児についても、生まれながらに障害が予測される場合もありますが、いずれも出産後産科医療機関等より、文書等にて市に対して支援の依頼があるところであります。市といたしましては、支援依頼後、保健師が自宅等の訪問や、場合によっては産科医療機関等へ退院前から訪問をし、保護者の同席の下、産科医療機関等関係機関で保健師や訪問介護ステーション等の支援体制を協議し、支援を行っております。その他の乳幼児につきましては、市が行う定期の乳幼児健診において、疾病の早期発見や発達の確認等を実施をしております。乳幼児健診において、乳幼児の精密検査が必要な場合は、医療機関への精密受診票を発行して早期受診につながるよう支援し、発達面で経過観察が必要な場合は、市が行う発達相談会等を紹介し、支援をしております。発達相談会では心理相談員、言語聴覚士、理学療法士が相談に当たり、保護者の意向を尊重しながら、必要に応じて療育の紹介や医療機関への受診勧奨を行っているところでもございます。今後も関係機関と連携を図りながら、支援が必要な乳幼児の把握に努め、発達相談会等で支援を継続し

てまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、部長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小規模校等のデメリット解消について、どのような対応をしているかとの御質問でございました。小規模校や過小規模校においては集団活動に支障があり、学習効果が上がりにくいといったことや、配置される教員数が少なく、教員が専門でない複数の教科を受け持つなどの課題があります。また、複式学級の担任は、2学年分の教材研究や学習用具の準備をしたり、直接指導する時間が半分に分断されるなどの課題もあります。このようなことから、現在小規模校等においては、複数の学校が一緒に集まった活動を展開する集合学習や交流学习などを実施したり、中学校では臨時の非常勤講師を配置してもらい、複数の学校で授業を行うなどの対策を取っております。また、複式学級担任の負担については、学校内で相互に支援をし合ったりしているところでございます。

次に、特別支援学級の現状についてでございますが、本市の平成28年度の特別支援学級は7小学校と4中学校に知的障害学級が10学級、自閉症、情緒障害学級が10学級、肢体不自由学級が1学級設置され、69人の児童・生徒が在籍しています。特別支援学級では、基本的には小・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、各学校では在籍する児童・生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成し、個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じた教育活動を展開しているところです。また、各学校では特別支援教育コーディネーターの先生を中心に、特別支援教育校内委員会を定期的実施するとともに、個別の指導計画を作成して、個に応じた指導を進めたり、通級学級との交流学习など、障害のある子供と障害のない子供と一緒に活動する機会を設定したりして、豊かな人間性を育成する教育を推進しています。また、小学校入学に当たっては、各学校で幼稚園、保育園や療育施設等と連携し、情報の共有化を図るとともに、学校見学や体験入学を実施して、入学後の指導につなげています。教育委員会においても、大学教授等による就学相談会を実施したり、幼稚園、保育園、療育施設等と連携し、情報の共有化を図ったりして、子供と保護者の皆さんが安心して小学校に入学できるよう支援しているところでございます。

次に、ICT教育についてでございますが、ICT教育につきましては、今後ますます加速すると思われ、情報化社会を見据え、教育委員会では子供たちが情報モラルを身に付け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするため、児童・生徒が学校において、パソコンや書画カメラなどのICT機器に十分触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、情報通信技術、つまりICTの環境整備に努めてきております。平成28年度は、複数のパソコンから有線LANケーブルを介して、一斉にインターネットへ接続しても、授業で支障なく活用できるよう、光回線の整備を行ったところでございます。また、パソコン教室のパソコンは、タブレット端末型への更新を年次的に進めていることから、例えばタブレット端末をパソコン教室から持ち出して、体育館

で体育の授業に活用したり、普通教室での授業に活用したりするなど、教育効果を高めるためのICT教育環境の充実を図るため、平成29年度から校内無線LANの整備を年次的、計画的に行っていくこととしております。

**○教育部長（長山君代）** 学校給食費への補助についてのお尋ねでございますが、学校給食法では学校給食の実施に必要な施設や整備に要する費用、調理員等の人件費、消耗品費等の購入に係る経費、光熱水費などは市の負担としており、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とされております。この規定により、食材費分を給食費として、保護者に負担をいただいているところでございますので、現時点では給食費への補助については検討していないところでございます。なお、経済的理由により児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対しましては、就学援助制度により給食費の援助がなされているところでございます。給食用食材の補助という観点からは、食育及び地場農畜産物等の利用促進、普及を図る目的で平成25年度から指宿産の黒豚肉と黒毛和牛肉を、平成28年度からは実エンドウの新種であるマメコゾウを市費から一部助成をして、給食に提供しているところでございます。今後も学校給食を通して地元食材の利用拡大を図り、安心、安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、校舎の耐震の件でございますが、学校の校舎や体育館は、平成27年度に建物の耐震工事が完了し、現在は地震時に落下の恐れがある、体育館の照明器具などの非構造部材の耐震化工事を進めているところでございます。なお、これらの耐震工事の実施は、耐用年数に影響を及ぼすことはございませんが、建物を安全に使用できる期間は延長できるものと考えているところでございます。

災害時の避難所についてでございますが、学校再編につきましては、現時点で決定したことではございませんので、今後検討していくことになろうかと考えているところでございます。なお、他市におかれましては、廃校となった学校施設につきまして、地域の寄り合いの場や学童保育の施設として活用をしている事例もございますので、災害時の避難場所としての活用につきましても、今後調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 障害のある乳幼児について、親への支援についての御質問でございます。保護者支援の必要な方につきましては、主に母子保健担当保健師3名が、地区担当制で訪問等により支援しているところでございますが、乳幼児健診や育児相談、発達相談会、親子教室などにおいても、乳幼児の支援と併せて保護者への支援も行っているところでございます。療育の通園希望がありましたら、療育施設さつき園、わかば等の受入れ状況を確認し、受入れ可能な場合は、保護者と療育施設の見学に、保健師が同行しているところでございます。通援護は保健師のほか、療育施設や保護者、保育園、幼稚園、相談支援事業所などの関係機関による担当者会議が開催され、その中で保護者の療育の意向や支援内容などについて確認をいたしているところでございます。担当者会議は定期的には開催されるほか、

必要に応じ随時開催され、関係機関の連携を図り、療育が継続できるよう、保護者への支援を行っているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、保護者に寄り添う支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、さつき園の給食支援についてでございます。子供の成長の中での食の大切さ、これにつきましては、生命の維持、発育、発達に欠かせないものでございます。食は生きる力の基礎を育む上で非常に大切なものと考えております。さつき園の給食導入については、さつき園では現在、年齢や発達状況などに応じて複数のグループに分かれて活動をしており、それぞれの子供に応じた療育を行っております。午前中から午後までのグループについては、それぞれの子供に応じたお弁当を持参してもらい、給食という形での提供は行っていません。現在月2回親の会の保護者の方々が、自主的に食や療育の勉強会を兼ねて食事の提供を行っており、また、市の管理栄養士も昨年度から食事提供の日ではありませんが、さつき園栄養教室を実施し、調理実習のほか、レシピの紹介、栄養講話を行っているところでございます。毎日の給食提供となりますと、曜日によって人数が異なり、子供によってはアレルギー対策など個別の支援が必要なが考えられるため、提供体制などの整備が必要になってまいります。給食などの提供につきましては、本市のみの判断では行えないことから、これまでも南九州市の担当部署との間で協議を行ってまいりました。また、南九州市担当部署宛にも本市と同様にさつき園親の会からさつき園の給食の強化についての要望書が提出されたと聞きましたので、これに対する南九州市の状況等を踏まえた考えを確認したところであります。南九州市としましては、子供の食育について有意義なことであるとしつつも、さつき園の療育に関する職員の確保に苦慮する状況の中で、給食提供を新たに行うことは、人材の確保や事業運営費の増等多くの問題が想定されること、また、更には南九州市内に3か所ある児童発達支援事業所においては、事業収入内での運営がなされている一方、さつき園におきましては、管理運営費などに事業収入以外にも、公費が充てられている状況があり、他の民間事業所との不公平感を危惧するとの意見をいただいているところでございます。しかしながら、保護者の自主運営による食事提供の回数を増やすことにつきましては、前向きな回答をいただいているところでございますので、これにつきましては今後関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 特別支援学級の現状について、全部で21クラス69名の生徒・児童でしょうか。児童がクラスの編成の中でされてるという答弁だったわけですけど、1クラス最高何名で、その学年で言った場合に、低学年は低学年、高学年は高学年に分けてるものなのかどうか。その辺はどうなってるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 特別支援学級の定員は、それぞれの障害ごとに学級があるわけですが、1学級8名を定員にしているところでございます。

（「学年については」と呼ぶ者あり）

○**教育長（西森廣幸）** 学年については少し確認をしたいと思います。

○**5番議員（吉村重則）** 学校の教員の方に確認した中では、1年生から6年生まで一緒にしてるんだと。指宿市の方では支援員を22名、28年度は採用してますよね。この支援員については、あればできるのか。この特別支援学級についての支援はどのようになっているんですか。

○**教育長（西森廣幸）** 先ほど学年ごとに特別支援学級の人数が分けてあるかということでございましたけども、全学年共通で定員は8名となっているようでございます。

それから、今御質問をいただきましたけれども、特別支援学級、これは普通の通常学級とは別に支援学級を設置して、先ほど申しあげました1学級8名を定員とする学級。それから通常学級、普通の学級において、特別の支援を要する児童が学級に何名かおります。その児童・生徒を支援する特別支援教育支援員の活動、二つに分かれて学校ではあるところです。特別支援学級の支援というのは、それぞれの特別支援学級に学級担任を配置しておりますので、その特別支援学級の担任が直接的には指導をすることになります。しかし、教科によっては、特別支援学級の児童・生徒も、通常学級に帰って交流学习をすると。例えば教科とか音楽とかそういう教科については、ほかの子供たちと一緒に学習するというのが状況でございます。

○**5番議員（吉村重則）** つまり、特別支援学級の児童・生徒も、教科によっては普通クラスで授業を受けたりはしますよと。特別支援学級の中で、1年生から6年生まで最高8名のクラス編成にはなると。そこに対する特別学級だけの学習については、支援員は付かないということなんですか。

○**教育長（西森廣幸）** 特別支援学級には、担任の先生が付いておりますので、特に支援員を配置するということにはなっていないところです。

○**5番議員（吉村重則）** その支援員の仕事は、何をするのが支援員の役割なんですか。つまり、特別支援学級については支援員は付きませんか。それ以外の普通学級について、支援員を付けますよという答弁だったと思うんですけど、その支援員さんの役割と言ったらいいんでしょうか、そこはどうなってるんですか。

○**教育長（西森廣幸）** 特別支援教育支援員の仕事は、通常学級、普通の学級で支援を要する子供さんたちへの支援、例えば学習支援、生活支援、そういう支援をしているわけですが、学習支援では授業の中で担任の先生がこういうことをしてくださいと指示をした場合、その指示がうまくその子供さんに伝わらない。そういう場合等において近くに待機しておいて、子供さんがすぐ作業に取り掛かれないときなどは、このようなことでしたよ、こんなことをしたらどうですかとか、そういうような支援をしたり、又は多動性のある、安全確保の面から支援をしていかなきゃならないという子供さんについては、いつも声掛けをしたり、安全に留意したり、そういうような役割を担っているところでございます。

○**5番議員（吉村重則）** 教育委員会として、22名の支援員を採用するわけですよね。教育委員

会としてのその内容についての研修会とか、その辺はされてるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 新しい年度が始まり、支援員を委嘱する際、全体に集まっていたきまして、基本的な研修、又は学校との連携の取り方、学校が独自に定めているその子供の子供に応じた個別支援計画、そういうものを参考にして、最終的には学級担任の指示を受けながら指導をしていただきたい。そういうような研修を年度初めにしているところがございます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、採用した4月の時点で1回だけして、後は各学校の担任の先生にお任せするという中身なんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会としては、年度初めに研修会をしますが、各学校においては、特別支援教育の校内研修等も計画しておられます。ですから、校内での研修の機会もありますし、また、県の方でも研修会等がありますので、派遣をしたりして研修を受けていただいているところでもあります。

**○5番議員（吉村重則）** 発達障害を持っている子供さんが、学校に通って行くわけですよ。そういう中で、さつき園とかわかばも含めて、療育を受けた子供たちが学校の方に上がってくるわけですよ。療育の中で子供として成長している中で、その支援員を含めた学校側の方では、療育についての研修会とか、そういうのはされてないんですか。

**○教育長（西森廣幸）** そういうものも含めて研修はしているところですが、新1年生になる場合には、いろいろ専門家、お医者さんですけども、専門家をはじめとする様々な立場の方々と構成する特別支援委員会を設置して、どのような方向に進学した方がいいか。例えば養護学校等に進学した方がいいのか、特別支援学級でいいのか、支援教育をすればいいのか、そういうような検討会等も実施して、適切な入学に備えているところがございます。当然入学してくる子供さんたちへ適切な指導、助言、又は介助ができるように研修はしているところです。先ほど市の研修会を年度初め1回と申し上げましたが、正確には年3回教育委員会としても実施しているところです。

**○5番議員（吉村重則）** 答弁の中でも、子供の多動性的なもの、そういうのもあって、支援員が指導していくんだという答弁だったわけですけど、これまでさつき園が、指宿市の方で設置されてから、多くの親の皆さん、さつき園に助けられてきてるんだと。それは何かと言ったら、療育の中で子供さんが成長していく。それで小学校に上がるときにすごく心配だと。それはなぜかと言ったら、学校側にそういう体制がないと、療育の。支援員さん22名の方にしても、そういう研修を受けてないわけでしょ、療育についての。その辺をこれまで指宿でさつき園がやってきた歴史、子供さんを育てていくすごい大事な施設で成長して、入学したらそれは切れてしまうと思われるんですよ。支援員の療育についての研修会に取り組む必要があると思うんですけど、その辺では取り組む意思はないですか。

**○教育長（西森廣幸）** 療育施設等との、例えばさつき園等とは、教育委員会の担当指導主事が

定例的に連絡会等に出会したり、相談会等にも参加して実情把握をしているところです。そういう実情を把握して、各学校への研修会等に生かしているわけですが、当然子供さんたちが学校に入学してくるわけですので、適切な支援ができるように研修もしていかなければならないと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 今度の一般質問をするに当たって、教員とも懇談をしました。この支援の在り方、ある学校では子供に見合った支援を担当の先生と支援員が対応して取り組んでいる。ある学校では一人の子供に低学年のときに学習だけで一人に偏って指導したために、高学年になった時に指導員が付かんようになったら、同じ学年の子供さんに、はねられていってると。本当にお互いに協力をしていく力を奪ってきてるんだという話を聞いてるんですよ。そういう支援員を充てることによって、子供の健全な成長・環境を整えるのは、支援員の役割だと思うんですよ。それが逆の方向に、子供が孤立していくところもあるという話を聞くんですよ。教育委員会がちゃんとした研修をしてるんだったら、そういうことは起こらないんじゃないんですか。本当にそういう研修がされてるんですか。

**○市長（豊留悦男）** この特別教育支援員、その制度、私が学校教育課長のときに導入しましたので、私から答えさせていただきます。やはり認識の違いがあると思います。この支援員というのは、今学級では学級崩壊とか高度自閉症、アスペルガー、様々な障害を持った子供がいて、授業が成立しない現実があったわけでありまして。としますと、そういう子供のいる学級では、その子の支援を学級担任がしないといけない。となりますと、他の残された子供の学習というのができないわけでありまして。ですから、そういう学級がある場合には、国は国の事業として、県の事業として指宿が取り始めました。それがこの支援員です。支援員というのは、あくまでも通常学級の中で特別に指導の要するそういう子供たちの指導をする、教育の手伝いをする。一方、療育とか虚弱体質とか、そういう支援の場合には、特別支援学級の中で行う。そのために知的障害、様々な障害に応じた学級があるわけでありまして。それでもできない場合には、特別支援学校等で支援をし、教育の助けをするという、いわゆる普通の通常学級で行うのか、特別支援学級で行うのか、養護学校で行うのか、特別支援学校で行うのか、この三つによって様々な教育の支援体制があります。指宿の場合は、この特別支援のための教員、それは他の市に劣らないような充実した体制を取ってきたという経緯もあります。それは指宿養護学校があるし、特別支援学校があるし、指宿としては、この障害を持つ子供、障害のある子供たちの教育については様々な手当てを講じて、現在このような支援をやっているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** 特別支援学級の場合は、担任一人で8名の子供さんを1年から6年生まで学年ばらばらですよ。一人の教員が1年から6年までの子供に教えていくわけですよ。支援員は付かないわけでしょう。なぜ特別支援学級に対しては支援は付かないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 特別支援学級の子供たちの教育課程、つまり、時間割であります。その中

で主要教科については、支援学級であります。しかし、音楽、体育、その他の集団で行うような教科については、親学級とその当時言っておりましたけれども、通常学級、自分の在籍しているその学級で学習するわけであります。ですから、8人以内でしたら一人の特別支援学級の担任で十分指導ができる。8人を超えたら2学級になるわけです。2学級になった場合に上学年、下学年に分けて指導すると。そういう体制にこの制度というのはなっております。

**○5番議員（吉村重則）** 特別支援学級で学習する科目、算数とか国語とか、教科で言えば何教科ぐらいあるもんなんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 主には主要5教科と言いますけれども、算数、国語、社会、理科、その他技能的な教科については大勢で活動することが効果的であることから、通常学級の子供たちと一緒に学習をしているようでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 5教科について、1年から6年生までのその学年に応じた内容を一人で行なうことはできるんですか。その支援員の目的は何なんですか。普通学級の中で支援員を付ける教科については、どういう教科になるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど答弁をいたしましたけれども、特別支援学級では原則として、学習指導要領に準じた教育課程、教育計画を立てて学習を進めるわけですが、支援学級においては、その子供さんに応じた学習内容を計画して指導していくわけです。ですから、通常学級の子供さんと同じ内容を同じスピードでというわけではありませんので、個別にその児童・生徒のニーズに応じた学習をしておりますので、今のところは特別支援学級の担任で対応ができていますものと思っております。

それから、先ほどいろいろ相談ができないというようなお話もありましたけれども、今教育委員会としまして、特別支援教育には大変重点的に取り組んでいこうとしております。もし、そのような課題、問題等がありましたら、是非学校や又は連絡会等も開設しておりますので、その中で相談をしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

**○5番議員（吉村重則）** 私の質問に答弁してないんですけど、普通学級の中で支援員が入る教科については、どういう教科があるんですかと。

**○教育長（西森廣幸）** 特別支援学級と通常学級における特別支援教育とは別のものがございます。今お質しのことは、通常学級にいる子供さんたちへの支援ということでお答えさせていただきますが、これも先ほど申し上げましたように、学習に対する支援、それから生活指導に対する支援。例えば教室を移動しなきゃいけないときに、なかなかストレートに次の場所に行けない子供については、一緒に付いて行ってあげるとか、危険な行動をするときには声掛けをするとか、そういうような支援をしているわけです。ですから、どの教科をとということじゃなくて、その子供さんの授業全てについて支援をすることもありますし、又はある子

供さんについては、算数なら算数だけを支援するというのも、現実的にはあるところがございます。

**○5番議員（吉村重則）** 特別支援学級については、支援員を付けません。担任一人で最高8名まで、そういう要領に則って教育ができますよと。障害を持って、特別支援学級なんですよ。その子供に対しては1名の担任だけでやらして、普通学級の中で行動ができない、そういう人に対して特別に支援員を入れると。おかしくないですか。障害を持って動けない人ですよ。1年から6年までの算数なら算数を一人の先生が教えるんですよ、1時間の中で。その子供たちに対しては、支援員を付けないと。けど普通学級の中で、ある程度は付いていきますよ。そういう人に対して、行動に問題があるから支援員を付けて一緒に動きますよ。学力が遅れてるから支援員に教えさせますよと。ということは、重度の障害者の人は、差別を受けてると捉えてもおかしくはないですか。

**○教育長（西森廣幸）** 特別支援学級の児童・生徒については、担任の先生が主に指導をしています。ここは確認をさせていただきたいと思います。その他に担任ではできない、支援が絶対に必要だ、そういう現状があるとすれば、学校の方でよく検討されて、また、対応策について一緒になって教育委員会も考えていかなければならないと思っています。今のところ特別支援学級に支援員を配置させていただきたいという学校からの要望が聞こえてきていませんので、もしあるとすれば、是非そういうことで学校に相談され、教育委員会にも相談をさせていただきたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、支援員の配置については、学校側の方から要望があれば、どんだけでも配置をしますよということになるんですか。本当に障害を持って子供については、それなりの支援が必要だと思うんですよ、療育も含めて。ただ勉強だけが人生じゃないですよ。子供の成長にとって学習だけが問題じゃないんですよ。普段の生活ができる、本当にその子のいろんな多動性とか、精神的な問題、それに対しての支援があつて初めて成長していくわけですよ。だから今の教育委員会の答弁を聞いてたら、支援員は配置しました。後は教育委員会の考えの中で支援をしますよと。子供の立場に立った、支援員も含めて、先生も含めて療育について勉強する、そういう研修会を作って子供に対応していく、この辺が全然見えないんですよ。その辺では今後取り組む意思はないのかどうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほどからいろいろ議論をさせていただいておりますが、基本的には特別支援教育は、本質的な課題であり、大事にしなければいけないと思います。特別支援教育の支援員の配置については、学校からこういう子供がいるので、支援をしていただきたいという要望をお聴きし、配置をしているところがございます。学校の特別支援学級から、そういう支援員が必要であるという相談等がありましたら、またそれは考えて対応していかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞ積極的に相談をさせていただきたいと。ここで具体的な話ができないわけですので、個に応じた対応はきちっと教育委員会とし

でも対応してまいりたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** これまでさつき園が開設して、平成5年から取組があつて、平成12年にさつき園を開設して、これまで多くのお母さん方もさつき園に助けられたと。それは何かと言ったら、療育によって子供が本当に自分の考えの中で、いろんな行動ができるようになってきた。それで小学校に上がってくる。学校側としても、私は支援員が悪いとかそういうことを言ってるわけじゃないんですよ。療育についてもっと理解する。今のそういう学習的な指導と同時に、療育の範囲というのは、本当にその立場に立ってみなければ理解できないと思うんですよ。ですから、そういう研修会、教育委員会主催でやるべきじゃないかと、今後。その辺はどうなんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 年3回の教育委員会主催の研修会もごございますので、今議員御指摘の療育教育の分野についても、研修の内容に付け加える、そういうことも検討して計画してみたいと思っております。それから先ほど特別支援教育の中で、教科だけの指導じゃないというお話をされました。確かにそのとおりでございます。そのために障害のある子供さんと、障害のない子供さんが交流をすることを通して、それぞれ自分の良さに気付いたりする活動もあるわけです。そういうことで人間の人権形成の教育というのも行われていると思っております。

**○5番議員（吉村重則）** さっきも言ったように、学校によっちゃ子供に合わせた、そういう支援員が入ってやってる学校がある。一方では、一人の子供に付いたために、逆に今度は子供の間で突き放されていってる学校もあるという話を聞いてます。そういう意味では、教育委員会が音頭を取って、支援員の在り方、それとさっき答弁があつたように、療育についても今後検討していくというのを含めて今後やるべきだと。もう時間の関係で。

次に入ります。さつき園のその給食の問題について。これまで平成12年からこれまでの歴史の中で、子供が食べることができなかつた。それでさつき園に入って先生方のその療育をお母さんなんかと一緒に、子供と一緒に勉強していく中で、子供が成長して1年かけて月2回の給食で子供が成長してきてるわけですよ。これが4回から8回とか、毎日という方向で給食がなっていけば、子供たちにとっては、すごく早い時期にそういう成長と言ったらよろしいんでしょうか、あると思われるんですよ。ですから、これまでの歴史の中でどのように捉えているのか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 先ほども食の大切さにつきましては、もちろん私どももそうですし、南九州市さんの方も食の大切さというのは十分御理解をさせていただいております。そういう中で、現在月2回、親の会の方々は自主的に給食ということではございませんで、給食みたいな形の中で提供していただいていることは大変ありがたく思っております。やはり食の提供につきましては、療育上も必要なものと考えておりますので、子供にとってどういう提供体制がいいのか。また、親の方々の思いというのも十分理解をしているつもりでございます。

すので、この辺につきまして検討していきます。ただ一方で本市のみの、財政負担の観点からも、本市のみで判断し得ない部分がございますので、というのは、やはり調理員の雇用の確保の問題、それと南九州における児童発達支援療育所の負担の問題、いろいろございますので、これにつきましても、今後関係機関、あるいは団体とも十分に協議をしていかなきゃならないということを感じております。ただ、食の大切さというのは理解をしているところでございますので、これについては御理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 是非できれば市の責任で早急にやっていただきたい。そういう中でも、月2回親の会が一応やつてるわけですよ。これを4回とか8回することに対して、親の方でボランティアでやるとした場合に、行政の方がその辺でストップをかけてることはないですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 親の会の方々が、今現在月2回食を提供していただいていることにつきましても、そのとおりでございます。ただ、これを月4回、月8回していただくことにつきましては、本市もそうでございますし、南九州市も前向きに捉えていただいておりますので、親の方が自主的に運営していただける分につきましては、今後親の会、あるいは南九州市、指宿市、それと社会福祉協議会も交えて今後協議をしていきたいという具合に考えております。

**○5番議員（吉村重則）** あとその保健師さんとか、保育園、幼稚園の先生方も含めて、そういう療育について研修会、この前親の会と懇談をした中で、やっぱりさつき園だけに通ってるわけじゃないですよ。保育園にも通いながら、さつき園の方にも通っていくという中で、保育園の先生方も含めて療育の研修会、それを行政の責任で開けないのかということをおっしゃるんですけど、親の会では時期ごとにイベントがあつて、いろんな研修がされてるみたいなんですけど、この行政の方で療育についてそういう研修会とか、そういうのを開く計画はないですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** まず保健師の療育研究につきましては、県や南薩地域振興局主催の研修会に参加する中で、療育の実践研修という機会の中で捉えております。ただ、行政の方だと、指宿市の方でということだろうと思っておりますけども、そこにつきましては、これは南九州市ともまた協議をしてみたいと思っております。ただ、県が主催するものにつきましては、積極的に職員も、あるいは親の会の方々にも出席をしていただきたいという具合には捉えております。

**○5番議員（吉村重則）** 市の方で研修会を開くとなった場合に、さつき園があるから南九州と指宿市と一緒に開催するとか、そういうのではなくして、指宿においてこの間16年ですか、16年の歴史の中で、多くの親の皆さんがさつき園に助けられたと、療育の本当に最初子供を出産したときに、もう本当に悩んで苦労しているわけなんです。そういう中で、さつき園に入園させることによって、親自身も助けられ、子供と一緒に成長しているとか、そういう

ことがこの15周年記念の中では書かれています。だから南九州市がどうのこうのじゃなくして、指宿市として保健師さんも含めて幼稚園とか保育園の先生方、学校の教員も含めて、そういう研修会として取り組む必要があると思うんだけど、そこでは考えられないのかどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 議員の御質問なされる趣旨については十分理解をいたしておりますので、今後部内でも、また、どのような方法があるのか、今後検討させていただきたいという具合に考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 今後検討というのは、開くか開かないか分からない。もう本当にこの前向き、これまでのさつき園の歴史を見た場合に、多くの方が助けられてるんですよ、本当言って。だからこれを地域、学校教育、小学校の教育の方にも生かしていくことによって、子供たちがちゃんとした学校教育にも環境にも恵まれていくし、成長にとっては非常に大事だと思うんです。そういうことを考えれば、早急にやっていくべきだと思うんですけど、どうですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園での療育につきましては、それぞれいろんな方面から御意見を私自身もお伺いしているところでございます。ですから、議員に先ほども答弁させていただきましたとおり、お尋ねの趣旨につきましては、十分理解をしているつもりでございますので、今後検討させていただきたいという具合に答弁をさせていただいたところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外園幸吉議員。

**○1番議員（外園幸吉）** 指宿市内における公共工事等入札の不調・不落についてお伺いいたします。

まず1番目に、国・県の発注分についてということですが、これに関しては市の業務じゃないという方もいらっしゃるかもしれませんが、国・県の発注分については、一般的に指宿市の負担金が生ずる場合が多いわけです。それから現実の工事等に関しては、関係者への同意等形成に市が協力することは多々あると思います。そして根拠的に言いますと、地方自治法の138条の2、事務管理及び執行の負担というのがありますが、こういう観点から国・県の発注分についてもお伺いしたいと思います。

2番目に、市の発注分についてお伺いいたします。なお、不調・不落という言葉が一般的じゃないかもしれませんので、参考として掲げておきましたが、公共工事等の入札で受注者が決まらない不調や不落が急増しているということで、不調とは、応札がないか、1社だ

け。不落とは、業者の提示価格が工事等の予定価格を超えた入札ということでございます。

次に、ふるさと納税の現状について、お伺いいたします。指宿市における状況はどうなっているか。そしてまた、返礼品競争についてお伺いいたします。以上です。

**○市長（豊留悦男）** ふるさと納税の現状等についての御質問をいただきました。御案内のように、ふるさと納税は都市と地方の税収格差を是正する方策として、地方税法等の改正が行われ、個人住民税の寄附金控除が大幅に見直されたことにより、平成20年度に創設されたものでございます。本市におきましては、ふるさと納税のお礼として、寄附者全員にお礼状と1万円以上の寄附者に対しましては、地元の特産品などを積極的にPRし、情報発信をすることで地場産業の振興や地域の活性化を図るという観点から、地元の特産品などを返礼品として贈っているところでございます。全国の方々から寄附していただきましたふるさと納税は、指宿市ふるさと応援基金に積み立てられ、寄附した方々の気持ちに応えるべく、本市が目指す豊かな資源が織り成す食と健幸のまちを実現するために、環境保全、健康福祉の増進、文化・教育の推進などに関する事業に活用をさせていただいております。ふるさと納税の実績につきましては、平成26年度が74件678万5,835円、平成27年度は10月から返礼品事業を開始したことが影響いたしまして、1万1,568件、金額にいたしますと2億1,608万2,162円と大幅に増加しております。また、平成28年度は29年、今年1月末現在で3万1,746件、金額で5億3,223万9,550円と更に増加しているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○建設部長（山下康彦）** 指宿市内における国・県の発注状況についての御質問をいただきました。現在国直轄事業としては、指宿港海岸保全施設整備事業の浸食対策事業、国道226号の北十町地区歩道整備及び大園原地区交差点改良の事業を実施していただいているところでございます。発注状況につきましては、指宿港海岸保全施設整備事業が、平成26年度に事業採択され、平成27年10月に現地着工されましたが、これまで業務委託14件、工事が9件発注されております。国道226号につきましては、北十町地区が平成25年度に事業採択となっており、これまで測量、設計、用地調査などの業務委託7件、大園原地区が平成26年度に事業採択となり、これまで測量、設計、用地調査などの業務委託14件が発注されております。県事業についてですが、県事業につきましては、指宿鹿児島インター池田工区の道路改築事業、指宿港港湾改修事業、東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業等の負担金が伴う事業のほか、二反田川支流の砂防事業、県道等の舗装補修事業、交通安全対策事業、橋梁修繕事業、河川、海岸などの様々な事業に取り組んでいただいているところでございます。発注状況につきましては、平成27年度に業務委託24件、工事87件、平成28年度に業務委託23件、工事60件であります。なお、この件数につきましては、いずれも電子入札システム等で確認できる件数であります。なお、不調・不落の状況、件数についてですが、国事業につきましては、ないと伺っているところでございます。県事業につきましては、1年に数件の不調・不落

が発生しているようでございます。以上でございます。

**○総務部長（有留茂人）** 本市における建設工事と設計委託の入札不調と不落札の実績であります。入札不調につきましては、平成26年度19件、平成27年度12件、平成28年度は平成29年1月末現在で8件となっており、若干ではありますが、年々減少している状況であります。また、不落札につきましては、平成26年度2件、平成27年度7件、平成28年度は、平成29年1月末現在で1件となっている状況であります。

それから、ふるさと納税の返礼品競争について、ということで御質問いただきました。ふるさと納税のお礼として返礼品を贈る市町村が増え、その結果、自治体間の競争が激化してきたことから、総務省から平成27年4月1日付で返礼品の対応について、という通知があったところです。その内容は、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、各自治体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、返礼品の価格、それから価格の割合の表示により、寄附の募集を行わないこと。それからまた、換金性の高いプリペイドカード等や高額、又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送付しない、ということであり。ただ通知には強制力がなく、豪華な返礼品は一部の自治体でまだ継続しているようでもあります。このようなことから、総務省は返礼品を巡る課題を整理し、今後改善策をまとめる方針を明らかにしているところです。本市の返礼品事業におきましては、換金性の高いプリペイドカードや高額な家電等の取扱いはしていないところであります。

**○1番議員（外園幸吉）** これはですね、熊本県の公共工事の入札の不調・不落が678件あるというんです。県はですね、昨年4月から今年1月までの間にですよ。内訳は国が23件、県分が224件、市町村分が431件あるという。熊本地震による人手不足や資材高騰などで、入札を敬遠する業者が続出したのが要因だということです。私はですね、こういう記事等を見た場合に、やっぱり熊本だなあ、大変だなあと。ひょっとしたら指宿市はないんじゃないかと期待したんですが、御報告いただいたようになんですが、この不調・不落について、どういふ影響が出ましたか。

**○総務部長（有留茂人）** 入札不調・不落につきましては、東日本大震災を起因とする耐震補強、それから大規模改修や東京オリンピック・パラリンピック、鹿児島国体等の開催に伴う新たな施設の建設投資が急増したことから、これらの技術者、技能労働者の手配が追いつかなくなり、加えて資材価格や労務費の急激な高騰によって、工事費の見積りが難しく、予定価格と実勢価格との間に乖離が生じたことが影響しているのではないかと考えております。また、最近では、先ほど議員の御指摘もありました熊本地震や、それから本市においても台風災害等による民間工事が急増したことから、これらのことが入札の不調・不落札の原因と考えているところです。そういう不落札、不調に終わった入札につきましては、再度設計等見直しをして、入札に付すという対策も取っているところであります。

**○1番議員（外園幸吉）** 影響を聞いて次に対応を聞こうかと思ったんですが、対応もお話いた

だきましたけれども、地元の業者の人が仕事を請けきらないほど仕事があつて、結果としてこうなってるって、そうじゃどうもないらしいんですね。結局地元の人たちにすれば、職人が育たないとかですね、いないとか。働く人がいないとかですね、いろんな問題があつて、これが後2、3年経ったらどうなるんだろうと。地元企業がですね、どうも衰退していくんじゃないかという危惧があるわけですね。日頃言ってるわけですけども、鹿児島県の業者がですね、いい話じゃありませんけども、もし台風、地震、その他急な場合にですね、すぐ駆け付けられるかということです。地元の業者がおればですね、台風とか地震等でちょっとダンプを出してくれと言えば、夜中でも出してくれる現況があるはずなんです。そういう点からもですね、地元の業者を大事にしてほしいと。育成していかないかと。それがひいては所得税や地元の雇用とかですね、朝ありましたけれども、人口を増やす方法とかですね、いろんなのに重なっていくと思っております。こういうことがありますんでですね、この不調・不落はあることは認識しましたが、その対応をですね、もっと考えてほしいと思うんです。その中でですね、指宿市のホームページを見ますとね、平成29年の3月13日入札実施というのがあるわけですね。その結果について2件ほどですが、指宿総合体育館の関係で議会の議決等ということで結果がまだ分からないんですが、そして議会に来ている入札の報告書も3月7日ののが最後ですかね。こういうふうにして、その一般的に考えれば、3月13日の平成28年度の予算で3月13日の入札実施ということは、ちょっと奇異に感じるんですが、この辺はさっき言いました不調・不落の関係か、それとも、全く別の意味合いがあるわけですかね、どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** 年度末が近くなってから行う入札、今回のその3月のですが、債務負担行為、それから繰越明許費を設定している建設工事等がありますので、入札不調・不落にその場合でもなったとしても、基本的には次で入札するということになります。その最近では4月から6月の建設工事が特に少なくならないように、工事の平準化を図るため、年度末になっても入札を行ってるという状況もあります。

**○1番議員（外園幸吉）** 私はさっき言いましたように、3月13日の入札が異状だとか何とかという意味じゃないんです。今おっしゃいましたようにですね、業務の平準化というのも当然必要だと思つてます。昔の話になりますが、30年ぐらい前はですね、土建の業者の人たちは4月、5月頃は失業保険をもらいよつたですよ。結構ありましたよ。そういう意味からいって、その育成という意味から言ってもですね、その平準化の必要もあると思つてます。そこでですね、やっぱりいろんな対応をしてですね、できることならば、不調・不落がない方に越したことはないと思うんですが、何か29年度以降にですね、対応策とか考えていませんか。

**○総務部長（有留茂人）** その不調・不落の対策としまして、現場代理人と主任技術者の配置要件の緩和を行っております。また、技能労務者等の適切な賃金を確保するため、公共工事設

計の労務単価の引上げなども実施をしているところであります。後、その現場代理人の兼任と主任技術者の配置要件の緩和ということでございますが、近年の入札の不調対策として、公共事業の円滑な執行を図るため、現場代理人の兼任について、平成25年度末から実施しております。兼任できる工事は2件、工事の当初の請負代金額が2,500万円未満、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲などの要件を満たした場合、現場代理人の兼任をすることが可能ということにしております。また、技術者等の不足の対策として、専任の主任技術者の配置要件を緩和する改善策を実施をいたしております。密接な関係のある工事で、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場合において、同一の建設業者が施工する場合について、同一の専任の主任技術者が原則2件程度は兼務できるというふうなことで緩和を図っているところです。

**○1 番議員（外園幸吉）** 工事においては安全が大事ですし、ましてその結果もですね、良好なものでなければいけないのは当然のことですけれども、今おっしゃったようなですね、できる範囲で簡略化できるところはやっていくべきだろうとは思いますが。ここ1, 2年の間にですね、そういう業者の廃業とか倒産とかは聞いてませんか。その廃業の理由は、全く今の話と別かもしれませんが、こういう不調・不落等を勘案してそういう話は聞いてませんか。単純でいいですよ、なきやないで。

**○建設部長（山下康彦）** 建設業界の関係につきましては、議員御指摘のとおり、今現在作業労働者等につきましても、約50代以上が半数以上60%台を占めている状況が見られるようでございます。ということから、なかなか建設業を営んでいく中で、その若手入職者がなかなか入ってこないという状況等もありまして、一部ここ2, 3年何業者か廃業と言うか、仕事をやりやめた業者が存在しているという状況ではあります。しかしながら、ここ2, 3年につきましては、まだそういう状況は見られていないのかなあと。今後につきましては先ほどありましたように、高齢化が進んでおりますので、その辺については我々としても対策については、考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

**○1 番議員（外園幸吉）** 今の件についてはですね、御答弁を良として、次のふるさと納税の関係に移りたいと思います。

ふるさと納税制度をですね、始めたときには、頭のいい人もいるもんだなと感心したんですけどね、それがどうもですね、感心しない状況が多いですね。確かに先ほどお話があったようにですね、貴重な財源ですよ、これは、市に入るね。これは認めます。しかしながらですね、小学生にちょっと聞いてみました。ふるさと納税って知ってるって。知ってるよ。何かいろいろもらえるんだってね。これですよ。これが子供の正直な答えですよ。その方に走り過ぎてるんじゃないかということなんですね。入るのが少ないとこでは、例えばですね、待機児童が多いことで昨年は有名でしたが、世田谷区、東京の、ああいうところは確か去年か、保育園が2か所ぐらいできるだけ持っていかれちゃうと、そういう記事が載ってました

が、何日か前の記事では、小学校が1校分だと。今年は待機児童はちょっと減ったようですがね。そういう状況があつてですね、どうももらうためのですね、ふるさと納税になるようなんですよね。結局ですね、私の言わんとするところではですね、納税の義務というのは、租税を納付する国民の義務なんです。現行の憲法の定める基本的義務の一つです。これはもう皆さん異議ないところだと思います。そしてまた、租税とは国家、又は地方公共団体が経費に充てるため、国民や住民から強制的に徴収する金銭。強制的に徴収する金銭、税金を取られたと言います。国が徴収する国税と地方公共団体が徴収する地方税とがあるということなんですが、折りしも今申告の時期ですよ。あの申告の会場でにこにこしてる人はあんまりいませんけども、屁理屈を言うならば、税金を納める身分になれというのがどこかの親父の遺言だったと聞いてますけれども、税金を納めることはすばらしいことなんです。そしてかつそれをですね、有効に使うのも、行政に携わる者の当然の義務だと思うんです。そしてふるさと納税を最初始めたときに、個人住民税の一部を現住所のある土地でなく、生まれ育った土地、故郷で納めることができる制度ということですよ、その後自治体への寄附金に対する税の控除が大幅に拡張され、寄附をする自治体は故郷に限らず任意に選べるようになったと。ここ故郷に限らず任意にというのは、これが非常に問題だと思う。私はあくまでも税金というのは、行政サービスへの対価だと思うんです。現在及び過去ですよ、行政サービスへの対価。つまり、故郷で保育園から小学校、中学校、行政サービスを受けたから、お返しをしたいというそれが趣旨なのですよ、先ほど申しましたように、何かもらえるんだなとなってるんですよ。この状況にですね、熊本市の場合ではですね、故郷の納税で熊本市に返礼品を要らないよとした人はかなり多かったと聞いてます。指宿市にふるさと納税をされた人で、返礼品は要らないよと言われた人はいらっしゃいますか。

**○総務部長（有留茂人）** 本市にふるさと納税をして返礼品を受け取らなかった寄附者は、平成27年度では二人でしたが、平成28年度は平成29年1月末現在において、現在のところいらっしゃらないところです。

**○1番議員（外園幸吉）** 残念ながら、想像したとおりですね。もらうためなんです。小学生が正直ですよ。先も申しましたように、貴重な財源だということは認めますが、今の風潮について市長、どう思われますか。率直な感想をいただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 3年前だったと思います。九州市長会でふるさと納税で、その当時全国でもナンバー1だったと思いますけれども、平戸市が事例発表をいたしました。それについて賛否両論ございました。やはり議員御指摘のような意見をお持ちの首長さんもたくさんおりました。やはり本来のふるさと納税制度というのを再考すべきだというような考えの方もたくさんいたということでもあります。私もどちらかというところそういう考えでございました。そしてこのふるさと納税制度というのを自ら深く学ぶために、書物やその他ふるさと納税で先進的に取り組んでおられるという市の参考例も学ばせていただきました。結論を申し上げます。

すと、今議員が御指摘のような、そういう思いは私は持っているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 繰り返すようですけども、今の状況はですね、自治体が行う体のいい通信販売なんですよ。確かに地元の産物をなさってる人たちは売上げが伸びてるでしょう。プラス面もあります。だから全否定するわけじゃないですけどね、今のふるさと納税の在り方は、これは寄附してくれた人に求めるというのもちょっと残念な気もしますけれども、行政の側もですね、ちょっとこれは考えなきゃと思うんですが。この指宿市に住んでる人が、指宿市にふるさと納税ができるということは事実ですかね。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿市民が本市にふるさと納税をするということは、特に国からの指導はないことから、ふるさと納税として指宿市は受け入れ、また、返礼品についても現在贈っているところです。

**○1番議員（外園幸吉）** 違法ではありませんということですが、現実にさっきおっしゃった28年度分、29年の1月現在でもいいんですが、指宿市民がこの制度を利用した何件ありますか。金額も分かっていたら御提示ください。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 指宿市民がふるさと納税をした件数なんですけども、まずこの制度が始まりましたのは平成27年7月1日でございます。平成27年4月1日から27年12月までの分で申し上げますと、およそ86名の方がいらっしゃいます。その寄附の金額ですけども、私どもが把握してるところでは約700万円ぐらいの寄附金額でございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 私はこの市民がですね、指宿市にふるさと納税の制度を利用するというのはどうも納得がいかないんですね。法律で禁止されていないけれども、条例で決める方法は可能だと思いますか、どうですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** すみません、私はふるさと納税が始まったのを平成27年4月1日と申し上げましたが、これはワンストップ制度が始まったのが4月1日で、先ほどデータで申し上げましたのはですね、人数とか金額を申しましたが、そのデータとしては平成27年の4月1日から12月までのデータで、制度が始まったということをちょっと申し上げましたけど、その制度というのは、ワンストップ制度が始まったのが平成27年4月1日の誤りでしたので、訂正させていただきます。

**○総務部長（有留茂人）** 条例を制定して禁止できないかということですけども、ふるさと納税につきましては、日本全国どこの自治体であっても寄附できるようになっていますので、指宿市民が本市へふるさと納税をする、又は他にするというふうなことを禁止することはできないと理解しております。

**○1番議員（外園幸吉）** 私それができればですね、早速議員条例でですね、議員提案の条例で私が提案したいと思ってたんですけどね。どうも難しそうで、今おっしゃるできないんじゃないかというようなことですね。そこでですね、もう1点お伺いしますが、市会議員は寄附行為の関係もあってできないと思うんですね。いないと思うんですが、指宿市役所の職員で

これを利用した人がいますか。名前を言う必要はありません。いるかいなか。

**○財政課長（上田薫）** 質問内容は、職員がふるさと納税をしたという質問だったと思うんですけども、確かにおります。指宿市に対してした人はいますということです。

**○1番議員（外園幸吉）** 私は未確認情報だったんですが、いるというんでびっくりしたんですけども。やっぱりですね、公務員の公僕という言葉はもう死んじゃったというんですが、昔々ですね、吏道という言葉を知ったんです。吏道、官吏、公務員ですね、官吏の道、それももう皆さん、聞いたこともないやでしょうけれども、武士道という言葉がありますよね。先にお伺いしましたように、前はともかく、返礼品を辞退したという人はゼロという数字が出ましたよね。その職員はもらってるんですよね。そう判断しますが、吏道は廃れたんですかね。市長、責任者としてどう思われますか、その職員の行為に。これは是非聞きたい。

**○市長（豊留悦男）** その行為については、制度が確立されている以上は、やはり本人の判断だろうと思っております。それを禁止するとか、しないでほしいというのは首長として言えるのかどうか、その決断、判断というのは私も迷うところでもあります。ただ、議員がおっしゃるとおり、この納税制度、ふるさと納税制度の趣旨というのを公務員として深く自覚しておれば、それなりの判断というのはそれぞれがするべきだろうと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 今市長が言われるとおりになんですがね、指宿市民の中でも、ちょっと前までの私を含めて、市民が指宿市のふるさと納税制度を利用することができるって思ってた人が大部分でしょう。それを知る立場にあったのかどうか知らんけれども、そういう職員がですね、今建前的には市長の言われるとおりにだけでも、職員研修とかそういうところでしないんですか。どうですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 職員研修におきましては、税制全般の研修というものはいたしておりますけれども、このふるさと納税について特化したような研修というものは、現時点では行っておりません。

**○1番議員（外園幸吉）** 私はですね、今日の中継等を見ていただいて、市民が何と言われるか、楽しみじゃないですよ、怖いですよ。ここにいる議員の皆さんも何人も言われると思います。そういう制度をやっているのか。大抵の市民の人は、その市民が指宿市にそういう制度を利用できるということを知らない、これは。かつそれを市の職員がやってたということになるとですね、もう情けないというのが、もう私は議員としても情けないと思います。それはいろんな考えはあるかもしれませんがね、人間意見が違っていいと思いますけれども、これはあくまでも市長も言われるように、違法だとは思いませんよ。違法だからうんぬんじゃない。でも常識じゃないかっちゃうの。日本は法治国家と言ってもですね、法律の前に常識ですよ。ましてそれを求められてるのが市役所の職員ですよ。もちろん議員もです。私はここ数年一般質問で好かんこちゃ言わないようにと、穏やかに穏やかにと言ってきましたけれども、今日は怒るよりも情けないですね。誰がうんぬんじゃなくてですね、ちょっと市長を

はじめ職員の皆さんも、議員の皆さんも、ちょっとこの問題については考えてみてください。これ以上言うと山芋を掘ることになりませんので、時間はありますけど終わります。

(「答弁漏れ」と呼ぶ者あり)

○1番議員(外園幸吉) いいです。いいです。いや、したければどうぞ。

○総務部長(有留茂人) 先ほどのちょっと答弁漏れがございましたので1件。指宿市民が指宿市にふるさと納税した人が何人いるかということですけれども、市民が本市にふるさと納税した人数は、平成27年度が4人の6件寄附額で16万円、平成28年度が平成29年1月末現在で10人の21件寄附額で44万円となっております。

○1番議員(外園幸吉) もうあきれて言えません。終わります。

○議長(松下喜久雄) 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時03分 |
| 再開 | 午後 | 3時12分 |

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員(高田チヨ子) 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。

初めに、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市政発展のために御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしていただきますようお願い申し上げます。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、安心・安全な生活のために安定的な水の供給を確保するため、水道事業の現状と将来の見通しについて伺います。水道施設の適切な資産管理を推進する上で、欠かすことのできない水道台帳の整備の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

2点目に、指宿市のバリアフリー化について伺います。以前にも質問したことがありましたが、今回は違う観点で質問いたします。高齢者に優しいまちづくりをすることは、とても大切なことだと思います。そこで伺いいたします。指宿市の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

3点目に、紙おむつのリサイクル化について伺います。先日日置市で行われました紙おむつの資源化を考えるシンポジウムに参加してきました。鳥取県伯耆町の町長の話や、環境省の方など5人の方が紙おむつのリサイクル化について講演してくださいました。伯耆町では平成27年度から燃料化に取り組んでいます。1日に1,200kgの使用済み紙おむつの燃料化が可能になり、更に28年4月から隣町の南部町の事業系紙おむつも処理開始しています。そしてペレット成形の速度向上、品質の均一化を図るため、ペレット成形する前処理として二次破砕機を購入し、可燃ごみとして焼却していた事業所で排出される使用済み紙おむつをペレッ

ト燃料化し、町営の温泉施設で使用することになりました。そのため、エネルギーの地産地消によるごみの減量化につながったとのことでした。ただ、今は事業系だけなので、家庭から出てくる紙おむつについては検討中とのことでした。紙おむつは子供用だけでなく、大人用もあり、これからますます利用者が増えてきます。だからこそリサイクルすることが大事ではないかと思います。日置市では、今後リサイクル化に取り組んでいくことになるようでした。この紙おむつのリサイクル化について指宿市の考えと、今後どのようにしていくのか、お伺いいたします。

4点目に、障害者支援のために、子ども発達支援センターさつき園の給食についてお伺いいたします。先ほども同僚議員も質問をしていましたが、子供たちにとって給食は、命を守る上でとても大切なことだと思いますので、この給食の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

5点目に、コンビニ収納についてお伺いいたします。私は25年3月議会でも質問をさせていただきました。その後2年ぐらい前からコンビニ収納ができるようになりました。お陰様でいつでも支払えるようになり、とても便利になりました。そこでお伺いしたいのですが、収納率はどうなったのか。また、コンビニ収納についての市民からの声などは聴いているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 水道事業の現状と将来の見通しについて。安全・安心の水道水を安定的に供給するという水道サービスは、水道事業の責任においてその持続性が確保されなければならないと考えております。そのためには、水道施設の適正な維持管理、更新を行う必要がありますが、近年の節水機器の普及や節水意識の高まり、人口減少などの要因から、使用水量は減少し、料金収入の伸びは見込めない現状であります。持続可能な事業の経営を行うためには、中長期的な視点に立ち、更新計画や財政の見通しをこれまで以上に把握し、着実に更新投資を行う必要があると考えております。水道台帳の整備の状況については、水道事業が保有する土地、構築物、機械及び装置などの有形固定資産につきましては、公営企業会計システムで、また、送水管や排水管などの管路につきましては、水道施設情報管理システムにて管理をしております。既に整備は済んでいるところであります。

次に、バリアフリー化の本市のバリアフリーの現状についてでございます。障害のある方や高齢者をはじめとした全ての人に、安全・安心に観光を楽しんでいただけるよう、平成26年度からバリアフリー観光導入推進事業に取り組んでおります。具体的には、施設等の正確な現状把握と意識の向上を目的とした宿泊施設や飲食店等の施設調査や、市内観光地のモニターツアー、観光関係者を対象とした啓発セミナー、調査結果の情報発信及び観光施設へのアドバイザーの派遣等を実施してまいりました。このほか耳の不自由な方のために、市内宿泊施設のフロントに耳マークの設置も依頼をしており、この表示があることにより、耳の不

自由な方も気軽に筆談で会話ができるようになってきております。また、必要に応じて手話通訳士を派遣する体制も整えているところであります。ハード面での整備につきましては、昨年度指宿駅前にオストメイトを備えた多機能トイレを建設し、多種多様な方が利用しやすい環境を整えてまいりました。また、これまで砂むし温泉では、高齢者や障害者等を異性が看護する場合、体に手術痕があり、他人に肌を見せることに抵抗がある場合に、大浴場の利用ができないことで、砂むし温泉の入浴を諦めていた方々がおりました。そこで本年度は、一人でも多くの方に砂むしを楽しんでいただけるよう、砂むし会館砂楽の敷地内に車椅子対応の個室シャワー棟を建設しているところであります。

次に、本市における可燃ごみのリサイクル化につきまして、紙類、プラスチック製容器包装、白色トレイ、発泡スチロール、廃食油の分別収集をはじめ、既に平成27年度からは生ごみ、衣類等の分別リサイクルモデル事業の実施や、事業所のごみ減量化を目的に、30・10運動にも取り組んでいるところでございます。ごみ処理施設の延命化を図るには資源ごみの収集量を増やし、焼却するごみを減らすことによって、焼却炉への負荷を軽減することが重要でございます。しかしながら、現状におきましては、いまだに可燃ごみの中に多くの資源ごみが含まれていることから、これまで取り組んできました各種施策を今後も効果的に取り組んでまいりたいと思っております。特に新年度におきましては、衣類、ふとん類の資源化モデル事業の山川、開聞地域への拡大、地域コミュニティにおける生ごみ一絞りの実践、生ごみ資源化モデル事業の実施、小学生を対象としたごみ減量資源化等ワークブックを作成して環境教育の実施など、各種施策に積極的に取り組んで、更なるごみの減量化、資源化を推進してまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等は、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 紙おむつのリサイクルについて、今後どのような取組を考えているかという御質問でしたけども、紙おむつにつきましては、高齢化の進展に伴い、利用量が増加し、今後ますますその処理が課題になると言われているところでございます。紙おむつはパルプ、プラスチック、高分子吸収剤でできており、使用後はし尿を吸収し、多くの水分を含むことから、重量が約3倍から4倍になって、燃焼し始めるまでに時間がかかり、しかも、一旦燃え出すと高熱燃焼になることから、焼却炉を傷める要因になると言われております。まだ全国的には使用後の紙おむつは埋め立て、又は焼却処理するところが大部分であるようですが、焼却炉の延命化、資源の有効活用の観点から、一部の自治体では紙おむつのリサイクル化に取り組んでいるようでございます。議員が行かれましたその紙おむつの資源化を考えるシンポジウムに、私どもの職員も参加させていただいております。鳥取県伯耆町の例によりますと、先ほど議員がおっしゃったとおり、その固形化燃料装置を導入しておいて、処理能力が1日当たり1,200kgだと。装置の導入費が約1億2,000万円掛かっているというのはお聞きしております。後、収集経費、施設の維持費経費に年間約1,100万を要すると

いうふうにも聞いております。これを本市の人口規模に置き換えますと、装置導入費が約3億6,000万程度、維持管理費が年間約4,000万円ぐらいになると、費用面で大きな課題があるようでございます。また、費用以外にも、原料が使用後の紙おむつであることから、風評被害もやや懸念され、リサイクルされた固形燃料の引取先の問題とか、あるいは家庭・事業所における分別回収などの課題もあるようでございます。このようなことから、先ほど市長も申し上げたとおり、本市といたしましては、そのまず現在取り組んでいる可燃ごみの減量化、資源化に向けた各種施策を着実に推進して、その成果を得ることが重要じゃないかというふうに考えているところでございます。しかしながら、紙おむつのリサイクル化についても、今後情報収集をするなど、調査研究は行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、コンビニ収納の関係の御質問でした。収納率は平成27年8月からコンビニで納付できるようになったんですが、その収納率はどうなったかという御質問と、その市民の反応はどうかということでした。これまで市税をはじめとする上下水道使用料、温泉使用料、道路占用料、住宅使用料、保育料などの公金の収納窓口は、金融機関や市の窓口などに限られておりましたが、平成27年8月電算の基幹システム更新に合わせまして、全国のコンビニエンスストアと九州管内のゆうちょ銀行及び郵便局での納付ができるようになりました。これによって収納窓口が拡大され、納めやすい環境が整ったところでございます。平成28年度の市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税のいわゆる一般税の収納状況で申し上げますと、1月末における現年度の収納率というのは91.51%となっております。前年度同月比と比較しますと、0.88ポイント上回っております。また、滞納繰越分の収納率ですが、これは13.07%で、同じく前年度同月期と比較しますと、0.45ポイント下回っておりますが、現年度分と滞納繰越分を合計した一般税の全体の収納率で申し上げますと、85.82%となっております。同じくその前年度同月比と比較しますと、1.37ポイント上回っております。本年1月末においてわずかながらですが、収納率は上昇しているような状況でございます。コンビニ収納が収納率に与える影響の分析というのは非常に難しいところなんです。平日の昼間は仕事などで納めに行くことができないことが原因で未納となっている市民の方に対し、コンビニでは24時間納付ができることや、併せて口座振替を案内したところ、便利になったという市民の声もいただき、納期内納付につながったケースもあるようでございます。今後とも更なる収納率向上を目指して努力していきたいと思っております。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園の給食提供についての御質問でございます。さつき園では現在年齢や発達状況などに応じて、午前から午後まで療育を受けるグループや午後からのグループ、親子グループなど複数のグループに分かれて活動をしており、それぞれの子供に応じた療育を行っているところでございます。午前中から午後までのグループにつきまして

は、それぞれの子供に応じたお弁当を持参してもらい、給食という形での提供は行っていないところがございます。しかしながら、大好きな先生やお友達と一緒に食べる喜びを感じさせたい。皆で食べる喜びを共感する場面を重ねさせたい。苦手なものも少しずつ食べてみようとする気持ちを持ってほしいという思いから、現在月2回親の会の保護者の方々が自主的に食や療育の勉強会を兼ねて、食事の提供を行っていただいているところがございます。また、市の管理栄養士も昨年度から食事提供の日ではありませんが、さつき園栄養教室を実施し、調理実習のほかレシピの紹介、栄養講話を行っているところがございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは2回目からの質問に入りたいと思います。

まず、水道事業についてお伺いいたします。我が指宿市では、管路更新率は何%になっていきますか。

**○水道課長（川口光志）** 本市におきましても、管路の多くが今後順次老朽化が進んでいく中、計画的な管路更新が必要とされております。これまでも老朽化が特に進んでおります山川地域を中心に、管路の更新を計画的に行ってまいりました。管路更新率につきましては、水道事業の管路総延長は44万2,846mで、平成27年度に施工した管路更新工事の総延長が2,336mですので、指宿市における管路更新率は0.53%となります。

**○9番議員（高田チヨ子）** 水道の水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換は終わっていますか。

**○水道課長（川口光志）** 水道事業で管理をしております固定資産システムには、鉛管の登録はございません。また、アスベスト管につきましては、平成27年度末で437m残っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今437m残っているということでしたが、それはどこにどのくらいあるのでしょうか。

**○水道課長（川口光志）** アスベスト管につきましては、旧まつや百貨店交差点からいぶすき内科のJR踏切までの市道秋元濁口線に約130m、指宿駅前から渡瀬通り交差点までの県道指宿停車場線に約128m、今和泉小学校正門前に約179mの計437mが残っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、それらの更新状況はどうなっていますか。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引続き会議を開きます。

**○水道課長（川口光志）** 旧まつや百貨店交差点からいぶすき内科の踏切までの区間につきましては、平成29年度に更新する計画でございます。残りのアスベスト管につきましても、関係機関と協議をしながら計画的に更新を行っていく予定でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 昨年の熊本地震では、耐震化の必要性が表面化してきました。管の

耐震化を今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

**○水道課長（川口光志）** 昨年の熊本地震では、過去に例を見ない大震災により、水道施設が大きな被害を受け、広範囲において断水が発生いたしました。本市の水道事業におきましても、水道施設、管路の耐震化が急務となっているところでございます。これまでも基幹的な役割を果たす大口径の基幹管路につきましては、計画的に耐震管へ更新を行っているところでございますが、今後におきましても、耐震管への更新、老朽管路の更新を計画的に実施し、地震災害に強い管路の構築を進めてまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、耐震化率はどうなっているのでしょうか。

**○水道課長（川口光志）** 平成27年度の基幹管路の耐震化率は約44%でございます。全国平均が約37%で、本市は平均よりは高い値ではございますが、今後も効率的に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 水道事業の中・長期的な更新事業と財政収支の見通しを把握するには、アセットマネジメントが必要だと思えます。水道事業の健全な経営と安定的な水の供給確保に向けて、アセットマネジメントを速やかに実施すべきではないかと思えますが、どうでしょうか。

**○水道課長（川口光志）** 水道事業におきましては、現有施設や管路の多くが今後順次老朽化が進んでいく中、計画的な更新及び中・長期的な財源の確保が大きな課題となっております。将来にわたって安心・安全・持続を実現し、水道を引き継いでいくためにも、資産を効率よく管理し、低コストで維持・補修・更新していくことにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うマネジメントシステムの構築が必要と考えております。今後につきましては、平成25年度に策定いたしました指宿市地域水道ビジョンの見直しを、平成30年度に計画をしておりますので、併せてより精度を高めた更新事業の算定や財政収支の見通しの算定を行う予定でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今30年度に計画しておるということでしたけれども、このアセットマネジメントを実施せずに、水道事業の料金引上げを見送り続けた市町村の中には、更新投資の余裕がないところもあると聞いております。水道事業の収支の悪化は、結果的に漏水事故の発生を招き、水の安定供給に支障を来すなど、住民生活の質の悪化をもたらしてしまいます。アセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のために水道料金をどのように設定すべきと考えるか、お伺いいたします。

**○水道課長（川口光志）** 議員がおっしゃるように、更新投資が減少することにより、水の安定供給に支障を来すことがあってはならないことであります。地方公営企業における経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない、独立採算の原則がございまして。よって、更なる経営の効率化や徹底した経費削減を行うことはもちろんのこと、アセットマネジメントを通じた計画的な更新と、財源であります水道料金収入の確保がなされるような、長期的な

見通しに基づいた水道料金の適正な設定が必要であると考えます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と、技術者の確保が難しくなる現状に対して、住民生活に直結する水の安定供給のためには、広域連携も必要だと思えます。そこでお伺いいたしますが、広域連携に向けた我が指宿市の取組を教えてくださいたいと思えます。

**○水道課長（川口光志）** 総務省及び厚生労働省から、広域連携に関する検討体制の構築についての要請が各都道府県に出されたことにより、鹿児島県市町村課及び生活衛生課の協力を得まして、平成28年11月に南薩ブロックの指宿市、枕崎市、南さつま市、南九州市の4市で第1回目の検討会を開催しております。今後につきましては、地域の実情に応じ、できることから相互協力することが重要であり、維持管理業務の共同実施や共同委託、各種システムの共同化、事務的な協力の実施など、様々な手法について幅広く検討することとなっております。

**○9番議員（高田チヨ子）** この広域連携が、平成28年の11月に第1回目の会議があったということで、本当にすごいなあって思いました。この水は私たち人間にとっても、それから動物、生き物、植物全てにとってもとても大事な資源ですので、この水道事業の取組はとっても大事なことだと思いますので、今後もよろしくお伺いいたします。

それでは次に、バリアフリーについてお伺いいたします。先ほど市長の方から答弁いただきました。指宿はこのバリアフリーについても、先駆を行っているのではないかなあって、そういうふうに感じました。実はですね、私この前こういうものを見せていただきました。バリアフリー観光情報マップ指宿っていうので、もう本当にこういうのがあることを知りませんでした。これはどこが出してるんだろうと思ったら、指宿市観光課ってなりました。観光課が出してたのに私見たこともなかったと思ってですね、ああ、こういうすばらしいのがあるんだったら、もっと早く見たかったなあって思ったところです。本当にこんなすばらしいマップがあるのであれば、私だけではないと思うんです、知らない方は。このようなマップをもっともっと市民の方にも知らしめて広めて、こういうのがありますよというのを教えていくことが、とても大事なことはないかなと思えますので、このことについてどうお考えでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** バリアフリー観光情報マップについては、昨年度身体障害者用トイレやAEDを設置してる場所、また、車椅子でも行けるモデルコースや家族湯などを掲載したパンフレットを、議員がお持ちのやつを作っております。これは平成26年度と27年度に実施しました、バリアフリー調査に御協力をいただいた施設の情報を基に作成しているところでございます。パンフレットの設置箇所としましては、施設調査に御協力をいただいた宿泊施設や温泉施設、道の駅など、市内49か所に設置して配布をしてるところでございます。今後もバリアフリー観光を推進し、必要な方への確かな情報提供ができるように努めてまいり

たいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** これからまたどんどんどん、市民の方にも教えていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。それと先ほど市長の方から、砂むしに車椅子で入れる温泉がある。砂むしは入れるという御答弁いただいたんですけども、私たちのこの指宿は温泉のまちです。この温泉のまちに観光客はたくさんいらっしゃいます。そういう観光客の中でも足の不自由な方、また、車椅子でないと動けない方たちもたくさんいらっしゃると思います。そういう車椅子で入れるホテルとか施設とか、そういうのは他にもあるのでしょうか。あったら教えていただきたいなあとと思います。

**○○産業振興部長（廣森敏幸）** 今現在で市が把握しているもので段差もなく、浴場までスムーズに車椅子で行ける温泉施設や宿泊施設につきましては、市内に6か所ほどございます。なお、この6か所につきましては、浴槽にスロープ等はないために、車椅子の方が一人で入浴するというところは難しいところがございますけれども、介助者がいれば利用可能な状況になっております。温泉は議員もおっしゃるとおり、本市にとって重要な観光資源でございます。そこで本年度どなたでも砂むしに入浴できるようにシャワー棟を設置したわけですが、29年度につきましては、更に砂楽の上段部分から砂浜に降りる海辺の散歩道の階段がございますけれども、その階段を現在は人間の作業員の方が持って降りてる状況ですが、車椅子のまま降りられるように昇降機を導入しようということで予算計上しております。そしてまた、砂むし温泉を対象とした入浴介助サービスのネットワーク構築を図りながら、介助の必要な方も砂むし温泉に入浴できる体制を整えてまいりたいと思いますので、その結果などを踏まえて、今後市内の宿泊施設や温泉施設への入浴介助サービスを広げていけたらなというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** どんどん進めていってほしいと思います。

次に、レンタサイクルは指宿市にはありますけれども、レンタルバイクというのはあるんでしょうか。このレンタサイクル、レンタルバイクの現状を教えてください。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** まず、レンタサイクルにつきましてはですけども、現在指宿駅、西大山駅、また、市内の大手ホテルなどに合計50台の電動アシスト自転車を設置しております。管理は観光協会が行っており、実績としましては、平成27年度において1,443件の貸出しがございました。市内には指宿駅を中心に知林ヶ島とか砂楽などの距離や方向が分かるように、多言語でサイン整備を行っておりますので、安心して周遊ができる環境を整えているところでございます。また一方、レンタルバイクにつきましては、今現在のところ観光客からの問合せというものは寄せられていない状況でございますけれども、県内でもこのレンタルバイクを導入してる観光地がございますので、その設置に向けてどのような指宿市内で問題があるかということも含めまして、今後調査研究をしてみたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** レンタサイクル、レンタルバイク、本当にこれがあると列車で来た

方たちも降りて、そこから自転車に乗ったりバイクに乗ったりして、いろんなところを指宿市内を観光、散策できる、そういう思いがあります。ですので、観光客のためにも本当にこれをもっと広げて行ってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。また、テレビを見てると、火野正平さんですかね、火野正平さんがいつも電車に乗るときに、あの方は折りたたみの自転車を持って担いで列車に乗って、いろんなところに行くというのをやってるようです。そういう電車にも列車にも自転車を乗せられるところもありますよね。だからそういうところがあるんですが、指宿でも自転車を乗せても、この列車に乗ることはできるというようなそういう取組は考えられないのでしょうか。このようなことができると、観光客の方々も、もっともっと行動範囲が広がって喜ばれるのではないかなあって、そういうふうに思いますが、どうでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 列車に自転車を乗せて移動するということにつきましては、JR九州管内では2010年まで、阿蘇の観光特急の中で可能だった列車があったようでございます。しかしながら、現在JRとしましては、自転車を乗せる場合には議員もおっしゃったように、折りたたんで専用のバッグに入れておけば可能ですけれども、自転車をそのまま直接列車に乗せるということではできない状況になっております。ただ、このような状況の中でつい先日ですね、JR関係者と意見交換会がありましたので、その場でこの話をいたしました。最終的にはJR九州本社に要望を行うためにも、要望を行って許可をもらうことが必要ですけれども、まずはその前に乗車区間、これは山川から枕崎とかいう乗車区間、更に利用可能時間帯、朝の混雑時とか深夜等につきましては危険もありますので、そういう利用可能時間帯について担当者レベルで協議ができないかという要請を行ったところでございます。そして一方また、これはJRでは直接ないですけれども、4月から運行予定の根占、指宿間を結ぶ高速船、これにつきましては人だけではなくて自転車も乗船することができるというふうになっておりますので、山川、根占を結ぶフェリーに加えまして、薩摩半島と大隅半島をつなぐ新たなサイクリングロードということも、サイクリングルートとしても周知を図って、観光の誘客につなげていきたいというふうに考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非実現するといいなあって思います。よろしく願いいたします。

先ほどから同僚議員が聞いてて、さつき園のことはもう答弁をいただいているんですが、でも、本当にこのさつき園の方たちの思いを聞いてると、何とかできないのかなというのがあります。私はさつき園の研修に毎回参加してきました。その度に、給食の重要性が訴えられております。今回は保護者の方からも陳情が上がってきているようですが、子供たちのため、そして保護者の方々の思いを受け止め、月2回ではなく毎日給食、又は、毎日とまではいなくても、先ほど4回とか8回とか出たようですが、給食を提供できないか、そのことについてお伺いいたします。これはできれば市長、答弁いただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** さつき園のこの子供たちの支援というのは、行政としても積極的に行わなければならないというのは自覚をしております。特にこの保護者を支援することも必要だろうと思っております。やはりこの給食というものについては、障害の種類や程度、そして食物アレルギー等もありますので、慎重に行わなければならないと思っております。やはりまずはこの保護者の方々と話し合う機会を持ちたいと思っております。そして切実な声をお聴きしながら、どういう形で可能なのか。先ほど申し上げましたように、南九州市との調整もごさいます。やはり子供たちにとっては食の安心・安全というのは最優先でもごさいますので、今後そのような機会を持って、どのような形でできるのか、両市担当を含めて協議の場を持ちたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 是非そういう機会を持って、お母様方の思いを聴いていただきたいと思っております。

次に、コンビニ収納についてお伺いしたいと思います。今コンビニ収納はできるようになりました。次のステップとして、コンビニで住民票とか各種証明類、そういうものもコンビニで受け取れると、皆さんすごく助かるんじゃないかなあって、そういうふうに思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 住民票等をコンビニで受け取るためには、まずこのシステムを使うためにはマイナンバーカードを取得してるということが第一になります。このカードを使用してコンビニエンスストアに設置してる端末機でそういった住民票とか印鑑証明書等を取ることなんですけども、このシステムを導入することによって、窓口や受付時間の制約を受けないで、休日や夜間でも全国のコンビニ店舗で、住民票や印鑑証明書等を取ることが可能になるということで、平成27年度に私どももそのコンビニ交付サービスのその導入の検討を行ってきたところでございます。検討しました結果、その当時としましては、まだマイナンバーカードの交付が始まったばかりで、交付率が低くて、利用があまり見込めないというふうに考えられたことや、制度導入に係る初期投資費用というものやランニングコストを含めました費用対効果が、あまり見込めないということが想定されましたから、この当時は時期尚早として導入を見送った経緯がございます。したがって、現在のところコンビニで本市の住民票等を交付することはできないところでございます。しかしながら、そのコンビニ交付サービスを導入することによって、当然その市民の利便性が向上するのはもちろんのこと、併せて私どものその窓口業務の効率化も図られることも考えられますので、更なるマイナンバーカードの普及促進ということも図れないといけないということで、今後はですね、県内の導入した自治体の状況を踏まえながら、導入時期などをですね、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今日は質問項目がたくさんあったので、1時間で終わるかなと心配したんですけども、早く終わりました。ありがとうございました。

## △ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 臼 山 正 志

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 16 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年3月16日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	5番議員	吉 村 重 則
6番議員	西 森 三 義	7番議員	浜 田 藤 幸
8番議員	東 伸 行	9番議員	高 田 チヨ子
10番議員	森 時 徳	11番議員	高 橋 三 樹
12番議員	福 永 徳 郎	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
17番議員	新川床 金 春	18番議員	下川床 泉
19番議員	新宮領 進	21番議員	松 下 喜久雄

1. 欠席議員

- 4番議員 井 元 伸 明
-

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	山 下 康 彦	教 育 部 長	長 山 君 代
山川支所長	馬 場 久 生	開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣

総務部参与	中 村 孝	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	財政課長	上 田 薫
市民協働課長	田 畑 喜 史	税 務 課 長	有 馬 芳 文
地域福祉課長	山 口 保	商工水産課長	山 元 成 之
観 光 課 長	今柳田 浩 一	農 政 課 長	松 澤 敏 秀
耕地林務課長	西 田 栄 一	建設監理課長	田之上 辰 浩
都市整備課長	小牟禮 信一郎		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主査	嶺 元 和 仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び西森三義議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高橋三樹議員。

○11番議員（高橋三樹） 皆様、おはようございます。朝夕寒さは残っておりますが、日一日と風薫る春を感じる頃となりました。この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市民の福祉の向上に尽力され、それなりの成果を支えてきてもらいました。合併して11年、様々な御苦勞があったことと察しております。今後は健康には十分留意されて、ご多幸をご祈念いたします。

それでは、通告してありました、1、市税等の収納についてを申し上げます。

まず、本年度の収納状況はどうかということです。平成28年1月、大雪により農作物を中心に大変な被害を受けました。これにより、平成28年度に引きずっているのではないかと。4月には熊本地震でも新幹線、高速道路が止まり、観光業を中心に大打撃を受けたり、長雨、台風、特に台風16号は、電柱が倒れたりして各方面に影響を受けました。こういうことをいろいろ考えてみますと、本年度の収納状況は、どうだったんだろうと思うところであります。どうでしょうか、まず伺います。

次は、2、ふるさと納税について。平成28年度は3億円見込んでいましたが、実績はどうかということです。件数、金額の実績と昨年との比較はどうだったのかを伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） ふるさと納税について回答を申し上げます。ふるさと納税は、納税という名称を使用しておりますけれども、自治体への寄附のことでもございます。現在、居住しております自治体へ納税している個人住民税の一部を、出身地や応援したい自治体へ寄附という形で納税することができる制度でございます。ふるさと納税として寄附をいたしますと、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から全額が控除されます。本市におきましては、ふるさと納税のお礼として、寄附者全員に

お礼状と、1万円以上の寄附者に対して地元の特産品などを積極的にPRし、情報発信をすることによって地場産業の振興や地域の活性化を図るという観点から、地元の特産品などを返礼品として、贈っているところであります。ふるさと納税の実績につきましては、平成26年度が74件の678万5,835円、平成27年度は10月から返礼品事業を開始したことが影響して、1万1,568件の2億1,608万2,162円と大幅に増加しております。また、平成28年度、今年度ですけれども1月現在、29年1月末現在で、3万1,746件の5億3,223万9,550円と更に増加しているところでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長等が回答をいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 市税等の本年度の収納状況についてでございますが、昨日も本年度の市税の収納率について答弁させていただきましたが、併せて収納金額について御説明申し上げますと、市民税、固定資産税、軽自動車税などの一般税の収納状況で申し上げますと、1月末の収納状況では、現年度分の調定累計額41億7,892万7,256円に対しまして、収入累計額が38億2,427万4,434円で、収納率は91.51%となっております。前年度同期と比較しますと0.88ポイント上回っております。また、滞納繰越分は調定累計額3億2,711万1,377円に対しまして、収入累計額4,274万7,872円で、収納率は13.07%となっており、同じく前年度同月期と比較しますと0.45ポイント下回っておりますが、現年度と滞納繰越分を合計した一般税全体で申し上げますと収納率85.82%となっており、同じく前年度同月比と比較しますと1.37ポイント上回っている状況でございます。昨年の1月の雪害、4月の熊本地震及び9月の台風16号の被害による本年度の税収への影響でございますが、納付が遅れるなどの影響があったと思われませんが、本年1月末において、僅かながら収納率は上昇しているような状況でございます。今後も更なる収納率向上を目指して努力してまいりたいと考えているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 質問に入る前に、全国の皆様、5億3,223万9,550円ものふるさと納税、誠にありがとうございました。まず、御礼を申し上げます。助かります。まさかここまでっていう思いでいっぱいです。ありがとうございました。

それでは、市税等の収納に入りますが、ただいま答弁で0.88%上回っているという答弁でした。本当、ありがたいことで、ありがとうございます。

次に、平成27年8月から電算の基幹システム更新に合わせ、コンビニやゆうちょ銀行等で納付できますが、納付の利用状況はということなんです。コンビニ、ゆうちょ銀行等も加わり、納付の方法や納付の機会が拡大し、納付しやすい環境づくりが実現しています。この納付先の利用状況はどうだったんでしょうか、伺います。

○市民生活部長（牟田浩一） これまで、市税をはじめとする上下水道使用料、温泉使用料、道路占用料、住宅使用料、保育料などの公金の収納窓口は、金融機関や市の窓口などに限られておりました。平成27年8月には電算の基幹システム更新に合わせまして、全国のコンビニ

エンスストア、九州管内のゆうちょ銀行及び郵便局での納付ができるようになりまして、収納窓口が拡大され、納めやすい環境が整ったところでございます。議員の質問の、納付先の利用状況でございますが、市民税、軽自動車税、固定資産税などの一般税における平成28年度の現年度分で申し上げますと、1月末までの納付先の割合は、金融機関等での納付が全体の41.05%、口座振替が41.56%、コンビニ収納が17.39%となっております、コンビニ収納を利用された方が2割弱いらっしゃるようでございます。

○11番議員（高橋三樹） 今回の納付先の拡大によって、収納率、納期内納付の状況はどうだったのでしょうか、伺います。

○市民生活部長（牟田浩一） 収納率については先ほど申し上げたとおりでございます、納期内納付の状況についてですが、本市が導入している電算システムでは、公金の納期内納付の状況を把握することができません。このようなことから、当初の納付通知書発送件数に対しまして、納期限後に発送している督促状の発送件数を差し引いた件数の割合で申し上げますと、市民税、軽自動車税、固定資産税などを合わせた一般税では、平成27年度が88.24%、これに対しまして平成28年度は88.36%となっております、0.12ポイントの増となっております。納付先の範囲が全国のコンビニエンスストアと九州管内のゆうちょ銀行及び郵便局に広がったことはもちろんのことですが、コンビニエンスストアにおいては24時間いつでも納付できるようになったことが、増になった要因ではないかと思っております。また、口座振替件数が増えてきたことも、一つの要因になっているというふうに考えられます。

○11番議員（高橋三樹） このコンビニとかゆうちょ銀行などの場合は、収納代行業者からの入金なんです、これが遅れることはないかということです。機械の故障や人為的なミス、何らかのトラブルなどの理由で市役所に入るとき、入金、着金が遅れたことはありませんか、伺います。

○市民生活部長（牟田浩一） コンビニ収納システムについて、コンビニ店舗で納付してから市に入金されるまでの流れでございますけども、市税等の公金を納付しようとする方が、納付書によってコンビニ店舗で納めていただくと、納められた公金は、各コンビニチェーンの本部を経由して、収納代行業者が全部のコンビニチェーン本部の納付情報と公金の取りまとめを行いまして、市に納付情報の報告を行うとともに、市税等の公金を送金する流れとなっております。コンビニ収納により市に送金された市税をはじめとする上下水道使用料、保育料等の公金は、コンビニ収納の導入後において、機械の故障等によるトラブルが発生したとの連絡は受けたことがございません。また、決められた日まで入金されておりますので、遅れたことはないようでございます。

○11番議員（高橋三樹） 遅れたことはないという答弁でしたが、もしも遅れた場合は何らかの取り決めがあるのでしょうか。金額が大きい場合もありますので、どうでしょうか、伺います。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 入金が遅れたときの取り決めについてなんですけども、収納代行業者との委託契約書の約款ではですね、損害賠償責任の規定がございまして、収納代行業者の責により支払日に収納金の支払いを怠ったときは、その遅延によって生じる損害につき、市は収納代行業者に対して賠償する責任を課しているという規定がございまして。

○**11番議員（高橋三樹）** 取り決めがあるという答弁でした。今後、随分時代が変わってございまして、スマートフォンとかタブレットからの入金も考えられますが、そのときの対応はどうするのでしょうか、伺います。

○**市民生活部長（牟田浩一）** スマートフォンやタブレットからの公金の入金を考えておられるようではございますが、恐らく、その納付方法というのは、税金などの公金の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、携帯電話、ATMから支払うことができるペイジー制度という制度ではないかと考えられます。このペイジー制度を導入する場合、取引する金融機関とのインターネットバンキング、モバイルバンキングの契約が必要であることや、初期の導入経費や取扱手数料など、かなりの経費が掛かることから、県内においては鹿児島市のみが導入しているようではございます。本市においては先ほど申し上げたとおり、平成27年8月の電算の基幹システムの更新に合わせて、コンビニ収納を導入したところでございます。平成26年12月議会において、議員がコンビニ収納の導入について御質問をされております。コンビニ収納を導入して、納期内納付が多くなることを期待しているというようなことを述べられておりますが、税務課といたしましては、納期内納付の向上を図るためには、議員が推奨するそのコンビニ収納もさることながら、何よりも納付する方の手を煩わせない口座振替がよりよい方法であると考えておりますので、今後も口座振替の推進に更に努力したいと思っておりますのでございます。これについてはですね、市の公金を収納している他の部署も紹介しましたが、同様の考えを持っております。以上です。

○**11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。今後も口座振替等の推進により、収納率を上げていただき、納税者の理解と協力を得る努力をしてください。

次は、2、ふるさと納税について、先ほど答弁をいただきました。本当、ありがとうございます。次は、答弁してもらいましたが、ふるさと納税の金額別の受入状況はどうだったんでしょうか、伺います。

○**総務部長（有留茂人）** 平成27年度における寄附額は、1万円以上2万円未満が58.2%、2万円以上3万円未満が14.7%、3万円以上5万円未満が24.9%、5万円以上10万円未満が0.7%、10万円以上15万円未満が0.9%、15万円以上が0.6%となっております。また、平成28年度は平成29年1月末現在で、1万円以上2万円未満が66.5%、2万円以上3万円未満が12.4%、3万円以上5万円未満が18.5%、5万円以上10万円未満が1.7%、10万円以上15万円未満が0.4%、15万円以上が0.5%となっております。ふるさと納税件数の約3分の2が1万円の寄附となっている

状況であります。

○11番議員（高橋三樹） 1万円から2万円のふるさと納税が多いという答弁でしたが、返礼率はどのぐらいで、返礼品とか送料とか手数料等を差し引いて、正味どのぐらい残るものなのか、その点、どうでしょうか。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税の返礼品事業に係る経費としましては、民間業者に支払うふるさと納税業務委託料として寄附額の12%と、それから消費税、返礼品代、送料の実費であります。平成28年度の返礼品の返礼割合につきましては、3月補正後の予算ベースで比べてみますと、ふるさと納税の収入予定額が5億8,240万円で、返礼品事業に係る経費の予定額が約2億7,230万円となり、返礼割合は約47%となるようであります。

○11番議員（高橋三樹） 分かりました。はい、それではふるさと納税、増加した理由は何かということです。先ほど答弁してもらいましたが、本当ありがたいことでした。その理由は返礼品が充実したためなのか、魅力を感じたのか、都市部で理解が深まったのか、景気が上向いて、収入が増えたためなのか、どうなんでしょうか、増えた理由ですね、一応伺います。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税が増加した理由としましては、ふるさと納税制度がテレビ、雑誌等に取り上げられ、ふるさと納税はお得というイメージが浸透し、全国的にふるさと納税をする方が増えていることが挙げられます。また、ふるさと納税制度の拡大により、住民税控除額の上限を所得割額の1割から2割にしたこと、サラリーマン等についてはワンストップ特例申請をすることで、確定申告が不要になったことも影響していると考えております。本市におきましては、平成27年度においてふるさと納税返礼品事業を開始したことから、大幅に増加し、平成28年度では返礼品を新たに追加し、メニューを充実したことが更に増加している要因であると考えております。

○11番議員（高橋三樹） 次は、ふるさと納税の返礼品に、不適切な家電や商品券は含まれていないかということです。昨日も同僚議員からありましたが、これは大切なことですので、重ねて伺います。今、これらの商品をインターネットで転売するなど、不適切な例が見られるとして、返礼品の是正策を検討する考えを表明しております。これは、総務省です。当市ではこれらの商品、返礼品は含まれていないのかどうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税の返礼品につきましては、市内にある2か所の道の駅やJA、漁協、加工組合などから協力をいただいております。サツマイモ、ソラマメ、マンゴーなどの農産物、ピワ、オクラなどを使った農産加工品、鰹節、すり身などの水産加工品、鰻のかば焼き、焼酎、観葉植物、食肉類などをメニューにそろえております。また、指宿市独自のものとしてホテルの宿泊券、アロハシャツなどがあります。現在のふるさと納税は、返礼品を巡って自治体間の競争が過熱してきたことから、総務省から平成27年4月1日付で返礼品の対応についての通知がありました。その内容は当該寄附金が経済的利益の無償の供与

であることを踏まえ、各自治体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には返礼品の価格や、価格の割合の表示により寄附の募集を行わないこと。また、換金性の高いプリペイドカードや、高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送付しないということですが、本市においてはそのような返礼品の取扱いはしていないところであります。

○11番議員（高橋三樹） ありがとうございます。次は、これに使ってくださいという寄附金の指定される割合はどのくらいあるんですか。何が多いですか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 本市にふるさと納税をしていただいた場合、寄附者から使い道を希望できるようになっており、その項目は美しい自然及び環境の保全に関する事業、健康及び福祉の増進に関する事業、人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業、また市長に任せるの4項目であります。平成28年度は平成29年1月末現在において、使い道の希望が一番多いのは市長に任せるで69.2%、2番目が美しい自然及び環境の保全に関する事業で15%、3番目が人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業で8.8%、4番目が健康及び福祉の増進に関する事業で7%となっております。

○11番議員（高橋三樹） はい、分かりました。次は、ふるさと納税を何に活用する考えかということです。積むだけじゃなくて、いかに有効活用するかということです。この点どうでしょうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例を制定し、まず指宿市ふるさと応援基金に積み立てて、本市が目指す豊かな自然が織りなす食と健康のまちを実現するための事業、具体的には先ほどの美しい自然及び環境の保全に関する事業、健康及び福祉の増進に関する事業、人材育成並びに文化及び教育の推進に関する事業に活用するよう定めております。ふるさと応援基金の使い道につきましては、平成22年度から平成27年度までの6年間で3,553万2千円の額を福祉バス購入、小・中学校図書室のエアコン設置、中学校音楽備品、開聞総合体育館備品の購入などに活用しているところであります。また、平成28年度は花のまちづくり推進事業、給食配給車購入、小・中学校音楽備品購入など約9,582万6千円に活用しております。平成29年度においては、西郷どん観光誘客ガイド育成事業、砂むし温泉入浴事業、給食センター備品購入、小学校グランドピアノ購入など約2億3,472万9千円に活用する計画であります。ふるさと応援基金は本市に期待を寄せる全国の方々からのふるさと納税を積み立てているものでありますので、当然のことながら大切に活用をしていきたいと考えております。

○11番議員（高橋三樹） 活用しているという答弁でした。その寄附された方に、その活用した実績を公表し、連絡をしているのかということをお伺いします。

○市長（豊留悦男） このふるさと納税、どのように活用したか。私がふるさと会、つまり近畿指宿会、中京指宿会、関東かいもん会とか鶴郷会、それぞれのふるさと会が年1回ございます。そこで必ず、皆さんのふるさと納税につきましては、例えば図書室にエアコンを設置し

子供たちが喜んで読書に励んでおりますとか、グランドピアノ、〇〇学校に購入させていただきました。皆さんのおかげで子供たちが音楽に親しんでおりますとか、そういうことは確実に挨拶の中で言うようにしております。その中でも、特に近畿指宿会、関西かいもん会においては、私には夢がありますと。指宿の高校が甲子園で活躍する、そういう場面を私は本当に望んでいるのです。そういう学校、指宿から甲子園に出ると指宿のふるさと会の面々も非常に嬉しいんだとか、嬉々としてこの故郷に対する思いを語ってくれております。そのほかにも、やはりふるさと応援基金を活用した事業等につきましては、市のホームページはもちろんのこと、毎年広報いぶすき8月号で報告をさせていただいております。そのほか、ふるさと納税の仕組み、確定申告の方法などを広報しながら、市民の方から市外に住む家族や親戚にこのふるさと納税制度を活用していただき、本市を応援していただけないかというようお願いもしているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） あらゆるところで報告をし、お礼を申し上げているという答弁でした。ありがとうございます。

次は、7ですね。ふるさと納税ワンストップ特例の申込状況はということで、市民の方がふるさと納税をした人のうち、ワンストップ特例の申請をした人はどのぐらいいるのか、伺います。

○市民生活部長（牟田浩一） ふるさと納税ワンストップ特例制度でございますが、確定申告が不要な給与所得者や年金所得者等がふるさと納税を行う場合に限り、市民税を課税する市町村に対して、本人に代わってふるさと納税を受ける市町村が寄附金控除申請を行うもので、確定申告をしなくても寄附金、税額控除が受けられる仕組みでございます。平成27年4月1日以降のふるさと納税分を対象に適応されるようになっております。平成27年中のふるさと納税ワンストップ特例制度の申込状況ですが、まず指宿市民の方で他の自治体等にふるさと納税をした方は86人いらっしゃいます。そのうち、ワンストップ特例制度を申請した方は28人となっております。しかし、申請はしたものの、その後確定申告が必要になった場合などで、特例制度の対象とならなかった方が9人含まれておりますので、最終的にワンストップ特例制度が適応された方は、19人になっているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 今度は、指宿市にふるさと納税をした方で、ワンストップ特例の申請した人はどのぐらいいるのですか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 本市にふるさと納税をして寄附をしていただいた方が、平成28年12月31日までふるさと納税ワンストップ特例を申請した件数は7,343件で、全体の約23.5%であります。

○11番議員（高橋三樹） 次の、ふるさと納税をした方で返礼品を受け取らない割合はと聞いておりますが、これは昨日同僚議員が聞いておりますので、一応答弁は求めません。返礼品が何が人気があるのですか。その点を伺います。

○**総務部長（有留茂人）** 本市のふるさと納税の返礼品は約170品目あります。その中で人気のある返礼品は牛肉、豚肉などの食肉類。それから、鰻のかば焼き、水産加工品、果物、焼酎などです。平成28年度においては、平成29年2月末現在で寄附件数の約70%が食肉類と鰻のかば焼きとなっております。

○**11番議員（高橋三樹）** 分かりました。次は、市内のふるさと納税を含む還付請求はどのくらいあるのかということです。寄附金の税額控除のうち、ふるさと納税による税額は幾らほどあったのでしょうか、伺います。

○**市民生活部長（牟田浩一）** まず、寄附金税額控除でございますが、特定の団体等に対して寄附を行った場合、市民税の税額控除が受けられるもので、対象となる寄附金は都道府県市町村に対する寄附金である、いわゆるふるさと納税と、このほかに住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社支部に対する寄附金、それと都道府県市町村が条例で指定する寄附金がございます。本市における平成28年度の全体の寄附金税額控除につきましては、対象者が151人で寄附金額が4,751万3千円、寄附金税額控除額は298万8千円となっております。そのうち、ふるさと納税に係る寄附金税額控除は対象者が86人、寄付金額は706万5千円、寄附金税額控除額が、278万2千円となっており、全体の控除額に対する割合は93%となっております。

○**11番議員（高橋三樹）** 分かりました、はい。次は、ふるさと納税は、ポータルサイトふるさとチョイス等で受付をしておりますが、近年ここらを通さずに直接取り扱っているところもあるようですが、その長所、短所はどうでしょうか、伺います。

○**総務部長（有留茂人）** ふるさと納税の業務を民間委託した場合の長所ではありますが、ふるさと納税の業務につきましては、官・民それぞれが持つノウハウを生かした共同体制を図り、お互いが得意とする分野を生かすことによって、寄附者のニーズに合ったふるさと納税を目指すことができるということでもあります。具体的にはふるさと納税返礼品のPR、クレジットカード決済、返礼品配送管理などについて、業者のウェブサイトを活用することによって、寄附者に対して情報提供やサービスの向上を図ることができます。短所としましては、委託業者に支払う委託料が、ふるさと納税の業務に係る経費となることでもあります。しかしながら、ふるさと納税の業務は民間委託をしていることで、現在担当職員1人、臨時職員2人の少ない人数でやっておりますが、民間委託をしないと、職員等の増加など人件費が増大することは避けられないと考えております。

○**11番議員（高橋三樹）** 返礼品事業で代行業者に委託したから、伸びたというような答弁だったと思うんですが、そのとおりだと思うんですが、現在、先ほど答弁がありました代行業者への手数料は12%でした。契約をするとき、ふるさと納税、今のように2億も5億も伸びることは想定していなかったのではないかと考えられます。平成29年の目標は6億円です。もし、確実に入ったと仮定しますと、手数料は12%ですので7,200万円になります。このふる

さと納税、今以上に伸びるのか、これ以上は伸びないのかは分かりませんが、契約内容を精査するとともに、市町村の手数料歳出内容を調査するなどして、代行業者への手数料を12%からせめて5%程度にすべきではないかと考えますが、この点はどうかお考えでしょうか、伺います。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税関連業務の一括代行業務委託料の率につきましては、当初ヒアリングを行いました4業者は、税別で9%から15%の間でした。さとふるは委託料率12%ですが、さとふるより低い9%の業者は初期費用、クレジットカード決済の手数料などの経費が別に発生することから、4業者の中ではさとふるの委託料率は、低い方であると考えております。さとふるは、携帯電話等多くの宣伝発信媒体を持っているソフトバンクグループであり、信用があります。何と言っても寄附受付からクレジットカード決済、返礼品発送、配送までの一連の業務を1社単独で行うため、最大の懸案事項であります個人情報漏えいのリスクが少なくなるということでもあります。また、連携企業の離脱等によるサービス提供の低下がなく、サービスに問題が生じた場合でも、早急な対応をすることができるということでもあります。更に、寄附者から返礼品の注文を受けてから1週間程度で寄附者へ返礼品を送ることができるということ、全ての業務に関して一つのコールセンターで対応しているため、返礼品等のクレーム等に対して、スピード感を持って対応することができます。このようなことから、ふるさと納税の業務につきましては、今後も業者と契約を締結し、寄附者へのサービス内容を充実していきたいと考えているところであります。

○11番議員（高橋三樹） 今後の検討課題にしてください。ただいま代行業者さとふるという会社と聞きましたが、ここを利用している全国の自治体、市町村ですね、幾つほどあるのか、分かっておれば答弁してください。

○総務部長（有留茂人） さとふるのふるさと納税サイトで紹介されている自治体数は、本市が業務委託した当初では18自治体でしたが、平成29年2月現在では146自治体となっている状況であります。

○11番議員（高橋三樹） 検討課題ですね、はい、分かりました。最後になりますが、ふるさと納税の目指すものは何かということです。本当、このふるさと納税は先ほども申しましたけども、本当ありがたく、いろいろ活用してるという答弁もありましたので、また一部には見直しの声も挙がっているのも事実です。ということを含めて、ふるさと納税、目指すものは何かを伺います。

○総務部長（有留茂人） ふるさと納税は自治体に一定の金額の寄附をすることで税控除が受けられる制度で、寄附先の自治体は積極的に地元特産品などの返礼品を贈呈しています。寄附者側のニーズに合った特産品の受領というメリットに加え、自治体側は返礼品を贈ることによって地域の魅力をアピールできるほか、寄附金を地域活性化のために生かすことができます。両社のメリットを兼ね備えたふるさと納税は、その便利さとお得さでますます注目を集

めていくと思われま。今後は市の特産品協会や商工会議所、商工会と連携して、魅力ある特産品の開発・発掘や、寄附金額に応じてポイントがもらえる、カタログからポイント数に応じた返礼品を選ぶタイプのポイント制の導入などを検討していく必要があると考えております。また、ふるさと納税の活用先に砂州でつながる知林ヶ島、天然の砂むし、日本百名山の一つで薩摩富士と称される開聞岳など、世界に珍しく貴重な自然の保護やPRなどを設け、寄附者はその事業目的に共感して寄附をしていただくことも考えていく必要があると思っております。ふるさと納税額につきましては、ナンバーワンを目指すよりオンリーワンとして、本市に魅力を感じていただくことによって、本市の応援団としての寄附者が増加し、結果としてふるさと納税が増加していけばいいと思っております。最終的な目標としては、ふるさと納税制度を通じて、豊かな自然が織りなす食と健幸のまち指宿の魅力を積極的にPRし、本市を知ってみたいから本市に行ってみようと思っただけのように、取り組んでいきたいと考えております。また大切なことは、ふるさと納税制度は本来は地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出てそこで働き納税する、その結果都会の地方公共団体は税収を得るが、彼らを育んだふるさとの地方公共団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに、自分の意志で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかという趣旨で始まった制度であります。このふるさと納税制度の本来の趣旨を、本来の趣旨やふるさとに対する熱い思いを大切にしてい、事業、施策の推進をしていくということが大事であると思っております。

○11 番議員（高橋三樹） 今後もお礼状や問合せなど、気持ちよく対応してください。ありがとうございました。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○8 議員（東伸行） 8番、東伸行です。まずもって、この3月で退職される職員の皆様には、旧市町時代より長きにわたり地域住民のために御尽力いただいたことに対して、心より感謝申し上げます。御苦勞様でした。皆様、合併当時の年齢を考えますと、担当者として苦勞された方々であつたらうなど、このように思うところであります。今後はお体に十分留意し、それぞれの場で今までの経験を生かし、もうひと働きしていただければと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、1問目にサッカー・多目的グラウンド整備事業についてであります。先般、基本構想について市内3か所で説明会を開催し、実現に向けて推進しているようですが、計画どおり実施することへの懸念されること、あるいは問題点はないか、お聞きいたします。

次に、2問目の観光客誘致についてであります。昨年の熊本地震による影響もあったと思われませんが、観光客の減少が見られていたところでもあります。関係者の努力により大分増えてきているように思われます。特に、市内のスーパーはじめ至る所で外国人観光客が見受けられます。その数は確実に増えてきていると思います。以前は、中国、台湾、韓国が主だったと思われませんが、最近の国際状況を見るとほかの地域からの誘客にも力を入れるべきだと思います。そこで、外国人観光客の受入れについて、市としてもアジア圏からの誘客を挙げておりますが、どのような戦略を持っているのかお聞きします。

次に、3問目の学校規模の適正化についてであります。施政方針において、昨年同様山川・開聞地域の小中一貫校の設置を挙げておりますが、昨年からの市民のこの問題についての動向をどう見ているのか伺います。

次に、4問目の港・海の活用についてであります。ここで三つの港を有しとしておりますが、大きく指宿・山川・開聞を指しており、正確には港としては岩本港、指宿港、山川港、川尻港のことであります。それぞれの漁業協同組合で従来の事業運営は行われており、市としてもその施策の推進には力を入れていることは承知しておりますが、今回の私の質問は、せっかく全て海に面している当市を生かす施策、例えば観光、あるいは物資の輸送・流通等の将来を見据えた考えはないか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） サッカー・多目的グラウンド整備事業につきましては、これまでも一般質問や議員懇談会等を通じまして、様々な点について御説明をさせていただきました。基本構想にあります合計3面のグラウンド整備につきましては、検討委員会の提言を踏まえ策定したものでございます。昨年11月に指宿市サッカー協会から市議会に提出されました陳情書、そして本年2月に指宿商工会議所、指宿市観光協会、菜の花商工会の連名で市議会に提出されたサッカー・多目的グラウンド整備を推進する陳情書にも、現状では市内でサッカーのできる公共施設が不足していることが訴えられているところでもあります。そうした現状を踏まえ、有利な財源であります合併特例債の活用が可能な期限内に、整備させていただきたいと考えております。なお、本事業は次世代を担う子供たちの育成、健幸のまちづくりの推進、サッカーによる観光・経済の活性化と地域振興、この三つを目的に市民の皆様のためのグラウンド、サッカーの枠を超えた多様性のあるグラウンド、そして市民の皆様からアマチュアの方々を中心に、多くのチームに利用していただけるサッカー合宿の聖地となるようなグラウンドの整備と活用を目指しているものであります。相応の建設費や維持管理費は当然必要になりますが、グラウンドを整備することで、将来にわたる大きな社会的効果が期待されますし、地域経済への波及効果、それに伴う観光や地域振興の活性化も見込めると考えているところでもあります。

次に、外国人観光客の受入れ等についてでございます。本市へのアジアからの訪日外国人

観光客数は年々増加傾向にあり、27年度においては6万1,948人、対前年比41.7%の増となっており、28年度につきましても、まだ数値は出ておりませんが、熊本地震を考慮しても増加する見込みであります。訪日外国人観光客数は、今後も増加することが予想されますので、本地域への更なる誘客を図るために、昨年4月に南薩4市及び南大隅町の5市町で構成する、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会を設置したところであります。実行委員会では、今年度の取組といたしまして、香港の月間旅行雑誌に特集記事を34ページ掲載したほか、香港から旅行エージェントとネット上で影響力のあるブロガーを招へい、招請してのPR、5市町の特産品を使った料理による観光PR、香港での旅行博に出展してのPRなど誘客に取り組みました。また、今後の誘客に対する方針を定めるため、外国人アンケート調査や5市町の観光関係者による協議などを重ね、香港・中国・台湾・韓国・タイなど、アジア7地域ごとにおける5か年の誘客戦略を策定したところであります。このほか、県観光連盟と連携したタイ・シンガポールでのエージェントセールス、鹿児島県4地区観光連絡協議会における世界最大級の旅行博への出展、また北部九州から本市への誘客を図るための訪日外国人旅行商品バス運行助成事業なども実施し、アジア圏域からの誘客を促進しているところであります。

以下、いただきました質問は、担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） 学校規模の適正化についての御質問をいただきました。教育委員会では平成28年2月に保護者や地域の方々、学校長などで組織した学校のあり方について考える会から、2年間にわたって検討していただいたまとめとして、学校の在り方についての検討結果報告をいただきました。この冊子は議員の皆さん方にもお届けしているかと思えます。この報告書の1ページの下段には、学校再編を行うことが必要と考えており、学校再編の対象校・形態については、山川・開聞地域においては、小学校、中学校ともに再編することが必要で、小中一貫校を望んでいるということが伺えますと記載されています。そして、今後の学校の在り方について議論を深めていく中で、大いに参考になるものと考えますので、市、教育委員会の検討で十分活用されるよう望みますと結んでいます。教育委員会ではこの報告を尊重し、山川地域と開聞地域におきましては、一体型の小中一貫校の設置が望ましいのではないかと考え、指宿市望ましい学校づくり推進委員会からも御意見を伺いながら、調査・研究をしているところでございます。また、現在PTA総会や青少年育成会議など、各種団体等が主催する会合等、現在まで24会場に出向き、約1,200名の方々に学校再編に関する検討の現状説明を行っております。このように、学校の在り方や教育の在り方について広く周知を図っておりますので、市民の関心も高まりつつあると思っております。今後は更に検討を重ね、市民の皆さん方の御意見等をお伺いしながら、教育委員会が考える望ましい学校づくりについての方向性を定めていきたいと考えております。

○産業振興部長（廣森敏幸） 本市を生かす港と海の利活用についての御質問でございます。本

市は海に面した立地環境から多くの港を有しており、古くから水産業が盛んに営まれております。今和泉漁港、山川漁港及び川尻漁港につきましては県の管理となっており、県漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に整備を行っているところでございます。また、指宿港につきましては、商港であることから港湾事業として浮棧橋や防波堤の整備等を行っているところでございます。港や海の活用につきましては、水産業に関係する施設や漁場環境の整備はもちろんのこと、市内の港の中で比較的水深の深い山川漁港を利用する小型の国内クルーズ船の受入れや、農水産物等を扱う物流拠点、災害時の防災拠点としての活用も考えられます。また、今和泉漁港、指宿港、山川漁港では海を生かしたブルーツーリズムに向け取組を、その取組といたしまして、漁業者による遊漁船を利用した観光クルージングやレジャーフィッシング、中高生の修学旅行を対象とした養殖カンパチの餌やり体験などの活動を行っております。これらにつきましては、国の補助事業などを活用し、市・県・漁協・観光協会が一体となり、今後更に推進していくために協議を進めているところでございます。

○8議員（東伸行） 時間の都合もありますので、2問目から先に2回目の質問を行いたいと思います。2問目の観光客誘致について伺います。先ほど、答弁を市長からもいただきましたが、この中でアジア圏とは主にどのような国を想定しておりますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもが本年度計画を立てたやつでいけば、香港、更にはそのほか中国・台湾・韓国・タイ・シンガポール・マレーシア、この7地域を想定しております。

○8議員（東伸行） 7地域を想定されてるということですが、それぞれ国の言葉が違う部分がありますので、例えば市内のホテルとか、旅館、飲食店、商店、それに医療機関、そういうところとの連携はどうなっているのかお聞きしたいと思います。現在は、スマホアプリで通訳的な役目ができるというものがありまして、ある程度の会話とかそういうものはできるのかなという思いがしますが、例えば特に医療機関等の中でちょっとトラブルがあったような話も市内の医療機関の先生から聞いたことがあります。それは、意思疎通がなかなかできてない状況の結果だったようなことであります。そういうところで、当市としてどの程度のその国の言葉での案内板、それからパンフレット等、そういうものができているのか、その辺をお伺いいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず観光案内板につきましては、指宿駅を中心とした多言語サインを整備をしております。これは指宿駅から知林ヶ島、砂楽、そういうところに行くための歩道上に付けた多言語看板でございます。それと、観光パンフレットといたしましては、5か国語、中国・繁体語・簡体語含めまして、5か国語の観光パンフレットも策定し、一応駅前の観光協会並びに観光拠点施設等に配布をお願いをしているところです。今、議員の方から御指摘のありました、観光客の病気のときの対応というところにつきましては、やはり医療機関そのものが、その5か国語の言語に対応するというスタッフを揃えていないということもありまして、議員からも御指摘があったスマートフォンのアプリを使った、言語を

変換するやつも活用しておりますけれども、そのほかに観光庁の方から出されている緊急時の指差し会話集ということで、病気の様々な、頭が痛い、お腹が痛い、腰が痛い、いろいろ、女性特有のいろんな病気、そういうところについてもこと細かく5言語で指差し会話ができるようなやつを作っておりますので、そのQRコードなんかをまず指宿駅に降り立った観光客等にダウンロードしてもらい、更にまた観光施設、病院関係には医師会を通じて、そういうものがあるということを周知を図っていきながら、そういう緊急な時点で対応していきたいというふうに考えております。

○8議員（東伸行） 是非、そのような対応をですね、やっていただきたいと思います。医療機関によりましてはですね、ある機関では3か国語ぐらいでしたかね、独自に自分で作って、外国人の方が来たら示してっていうところもあるようです。そういうところもまた、機会がありましたらですね、医療機関との内容をですね、付け合わすっていうようなこともされた方がいいのかなという思いがしております。それはまた、それぞれの担当課でお願いしたいと思います。

それから、1月の初めでしたんですが、タイからの観光客誘致を行っている企業が当市を訪れ、観光課と意見交換を行ったと思います。私も会いましたが、現在熊本県及び熊本県の山鹿市を中心に実績を上げている会社のように。その方々から見ても、指宿はかなり有力な観光地と映ったようです。その後、関係部署内で検討はされたのでしょうか、伺います。

○産業振興部長（廣森敏幸） タイからの誘客についてですけれども、本市を訪れた平成27年度の外国人観光客数は、多い順番から言えば台湾、香港、韓国、中国の順で推移しており、タイは6番目で1,132名の宿泊者があって、対前年比218.9%というふうになってるんですけど、もともとの母数そのものが前年度が355人でしたので、200%を超える増となったところです。ちなみに、平成28年は国別に言えば第8位の570名程度となっているんですけど、指宿は訪れる多くの外国人観光客につきましては、確かに年々増加しており、その多くが砂むし温泉を体験されているようでございますので、海外でも砂むし温泉の認知度は高いところだというふうに認識しております。しかし、開聞岳、池田湖、食の特産品など、まだまだそのほかの面では認知度が低く、砂むし体験をしたあとは宿泊せずに、JR観光特急のたまたま箱を利用して鹿児島に日帰りという観光客も多いようでございます。訪日外国人観光客は九州、あるいは南九州、又は鹿児島県という広い範囲で見て行程を決め、その中で指宿を訪問しますので、海外への誘客については、県や観光連盟、近隣自治体と連携をするなど、広域で誘客PRを展開しているところでございます。また、今年度におきましても南薩4市及び南大隅町で構成する実行委員会において、アジア圏域の、先ほど申し上げました7地域に対しての5か年の誘客戦略を策定したところでございます。今後はこの誘客戦略に基づき、受入環境整備や観光資源の磨き上げのほか、メディア等を活用したPRについても県事務所並びにJNTOなどの現地関係団体とも連携を密にしながら、タイを含めた7地域に対しての更なる誘

客に努めてまいりたいと考えております。

○8議員（東伸行） これがそのとき、観光課の方にもお渡ししたと思うんですが、タイのその観光客を誘致している会社の方が指宿市向けに作ってきていただいた御提案書というのがありますが、市長に伺いますが、この提案書を見られたことがありますか。

○市長（豊留悦男） 担当課の職員からはそういう話があったと、今後観光戦略の中でタイというその位置付けについては重要だという報告もいただき、一応、その報告は受けております。

○8議員（東伸行） この方はですね、昨年9月議会で私が一般質問をしました山川校区の存続の問題の中で、いろいろ問題はあるでしょうが外国からの若い子供たちを受け入れて、農業を学んでもらうということを考えてらうかどうかということをおっしゃってましたが、それを今、熊本で、まだ実現はしてありませんが、進めている会社がこの会社であります。ですから、そういったもので、チャンスはどこにあるかも分かりませんので、やはりこういうことに関しては、しっかりと検討をしていただいて、また今後の戦略に加えていただくなり、外国人観光客の受入れに対して、もっと前向きに進んでいただければなと思いますが、その辺のところの考えは市長としてはどうお思いでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今年、アジアを含む7か国の個別の戦略を立てております。その中で、国別に各々メインターゲットとか受入環境整備、プロモーションの方法、それぞれ国別にいろいろな特色があるということが、タイの現地の人のアンケート並びに4市1町のところに旅行に来た外国人観光客のアンケート等を調査いたしまして、その結果をまとめた結果、やはり国別に若干の違いが出てくるということで、そういうデータに基づいて観光戦略を今年度立てました。次年度以降はこの戦略に基づいて、一つ一つを検証しながら、どのような策がいいかということを考えていきたいという中にありまして、タイにつきましては、プロモーションの方法という、1番目にやはり旅行代理店との連携が一番大事であると。国によってはですね、それではない部分もありますけど、タイについては旅行代理店との連携というものもございますので、議員がおっしゃった一つでも多くのそういう旅行関係者に今後指宿のですね、PRをしながら誘客を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○8議員（東伸行） 是非、そのように進めていただきたいと思えます。

次に、3問目の学校規模の適正化について伺います。先ほどいろいろ答弁をいただきましたが、今まで聞いてきた内容とほぼ変わらないのかなという思いをしているところであります。これも、昨年の9月議会での私の一般質問に対して、市長の答弁でしたが、ちょっとそれを読み上げますので。地域に理解を求め、そして納得してできるような統廃合、新たな再編に向けて動き出したいと思えます。ただ、小学校・中学校同時にするという、そういう考

えもありましょうけど、先に中学校を統廃合・再編して、その後の状況を見つめながら地域の声を聴きながら小学校・中学校一緒になった統廃合、つまり小中一貫教育を目指した一貫型の学校の在り方、それも模索すべきだろうと思いますというのを答弁をいただいております。この点についてどのような検討をされたのか、伺います。

○教育長（西森廣幸） 先ほど申し上げましたが、現在望ましい学校づくり推進委員会の方で様々な意見を聴いているところでございます。学校再編の検討に当たっては、今後の人口推移等を踏まえ長期的な視点に立って、検討することが必要であると考えておりますので、中学校から先に再編するといった具体的な検討はまだしていないところでございます。

○8議員（東伸行） まだ、していないということは、これからしようとしているというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 昨年度の学校の在り方を考える会から報告をいただきました、山川・開聞地域においては、小中一貫校の設置をという提言をいただきましたので、そのことについて今、いろいろ調査、研究をしているところです。具体的な統廃合のスケジュールについては来年度、この推進委員会等との意見もお聴きしながら検討していくことになろうかと思えます。

○8議員（東伸行） 教育長からの答弁は必ずですね、その考える会、推進委員会っていうのが出てきます。それが、もちろん全てではないということはお分かりなんでしょうと思いますが、そこで決まったことが全て今後の進め方に大きく左右しているっていうふうに捉えてしょうがないんですが、私も個人的にも、また議会としても、昨年からいろんな所でこの件について、意見交換会を開催してまいりました。その中で出席者の多くの方が言われるのが、初めて聞いたとか、そういう内容がどこで決まったのかとか、そういうことが非常によく出てきます。教育委員会としては、十分に説明会も開いた、そういう検討もしたということは常々言われているのですが、伝わってないのも事実です。100%周知することは難しいとしてもですね、少なくともこれから小学校・中学校に通う保護者、父兄の方々、そしてそのことで、現在の状況が変わる方々、いろんな集落長さんとかですね、そういう方々含めてですが、少なくとも、そういう方々には十分な説明をするべきと思いますが、どうですか。もう十分に説明はしたという考えですか。

○教育長（西森廣幸） 再編の話を聞いていない人が多いというお話も聞こえてきたりするわけですが、この多いというのがどの程度多いのか、その辺のところも精査していかなければならないのではないかと思います。私も、先ほどから申しますように語る会や考える会、検討会等で御意見を伺ってきましたが、これで十分という認識ではございません。今、検討している方向性等が定まったら、更に市民の皆さん方の意見もお伺いして進めていきたいと思いますが、先ほどと重なりますが、現在PTA総会や青少年育成会議など、各団体が主催する会合に出向き、学校再編に関する検討の現状説明を行っておりますが、今後ともこれか

らはそれぞれ自治公民館等の総会，または区民総会，そういうものも開催されると思っておりますので，そういう会合等にも説明の時間をいただいて，説明をさせていただきたいと思っておりますし，市のホームページや広報誌，又は学校にお願いして学校だよりなども活用して周知を図ってまいりたい，そういうことで考えているところでございます。

○8 議員（東伸行） 是非，これから3月末から4月にかけて，5月の初めぐらいまでですかね，各地域，学校，そういうところが新年度に入っているいろんな，PTAの役員とかですね，そういうのも交代したあとの総会等が開かれます。今，教育長が申されたように，そういうところの機会を捉えて，是非，もちろんその賛成・反対ですね，いろんな意見があるのはもう当然です，それは。それが，必ずその我々の思っている方にどうこうって言っているわけじゃないです。とにかく，何ですかそれはっていう話を聞きます。それが，教育長が言うように，どのぐらいの割合なのかっていうの，それは私も分かりませんが，我々がそういう説明会とか意見交換会を聞いたときに，そこの方の，毎回3・40名だったんですが，その中ではかなりの方がですね，60%，70%の方が，全然知らなかったと，びっくりしましたと，で今日ここに来ましたという方々がかなりいらっしゃいました。だから，やっぱりそういうことでは，周知徹底をされているっていうことにはならないのかなというふうには思っていますので，是非その辺のところは，しっかりと説明をしていただければと思います。

次に，4問目の港・海の活用について伺いますが，先ほどいろいろ答弁をいただきましたけれども，港・海をどう捉えているかということになるろうかと思われまます。現在のところは漁港として捉えていることがほとんどだろうなど。今，先ほど話もありましたけど，指宿港については，今海岸整備が行われております。これが完成すると，また指宿港の意味合いが大きく変わってくるのかなと，そういう思いもしております。山川港の岸壁整備についてありますが，山川港は県内唯一の防災拠点漁港として，県から指定を受けております。そういう中で，現在のあの水揚げ場の耐震岸壁とその延長，それから水深マイナス9mの整備っていうことは今やっただいてしております。ただ，内港側の，今いろんなテトラポットとか，そういうのの製作置き場になっている部分の前の岸壁，そこがほぼ，約300mぐらいあるのかなと思いますが，そのところはマイナス6m岸壁で耐震強化はされてない部分だと思われまます。せっかくですね，こういう指定を受けたり，それから今後，いろんな意味で，昨日の新聞にも，昨日，14日ですね，救援物資の受援計画というのを県が発表して，その中に指定を受けたりしている部分があって，今後県の方から県内の市町村にそういう受援計画を策定するようになっていうことを要請をしたいというのが載ってございました。そういう中でも，あそこの部分をもうちょっと活用できないのかなという思いがありますので，その辺のところを推進していく考えはないのか，お聞きいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今，山川の整備につきましては，先ほど答弁も申し上げましたけれども，県の漁港漁場整備長期計画に基づいてやってる県管理の漁港ですので，それに従っ

て指宿市としては、負担金を払いながら実施しているということにおいて、確か、この長期計画において山川漁港は、平成24年度である一定の整備が終わったということで、マイナス8mのそれが終わったということで、県の方はしてたわけですけども、やはり海まき船の大型化等に伴って、僅か計画が、整備が終わった後2年ぐらい経たないうちに、やはりマイナス9mが必要だということで、強い漁協関係者からの要望もありまして、市としましても当時の知事の方に直接出向いて行って何とか9m、泊地、航路地、そして接岸の延伸ということをお願いをした経緯がございます。今現在、それに基づいて県の方が工事を今年度からして、来年までずっとかけてやる予定でありますけれども、やはり基本的には、山川漁港というのはそういう水産の水揚げ場というふうには捉えておりますけれども、今議員がおっしゃる、多分ヨコレイ前のマイナス6mの部分だと思います。そこにつきましては、確かに今の現状では、テトラポットの製作場ということではしか使われていない。ただ、昨年におきましては、指宿商工会議所の青年部が、婚活クルージングということで、桜島フェリーを着岸しまして、地域活性化の利用に使っておりますけれども、それも何とかその、桜島のフェリーでしたから接岸できましたけれども、やはりクルーズになれば耐震化の、あの岸壁の強度並びにそこから乗り降りするタラップ等の整備もなければ、漁港以外の目的外使用にはなかなか使えないということも県から言われておりますけれども、我々としましてはマイナス9mと延長が終わった後、また県の長期、そういう計画に基づいて、今議員がおっしゃるような方というのは漁協関係者と、今後も、また観光関係者とも協議をしながら、引き続き港の充実に向けて県をお願いをしていきたいというふうに考えております。

〇8議員（東伸行） 是非、そういうことも視野に入れた計画を立てていただきたいなと思います。農水産物の輸出、また日本、地震大国で台風銀座と言われるこの地域なんです、災害物資の、先ほど指定港には一応漁港としてされているという部分も述べましたが、救援物資支援港の必要性和、今騒がれている南海トラフ地震があった場合、それぞれ規模によりますが、比較的被害を受けにくい地域が鹿児島湾であるというふうな結果も出ております。大量物資支援を行うには、必ず船が必要であると思われま。鹿児島湾内の港で対応できるのは鹿児島港と、現時点では指宿、山川港であるかなというふうに思うところです。その他、港が整備され多様化されることにより、雇用も生まれ相乗効果が働き、ひいては過疎化問題等にも多少なりとも貢献できるのかなというふうに考えているところです。そこで、多様な活用が考えられると思いますが、そのためにもまず、それぞれの港の港湾調査を行い、港の形状、水深、海底の形状、生物の生態系、水質等を知ることが重要だと思われま。御存じだとは思いますが、今県の来年度予算の報道がいろいろされておりますが、その中で川内港の港湾計画変更に向けた調査として3,500万円を計上し、行政や有識者を中心に岸壁新設を念頭に構想を練るというようなことが出ておりました。そういうこともありますので、当市としても県にももちろんお願いをし、この市内、地域のですね、港、海岸線を含めた調

査をするべきと思いますが、そういう考えにはどう思いますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、指宿市内で県管理の漁港ということで山川、川尻、今和泉がありますけれども、これは先ほどから申し上げますように、県の漁港の長期整備計画というものに基づいて整備が進められていくというふうに認識しております。川内港につきましては、確か商港だったと思うんですけども、そういう意味で所管の担当が、そういう次のステップに向けての基礎調査、環境アセスを含めた形での調査を実施しているというふうに思っているわけですけども、やはり、仮に山川港がそういうふうになるとなれば、当然今のマイナス9mが終わった段階で、次の計画をしなければならないというふうに思っておりますので、先ほど来申し上げますように、引き続きそういう海洋調査、生物調査、そういうのも必要であれば、やはり要請をしていかなければならないというふうには思っているところです。

○8議員（東伸行） 是非、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一番最後になりましたけども、1問目のサッカー・多目的グラウンド整備事業について伺います。この件については昨日同僚議員の質問もなされましたし、この後も質問が出ているようであります。市民の関心も高いところでもありますので、しっかりと聞いていきたいと思ひます。先ほど、答弁をいただきましたが、まずお聞きします。再度ってということになるかもしれませんが、今回示している基本構想についてですが、このまま進めていきたいと考えているのか、状況によっては規模縮小も含めて変更することもあると思ひているのか、お伺ひいたします。

○総務部参与（中村孝） 今回の基本構想に基づいて基本計画を挙げる計画でございますけれども、縮小ありき、あるいは拡大ありきというような前提ではございませんで、検討委員会の提言を基に、メイングラウンドにつきましては提言よりも規模を縮小した形で計画をしておりますので、まずは基本構想に基づいて基本計画の中で様々な検討をさせていただきたいと思ひているところでございます。

○8議員（東伸行） 基本構想どおりについていうふうなお答えをいただいたところであります。

次にですけどもね、整備地区についてですが、土地の取得はどうなっておりますでしょうか。以前、我々に、議会の懇談会等で説明があった時点で、まだ7件ほど残っているというような話も聞いたことがありますが、そのそこら辺はどういうふうになっているでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 土地の取得につきましては、現在土地開発公社の方で一団の土地として取りまとめをしておりますけれども、中心部で1筆残っております。それにつきましては、双方の方から、双方って言いますか地権者の方からは、協力をいただけるということでございますので、鋭意、土地の売買っていうか、土地がまとまるようにですね、交渉をしているところでございます。

○8議員（東伸行） 一番重要なことだろうと思います。これから交渉をするというような話ですが、確実に確認はしておりませんが、一番メインになるところの付近だったと思います。そこが難しいとなればまた大幅に計画変更もしなくてはならないのかなというように思いますが、前したことがありましたけれども、そのまだ終わってないんで、今交渉をしてるって言うのであれば、いつまでにそれをきちっとするお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） 中心部の部分につきましては、現在相続の関係がございまして、裁判の方で今手続中でございます。一応、これにつきましては双方の了解っていうか、事業に対する理解はいただいておりますので、平成29年度の買収をですね、目標に交渉を進めているところでございます。早ければ7月とか、そのぐらい、前半でですね、できればやりたいという形では思っております。

○8議員（東伸行） その裁判とかそういうものが絡んでいるということであれば、いつまでにしますか、いつまでにしますっていうことは、なかなか回答はできないことだろうなというふうには思いますが、何だかんだって言うても造る、造らない、いろいろ意見を戦わせてもですね、その場所自体が手に入らないということになれば、また全然違ってくることでありますので、その辺のところはしっかりと解決をしていただきたいなど、そのように思います。

次に、維持管理費について伺います。私個人の考えではありますけど、本当にこの金額で維持できるのかなというふうな思いが非常にしております。基本構想の中の維持管理費が明記されている下の注意書きに、整備内容によっては変更になることもありますが、どのようなことを想定しているのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 維持管理費については、年間1,850万という形で想定をしております。変更があり得るという部分につきましては、今後どういう施設の関係もありますので、光熱水費であるとか、そういうようなもの。それとあと、芝を管理する中でいろいろな機械等もですね、整備する必要があると思います。その基本計画の中で、どのような管理をしていくのかという形で、今後基本計画の中で計画をしていきますので、それに基づいてそういう維持管理も変更があることもあり得るっていう形で書かせていただいたところでございます。

○8議員（東伸行） 変更が、どういうことがあるのかですね、これがあるっていうことはなかなかそれは当然言えないことだろうと思います。その中でもですね、サブグラウンドというのは人工芝グラウンドのことだと思います。いかに人工芝と言えどもですね、維持費が年間50万円というのはですね、どのような計算なのかお答え願います。

○市長公室長（川路潔） サブグラウンドにつきましては、ゴムチップの補充代金で約50万を見込んでいただいております。

○8議員（東伸行） 時間がありませんので、いろいろ聞きたいこともありますが、ゴムチ

ップ代だけで済むとはなかなか思われませんが、いろんなことがまた検討する中에서도出てくるのかなという思いはしております。

基本構想どおりのグラウンド使用料で、収支を私なりに計算してみました。これは借入れの状況等でも多少は変わると思いますが、およそ5,000万円強の確実な年間持ち出しというのが出てくるのかなという思いはしております。これは維持管理費1,850万円、それから入場者数もですね、この基本構想に沿った、それから入場料等についてもですね、ある程度お聞きした中で出した数字であります。不測の事態が起これば、この金額はどんどん膨らんでいくのかなというような思いがしております。市長が冒頭にもおっしゃいましたけども、いろんな効果があるんだということは、そういうことも言えるんでしょうけども、経済効果っていうふうに一言で言われておりますけれども、経済効果っていうのは、やはり税金が入って来るっていうことも大きな点だと思います。その効果で税金が幾ら上がると想定されておりますか。

○総務部参与（中村孝） 今回、整備することで効果があるという形ではですね、大きな社会的効果の部分、それとあと大会や合宿等によって、年間2億5,000万という形でおりますけれども、これにつきましては交流人口が増えて、地元の特産品とか農産品の販売とか、消費拡大等にも繋がる、その波及効果までを含めて2億5,000万円という形でおりますけれども、一応これにつきましては県のですね、経済効果の算定の表がありまして、それに基づき算定した額でございます。税金につきましては、それぞれの企業でいろいろな経費等であるとか、それぞれの申告の関係がありますので、税金って言う形です、なかなか表すことができないところです。それでも、経済効果については販売の額であるとか売上等がありますので、これは必ず税金には反映されてくるという形で考えているところでございます。

○8議員（東伸行） どの程度の税金が上がるのかなという思いは、非常に不安な思いはありますけれども、次にいきます。

子供たちが思いっきりサッカーをできる場所を整備するというについては、私も大賛成です。そういう場所はですね、是非必要だと思いますが、この基本構想で言うところの多目的グラウンドがきちんと整備し、陸上競技場、そしてヘルシーランドのサッカー場を整備すれば、ある程度の大会はできるというふうに私は思います。現在、県内に登録されているサッカー場が30か所以上あり、来年度以降建設検討が予定されているところが志布志市、日置市、垂水市、それぞれ2面ずつ、始良市には日本サッカー協会フットボールセンターが、そして鹿児島市がJ2用スタジアムと次々と計画されている状況です。そこで、今回示されているような施設が必要なんでしょうか。維持管理費は増えてですね、億単位になることも予想されます。人口減少の中で5年・10年後、大きな財政負担にならないと言えるでしょうか。非常に不安ではあります。市長がかねがねおっしゃってます、人に優しいまち、住んでみたいと思うまち、子育てをしてみたいと思うまち、働く場を増やし、市民一人ひとり

が地域のためになっているという気持ちになれる、そのためには雇用を増やし、地場産業を中心に指宿という土地柄を生かした事業はないか、そして人口減少に少しでも歯止めをかける、そういうことに知恵を絞っていく、それが私たちの務めだと思います。その点、先頭に立つのが市長であり、市の職員であり、我々議会だと思います。その思いが一番強いのが市長だと私は思っていました。今まで、聞いてきたようなサッカー場計画が25億円近い金額を投じて造るこの計画が、この指宿市の思いにマッチするとは思えません。もちろん、地域の環境、地の利に合ったところに造れば成功するかもしれません。しかし、この指宿で先ほど申し上げた思いをかなえていく施設になるとは思えません。見解の相違だと言われればそれまでですが、市長、最後に回答をお願いします。

○市長（豊留悦男） まさしく、思いは議員と同じであります。そういう優しいまち、元気のあまるまち、子育てのそのためにサッカー場は造るのであります。数値が独り歩きしてる。これは私が大変残念に思うところであります。これを造ることによって、財政が苦しくなって、夕張みたいになるのではないかというような、そういう言葉もあちこちから聞きます。そうならないためにこの施設は造るわけであります。ほかの市が造るから、県内の多くの施設があるから、じゃいいじゃないか。そういう発想は私は持っていないところであります。議員が先ほど、観光誘客、タイの話をされました。もし、タイのナショナルチームでも指宿で合宿をしたら、その経済効果、観光PR効果はどれほどあるか。私はそういうところも思っております。昨年度、韓国の現代自動車のチームがまいりました。なんと、韓国の新聞とか、日本で言うスポーツ新聞で、新聞紙上はそのキャンプのことが、連日取り上げられたと聞いております。テレビ等でもあったと聞いております。それは、私の知人が韓国に住んでおりますので、その方からの連絡であります。やはり、年間の費用が1,850万とか幾ら掛かるからこれは駄目だとか、そういうことで判断をしてほしくはありません。これを造ることによって、指宿がどのように変わってくるのか、地域が元気になってくるのか、地域振興、そして指宿が全国的に観光地として売れる場となるのか、そういうことを総合的に考えて判断していただきたいと思っております。造る場所についてもそうです。めどが立たなければあの場所には造りません。あの場所に造る意義というのも、もう議員も御存じのとおりだと思います。土地開発公社がそのために先行取得をした場所でもあります。そして、多い時には1年間に5,000万を超える利息を払っております。土地開発公社全体としてです。様々な課題を解決するためには、今この事業はやらなければならないと私は考えております。このサッカー場が、単なるサッカー場ではありません。健康のために、市民福祉のために、子供たちの教育のために、そして行く行くはそれは、指宿の目指す都市像を実現するための重要な施策だということで、私は自らのマニフェストとして掲げたわけであります。

○8議員（東伸行） 今、市長の思いは聞かせていただきましたけども、現実的にですね、先進的に、対外的に非常に指宿の名が上がるということは、非常にそれはいいことだし、私も絶

対そんなことがなくていいという思いはありません。ただ、現実問題として運営していくのには、財政ってということが非常に大事なことになってきます。そういう中で、今回のこの事業はですね、私は最後まで、徹底的にっていうことはなくてですね、先ほど申し上げたようなサッカーをできる広場を造りたいということについては、大いに賛成していきますけども、これほどまでに掛けたですね、施設が必要なのかっていうことは訴えていきたいなというふうに思っております。その辺はですね、また今後いろんなところで言っていきたいなと思っております。いろんなところで、今指宿市内でこの議論がですね、これから高まってくだらうなというふうに思います。その辺のところにもですね、市長以下皆さん、声にですね、耳を傾けていただいて、それに対するまたいろんな考えはですね、いろんなところで言っていればなというふうに思います。要は、これを造ることによって財政負担にならないということ、先ほど市長は明言されましたけども、それにはやはりどれだけの、要は市としての収入があるかということになると思いますので、その辺のところはしっかりとやっていただきたいなと思います。終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

○2番議員（白山正志） 議席番号2番、指宿大好きの白山でございます。これまで、教育に関する事、子供に関する事について質問を幾度となくさせていただきましたが、ここ最近特に社会的に弱い立場にある子供たちに寄り添った活動をしなければいけないと強く感じているところです。子供たちは地域の宝です。このことは紛れもない事実です。ここにいる我々も含め、大半の大人が子供より先に死んでしまいます。将来の指宿を子供たちに託すという意味からしても、子供に投資すべきであるという立場から通告に従い、一般質問をいたします。

まず、1点目。さつき園の給食実施についてであります。この件については、昨日の一般質問の中でも取り上げられていましたが、重ねて質問させていただきます。療育の中での食をどのように捉えているか、伺います。

次に、2点目。学校行政についてであります。学校再編について、本年度中に市としての方向性を示すとしていたしましたが、どうなっているのか伺います。

最後に、指宿商業高校について質問いたします。昨日、高校入試の合格者発表がありましたが、平成29年度出願状況と、昨日発表のあった合格者数について伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 子供の成長の中での食の大切さ、これにつきましては生命の維持、発育、

発達に欠かせないものがございます。食は生きる力の基礎を育む上で非常に大切なものでもあります。また、療育を必要とする子供たちにとっても、食事は発達にとって欠かせない極めて大切なものであると認識をしております。

以下、いただきました質問等については、教育長、担当部長等が回答いたします。

○教育長（西森廣幸） 学校再編についてでございますが、望ましい学校づくりについては、市役所の関係課長等で組織する調査研究チームで検討するとともに、地域の代表者や学校長、PTA会長等で組織する推進委員会から御意見をいただきながら検討を進めているところでございます。このような中、昨年12月開聞地域の方々から、開聞地域における小・中学校の再編の対応に関する陳情書が議会に提出され、採択されました。また、調査研究チーム及び推進委員会においても、市民への説明を行うなどして慎重に検討を行った方がよいという御意見もいただきましたことから、当初、年度末に一定の方向性を示すこととしておりましたが、午前中にも答弁させていただきましたように、今後も住民説明会等を開催し、更に慎重に議論を重ねた上で定めてまいりたいと考えているところでございます。

○教育部長（長山君代） 平成29年度の出願状況でございますが、指宿商業高等学校の平成29年度の出願状況につきましては、200人の募集定員に対しまして推薦が10人、一般が177人の合計187人で、出願率は0.94倍と昨年度より8人、4%の増となっているところでございます。県全体の全日制の出願率0.93倍とほぼ同率でございますが、南薩地区の出願率0.77倍よりは高く、南薩地区10校中2番目に高い出願率でありました。出願した指宿市内の生徒は69人で、昨年度の96人と比較いたしますと27人の減となっております。原因といたしましては、指宿市内の中学3年生が昨年度より約60人程度少なかったためと思われれます。また、昨日の合格者数につきましては、186人でございます。なお、3月21日と22日に2次募集がございしますので、22日をもって出願者数が確定をすることになります。

○2番議員（臼山正志） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。さつき園の給食実施について、療育の中での食をどのように捉えているかという質問をさせていただきましたが、発達において食は非常に大事であるというような答弁をいただきました。それでは、このさつき園の給食実施については、ここ最近の話ではないと伺っております。幾度となく、これも行政の方に給食実施について要望があったかと思いますが、これまで給食の実施についてどのような協議、検討がされてきたのか、伺います。

○健康福祉部長（下敷領正） 食事の提供の現状について、まずお話をさせていただきたいと思っております。さつき園では現在、月2回親の会の保護者による食事の提供を行っていただいているところでございます。親の会の保護者の方々が自主的に食や療育の勉強会を兼ねて、食事の提供を行ったことからの始まりと思っております。給食の提供につきましては、本市のみの判断では行えないことから、これまでも南九州市と調理員の雇用について検討を行ってまいりました。提供体制の整備につきましては、南九州市担当部署にも本市と

同様にさつき園親の会から、さつき園の給食の強化についての要望書が提出されたと聞きましたので、これに対する南九州市の状況等を踏まえた考えを確認をいたしたところでございます。南九州市といたしましては、子供の食育について有意義なことであるとしつつも、さつき園の療育に関わる職員の確保に苦慮する状況の中で、給食提供を新たに行うことは、人材の確保や事業運営経費の増など多くの問題が想定されるため、南九州市の厳しい財政状況の下では難しいとの回答をいただいているところでございます。また、更には南九州市内に3か所ある児童発達支援事業所においては、事業収入内での運営がなされている一方で、さつき園においては、管理運営費等に事業収入以外にも公費が充てられている状況があり、他の民間事業所との不公平感を危惧するとの意見もいただいているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 今の現状とこれまでの検討について、答えていただきました。今の答弁の中にも課題というようなものが入っていたかと思いますが、改めて給食実施について、課題という点がどのようなものが挙げられるか、重なる部分もあるかと思いますが、もう一度お願いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） まず、さつき園の運営費用について先に答弁をさせていただきたいと思います。さつき園の運営につきましては、指宿市社会福祉協議会へ業務委託し、運営を行っているところでございます。この業務委託料とさつき園の児童発達支援給付費による事業収入との差額を、南九州市、指宿市で利用児童数により案分をして負担をいたしてるところでございます。年度当初の予算計上時に人件費や消耗品などの委託金額と事業収入の見込み額により、南九州市、指宿市の運営負担額を算出し、指宿市では委託料の予算計上を、南九州市では運営負担金の予算計上を行っているところでございます。このため、雇用等の大幅な負担が考えられるものにつきましては、南九州市との財政の在り方からも本市のみの判断では行えない事項となります。これまで南九州市との担当部署との協議を行い、先ほども答弁させていただきましたが、南九州市としても子供の食育について、有意義なことであると考えていただいておりますが、さつき園の療育に関わる職員の確保に苦慮する状況の中で給食提供を新たに行うことは、人材の確保や事業運営費等の増など多くの問題が想定されること、また更には南九州市内にある3か所の児童発達支援事業所との不公平を危惧するとの意見をいただいているところでございます。

○2番議員（臼山正志） さつき園は、指宿市だけではなくて、南九州市さんも一緒に負担金を出しているという点からして、なかなか指宿市だけでは判断がしにくいと。それから、職員の確保であるとか、人件費の問題、運営費の増というようなものが出ましたが、これまで検討する中で、この給食実施に向けての人材確保、もしできたとするならばどのぐらいの費用が掛かるのか、試算した経緯があるのか、あればどのぐらい掛かるのか、教えていただきたいと思っております。

○健康福祉部長（下敷領正） もし市の方で給食を提供するということになりましたら、やはり

食材の安全確保、それと管理栄養士の雇用、あるいは調理員の雇用、更には保健所への諸々の検査結果の報告等、様々なことが考えられますが、管理栄養士、あるいは調理員を雇用した場合、具体的な数字っていうのは試算をしたことはございませんが、そこ数百万の人的費用が必要になってくるんじゃないかという具合には考えております。

○2番議員（臼山正志） この給食実施については、今回さつき園さんの保護者の会の方ですかね、陳情があがってきておりますが、その内容は確認はしていますか。

○健康福祉部長（下敷領正） 親の会から、さつき園の給食の強化に関する要望書というものが、本市の地域福祉課、また南九州の担当部署の方にも提出をされております。その中身と、陳情書の内容は同じだと思っておりますので、中身については確認をいたしているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 先ほどの管理栄養士さんとか、いろいろその人も、それとお金も数100万円掛かるというような話がありましたが、今回の陳情の中では、今、月2回、父母の会ですかね、保護者の方で月2回、給食を実施していると。それを、本来ならば毎日できるのがいいんでしょうが、それを回数をですね、4回から8回ぐらいでも構わないというような陳情があがってきております。考えるに、そこまで職員、職員というか、職員という方がどういう方を指して職員と言っているのかよく分かりませんが、担当課の職員が給食を実施することで多少なりとも業務が増えるとしても、そこまで仕事量が増えるものではないと思いませんし、それから給食を作るに当たっての専門の方を雇用するにしても、月、もし8回したとしても週2回ぐらいと、今パート雇用の方もいろいろなところで見受けますが、そのような形での雇用を考えれば、僅かな費用でできるんじゃないかと。それから、当然このさつき園の発達障害のある子供たちは、一人ひとりが食に対していろいろ、何て言うか、その望むものがですね、違ってきてます。それについては、保護者の方々が協力をしてくれると、当然すると言っております。ただ、皆さん普段仕事もされてますので、継続した形での給食を提供するのが難しいんだということを言ってます。そのために、1人、専属の給食を作ってくださいの方がいいのになということなんですけど、その点についてどのようにお考えか、お伺いしたいんですが。まず、この陳情の内容を、毎日とかじゃなく月に4回から8回ぐらいでもいいと言ってる。それについてもっと簡単に、簡単にというか、費用もそんなに掛からず、それからこれまでの職員の方々の業務の増大にも繋がらないと考えるんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 確かに、議員今お尋ねのように、親の会の方から月2回の食事の提供を月4回、あるいは月8回に増やしていただけないかなという要望でございまして。現在、これにつきましても、南九州市ともお話をしているところでございまして、親の会の自主的な運営による月4回、あるいは月8回の運営につきましては、私どもも食に対する、食育の重要性については十分認識をいたしておりますので、親の会の自主的な運営のものにつきまして

は、前向きに今後検討をさせていただきたいという思いであります。

○2番議員（臼山正志） 先ほど、南九州市さんにある3民間の事業所では事業収入代で給食を提供していると、そういう意味からして民間との整合性、どう図るかということも課題ということが出ましたが、そこでちょっと確認をさせていただきます。さつき園自体は民間なのか、公立なのか。私が認識している中では公設であって、それは市の方が社会福祉協議会の方に委託をしているというので、民間と言うよりは公的機関というふうに考えているんですが、その辺はどうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 指宿市障害通園施設条例というのを、指宿市には設置をしております。その中に、名称といたしまして指宿市子ども発達支援センター、位置を指宿市開聞十町2531番地と定めておりますので、指宿市子ども発達センターさつき園は公設のものだと認識をいたしております。

○2番議員（臼山正志） 公設であるならば、やはりその民間事業がどうと、どうのこうのとか言う前に、そのさつき園の充実、そこにいる子供たちの健全な発育を考えるならば、それを手助けするのは親である指宿市ではないかと思いますが、そこは間違いないでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） さつき園の療育環境の充実を図るという観点からは、これまでも意を注いできております。その一環としまして、これまで開聞の屋体にありました施設につきましては、老朽化、あるいは耐震化等の問題もありまして、より早い観点、早急に安心・安全な療育環境を整えるために開聞の保健センターへ移設をしました。その中身につきましても、南九州と話をしながら、もちろんさつき園の親の会の方々の十分な御意見をお伺いするとともに、市長もそこの方に出席をしていただきまして、親の会の意見を聴きながら今回施設整備を図ったところでございます。そういうところで、公設のものでございますので、療育施設につきましては今後とも、意を注いでまいりたいという具合には考えております。

○2番議員（臼山正志） 職員、給食を作る方の人材の確保、それから、それに掛かる予算が、私もいろいろ関係者から話を聞く中で、恐らく数年前からずっと要望してたように感じてるんですが、なぜできなかったんですかということをお聞きしたときに、よく分からないと。よく分からないというのが、やはりお金が掛かるからと、指宿市はお金がないからということで断られ、ずっと実施できていないというような回答で、具体的にこうだからというようなものではなくて、ただ単に大事なことなんだけど、してあげたいんだけど、それはなかなか今の現状ではできないと。予算がないからねと。やはり、予算がないというふうに言われると、誰しもああそうなんだ、そこはもう、それ言われてしまったら我慢するしかないねというようなところで何か止まってて、中途半端だったような気がするんです。その南九州市さんとの協議、本当にしてきたのかどうか、これまでですね。これ、今日とか昨日とか出てきた話ではないので、恐らく10年ぐらい前からですね、ずっと要望されてきたはずなんです。それ、本当に、こうやって今も課題とか何ですかと言ったときに、やはりその南九州

市さんとか予算の問題だとか、人材の確保というようなものが毎年多分言われてるんですよね。それを克服するために協議をした経緯がありますか。

○健康福祉部長（下敷領正） 給食の問題につきましては、今議員の方からお尋ねがありましたとおり、南九州市と指宿市との間で親の会からの要望も受けながら、南九州市さんとは現状を分析しながら、また課題を分析しながら、協議を幾度となく行ってきております。また、今後につきましても、この問題については重ねて協議をしていかなきゃならない問題と捉えているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 昨日も同僚議員の方から同じような質問をしておりますので、その中でも検討を重ねてまいると。これ、いつまで検討するんでしょうか。具体的にいついつとかいうのがあれば、お示しをしてください。

○健康福祉部長（下敷領正） この給食提供に係るものにつきまして、やはり予算というものもあると思っておりますので、本市のみでの判断でできることではないと考えております。南九州市とも意見を十分に交わしながら、この課題解決に向けて検討していきたいという具合に思っております。

○2番議員（臼山正志） 南九州市さんのお考えもあるだろうと、予算のことについてもということですが、まず、何か聞いてるとですね、前向きじゃなくて、そのできない理由を言っているような気がするんです。もし、本当に実施をしたいんだという気持ちがあれば、指宿市は出す用意があるよと、人材も確保する考えがある、準備があるよと。南九州市さんも一緒にやりませんかというような話があればまだいいんですが、その前で止まっているような感じがするんですけど、いつまで経っても相手さんがどう考えてるか分かりませんからとか、そんなんじゃ前に進まないですよ。僕はそういう、さつき園の保護者の方からもそういう話は聴きました。でも、そんなのって理由にならないんじゃないですかと。給食実施ができない理由ではないですよ、それは。ただ単にやらないだけであって、裏を返せばさつき園の給食は必要ないと、指宿市は必要ないというふうに、僕は聞こえて仕方ないんです。本当に必要だと思えば、そんなん踏み込んでいって一緒にやりましょうと、子供たちのことを考えたら必要ですよと思うんです。予算の話が出ましたが、南九州市さんが予算がどうなのか、今財政状況がどうなのかよく分かりませんが、もし指宿市の方がさつき園で給食を実施し、それについてはその人材を確保したときに、ある程度予算が掛かるとは思います。その辺は予算的には問題がないのかどうなのか。要はその財政が厳しいから、その1人の管理栄養士さんだったり、給食を作ってください人の人件費が出せない状況なのか、その辺はどうですか。

○健康福祉部長（下敷領正） まず、27年度のさつき園の決算の状況でまず申し上げてみますと、27年度、委託料としまして2,380万7,708円に対し、事業収入1,995万5,060円、差額の385万2,718円を南九州市と指宿市で負担をしているところでございます。その負担割合は4

割を合併前の市町村数割で、6割を当該年度の10月1日現在の児童数割で算出をいたしております。事業収入以外の公費ということで、385万2,718円、指宿市が約285万4千円、南九州市が約100万負担をしている状況でございます。このような状況を判断しながら、今後も南九州市とこの決算を基にしながら、また予算を基にしながら経費というものについては、協議をしていかなきゃならないという具合に思っております。

○2番議員（臼山正志） また、あえてお聞きします。協議を重ねていかないといけないと言いますが、これまでこのことについて、予算的なものについて協議をしてきたことがあるんですか。具体的な協議を。

○健康福祉部長（下敷領正） このさつき園に対する委託料につきましては、人件費、それと消耗品費もろもろにつきまして、南九州市との間では負担のことについて、予算のことにつきまして協議はしております。その中で、この給食費のことにつきましても、協議というのはいたしておりますが、ただ予算の中にまだ現在組み込まれていないという状況でございます。

○2番議員（臼山正志） 予算編成する中で、業務委託をしている社会福祉協議会の方から、このさつき園について給食実施に向けた予算を付けてもらえないかということで、今回もあつたと思うんですよ。それが、何年もずっと付いていない。それは、ある程度試算をしないと、それは今の指宿の財政状況ではできませんねとか、何かそういうふうになると思うんですが、ある程度数値を持つてるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。今、指宿市の方が285万、南九州市が100万。これに上乘せして、給食実施に向けた予算を付けていただきたいという、そのような審査する中で、それが実施できなかった裏にはある程度、数値的なものがないといけないんじゃないかなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。あれば。

○健康福祉部長（下敷領正） 予算を編成する段階におきまして、社会福祉協議会の方からその予算の要求というのがあったようでございます。その額というのが60万だったり70万だったりという具合に記憶をしておりますが、やはりここにつきましても、南九州市と協議をする中において、現状においては、もう少し検討するべき必要があるのじゃないのか、あるいは先ほど答弁した内容というものは、意見というものが出されておりましたので、予算の中には、南九州市の方からそういう御意見もございましたので、今回予算の中には組み込まれていないという状況がございます。

○2番議員（臼山正志） 社会福祉協議会の方から上乘せの予算要求としては、60万円から70万円ぐらいだったろうというような答弁でしたが、ちょっとびっくりですね。60万円から70万円。ちょっと話がずれるかもしれませんが、今後ですね、指宿市が計画してます大規模事業、サッカー場、総合体育館も始まりますが、市民会館の建て替え、山川庁舎建て替え、開聞庁舎大規模改修、それから池田湖周辺整備とか、あとは今凍結されてます地熱の恵み、も

うこれは終わった事業ですが、新ごみ処理場、全て数十億円単位、億単位、10数億円ですね、数10億円ですかね、単位の大きな事業が目白押しですよ。先日行われた委員会審査の中で、このような大きな事業が今後計画されるが、指宿市はそんなにお金はあるのかと、財政的な見通し、それから裏付けはあるんですかと、財政課の審査の中でそういう質問が出されておりました。それに対しての答弁は、合併前は非常に財政的に苦しい状況があったが、行財政改革を行った結果、今は、ある程度計画的に事業を行えば問題がない水準まで、財政的に回復していると。それに対して、いろいろところで予算がないないということで事業が行われてないケースが見受けられるが、財政的に回復しているのであれば、そのようなことはないのかどうかという質問が出されましたが、それについての答弁が確か、必要な事業、今しないといけない事業、いろいろ事業についても審査をしないといけないことはあるかもしれませんが、必要な事業が予算がないからということでできない状況ではありませんと、答弁されました。結局、どうですか。必要なものであれば、予算的には今問題がないというような状況の中でですよ、60万円から70万円、これを南九州市さんが、お隣がどう考えてるかどうかというようなことで実施してない。これは結局、指宿市としてですよ、このさつき園の給食は要らないと思ってしまうんですが、どうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） この給食につきましては、やはり南九州市の旧颯娃町の方からもさつき園に通っている方々が10名いらっしゃいます。本市から32名ですね、現在。そういう中で、やはり南九州市も一緒になって、このさつき園の運営費というのを負担をさせていただいておりますので、指宿市だけのことではございませんので、一体となって運営をしているところでございますので、南九州市の意見というものも考えながらやってきたところでございます。ただ、決して給食をやらない、食育が駄目だということではございません。我々としては、先ほど市長も答弁がありましており、食育というものには十分両市とも認識をしているところでございます。その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○2番議員（臼山正志） 御理解したいというふうに、前向きに考えておりましたが、何年協議をしてるんですか。最初の方でも言いましたが、これここ最近あがってきた要望ではないですよ。恐らく、10年ぐらい前だったと僕は思ってるんですが、いつまでするんですか。いつまですれば解決するんですか。いつまですれば、その要望に応えられるんですか、どうですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 食育の大切さというのは、冒頭市長の方からも答弁がありました。私たちもそのように認識をしております。ですから、そのことを踏まえまして、食の提供の在り方については、南九州市、指宿市、社会福祉協議会、親の会とも今後も十分な意見交換をしてまいりたいという具合に考えております。

○2番議員（臼山正志） ちょっと視点を変えまして、文教厚生委員会で学校視察をさせていただきました。先日ですね。開聞小学校に行ったときに、特別支援学級がありまして、それか

ら特別支援教育支援員が通常学級の中におられて、その授業風景を見させていただきました。その後、校長先生方といろいろ話をする中で、やはり支援員の方が来てくださるおかげですごく助かっていると。確かに、それを見たときにですね、私たちも、市はこうやって支援員をたくさん、28年度は22名だったかと思いますが、それぐらい雇用して下さってありがたいなと非常に嬉しく思いました。また、一方で、そのような支援を必要とされるような子供がここ近年増えているような感じがするんですが、どうですかねって質問したときに、20数名でしたかね、24名か。開聞小学校、165・6名、全校児童、その中で24名いますという、校長先生がおっしゃいました。それは市の教育委員会に報告をすることになってますので、報告してますと。165・6名に対して24名、すごい数だなと思ひまして、文教厚生委員会、先日ありました委員会の中で、この点についても質問させていただいて、また市全体のこの要支援児童・生徒数という一覧も資料を出してもらいました。3,100数名の生徒・児童の中で、要支援児童生徒数225名です。割合にすると7%ちょっとですかね。ただ、これは特別支援学級の子供たち、昨日も答弁の中にもありましたが、65名ぐらいでしたかね、今特別支援学級で勉強されている子供たちがいると、その数は入ってませんので、それを入れるともっと、1割超える数字になってくると思います。何が言いたいかといいますと、やはりそれだけ支援が必要な子供たちが増えてきていると。それについて、その対応として、支援員を市は雇用していると。これは恐らく、年々増えてくるんじゃないかなと思います。支援員の数がですね。この何かしらの発達障害を持っている子供たちに必要なものは、早い段階でその子供一人ひとりに応じた療育ですよね、食も含めて、それを早くすることが大事なんだと。それが遅れれば遅れるほど、その子供たちの困り感、そういうものが大きくなっていて、自己肯定感を持ってない。それを引きずったまま学校に就学してしまう。ただ、その中で今その開聞小学校に行ったときも、先生方がおっしゃってましたが、やはりできれば、その子に合った教育、療育、受けてほしいんだけど、だけど親がですね、やっぱり認めない。事実を受け止められない。なので、本当は特別支援学級の方で、その子に合った勉強の仕方をした方がいいんだけど、やはり親の方がなかなかそれを認めてもらえないケースもあると。そうすることで、そういう子供たちが通常学級に今いる現実があるからこそ、支援員がいるのではないかなと。それから、早い段階でその子供の障害に気づき、ちゃんと適切な、その子に応じた療育をされればいいんですが、それをされなかった子供が小学校、中学校に上がり、親から、先生から、いろんな人からあなたは駄目だ、駄目だと常に言われてきている子も現実いるようでもあります。そういう子供がですね、僕もちょっと調べてないので絶対こうだと、このぐらいの数字があるって言えませんが、不登校になっている子供もそういう背景があってなっている子供がいるのではないかと。ですので、このさつき園の給食のことなんですけど、やはり早い段階でその子に応じた療育、食に関してもすることで、やっぱり小学校、中学校に上がったときに、ちゃんと通常学級でも対応できるようになるケースが増

えてくると思うんです。ですので、そういう観点から見ると、ただ単にその給食をする職員を確保すること、それからそれに予算が掛かるだけではなくて、長い目で見ると小学校、中学校の支援員の数も今後減らす、あるいは横ばいにしていく、介護保険なんかで言う予防の考え方もできるんじゃないかなと思うんです。だからこそ、予算とかだけでこの話を止めるのではなくて、大きな視野で考えてもらいたいと思うところなんです。この給食なんです、以前給食センターで対応をとというような話もあったかと思うんですが、その辺の経緯はどうなっているのでしょうか。

○市長（豊留悦男） 議員のおっしゃること、本当にその保護者の思いというのを言っていることだろうと思います。私から言わせれば議員はいいなと。いろいろな考えがあつてのことです。食というのは命に関わることです。公的に食を提供するという、この事実の重さというの責任が伴います。私も学校におりましたので、よく分かっております。当時、校長しているときには、いつもエピペンという注射をポケットに入れておりました。担任、校長、教頭、養教、これはアナフィラキシーショックという、そういう食物アレルギーを含めて、療育、養護学校から居留地交流という、月に何回か療育の必要な、又は特別の支援の必要な子供たちが学級にまいます。そのときの食の取扱いの重さというの、担当した者でないと分かりせん。ですから、予算的なもの、それはクリアできる可能性というの、南九州市と指宿で今後調整をしたらいいのかもしれない。しかし、この療育における食というものについては、親も子供の障害、その程度に応じて、情報を交換しながら食についての学習をし、子供の命を守るという、これが第一義的な大切なことでもあります。やはり、今この、いわゆるさつき園における給食のこの実態というの、私は市長になって最初、ここを訪問させていただき、意見もお聴きしました。様々な課題もありますけれども、今回この一般質問の中で3名の議員からいただきましたので、そのことについては、再度私も直接保護者と会って話をしながら、どういう方向を望んでいるのということ把握をしたいと思っております。やはり、子育てに優しい町というの、私どもの柱でもあります。サッカー場うんぬんの問題ではありません。この意義、趣旨、そしてそのことの重みというのを、私は考えているわけでありますので、是非御理解をいただきたいと思っております。特別支援、特別に教育的な支援を要する子供たちにとっても、手厚い支援の方法というのを本市は考えております。学校の現場、学校における入級指導、いわゆる特別支援学級への指導、それ等は学校に頼らざるを得ませんけれども、やはり議員がおっしゃっているような、そういう支援の方法というの、私達は考えているところであります。教育委員会もこのことについては、十分重く捉えておりますので、特別支援学級、特別支援教育、支援員、そしてさつき園のこの問題等については、今後総合的に話し合う場を持ちたい、そう思っております。

○2番議員（白山正志） 是非、前向きに実施に向けてより具体的な検討を行っていただきたいと思っております。

このさつき園の給食実施についての最後に、さつき園の創立15周年記念文集というのを先日いただきました。その中で、全部いいんですが、全部読むわけにはいきませんので、少し。その親の悩みとかがあっていうの、いっぱい出てますので、その一文を読みたいと思います。療育はもとより、障害児保育や養護学校さえもない地域の中で子育てが始まりました。障害があると診断を受けても、子供との具体的な関わり方も分からず、我が子と笑顔で向き合うこともできずに、先々の見通しも持てない苦しい子育てでした。障害の受容どころか、生きていく希望まで失い、子供と一緒に死のうとしたことがありました。いまだに決して消えることのない、深い心の傷になってます。私が療育という言葉とその内容を知ったのは、平成5年の年が明けたばかりの寒い日でした。大迫先生の療育を受けて、笑顔で生き生きと子育てをしている鹿児島市のお母さんの姿に大きな衝撃を受けました。私たち親子に必要なだったのはこの療育だったのです。1人ぼっちで泣きながら子育てするのは、もう止めよう。私たちの地域にも療育の場を作っていこう。この方はさつき園の設立に向けてですね、頑張った方なんですけど。子供はもとより親の方々もですね、大変苦勞をされております。やはり、そういうところをですね、手厚くしていただきたいと思います。

次に入ります。教育行政についての二つ目の質問ですが、今定例会の冒頭で平成29年度、施政方針の中でですね、具体化できる施策を見える形で実行に移すために、できる可能性を探して、できることからやるとしてありますが、具体的にですね、どのようなことなのか。これを私聞いたときに、非常に嬉しく思いました。また、具体的にどういうことをしてくださるんだというように思いましたので、あえてお聞きいたします。

○教育長（西森廣幸） 教育委員会では、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿の教育と文化の創造を基本理念に、教育大綱と教育振興基本計画後期計画を昨年3月に策定したところでございます。昨年度はこの教育大綱や教育基本計画に基づき、学校や各団体との連携を図りながら教育行政に取り組んでまいりました。29年度はこれらの計画等の策定後2年目となります。そのために、できる可能性を探して、できることからやっていくといった前向きな姿勢で、より実効性のある施策を推進してまいりたいと思っております。29年度の新規事業として、小・中学校への年次的な校内無線LANの整備を計画していますが、これに伴い、児童・生徒のICT教育環境の整備、充実を図るだけでなく、モデル校指定などによって研究を推進し、その成果をモデル校以外の学校につなげることで市内小・中学校において、効果的なICT教育の推進を図ってまいりたいと思っております。また、時遊館COCCOはしむれにおいて、西郷どん企画展の開催を計画しておりますが、集客対策や観光ガイドの養成だけでなく、まるごと博物館構想推進の視点から、児童・生徒や市民の郷土教育へつなげ、人づくりにも生かしてまいりたいと思っております。更に、乳幼児が初めて本に触れるブックスタート事業の実施を計画しておりますが、親子の絆を深める家庭教育の視点だけでなく、読み聞かせを通じた人づくりを行い、読書活動の一層の充実を図ってまいりたい

と思っているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 是非、前向きにできることからですね、取り組んでいただきたいと思っています。

それでは、指宿商業高校について2回目の質問をしたいと思います。時間の関係がありますので、まず市職員として優先的にというか、指宿市立の学校ですので、市職員の採用枠として指商枠を設ける考えはないのかどうか、お尋ねします。

○総務部長（有留茂人） 本市職員の採用につきましては、採用後の職務遂行能力を判断する手段として、職員任用規則に基づく筆記試験、それから口述試験などによる競争試験を実施しているところであります。受験生のうち、現役の高校生の受験者数は、例年13人程度となっており、そのうち指宿商業高校からも1名から2名受験し、この25年間で本市職員として15名を採用しております。指宿商業高校生の特徴といたしまして、指商デパートや株式会社指商などにより、本市特産品等の特色を生かした取組を学習活動に取り入れており、市職員に必要とされる素養を醸成してきているところにあります。また、併せて簿記や情報処理資格等を有する生徒が多いため、即戦力としての技能を持っていることが挙げられます。指宿商業高校生の採用枠を設けることにつきましては、全ての受験生に平等な受験機会、それから採用機会を提供すること、また本市が実施している競争試験制度ということ考えたときに難しい側面があるところですので。市役所職場体験学習などを通して、1人でも多くの生徒に受験していただくよう、今後学校とも連携をとっていきたいと考えております。

○2番議員（臼山正志） 希望としてはですね、指宿商業高校の生徒さんを優先的に採っていただきたいという気持ちはありますが、それはやはり市内にもほかの学校もありますし、平等な機会を与えるということではなかなか難しいかと思いましたが、指宿市の学校ですので、そのような独自の判断、それから施策もあっていいのかなと。25年で15名採用しましたとありますが、この数字にしてもちょっと寂しいなという気がいたします。聞いた話では受験者も少ないという話も聞いてますので、優先的な採用が無理であればできるだけ多くの方が採用試験を受けてもらうように働き掛けをしていただきたいと思います。

次に、指宿商業高校は、資格取得だったり部活動であったりとか、あるいはICT、茶いっぺだったりとか、いろいろな活動で活躍をしていますが、私が最近思いますのが、頑張ってもなかなかそれが継続しない。継続しない理由が、やはりその公立高校の常であります先生が異動をすると。先日も指宿商業高校の駅伝部の監督さんとばったり会ってお話をさせてもらいましたが、今指宿商業高校の駅伝部は昨年の県高校駅伝でも4位になり、今すごく先生が頑張ってくださいですね、生徒たちも頑張ってください素晴らしい成績を残しています。また、今後も更なる期待がされているところなんです、そこで今回、先生が声を掛けた生徒が何名ぐらい来るんですかというような話をしましたが、10数名県内の生徒に声を掛けました。しかし、誰も来てくれませんでした。その外山先生なんです、今商業高校、もう

6年、7年ぐらいいらっしゃるかと思うんですが、もうそろそろ異動の時期だということで、やはり敬遠をされると。先生がずっと指宿商業高にいるんだったら行きたい、また親としても預けたいと。しかし、異動がもうすぐあるんでしょうと。実際、この前都道府県駅伝に出た山川の子もですね、指宿商業高校に行けたらなという話をしてたんです。しかし、彼の実力が更に高かったので、ほかの高校からスカウトがあり、ほかの高校に行くことになりましたが、先ほど関東指宿会ですかね、市長の答弁の中で、OBの指宿出身の方から、指宿の高校が甲子園に行ったらなんていいことだろうとか、そういう話がありましたが、もしそのようなことを目指すのであれば、今頑張っている現状の先生方をもっと支援をし、あるいは指宿にずっと、その先生を残すようなことが考えられないのかどうか。これは指宿市の学校だからという観点から話をさせてもらってますが、そういうことは可能なのか。また、そういうようなことを検討したことがあるのかどうか、お願いします。

○教育長（西森廣幸） 大変、商業高校の頑張りをお互いに支援していかなければならない気持ちでは同じだと思います。教職員の異動につきましては、教職員は県教委の雇用であり、それぞれの学校のニーズに応じて配置がなされたりしておりますが、教職員の人事異動は学校の気風の刷新、又は本人の希望、そういうものも総合的に判断しながら、異動の作業が行われているところではございます。高校でも、一つの学校に勤務できる標準年数っていうのを定めております。その標準年数を超えて、ある特定の人だけが異動しないとなると、県全体の人事異動の作業も進まないわけではございます。そういうような事情があるということも御理解いただきたいと思いますが、商業高校のせっかく頑張っている子供たちの頑張りが、人が変わっても続けられるように、次の指導者を確保する、そういう面では学校長と教育委員会が連携を図りながら県教委の方に極力、希望に沿ったような形で配置していただくように、引き続きお願いをしていきたいと思っております。

○2番議員（臼山正志） 終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。3番、恒吉太吾です。通告に基づきまして、一般質問させていただきます。今回はスポーツ振興策、かいもん山麓ふれあい公園、土地区画整理事業について質問をしたいと思います。

まず、指宿はスポーツが大変盛んな地域です。Jリーグをはじめ、社会人、大学や高校など多くのチームや団体がキャンプや合宿に訪れ、各種団体が主催する大会等も数多く開催されています。また、スポーツ少年団が主催するソフトボールやサッカー大会も同様に多数開

催されています。ソフトボール競技で申しますと、小学校生活最後の大会となる3月の県ちびっこソフトボール大会を控える12月・1月・2月の冬季は、数多くの大会が開聞総合グラウンドで開催されています。1月には第32回菜の花ちびっこソフトボール大会が、県内より30を超えるチームを迎えて行われ、2月にも地元の特産品である鯉節の名前を冠した第4回指宿・山川かつおぶし大会が、こちら30チームという多くのチームを招いて盛大に開催されました。かつおぶし大会の方は、あいにくの雨で午前中は綱引き大会へ変更、午後より練習試合になりましたが、どちらの大会も400名を超える選手、保護者や関係者を含めると900人を超え、1,000人に迫る来場者のある伝統ある大会となっています。会場では地元山川水産加工業協同組合や山川町漁業協同組合による茶節やさつま揚げのふるまい、JAいぶすき花き部会よりスプレーギクの提供もあり、地域の特産品を実際に味わってもらい、手にしてもらい、手で指宿を大いにPRすることができる、絶好の機会になっているのではないかと考えています。また、市外からの参加も多いため、市内民宿、旅館などへの前日宿泊やフェリー利用、昼食のお弁当も地元のお店に注文が入り、毎回経済効果もあります。2020年の鹿児島国体において指宿では、成年女子ソフトボール競技が開聞総合グラウンド、バドミントン競技全種目別が指宿総合体育館、公開競技としてゲートボール競技は市営陸上競技場で開催が予定されています。今定例会において市長の施政方針の中でも、競技団体等の育成、支援に努めること、指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し国体やオリンピック、パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押しするなど、更なるスポーツの競技力向上に努めていくことが明言されています。私も是非、この指宿は子供たちが夢を描き、そして夢をかなえることのできるまちであってほしいと心から思っております。

1回目の質問になります。指宿市スポーツ・文化振興基金についてお聞きしたいと思えます。この基金は平成27年4月に創設され、2年が経ちました。まず、この基金の創設の目的、1年目、2年目のそれぞれの寄附額、そして現在の残高、この基金を活用した昨年度の主な事業、そして今後どのような活用を考えているのかお聞きしたいと思います。

かいもん山麓ふれあい公園、土地区画整理については、2回目以降に質問をさせていただきます。

○市長（豊留悦男） まさしく、議員と同じ考えで、やはり子供たちに夢を、そして未来に希望を持って生きていく、そういうためにこのスポーツ・文化振興基金というのを設立をいたしました。この基金の具体的な管理は教育委員会が行っているところですので、教育部長等に以下、答弁をさせていただきます。

○教育部長（長山君代） 指宿市スポーツ・文化振興基金は、本市のスポーツ及び文化の振興を図るために設置したものでございます。創設1年目の平成27年度の寄附額は5件で55万8,560円、2年目の平成28年度は1月末現在で8件の144万円となっているところでございます。基金残高につきましては、本年1月末現在で1,068万571円でございます。平成27年度のスポーツ

分野において活用した事業は外部指導者招聘費助成事業といたしまして、指宿商業高等学校に62万480円を、講習会、スポーツ教室開催費助成事業といたしまして、スポーツ教室を開催いたしました指宿市バスケットボール協会に30万円を助成したほか、全国大会に出場した個人や団体の旅費等に対し、23万5,962円を助成し、合計115万6,442円を支出しているところでございます。今後も活躍する選手やスポーツ振興に寄与する団体に対しまして、継続して支援していきたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 少し、質問の順番が前後しますが、先に3番のですね、指宿都市計画事業、湊地区区画整理事業について先にお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。まず、この都市計画事業の進捗状況はどうなっているのか、完成のめどが立っているのか、まず教えてください。

○建設部長（山下康彦） 湊土地区画整理事業の完成についてですが、本地区につきましては、本事業により道路、公園、その他公共施設の整備、改善及び宅地の利用促進を図り、良好な都市機能の維持、健全な市街地の形成を図ることを目的に平成5年に事業着手し、平成28年度末の進捗率ですが、事業費ベースで約92%となっているところでございます。今後、移転を要する建物が、残り4戸となっているところでございますが、現在のところ平成31年3月の完成を予定しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。92%、あと残り4軒ということで、これからもですね、進めていただきたいと思います。あそこ、御存じのように近くに保育園もあります。その送り迎えもありまして、大変車の往来も多い場所になっておるんですが、ちょうどあそこを過ぎた交差点、道路の幅がほぼ同じ状況になってまして、どちらがこう優先かっていうのも分からない状態なんですけど、まず東西南北、どちらが優先道路になるんでしょうか。

○建設部長（山下康彦） 御指摘の箇所につきましては、渡瀬通線の高橋眼科医院付近から乗船寺保育園前を経由して、迫五郎ヶ岡線を結ぶ、これは湊中通線と言いますが、この道路と、あと迫五郎ヶ岡線沿いの松山時計店から平和通りを結ぶ本町通線、この交差点のことだと思ってるんですけど、どちらも道路幅員が、車道幅はですね、6mということで優先道路が分かりにくい路線になっていると思うんですが、このところにつきましては、警察の方とも協議をしまして、先ほど言いました湊中通線の方が優先道路交差点というふうになっております。

○3番議員（恒吉太吾） 少し分かりにくいというか、通行される方はですね、どちらが優先という、今聞いて優先があるんだと思ったんですが。でしたらそのどちらか一方に、事故も多い場所ですので、一旦停止の標識を付けるっていうことができるのかどうか、お聞きします。

○建設部長（山下康彦） 今現在、路面表示をされているところなんですけど、優先順位の区分け

につきましては、現在の路面標示でいきますとドットラインと言いまして、1m幅の破線の路面標示がされていると思います。これによって、優先道路をば区分けしてるところでございます。議員の御指摘のその一旦停止の件についてですが、一旦停止の規制につきましては、これ公安委員会の方で設置をすることになりますので、出会い頭のささいな事故等が大分あるというふうに向っておりますので、現在指宿警察署とも協議を行って、新たな路面標示や止まれの標識ができないか、今要請をしてるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 部長の方からもありまして、事故が多いという認識があられると思います。一旦停止の標識、なかなか難しいのであれば、今おっしゃったように路面標識ですね。今、片方しかされてませんし、通ってみるとですね、ほぼ剥げているというか、薄くなっていますので、またその塗り直しも含めて早急にできないかどうか、答弁をお願いします。

○建設部長（山下康彦） 交通規制に係る止まれの規制については、警察署との協議でいつになるか、まだちょっと結論が出てないところなんですけども、当面その路面標示の消えかかっている部分については、私どもも現地確認しておりますので、これについては早めに、早急に塗り直しを考えていきたいというふうに思っています。

○3番議員（恒吉太吾） 繰り返しになりますが、とても事故の多い場所、または小さな子供たちも通学路となっておりますので、是非早急に対応していただきたいと思います。

先ほど、1回目の質問いただいたそちらの方に戻りたいと思います。基金の活用については答弁いただきました。寄附額残高、そしていろんな事業に使われているのはよく分かったんですが、もともとこういった事業内容についてもホームページに掲載するっていうふうに向最初は書いてあったんですが、ずっと見ててもですね、この事業内容、もう2年経っているにも関わらず一切出てこないんですね。この辺り、どうなってるのか教えていただきたいと思います。

○教育部長（長山君代） 確かに、おっしゃるとおりホームページには、指宿市スポーツ・文化振興基金事業についての案内を掲載しております、案内は掲載しておりますが、これまでの活用された事業等についての掲載は、してございませんでした。平成27年度の使途内容につきましては、既に確定しておりますので、早急に掲載したいと考えているところでございます。また、今後も交付額等が確定した段階で、随時掲載してまいりたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） そういった形ですね、ホームページなり掲載していただければ、こういうことも使えるんだとか、そういったことが皆さんよく分かればですね、もっと活用の幅も広がっていくと思いますので、是非早急にですね、ホームページの方、アップ、掲載していただきたいと思います。先ほどもずっと小学校のソフトボール大会などについて話したんですが、こういった大会っていうのは費用も掛かります。労力、協力、必要になってきます。先ほどの答弁の中でも、外部コーチ、スポーツの講習ですね、されているとは思って

すが、まだまだしていただいてもいいのかなど。市としての協力だったり、補助、援助っていうのがまだ薄いように私は感じております。例えば、先ほどから申してます小学生なんかもなんですけど、30チームぐらいがこの前参加する大会がありました。基金の中で、スポーツ大会の開催という、関する事業についても書かれているんですが、事業内容を見ますと、県大会以上のスポーツ大会を本市で開催する場合、当該団体等に補助金を交付する事業となっております。そこで、質問になるんですが、県内から20・30チームが参加するようなソフトボール大会や、サッカー大会等が開催される場合は、この基金の運用に当てはまるかどうか、答弁をお願いします。

○教育部長（長山君代） 現在、スポーツ・文化振興基金の活用につきましては、条例、要綱等に沿って支出をしているところでございます。スポーツ部門における事業種別といたしましては、競技力向上対策、スポーツの普及及び指導者の育成、スポーツ大会の開催、その他スポーツの振興に関する事業で、それぞれ活動助成費や全国大会等の出場に係る旅費補助などを行っているところでございます。スポーツ大会開催の場合、現在の要綱等では本市の体育協会加盟団体等が主催し、県内12地区全てから参加する県大会以上の大会を本市で開催した際に、補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付するようになっているところでございます。御質問の民間団体等の主催する冠大会等につきましては、現在対象とはならないところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） なかなか、やっぱり要綱の縛りと言いますか、基準が厳しいのかなと思っております。また、そこにつきましては後ほど質問させていただきたいと思っております。今、るる説明を受けまして、全国や世界をこう狙える選手、育成するためには、やっぱりこの指導者育成であったりとか、こういった大会もですね、ずっと開催していくことも重要だと思っております。先ほど、旅費のところ、23万円っていう話が出ましたので、ちょっと質問させてください。例えば、全国大会に出場した場合なんですけど、この旅費の補助、基金からの規定によって、1人当たり幾ら出るのか、答弁をお願いします。

○教育部長（長山君代） 九州大会以上の大会に、全国大会も含めましてですが、出場した場合、九州内と九州外に分けて上限を設けております。九州内が1人につき5千円、九州外は1万円の助成額となっているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、お聞きしますとなかなかの額です。これ、決して高いって言っているわけじゃなくて、なかなかの値段だなと思っているわけですが。この金額、決してたくさんいただいているわけではないんですけども、その金額の割にはやっぱり要綱基準っていうのがかなりハードル高いんじゃないかなっていうふうに、要綱を見れば見るほど思ってしまうわけなんですけど、基金が大変使いにくい状態、基準に該当しても今度は補助金が、今言ったように全国に行っても1万円しか出ない、こういった状況であります。例えば先ほども市長からもありましたが甲子園を、指宿のチームに行ってほしいとか、そういうことこれか

らもあると思うんですが、もっと補助額を上げるべきじゃないかというふうにも思っております。更に言えば、全国を超えて今度は世界大会、これからまたオリンピックもあります。そういった大会に出場となれば、その競技団体からその旅費自体は出ると思うんですね、世界大会になった場合は。今の基準で言えば、そういう旅費が出てるのであれば、そういった世界レベルの選手に対しては、指宿からなんら旅費の補助はないという認識でよろしいのでしょうか。

○教育部長（長山君代） 要綱等の中では、九州大会以上に選出されて出場した場合の旅費の上限の限度額を設けておりますので、世界大会等に出場した場合にも、個人負担がある場合にはその形で対応ができると思います。

○3番議員（恒吉太吾） 世界まで行けば、その各種団体なり協会から、ちゃんとした旅費は出ると思うんですけど、指宿市として旅費以外に、この世界大会まで行った場合、補助金とか交付金制度っていうのは、今現在ありますでしょうか。

○教育部長（長山君代） 本市から全国大会や世界大会に出場する児童・生徒や一般の方々がおられることは承知をしているところでございます。本当に素晴らしいことで、後輩の皆さんの刺激となるばかりでなく、地域の宝として地域にも元気を与えてくれるものだと思っております。来る2020年には本県で国体が開催される予定でもございますが、指宿市から県を代表して、また国を代表して出場する選手がいるとなると、市民の応援はもとより、一層熱いものになると思います。そのような方々にはもっと後押しできるような、今後基金の推移を勘案しながら、要綱等、全体的な見直しの検討をしてみたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、そういった形で市もそういった選手が出てくると、市民も盛り上がりますし、スポーツの素地というのも上っていくと思いますので、是非お願いしたいと思います。今の話、やっぱり強くなればなるほど、指宿市はあまりこう、今の状態では補助と言うか、援助ができないっていうのは何か矛盾してるなっていう点があります。この基金自体がですね、創設から2年も経っておりますので、もう要綱基準、結構がんじがらめと言いますか、厳しい基準になっておりますので、もうそろそろ見直しの時期にきてるんじゃないかなというふうに思っております。今、部長の方からも答弁があったんですが、適時、使いやすいようにこう見直しをこうどんどんしていただきたいと思っております。その中には、先ほど申しました旅費の上限の問題もありますし、民間がしてる大会のですね、そういったものに対する要綱ももっと使いやすいものにしてほしいと思っております。それと併せて、やはり世界を狙える人たちに対する奨励金であったりとか、補助金、こういったものもどんどん活用していただきたいと思います。以上申しました、まずは要綱の見直しですね、これが1点。あと、補助額の見直し、1点。そして、そういった世界を狙えるような選手に対する新制度の創設について、この3点。これ、市長から、もうこの基金をもっ

ともっと活用していつてもらいたいと思いますので、市長から答弁いただけないでしょうか。

○市長（豊留悦男） この基金につきましては、極めて本市のスポーツ振興、大きな役割を果たすものと思っております。1,000万円の基金でしたけれども、それから増えておりますが、実はこの大きな基金、寄附をしてくださった方々に近畿指宿会というのがございます。その会場で集めていただいて、これは基金にということをしていただいて、教育委員会にお渡しをいたしました。あるときには、新西の士官節という郷土芸能が行ったときには、郷土芸能の保存のため、これ使ってくださいと行って会場で集めた、そういう浄財で基金に積み立てたのもあります。なぜ、この方々が言ったかと申しますと、もし指宿商業高校でも、指高でも、もし甲子園に来たら、そこには指宿出身者がいっぱい来るだろう、それが励みになるだろう、それが同窓会であり、久しぶりに会う人たちと本当に懐かしく、地元の高校を応援できるから頑張ってもらいたいという、そういう話でした。私はそういうことを聞いて、これは基金を作らなければならないということで、基金の創設、それを決めました。やはり、ハード面、ソフト面、そして学校や地域、ひいては議員の方々の協力があって初めて、我々が望むような、国で世界で活躍できるような、そういう選手が育つものだと思っております。あと一つ、ちょうどこの頃、ワールドカップ、福元美穂選手がゴールキーパーとして選ばれました。その山川での歓迎会、応援の様子というのが全国放送で流れたそうでありました。それを見ていて、誇らしく思った鶴郷会の方々です。やはり、そういう選手が出るというのは、地元を離れている私たちにも郷土の誇りと、よし頑張ろうというそういう気持ちが沸くんですよという、そういう話もいただきました。ですから、この基金というのは、指導者の養成もですが、子供たちの競技力向上、もしオリンピックに指宿出身者が出たとしたら、それこそいろんな報道関係が来られて新聞やテレビ等で紹介されるであります。そうしますと、指宿は観光の面でも産業振興の面でも非常にPR、そして指宿市に元気をいただく、そういうものであろうと思います。是非、今いただいたこと等については、今後教育委員会でも協議をし、首長部局とも調整をしてみたいと思います。

○3番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。強くなったからこう補助とかするのでなく、強くなるために是非この基金を活用していただきたいと思います。基金の残高、まだたっぷりあります。基金の額が減っていくってということは、それだけ裏を返せば、競技力にそれだけお金を使ってるってことになりますので、スポーツに対して。どんどんどんどん活用していただいて、指宿の文化の向上、スポーツの競技力向上につながると思いますので、是非要綱の緩和、補助の上限を上げることによって、活用しやすいものにしていただきたいと思います。

次の質問に移らせてください。次は各種大会への支援、協力体制についてお聞きします。もう幾度となく駐車場問題については話させていただいて、もう飽きてらっしゃるかもしれ

ませんがとても大事なことなので、再度質問させていただきます。駐車場の確保というのも、市として一つの支援、協力体制ではないかというふうに思っていますし、とても重要な課題であるというふうに思っております。これまでも、開聞の総合グラウンドの整備、周辺の駐車場整備などについて幾度となく聞いております。また、現在小学生の県ちびっこソフトボール大会も開催されています。私も週末、利用しまして、霧島の春山緑地公園、南九州市の知覧平和公園、そして指宿の開聞総合グラウンド、応援に行っております。実は、今週末も試合がありまして、地元の丹波小学校、大成小学校はとてもすばらしい試合をして、4回戦に勝ち上がっておりますので、是非こういったところも興味を持ってですね、見ていただきたいというふうに思っております。春山にしろ、知覧の平和公園にしろ、ちびっこのソフトボールであれば、6面のコートが取れる広さがあります。やはりですね、最後の大会ということで、ものすごくやっぱり観客の方も多いです。大成とか丹波の試合の合間に各チームのこの人数を数えるとですね、選手と保護者を合わせると、やはり1チーム当たり50人から60人ぐらい来てます。一つのパートに大体6チームなので、300人ぐらい、それが6面開けるとなると、1,800人から2,000人ですね、それだけの人数が一堂に会することができます。この二つのグラウンド、何がすばらしいって、駐車場がですね、しっかりとあるので、トイレがあるので、路上駐車があったり、そういうこともなくスムーズにしております。それに引き換え開聞グラウンド、開聞は今回2面しか取れておりません。2面しか取れてないにも関わらず、今ある駐車場では全然足りてない状態になってます。今回ですね、JAの家畜市場の方も使われておりませんので、特に今ある180数台の駐車場だけの対応となると、とても足りない状態になっております。この駐車場に関して、問題解決のために草スキー場跡地利用について提案させていただいております。跡地利用についての具体的な利用計画案や、市としてですね、方向性が何か出たのか、お聞きしたいと思えます。

○教育部長（長山君代） 開聞総合グラウンドで行われる各種大会は、開聞総合体育館での大会やイベント等が重なった場合、駐車場が不足している状況でございます。このようなことから、グラウンド専用の駐車場整備に関しましては調査・検討を重ねてまいりました。国民体育大会や今後の利活用を考慮した際、それ相応の駐車台数の確保が必要であることや、今後予定している開聞総合グラウンドの表層土の入替改修工事に伴い発生する表層土を効果的に利用することなどを考慮し、草スキー場の一部を駐車場として整地する方向で計画をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） そうですね、草スキー場の方も駐車場として考えていらっしゃるって、私も何度か説明されて、あそこはもうアジサイが植えられるんじゃないかと思ってちょっと心配してましたが、このような状態になってありがたく思うし、草スキー場、ちなみにどれぐらいの台数が停められるというか、そういったものは分かっていらっしゃるんでしょうか、あくまでも予定で、お願いします。

○**教育部長（長山君代）** 予定といたしましては、300台程度を見込んでおります。

○**3番議員（恒吉太吾）** 今は180台ぐらいしか停められないので、そこができればかなり余裕ができてくるんじゃないかというふうに思いますので、この駐車場問題ですね、これから国体も開かれます。いろんな使われ方、体育館、アリーナ、グラウンド一緒に使うと全然足りないという状態もありますので、是非スピード感を持って進めていただきたいというふうに思います。スポーツ振興についてはこれほどに留め置いて、次は大切な大切なかいもん山麓ふれあい公園についてお聞きしたいと思います。

開聞岳の真下ですね、すばらしいロケーション、それだけでですね、何も要りません。もう十分です。心身ともにゆっくりできる最高の場所で、この場所ってというのはほかのどういった場所にも負けないすばらしい場所だと本当に心から思っています。だからこそ、あの場所がもっと魅力的な施設になってもらいたい、そういう思いから質問させてもらいたいと思います。まずですね、ログハウスとキャンプ場についてお聞きしたいと思います。オートキャンプ協会というのがありまして、そこがまとめましたオートキャンプ白書2016によりますと、2015年度のオートキャンプ参加人口は810万人、これは、2003年以来、12年ぶりに800万人を超えております。キャンパーの7割以上、私たちのような30代、40代世代が占めておりまして、私自身も大変アウトドア、好きな人間でございます。息子ともよく一緒に出掛けて、持っていったテントを張ったり、バーベキューの準備をしたり、食材を切ったり、昼は昼で走り回って汗をかいて、夜は真っ暗闇で楽しむ。たき火を、薪を焚いてはですね、その火をぼんやり眺めるっていうのは何事にも代えがたい貴重な時間だというふうに思っております。普段、家ではできないようなとても貴重な体験が家族でできるわけです。子供にとってもですね、家では味わえないような経験ができますので、とてもわくわくしながら、キャンプが終わるたびに少しずつ成長している様子がとても親としても誇らしく思います。自然体験がもたらす子供の成長、そういったものに関するデータも出ておりますが、国立青少年教育機構が調査、成果を検証しているデータによりますと、自然体験が多い子供というのは自分から行動できる、ポジティブで自己肯定感が強いといったデータも出ています。そこで、このキャンプ場、ログハウスについて質問させていただきます。まず、このキャンプ場、ログハウスの利用人数についてお聞きします。まず、1点目にキャンプ場、ログハウス、それぞれの利用人数。2点目に、ログハウスに関しては夏場の夏季と冬の冬季の稼働率はどうなっているのか、教えてください。

○**産業振興部長（廣森敏幸）** まず、利用人数からですけれども、ログハウスの利用人数は、これは平成25年度ですけれども、ログハウスで7,298人、キャンプ場で2,919人。そして、ログハウスの稼働率は7月から9月の夏季の期間は52.6%、12月から2月の冬季の期間は14.4%でございます。それと、今度は平成27年度でございますけれども、27年度につきましてはログハウスの利用者は7,283人、キャンプ場は1,568人。ログハウスの稼働率につきましては夏季

が48.1%、冬季が12.8%となっているとこです。

○3番議員（恒吉太吾） 夏場はもう少し稼働率高いのかなと思って、今数字を見ると大体50%前後、冬に関しては10%台という形になっております。やはり、どこもなんですが冬季になると稼働率っていうのは落ちます。そういった中で、開闢の場合、1年を通して通年で営業されているわけですが、せっかく1年を通して営業されてらっしゃるので、やはり冬季も夏季までとは言わないまでも、もう少し稼働率を上げてほしいっていうふうに思っております。現在は、シーズンに関わらず土曜、日曜、国民の祝日、ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始のピーク料金というのが、このパンフレットの方にも書いておりました。そのピーク料金と平日料金という二つの分け方しかしてないんですが、冬季、冬の場合と、休前日であっても特別料金の値段にすることができないか、教えてください。というのが、大体この料金体系っていうのが、土曜日とか祝日の前に高くなるっていうのは分かるんですけど、日曜その当日とか、祝日の次の日の平日にも関わらず高いままです。この値段設定が冬季で安くできないものか、お答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに、使用料につきましては議員がおっしゃるとおり、ただいま、今現在二とおりの料金を設定しているところです。詳しく申し上げますと、月曜日から金曜日までが平日の料金で、土曜・日曜・祝日・更に4月の29日から5月5日のゴールデンウィーク期間、それと7月21日から8月31日の夏休み期間、そして12月29日から1月3日までの年末年始の繁忙期、これにつきましては、平日料金よりも割高な料金を一応設定しているところでございますけれども、先ほど来言うように稼働率が最も低いのが2月となっております。ちなみに、2月の過去3か年間の稼働率は8.4%ということで、1割にも満たない状況でございますので、ただこの料金につきましては一応条例、規則の中で定められておりますので、平成29年度ですね、その辺のところにつきまして割安料金ができるような形での検討というものを進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。条例の縛りもあって、すぐのすぐっていうのは難しいと思います。今、おっしゃった2月というのは、あの横のあるグラウンド、ソフトボール大会が毎週開かれております。指宿市外からもやっぱりですね、大隅の方からも来て、市内の宿泊施設も泊まっていらっしゃるんですけど、やっぱり活動資金が潤沢にあるわけではないので、なるべく安いところに泊まりたいわけですので、そういった形で是非冬季祝前日であってもですね、そういった価格設定ができるような見直しをお願いしたいと思います。

キャンプのことについて聞いていきたいと思います。私もよくキャンプをします。その中で、やはり子供が小さいもので、少しでもきれいなキャンプ場っていうのが選択肢になるわけです。一般的に高規格キャンプ場と呼ばれるもので選ばれることが多いです。皆さんが多分想像されているキャンプ場とは、この高規格キャンプ場はちょっと一線を画してるのかな

と。虫が多かったり、トイレが汚かったり、薄暗かったり、何だか怖い場所っていうイメージがキャンプ場にあると思うんですが、このキャンプ場はもう全然違います。基準と言うかですね、一つ目に施設内は手入れがよく行き届いている。二つ目に、水洗トイレ、風呂、シャワーがある。三つ目にキャンプに必要なアイテムを販売している。四つ目にレンタル商品が充実している。五つ目に管理棟があり、管理人が常駐していることが挙げられます。今の5個あるんですけど、実際は開聞もですね、かなり近いところまで基準が持っていったのかなと思います。私自身も開聞大好きで、本当に職員の方の対応もよくて、私なんかの友達なんかも、こう電話をするとものすごく対応がいいという、たくさんお褒めですね、言葉をいただいておって、本当に施設内がよく管理、行き届いているっていうふうに私も思っております。その中で、やはり少しでも更によくなってほしいという点から、水回りについてちょっとお聞きしたいと思います。開聞の場合はですね、結構充実しているんですが、まず炊事場ですね。開聞では炊飯棟って言われてるんですかね。そこについてお聞きしたいと思います。今ですね、現在多分水しか出ない状態なんですけど、1年を通じて開けてるのであれば、絶対温水が出るようにすべきと思うんですよ。冬はもちろん、秋口、春先、水が冷たいですので、そういったものの設置が、全ての蛇口にとは言いませんので、まず1か所でも2か所でもできないか。その点についてまず1点、お聞きしたいと思います。それから、トイレです。トイレもものすごく管理が行き届いて清潔なんですけど、やはり同じように冬季ということ考えると、是非温便座というか、そういったものがですね、付けられないかというふうに思います。温水洗浄便座ですね。この2点、水回りのお湯が出るようにできないか、トイレは温水便座に換えられないか、その2点についてお答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに、炊飯棟は現在、今水道水だけで対応しております。一応、冬場の寒いときの水対策としまして、根本的な解決策にはならないと思いますけれども風よけ等をし、なるべく炊飯をする段階で寒さを感じないような対策をとってまいりたいとは思ってるんですけど、今議員がおっしゃるようにトイレの温便座並びに温水、これにつきましては、温便座は少し費用が掛かるとは思いますけれども、ガス給湯器を1か所でも設置できないかということは検討はしてまいりたいと思いますけれども、ただふれあい公園自体が今現在非常に、歳入、歳出から見れば非常に大きな財政負担になっているような状況もありますので、鶏が先か卵が先かではございませんけれども、そういう施設を充実することによって、利用客数が増えてくれば歳入が増えるという面もございますので、その辺のところも含めまして総合的に今後、どういう施設の整備が最も望ましいかというのは検討させていただきたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、歳入、歳出のところ、おっしゃったんですが、ということはこれからもあの場所は直営でやっていくという認識でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） このふれあい公園につきましては3年前に有識者会議の中で、検

討委員会を設けております。その中で、当面の間は、これは3年程度ですけれども、直営で運営すべきというような提言もいただいております。今現在、もう3年が過ぎようとしておりますので、その間にやはり指定管理者に仮にするとしても、公園施設の管理についての効率化、できるだけ支出を少なくしておかなければ、指定管理料もそれだけ膨れてきますので、その辺のところを見極めながら今後の運営方法というものを考えていかなきゃならないと思っておりますけれども、今現在ではまだ直営の中で、まだ改善できる点があるのではなからうかということで直営でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 直営でいかれるということで、それはもう自分たちの力だけで何とかかんとか頑張っ立って直していくって認識でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 基本、直営と言えば行政の方で全てをするということですが、場合によっては、一挙にふれあい公園全部を指定管理というふうにじゃなくて、その一部の部分でも民間にお願いをするというような手段も取れますので、その辺のところも含めまして今後どういう管理形態が適切かどうかというのを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 例えば、アウトドア用品でスノーピークっていうメーカーを御存じでしょうか。こういったところがですね、子会社を作りまして地方自治体向けにノウハウを生かした提案を行って、支援や指定管理者になっているという現状があります。九州で言えば日田にありますスノーピーク奥日田キャンプフィールドもその一つ。あとは高知県なんかもですね、やはりこのキャンプ場を使った観光拠点、地域活性化をするという意味からですね、誘客できるアウトドア拠点の整備を支援しております。そこでもモンベルであったり、スノーピークっていうアウトドアの大きな会社がやっぱり入って、提案したりとか一緒になってされてらっしゃいます。また、再度になるかもしれませんが、今のところは直営でいくということですが、今後ですね、このようなアウトドア系の企業と連携したり、指定管理やノウハウを生かして観光拠点となるような施設整備を行う考えがあるかどうか。または、これまでにですね、そのようなやはり自分たちだけで頑張るといふのじゃなくて、そういった専門的なところと一緒にしていくという検討をされたことがあるかどうか、教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） これまでも、やはりあそこはキャンプ場というのは非常に大きな目玉であり、自炊をして青少年、又は若者なんかのアウトドアの拠点になり得るということ想定いたしまして、アウトドアの専門店、鹿児島県内並びに28年度は大阪の梅田の好日山荘とか、そういうところに出向いていきまして、その店主等に鹿児島県指宿市のふれあい公園、こういうものがあります。パンフレットを置いてください。そしてまた、お客様に対してのPRもお願いします。並びに自らもその場でパンフレットを配ったりしながら利用促進を努めているところでございますけれども、今現在、うちのふれあい公園の職員の中には、

アウトドアの活動の研修を受けた職員という者も配置をしており、その職員がアウトドアの関係でのいろいろな指導というものを行っておりますけれども、今後より内容を充実するに当たり、先ほど言ったようにスノーピークとかモンベル、その辺のアドバイスをもらいながら、今現在不足している最もアウトドアを好む、今現在好んでいるどういうものが必要なのかということは情報をお聴きしながら不足しているものについては今後順次揃えていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、力を借りるところは借りながらいただきたいと思っておりますし、先ほどのスノーピークの奥日田なんですが、指定管理料を見るとですね、年間840万ぐらいだと思んですけども、今例えばこれもらっている観光課所管のふれあい公園の管理費なんか3,800万ぐらい全体で掛かってんのかなと思うので、全然今より安くできる気がするんですけど、その点どうでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） やはり、ちょっと私はその大分のそこについては現場を見たことがなくて、何とも申し上げられません。

○産業振興部長（廣森敏幸） 一応、ふれあい公園の中にはキャンプ場のほかに、レクリエーション広場、ゴーカート場、パターゴルフ場等々が一応あって、総合的に全体を管理しているということで人件費の割合も結構大きくなっております。そういう意味では、これまでここ2・3年かけて、人件費並びに賃金等の見直しも行い、ある一定の削減効果は出ているところでございますけれども、今のところはまだまだその大分収支の差というものがありますので、先ほど来言うようにどういう部分的なところをどういうふうに管理をしていくのかということも含めまして、今後まだ検討していく必要があるというふうに思っております。その中で、そのスノーピーク等の指定管理の内容についても、詳しく今後情報収集をして検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今、ふれあい公園が3,800万、そばの館が1,500万、愉徒里館も270万と、5,000万からのお金があそこに投入されているわけですので、先ほどからなりますけれども、指宿その潤沢なまちなのかどうかも、先ほどはお金あるとか言ってましたけど、是非ですね、その税金の使われ方、しっかりと考えていただいて、していかなければ、ちょっと話は違うかもしれませんが、これから造るサッカー場であったり、まだ造れるかどうかは分かりませんが、今提案されているものであったりとか、大規模改修、こういったものにお金か掛けてますので、しっかりとですね、その辺をチェックしていただいて、本当に必要なものなのかということも考えていただきたいというふうに思っております。部長が石窯のピザの窯を造られたと思うんですけど、よろしかったですかね。そのことについて質問させていただきたいと思っております。やっぱりキャンプ場って言えば、ならではのいろんなイベント、体験をこれからも開いていかないといけないと思うんですよ、集客力を上げるためには。そういった意味で、今までどんなイベントをされてきたのか、またこれからどん

なイベントを計画されているのか、直近であれば、教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 集客を上げるために、先週ですかね、バックとして開聞岳がございまして、開聞岳の山開きを兼ねたやつ。そして、9月24日、924mにちなんだ開聞岳の日ということで、イベントを実施しております。更に、4月になりましたら、一昨年までは3月に開催しておりましたけれども、昨年度から4月にオートキャンプ場等を使ったオールドカーフェスタも実施しておりますし、管理棟の上の方の芝生の空きというか、芝生のところを活用しまして、パークゴルフ場を職員自ら芝管理をきちっとして、パークゴルフというものも芝生の上でやっております。そういう中で、やはり私どもの方としても少しでも利用が増えるようにということで、そのピザ窯もなるべく、1人でもたくさんの方が利用していただけないかと思ひまして、それも整備したところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 本当、もうすばらしいものですので、ピザ窯もですね、是非活用していただいて、いろんなイベントを開いていただきたいと思ひます。また、それがですね、様々なイベントを開くことが集客につながると思ひますので、お願いいたします。

次は、ログハウスについてお聞きしたいと思ひます。二つに分けてあると思うんですが、中央管理棟近くと愉徒里館近く、それぞれ。これ、建設から何年ぐらい経つか、教えてもらっていいですか。あくまでも外から見ただけの感じだと、もうかなり劣化してるんじゃないかなというふうに思ひますので、お願いいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 第1期工事が平成2年から平成5年度にかけてやっておりますけれども、そのうちの平成4年に管理棟の上の方の建物が造られております。そして、第2期目工事として平成9年度に6棟、要するに管理棟の右側、愉徒里館の方が6棟整備されてるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） もう20数年経つてると思ひます。あくまでも外から見る感じだと、本当経年による劣化は否めないなと思ひます。ただ、中に入るとですね、かなり掃除が行き届いてて気持ちよく使えるんですよ。本当にびっくりします。あの掃除の上手さと言うかですね、是非それはこれからも続けていただきたいんですが、やはり時代に即して少しづつリニューアルもしていかないといけないと思ひますが、もう20数年経っていますが建て替えとか、大幅なリニューアルの考えはないでしょうか。昔からなんですが、中にはバーベキューができたりするので、臭いがずっとこもったり、電気もまだ暗いまま、湿気もあつたりつていうふうに、ちょっと、何だか薄暗い感じなんですけども、大幅にリニューアル、若しくは建て替える計画はないでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） これまでも、先ほど申し上げましたように平成4年と平成9年ということで、築後20年から25年経過しておりますけれども、屋根の補修とか中の浴槽の取り換え等を定期的に来てきてるところです。躯体につきましては、構造上、丸太で造られたログハウスですので、躯体は今のところまだ大丈夫ということで、やはり内装の方をきちっと時

代に合うものに取り換えながらメンテナンスをし、今後もなるべく利用者が快適に利用できるような施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、もうとても私も好きですばらしい場所でありますので、もっと活用されるように、これからもみんなから愛される場所であってほしいというふうに思っております。

少し時間がなくなったんですが、最後にそばの館皆楽来の運営状況についてお聞きしたいと思います。私もよく利用しまして、そば、地産地消なんですよ。あの近くで採れたのを使うっていう、全くPRされてないので知りませんでした。そういったところもどんどんPRすればいいのになというふうに思っております。まず、1点、質問になります。歳入、歳出、どうなってますでしょうか。あと、年間の収支ですね、それと平日、休日の平均利用人数、教えてください。

○観光課長（今柳田浩一） そばの館皆楽来の過去3年間の運営状況ですが、まず25年度の収入はそばの館皆楽来が748万3,301円。それから親水池、これは皆楽来に。

（発言する者あり）

○観光課長（今柳田浩一） が748万3,301円です。それから、支出の方が1,098万3,594円となっております。それから、そばの館皆楽来の1日平均の利用者数が平日が28人、休日が58人であります。次に、26年度の収入ですが、皆楽来が771万6,799円、それから支出の方が1,166万7,128円、1日平均の利用者数は平日29人、休日60人です。次に、27年度の収入が同じ皆楽来が759万1,402円、支出の方が1,198万2,976円、1日平均の利用者数は平日32人、休日56人というふうになっております。

○3番議員（恒吉太吾） すごいですね。単純計算で毎年500万ぐらいの赤字っていう認識でよろしいですかね。ということは、単純に言えば合併してから10年で、合ってますね、5,000万円ぐらいですか、赤字が。すばらしいですね。毎年赤字の垂れ流しですよ。民間だったらとっくに潰れてるレベル。そもそも、ここを市が続ける理由って一体何なんですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） そばの館皆楽来につきましては、確か合併前の開聞町でCAM南薩の事業により整備した施設でございます。やはり、農業に、地産地消を提供する場という意味で開聞地域で育てたそばを、そば粉を原料としたそばを出すということで設立したわけですけれども、確かに今赤字幅というのは年間、27年度で見れば439万、平成26年度は395万円、平成25年度は350万円でございます。ただ、ふれあい公園に遊びに来られた方の食事を提供する場所というものが、以前は管理棟の2階部分にも食堂がございましたけれども、そこもやはり合併後だったと思います、経費削減という一つの意味で管理棟の2階の部分の食堂は閉鎖をし、皆楽来の方に集約したという経緯もございます。そういう中で、確かに赤字幅はあるんですけども、今現在皆楽来を閉鎖してしまえば、ふれあい公園に遊びに来られた方々の食事というものが、キャンプをする人はできますけども、なかなか提供できないとい

うことでやっておりますけども、先ほど言ったようにこの皆楽来が直営でそのままやっていたのかどうかということも含めまして、今後検討をしていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、改善の見込みがないのであれば、何か対策を立てていただきたいと思います。閉鎖、提携、リニューアル、指定管理、いろんなやり方がありますので、是非いろんな考えを持って、あそこが一体となってすばらしい場所になるようお願いして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、観光課長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

○観光課長（今柳田浩一） 先ほどのところで、恒吉議員の一般質問の中で、そばの館皆楽来、過去3年間の収入、支出を説明するところで、収入は皆楽来だけの金額でしたが、支出の方につきましては皆楽来と親水池まで含めた金額であります。ここに訂正してお詫びいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（松下喜久雄）

次は、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） お疲れ様です。6番、西森三義です。私の住んでいる地区では、総会の席上において、毎年議会報告をするようになってる関係から、今年度は表紙に耐震工事がされた指宿庁舎の写真を掲載しようと、写真撮影をしていたところ、正面玄関の自動ドア柱の腐食やコンクリート柱にですね、亀裂が発生していることに気がきました。平成29年度事業の大規模改修で交換されると思いますが、正面部分は目に付きやすい場所ですので、早

急に対応していただければありがたいと思っております。

それでは、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農林業振興策についてであります。平成28年1月24日から25日にかけて発生した雪害・寒害による被害状況について、これまでも同僚議員も含め何回も質問をし、被害金額においては7億数千万円の内示を国から受け、すぐ被害農家の聞き取り調査を実施し、それを基準に申請手続をされた農家が768名で、確定金額が1億8,600万円との答弁を受け、野菜部会の会合があるたびに農家の皆さんへ状況説明をしてきましたが、1年を経過した現在においても、一部の支払いがなされただけと言われましたが、28年1月に発生した雪害・寒害被害に対する支援金支払い状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

それから、昨年は全国各地で災害が発生しました。特に隣県の熊本で発生した地震においては、多くの家屋や尊い人命も失いました。それに伴い、風評被害も重なり、国内はもとより外国からの観光客も激減したため、指宿市は観光客を呼び込む手段として、独自で6月1日から8月31日までの期間、商品券付き宿泊プランを実施し、それに合わせるように県のお得旅、国の九州ふっこう割のプランにより、観光客の呼び込みに成功したと聞きました。このように熊本地震後における観光事業への支援対応は早急にされたと認識してるが、農業への支援対応との違いは何か、お伺いいたします。また、台風16号の被害については、12月議会で質問したときの答弁で、国・県の農業施設復旧支援や農作物再生産支援事業が適応され、要望調査を実施したところ、12月5日現在で約2億5,000万円を施設復旧支援として補助額を要望してと言われていましたが、今現在において台風16号被害における支援対応はどうなっているか、お伺いいたします。

今、畑かん地内において、30数年を経過したため、給水設備の取替工事や排水路の整備を実施してる地区があります。この排水路の事業は国55%、県40%の補助率となっています。そこで、ほ場が高土手で排水路が確保されていないため、土手が崩れないよう畑に排水路を確保している。このように畑の有効活用ができていない十石地区にシラス対策事業を導入できないか、お伺いいたします。

次は、国が2019年の導入を目指し、農業経営の収入減少を補填する目的で収入保険制度の報道があったが、どのような仕組みかお伺いいたします。

先日も台風被害の山林を視察いたしましたが、ほとんどの山林が手つかず状態で放置されております。このように放置されたままだと、土砂の流出や山崩れが発生しやすくなり、水を貯える機能も低下することが予想されることから、台風16号被害の山林処理については2月号のお知らせ版に掲載されていましたが、大きな文字でチラシを作成し、市民へ周知を図る必要がないか、お伺いいたします。また、林道も大きな杉の木やヒノキの倒木で通行できない状況であります。先日の聞き取り調査時には、工事発注済みであると言われていましたが、林道の通行止めはいつになったら解除されるのか、お伺いいたします。

二つ目は、地熱発電事業関連についてであります。昨年の9月議会中に地熱発電新設に関する反対陳情書が提出され、大騒ぎになり、その結果、凍結を市長は決断したところです。ところが、今年の1月24日付けで地熱発電事業に関する反対陳情で、訂正と詫び文が提出されてきましたが、市民へこれまでの経緯を含め、説明する必要はないか、お伺いいたします。そして、市民の理解を得られて、地熱発電事業に取り組むとした場合、今でも国は100%の補助金で対応してくれるのかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 農林業振興策についてのこの雪害・寒害等に対する支払金の状況等につきましては、部長に答弁をさせます。私の方では地熱発電事業関連について答弁をさせていただきたいと思います。

温泉資源が豊富な本市においても、地熱事業、参入しようとする事業者が相次いだことから、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用及び地域の産業振興を図るため、平成27年3月26日に温泉資源の保護及び利用に関する条例を定め、参入事業者の事業計画等を審議する機関を設置をいたしました。一方、この条例においては、温泉資源は市及び市民の共有資源と位置付けました。温泉資源の恵みを市民が広く享受できる仕組みを構築し、併せて市が進める持続可能な事業が他参入事業者のモデルとなることを目的に、地熱の恵み活用プロジェクトを手掛けたところでございます。この事業は平成27年度から、市の第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策に位置付け、パブリックコメント、市民の意見等を聴取する機会を設け、市民の皆さんから御意見を伺いながら進めてまいりました。しかしながら、各団体等から賛成、反対の陳情や要望をいただいたところで、平成28年9月20日には、観光関係事業者や温泉に携わっている方々で組織された民間の団体から、地熱発電所の新設に関する反対陳情が出されました。しかし、この陳情の基本的な部分に当たるところが事実と異なったということで、詫びと訂正がなされました。これらは重く受け止めなければならないと思います。私が地熱発電事業について凍結する一つの根拠になったのが、その根本が一部、間違いであったということになります。つまり、私が凍結したという、この根拠、問われるとなかなか弁明もできないところもあります。ただ、御案内のようにこの事業というのは、振興計画等に盛り込み、この戦略の中にも入れ込んでおりましたので、白紙に返すという判断ではなくて、凍結という苦渋の決断をさせていただいたところでございます。

○副市長（佐藤寛） 地熱発電事業関連の補助金についての御質問でございます。本市が想定しております国等の支援事業といたしましては、JOGMECによる調査井を掘削するための費用を支援する、地熱資源量の把握のための調査事業費補助金と経済産業省によります、地熱発電や地熱発電後の熱水を活用した2次利用策を通じて、地元の理解を深めていただく地熱発電に対する理解促進事業費補助金の二つがございます。29年度は、地熱資源量の把握のための調査事業費補助金は、これまで事業費の100%の補助でございましたが、これが自治

体が行う場合にあつては4分の3補助になっております。また、地熱発電に関します理解促進事業費補助金については、勉強会等のソフト支援事業につきましては、これまでと同様100%補助でございますが、発電後の熱水等を2次利用するハード事業につきましては、これまでの100%補助から平成29年度におきましては、2分の1補助となっているところでございます。

○農政部長（宮崎英世） 農林業振興策についてということでお答えしたいと思います。

まず、雪害・寒害被害に対する支援金の支払状況についてでございます。昨年1月24日から25日にかけて発生した雪害・凍結害による農産物被害の再生支援に向けた経費を補助する大雪等被害産地営農再開支援対策事業につきましては、被害に遭った作物の残渣等の撤去費用として、野菜で10a当たり1万1千円、果樹・バレイショで10a当たり1万円、次期作物の植付けに必要な資材の購入費に対し2分の1以内を補助することとなっており、768名の方から約1億8,000万円の申請がなされたところでございます。このうち、集荷業者等を通じて267名、いぶすき農業協同組合を通じて501名の申請がなされたところでございます。この補助金の支払状況につきましては、平成29年3月13日現在で、約4割の方々へ支払が済んでおりまして、残りに対してもできるだけ早く支払ができるよう、要請しているところでございます。

続きまして、観光への支援事業と農業分野でのこの雪害支援との違いについての質問でございます。熊本地震後の観光客減少に対する支援として、本市においては商品券付きの宿泊プラン事業を実施をし、宿泊者に対して商品券を贈呈し、市内の飲食店等を使用させていただくことで地域の経済活性化を図ったところでございます。また、国や県においても旅行会社と連携した九州ふっこう割等を実施したところでございますが、いずれも大きな打撃を受けた観光地に観光客を早急に呼び戻すため、即効性のある取組として実施されたものでございます。一方、雪害等の補助につきましては、特定の農家、個々への直接の補助金であること。更には補助金であるため法令の定め等に従い手続をすることが必要があるため、観光事業への支援と比べ時間が必要であったことを御理解いただきたいと思います。

続きまして、台風16号によって被災した農家への支援の状況ということでお答えさせていただきます。ハウスや畜舎、堆肥舎等の復旧や修繕を図ることを目的に実施される農業施設復旧支援事業等につきましては、要望時点におきまして153名の農家の方々から、約2億5,000万円の申込みをいただいていたところでございますが、最終的には153名、約1億9,500万円の申請がなされているところでございます。内訳としましては、市を通して129名、約1億7,500万円が申請されており、また養豚農家などの畜産農家につきましては、いぶすき農業協同組合等が窓口となり、24名の農家が約2,000万円の申請手続を行っているところでございます。更に、被害を受けた農作物の再生支援を図ることを目的に実施される、農作物再生支援事業につきましては、要望時点において対象者が57名、要望額で約400万円となっております。

したが、最終的には30名の方々が約300万円の申請を行ったところでございます。

次に、シラス対策事業を十石地区に導入できないかとのことではございますが、シラス対策事業は、県内に広く分布するシラス等の特殊土壌地帯において排水路網を整備し、安全に水を流すことにより農地の浸食を防ぐということを目的に、農地保全を図る事業でございます。県営事業の場合の採択要件は、受益面積が20ha以上の農地であることが前提であります。事業費に関しましては負担割合が国が55%、県が40%、地元が5%となっております。市にとっても負担割合の少ない有利な補助事業であるため、事業を推進してきているところでございます。市はこれまで同様の事業を活用して、平成26年まで新西方地区を実施しており、現在小牧地区と成川・福元地区の整備を行っているところでございます。また、今後は平成30年度採択に向けて石嶺地区を要望しているところでございます。議員御質問の十石地区は昭和55年から昭和58年にかけて、南薩畑地灌漑事業として県営ほ場整備事業や畑地帯総合整備事業で基盤整備をした地域であります。既に30数年経過してきており、施設が老朽化していることや近年の営農形態がハウスやマルチ栽培に変化してきているため、雨水排水の流出率が増大してきていることなどから、更新や改修が必要な地域であるということをご認識しております。このような状況を踏まえまして、市といたしましても地域の総意の下、事業導入に向けて検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、収入保険制度の内容や仕組みについての御質問でございます。収入保険制度は農業経営の安定化を図るため、農家のセーフティネットとして平成31年1月からの導入を予定し、現在開会中の通常国会に関連法案が提出、その上で審議されることとなっております。制度の内容としましては、品目の枠にとらわれず自然災害による収入の減少、価格低下などを含めた収入減少を保証する仕組みであります。保険と積立とで成り立っているところでございます。当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填する制度となっております。分かりやすく御説明いたしますと、例えば収入が1,000万円の農業者の場合、仮に100%収入がなくなったということを仮定いたしますと、保険金として支払われる額が720万円、積立金部分として90万円、合わせて810万円が補填される仕組みとなっております。掛金につきましては保険金が720万円の1%、7万2千円、積立金が22万5千円となるようでございます。また、加入する条件として青色申告が5年分の申告が必要となりますが、経過措置として特例で1年分の青色申告でも加入できるということになっているようでございます。

続きまして、台風16号被害に伴う山林処理に係る補助制度等の市民への周知についての御質問でございます。この件につきましては、かごしま森林組合指宿支所や南薩地域振興局とも協議しながら、広報いぶすきお知らせ版2月号に、台風被害を受けた森林への補助制度と題した記事を掲載させていただき、制度の概要や要件等につきまして周知を図ってきたところでございます。市からの広報につきましては、緊急を要するものを除き原則として広報い

ぶすきによることが基本とされておりますので、チラシを全戸配布するということは考えていないところでございます。しかしながら、今現在におきまして倒木の処理があまり進んでおりません。現状としましては、間伐、皆伐に加えて本市の特殊要因として松くい虫被害木の伐倒駆除が大きな業務量となっており、かごしま森林組合指宿支所が作業に追われているところでございます。このことから、台風16号による被害木の処理につきましては、来年度から本格的に着手する予定であることも、かごしま森林組合指宿支所から伺っているところでございます。補助制度に関しましては被害を受けた年度内に申請しなければならないものではなく、被害を受けてからおおむね3年以内が補助の対象となっているところでございます。このことから、更なる周知につきましては、今後の被害木除去の状況を見ながら、関係機関と連携し対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、林道の通行止め解除についての御質問でございます。昨年の台風16号災害につきましては、台風通過後に直ちに災害調査に着手をし、被害箇所 の把握を行ったところでございます。その後、追って各方面から入ってきた災害箇所 の情報につきましても、その都度関係課で情報共有をしながら対応し、災害復旧に努めてきたところでございます。市内に11路線ある基幹的林道につきましては、台風通過後直ちに災害復旧に着手し、通行可能な状態にいたしました。また、住宅や国道・県道・市道など主要道路等に近接している治山施設や保安林など、放置してしまえば住民の方々の生命や財産、ひいては生活に重要な影響を与えらると思われる被災箇所につきましては、速やかに危険箇所 の除去等を行うなど、限られた予算の中で優先順位を付けながら順次災害復旧に努めてきたところでございます。しかしながら、山の中に網の目のようにこの張り巡らされている里道、いわゆる林道的な里道につきましては、いまだに通行が困難な箇所があるということは承知をいたしております。議員御指摘の林道的里道につきましては、車両通行もできる幅員で不特定多数の利用が見込まれることから、基幹的林道に準ずるものと判断をしておりますので、今後できるだけ早く処理してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○6番議員（西森三義） 2回目以降の質問に入ります。時間の関係から地熱関連事業についてから入らせていただきたいと思います。

まず、地熱関連事業について、訂正と詫び文はですね、相手の方はよく調査をせずに陳情書を出してきたために、間違った文面となったものと思っているのか、お伺いをいたします。

○総務部参与（中村孝） 9月議会に提出された反対陳情の訂正と詫び文の内容でございますけれども、平成29年1月24日付で指宿観光受入代表者会の会長であり、泉都指宿の温泉を守る会の発起人から、地熱発電事業に関連して誤解を招いた表現の訂正のお願いとお詫びの文書が届いたところです。いただいた文書の趣旨は泉都指宿の温泉を守る会発起人の1人として、指宿市民等に配布いたしました泉都指宿を守る会設立趣意書には事実確認を十分行わな

かったために、事実と異なる誤解を招いた表現が複数あったというものでありました。訂正の内容を一部紹介いたしますと、メディポリスエナジーが付近の温泉に影響を与えていないことや、野の香の温泉枯渇とメディポリスエナジーとの因果関係はないこと。メディポリスエナジーは鰻池の周辺のスメに影響を及ぼしていないことなどがうたわれておりました。なお、文書の最後には、既に稼働している九州電力の山川地熱発電所及びメディポリスエナジーの地熱発電に問題があるとは考えておりません。しかし、上記のとおり事実確認、裏付け調査が不十分なままに誤解を招く表現を公式文書に記載したことにより、メディア、指宿市議会、指宿市長並びに指宿市民等に誤解を招いてしまいましたという内容のものでありました。

○6番議員（西森三義） 事実確認をしない陳情であったと、私もタブレットに入っておりましたので、そういうふう理解をしましたが、そういうふうな事実確認をしない陳情を出されてもらえば、非常に困惑するというふうに思っているところです。それから、この地熱開発事業に対して、説明を求める請願書も出されております。その中では、記載されている訂正の内容、地熱開発の現状やこれまでの経緯、地熱の恵み活用プロジェクトの目的や意義など市民に情報を提供すべきと考えるが、どう対応されるのかとありましたが、どうされるのかお尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 地熱の恵み活用プロジェクトについては、地方創生総合戦略にも掲げていたことから、市民対話集会、みんなで語る会での、この地熱開発についてアンケートを採らさせていただきました。地熱発電事業に対する意識の項目では、地熱発電事業についてより詳しい説明を求めるが42.3%、地熱発電事業を推進すべきが38.4%、地熱発電事業の凍結をそのままにしておくが6.5%、地熱発電事業そのものを推進すべきでないが6.8%、分からないが6%という結果でありました。また、凍結の表明前ではありますが、10月7日に市政事務嘱託員へのアンケートについても72.3%の方が市に詳しい説明を求めているところがあります。更に、昨年末にはある地方紙に市が進める地熱開発に対し、市民の疑問に答えていないといった趣旨の記事も掲載をされました。これまで10数回説明会を開催してまいりましたが、現在においても説明を求める声が多く、市民の皆様に市の取組を伝えきれていないことについては反省をしているところでございます。本議会において、市民から地熱発電事業に対して説明を求めるための請願書も提出されておりますので、議会の審議を注視しながら、国の地熱発電に対する理解促進事業等を活用し、広報誌での周知や出前講座、講演会等の開催など広く市民に周知する施策を検討してまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 先ほどの答弁の中で、市長は凍結とした苦渋の決断であったということと言われました。もし、この陳情が、大騒ぎするようなこの陳情がなかったとすれば、この凍結についてはどういうふうと考えていらっしゃるか、市長の方はお答えをお願いいたします。

○市長（豊留悦男） かなり重い判断でもございました。凍結するためには、この事業というのは4・5年前から温めてきた事業であります。そういう意味から、九州経済産業局に職員を派遣し、局から副市長としておいでいただき、地方創生総合戦略として指宿が目指す、人口減少を少なくする、食い止めるための事業、雇用を増やすための事業というのは何がいいのか、様々な場で検討させていただきました。そして、この第2次指宿市の総合振興計画、まち・ひと・しごと総合戦略、第2次指宿市環境基本計画、全ての計画の中に盛り込みました。つまり、この計画というのはそれぞれ審議員がおりますので、その審議員の方々が検討し、協議し、作り上げた資料だと思っております。それを白紙にするということは、その段階ではできませんでした。取りあえず、凍結という形を取りながら、その陳情の中身、今後の事業推進について慎重に検討しなければならないと思ったからであります。例えば、この指宿市のマスタープランの山川編には、これは山川地域の方々が中心になったわけでありませけれども、環境に優しい地熱発電所を生かし、再生可能エネルギーなどに関するそういう取組、政策をけん引するまちを目指しますと書いてあります。つまり、これは審議員の方々が作った資料であります。全てのこの計画が多くの方々が協議し、慎重に練り上げた上で出来た計画でありましたので、判断に対しては非常に重いものがある。そういう意味で苦渋の決断と申したわけであります。もし、このお詫びの文章等が正しくと言いますか、その反対陳情の中にこの文章がなかったとしたらどうなるのだろうか。そういうことも今考えております。ただ、反対をした方々、議会でも恐らく意見、そういう聴く機会を設けると思いますが、やはりこのことについてはこれが事実、どこで分かったのか、その結果どうなるのかってということも含めて、経緯は見守りたいと思っております。私のところにはまだ本人から、代表者からは一言もそういうのありませんし、ただこれは文書として机の上に乗っていた、そういう状況でありますので、今後どのようにするかってことについては見守りたいと思っております。これが影響して、いわゆる全国シェア、東京の新聞まで指宿市の行っているこの地熱発電については多くの疑問とともにいろいろな意見が寄せられました。いろいろな会に、全国の会に行きましても、このことについては私にいろいろな質問があります。でも、そのことに答える、そのための判断ってというのはこの陳情のその後の取扱いを含めながら、慎重にやらなければならないと思っております。

○6番議員（西森三義） 地熱事業については4・5年前からいろいろ模索してきたと、そういう事業であったということでもございますが、それでは先ほど副市長が言われました、地熱発電事業に今後取り組むとした場合は補助金は何か4分の3、あるいは勉強会をするのであれば、ソフトの面では100%、ただし、その熱水を利用するときは2分の1しかない、こう言われたんですが、これに、こういう減額になった理由というのが把握されていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○副市長（佐藤寛） 28年度までは、議員御承知のとおり掘削事業費の補助も100%、更に理解

促進事業，ソフト，ハードとも100%でございました。これに対して，4分の4補助って言うんですか，100%補助というのが補助金という名目の中で突出して，イレギュラーって言うかですね，表現がちょっと分からないんですけど，あまりにも補助金に100%というのがふさわしくないのではないだろうか。事業としてやられるのであれば4分の3，あるいは2分の1とか3分の2とか，通常の補助金の率から見て，あまりにも突出しているというような審議が行われて，結果的に4分の3，自治体が行う場合は4分の3になったということでございます。民間が行う場合にあっては2分の1ということになったということでございます。自治体が行う4分の3につきましても，75%補助ってということになりますので，これにつきましてはまた，自治体が行う事業としては優遇された補助率になっているという状況でございます。

○6番議員（西森三義） 昨日，同僚議員が熱水を利用して水着で入れる，そういうふうなのはできないのかということで質問もありましたし，仮にそれをするとして，それを活用してするとした場合には，市の負担金が発生するわけなんですけど，そうした場合にはそういう熱水等を利用する，あるいは地熱発電をする，採算性は取れるんですか，どうなんですか，お尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 市の負担が生じるということで，今後の採算性が見込めるのかということでございますけれども，本市では約2,000kw程度の発電規模を想定をしておりました。この規模であれば，調査井を掘削するためのJOGMECからの支援を受けられる補助は，民間が開発する場合の2分の1補助に対して，地方公共団体が開発する場合は，4分の3の補助が受けられるところです。本市においては現在凍結していることから，実際の事業化については検討はしておりませんが，地方公共団体が地方再生法に規定される認定を受けた場合，補助金返納が免除されますので，これらのことを含め勘案しますと地方公共団体が行う開発については依然として優遇をされておりますので，採算の面においても事業性は高いものと考えております。

○6番議員（西森三義） こういう減額になっても採算性は高いということでございますが，そうであるならばなおさらのこと，市民に説明をして理解を求めるとあると思うんですが，それについてはどのような対応，先ほど出前講座と言われましたがなかなか市民からここに来て説明していただきたいというのはないと思うんですよ。だから，そこについては自分たちでも出向いて行ってする。そこ辺りについて，その会を集めてくださいとか，公民館長さん辺りにですね，そこ辺りの対応を相談すると，そういう考えはないんですか。

○市長（豊留悦男） やはり，この地熱発電については，地元の理解というのが一番でございます。様々な事業がこの地熱発電に派生する事業が考えられております。全国的に有名な水産会社が海外で展開している養殖業，それを山川でやりたい。そして，年間の生産額が10億を超えるような事業を持ってきたいという話もありまして，見学にまいりました。現地調査に。山川の魅力というのは何なのか，よくみんな御存じであります。そういう意味で，事業

というのはどんな展開ができるのか。穎娃で今、エビの養殖等をやっているようでございますけれども、山川でしたら25度以上の、いわゆる海水の温度が保たれるとどうい事業ができるか考えてほしいという、そういう話もいただきました。農業の生産法人、農協を中心にそういう視察に行きましたけれども、今後山川・開聞地域の振興にとって、この事業が地元民に理解をされ、このことが本市の目指す地方創生戦略に確実に位置付けられ理解できたら、この事業は民間を含めて展開しなければならないと思います。ただし、先ほどございましたように調査井で、確か当初では7億8,000万ぐらいだったでしょうか、それが4分の3になるとしますと、2億近いお金を出さなければなりません。今後、この事業というのはますます難しくなることが予想をされます。そのときには、自治体がするのではなくて、いろんな民間のそういう知恵をいただきながら、資金も加勢をいただきながらやる事業としてはできるのではないかなと考えております。ただ、この事業がどのように展開をされ、それが地域の振興に役立つか、その視点を明らかにしながら説明をしなければならないと思っております。ただし、この事業において、いわゆるホテル、温泉関係者が反対しておりますけれども、そういう不安を払拭する努力をしながら、一方ではやらなければならないと思っております。

○6 番議員（西森三義） 今、市長が言われたように、そういうふうな市民が不安に思っていることは、是非払拭をするように努めていただきたいというふうに思っております。

それでは、農業の関連で2回目以降の質問に入ります。雪害・寒害被害への支援金資金については、先日金子衆議院議員の国政報告会でも、金子先生に早急な支払をしてもらえよう依頼したところ、3月3日には返事がありました。年度末までには支払がされるとのことでしたが、農家の方々においては、国からの支援金があるとのことで元気をもらって、農作業に励んでいたものの、1年を経過しても支払われないと。ぬか喜びをさせてもらっただけと言われ、本当に残念でなりませんでした。そこで、昔は出荷物の7割ぐらいを概算払金として支払っていましたが、今回みたいに緊急を要する場合は、概算払を対応できないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 補助金の概算払に関してでございます。昨年、被害を受けられた農家に対し、残渣等の撤去費用や次期作に対する資材等の購入費の補助を行うに当たり、それぞれの農家の方々の作付時期の違いにより、事業完了に大きく時間差が生じることから支払時期を数回に分けて行うことができないか、つまり概算払の制度が適用できないかということに関しましては、事業のスタート時点から国や県へ要請をしまりました。しかしながら、今回の雪害・寒害の補助事業については、国は全ての事業実施完了後に支払う方向性であるということから、補助金の概算払はできなかつたところであります。

○6 番議員（西森三義） 先日の産業建設委員会の席上で、青年就農給付金の受給中の農家も被害に遭って、離農したとの答弁でしたが、この災害支援金が早急に対応されていたら、この

青年就農給付金を受給してこの農家の離農は防げたのか、お尋ねをいたします。

○農政課長（松澤敏秀） 青年就農給付金の受給者につきましては、制度が始まりました平成24年度から平成28年度、前期まで87名の方が受給をされております。この中で、離農された方は心身の病気と家庭の事情でやむなく離農した2名と、所得不安定による2名の合計4名でございます。所得不安定による2名につきましては、就農後ニューファーマー講座とかいろいろな会合へ積極的に参加し、所得安定に向けた自己努力をされておりましたが、昨今の異常気象により安定した所得が得られず、総合的に検討し安定した所得の確保が難しいとの結論に至り、離農を決断されております。また、この2名の離農者につきましては、今回の雪害・凍結害の支援金につきましては申請をしておりますので、支援金が遅れたことによる離農ではなかったと理解をしておりますのでございます。

○6番議員（西森三義） この支援金によつての離農じゃなかったということですが、なかなか若い後継者が離農していくというのは残念だなというふうに思っているところです。先日、農業で頑張っている若者と話をする機会がありました。そのときの言葉が、台風16号被害分も支給がされないだろうと、そういうふうに言われて本当に残念に思うところでしたが、被害査定が終わった段階で先ほども言いました、概算払の支払はできないか、再度お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 雪害に関しましては先ほど答弁をさせていただきましたように、交付がかなり遅れたということでございます。しかしながら、今回の台風災害に関しましては、まず肥料や農薬、飼料等の購入経費を助成する、農作物再生支援事業に関しましては3月中に国や県に対して実績報告を行いたいというふうに考えていることから、今年の5月までには補助金の交付ができるものと考えております。また、農業施設復旧支援事業に関しましては、被害が甚大であったこともあり、資材や業者が大幅に不足をし、本年度中の復旧が困難となっている農家の方が多いことから、国や県の判断もあり、平成29年度に繰り越して事業を実施するというようになっておまして、全ての事業完了については、来年度末になるという見込みになっております。しかしながら、農業施設の再建、修繕、被覆資材の張り替えに必要な経費を助成する農業施設復旧支援事業につきましては、農家間で施設復旧までにかかる期間に大きな差がございます。復旧を終えた農家の方から順に補助金を支払えないかということ、この概算払なんですけど、国や県と前向きに今調整を行っているところでございます。

○6番議員（西森三義） 一生懸命農政部署としては対応に努力をされていることは認めます。ただ、農家サイドに立てば、「被害に遭ってから何箇月も経たいよ」というふうに思ってるんですよね。一生懸命支援をします、支援をします、こしこあった、わっぜ喜ばしとって、いっじゃん支払わん、おかしいことですよ。だから、今部長が概算払ができるように一生懸命努力するという言葉を信じてですね、前向きに取り組んでいただけるものというふうに理

解いたしまして、次のシラス対策事業の質問に入ります。

十石地区の畑については、今和泉漁協の組合員が燃料等の高騰などで漁業を辞めて、農業をする人が多くなったので、早急に整備をしてもらいたいと思いますが、整備実施に向けての取組についてお尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 現在、市では土地改良事業の長期計画を策定をしております。この計画に基づいて、事業を推進してきているところですが、議員御指摘の十石地区、ここも含めまして計画を策定しているところでございます。現在、小牧地区と成川・福元地区を実施中でございます。今後この長期計画に基づきまして、石嶺地区や下門地区、そしてこの十石地区、それと干寄地区というところも計画をしているところでございます。今後も地元の総意を前提とする事業でございますので、地元の総意というのを確認をしながら事業導入を進めてまいりたいと考えているところです。

○6番議員（西森三義） 今、地元の総意を前提に計画を策定をしてもらっているようなことですが、連日私の家には岩本の方から電話が来ます。早く、あたいげもせってくれと。今小牧地区がされてるもんですから、小牧に行ったらわっぜよかふうになっとなつた。あたいげもせってくれと、いうことです。ここ、最近はですね、温暖化の影響なのかゲリラ豪雨があり、30数年前の排水路では雨水の排水処理を対応できていません。部長が言われたように前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほどの収入保険制度はですね、自然災害による収入減少や価格低下なども含めた収入減少を保証してくれると聞きましたが、青色申告をしていないと加入できないと言われました。農家の方々への周知徹底はどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 収入保険制度の周知ということでございます。市におきましては、広報いぶすきのお知らせ版の2月号に掲載するとともに、各種農業関係の会合で説明をさせていただいているところでございます。また、南薩農業共済組合では、この収入保険制度のチラシを全戸配布をするという活動をしているほか、またいぶすき農業協同組合におきましても、各部会等で説明をしているという状況でございます。今後も、この農業経営の安定化を図るため、農家の方々のセーフティネットになる制度でございます。これは非常に今後農家の方々の経営安定に資する制度ということを認識しておりますので、1人でも多くの農家の方々が、これ強制加入じゃなくて任意加入でございますが、メリットをしっかりとお伝えしながら、関係機関と連携を取って周知をしてまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 3月11日付けの日本農業新聞に収入保険法案を閣議決定した記事が掲載されており、その内容として収入保険に加入するためには、青色申告の実績があることが条件となっており、2009年開始から加入する場合、今年の3月15日までに所得税の青色申告承認申請書を税務署に提出しなければならなかったが、ほとんどの農家は手続について知らなかったのではないかと。各地区で28年分の確定申告の受付をされたとき、この青色申告承認

申請についての説明はなされなかったのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 市県民税の申告につきましては、2月8日から3月15日、昨日までですが、各地区の公民館等で受付を行っているところでございましたが、今回のこの申告時の受付におきましては、農業者に対する収入保険制度の説明等については、実施はしていないところでございます。この制度につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、南薩農業共済組合が29年度のこの青色申告がまず必要になるということを記載をしたチラシを全戸に配布をしているほか、先ほど申しましたように市の広報誌、それといぶすき農業協同組合もいろんな会合を通じまして、組合員の方々に周知を行ってきているところでございます。今後も関係機関とは連携を取って周知を図りながら、この29年の青色申告の脱漏者の方々についても加入できる方法がないか、救済の措置がないかということは、国や県へ要請をしてみたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 私もですね、ほんの少しの農業収入しかないんですが、3月13日に所得税の青色申告承認申請書を指宿税務署に提出いたしました。住所、氏名、生年月日を記入するだけで申請手続は簡単でした。多くの農家は申請をしなかったと思われるので、先ほど部長が言われましたように、申請しなかった農家にも対応できるよう、今後ともフォローはしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、3月末をもって定年や一身上の都合により退職される方がいらっしゃいます。退職される皆様方には長い間市政発展のために御尽力をいただき、感謝申し上げます。今後は健康に十分留意され、豊富な行政経験と知識を地元地域の活性化並びに指宿市市政発展のために活躍くださいますよう、お願いいたします。本当にご苦勞様でした。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 吉 村 重 則

議 員 西 森 三 義

第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 17 日

(第 5 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年3月17日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員 | 白 山 正 志 |
| 3 番議員 | 恒 吉 太 吾 | 5 番議員 | 吉 村 重 則 |
| 6 番議員 | 西 森 三 義 | 7 番議員 | 浜 田 藤 幸 |
| 8 番議員 | 東 伸 行   | 9 番議員 | 高 田 ちよ子 |
| 10番議員 | 森 時 徳   | 11番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 12番議員 | 福 永 徳 郎 | 14番議員 | 前之園 正 和 |
| 15番議員 | 木 原 繁 昭 | 16番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17番議員 | 新川床 金 春 | 18番議員 | 下川床 泉   |
| 19番議員 | 新宮領 進   | 21番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

- 4 番議員 井 元 伸 明
- 

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 総務部参与 | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長 | 川路潔   | 財政課長   | 上田薫   |
| 観光課長  | 今柳田浩一 | 建設監理課長 | 田之上辰浩 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

**△ 開 議**

午前10時00分

**○議長（松下喜久雄）** ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（松下喜久雄）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び東伸行議員を指名いたします。

**△ 一般質問**

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** おはようございます。17番、新川床。まずはじめに、今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年指宿市政発展のために御尽力いただきましてありがとうございます。退職後はお体に十分気を付けていただきながら、今後とも指宿市政発展のために御指導、御鞭撻をよろしく申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

1番目の、サッカー場・多目的グラウンド整備について。今定例会、2名の同僚議員が既に一般質問しているので、質問の内容を一部変更して一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。サッカー場・多目的グラウンド整備事業基本構想の住民説明会で、以前からサッカー場建設の要望があり、合併前の指宿市議会で数名の議員がサッカー場整備の要望があったと説明し、行政の継続性、課題の解決の継続性ということ。私は1期目のマニフェストとして挙げているということから、サッカー場・多目的グラウンドを建設をすると市長は3会場で市民に説明してありますが、間違いないか市長にお伺いします。

次に、サッカー場建設による今後の指宿市の財政負担について。建設費と施設維持管理費の説明がありましたが、24億7,600万円を20年間で返還するとした場合の、20年間の利息を含めた総額の返済額を伺います。

次に、指宿市版人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生について。少子高齢化対策として合併後11年間で5,643人減少してるが、指宿市版人口ビジョンで他の自治体と違った独自の取組をしているのか、伺います。また、平成27年度第1回定例会で乳幼児医療について、病院の窓口負担をなくすため、現物支給をするべきではないかということを行いました。事業費1,000万あったらできるということが分かりました。子育て支援策としてこれまで提案してきましたが、ひと・まち・しごと創生の中でどのような議論をしたのか、伺います。

定住自立圏形成に基づく交通弱者対策について。昨年の6月定例会で結びつきやネットワーク強化の取組として交通運輸事業費として2,700万円を計画していると伺いました。交通機関の代表を募集し、市民の声を取り入れると答弁してますが、交通部会のメンバー構成と7月以降、交通部会を何回開催し、市民の声をどのように取り入れ、交通弱者対策として部会でどのような意見が出たのか、市長に答弁を求めます。

地熱開発問題について。温泉掘削許可申請についてですが、平成28年度第1回定例会で地熱の恵み活用プロジェクトの予算案は修正案が可決され、事実上、予算がなくなりました。ということは、地熱の恵み事業はできなくなったということです。しかしながら実質、議会が否決した事業に平成27年度予算を流用し、温泉掘削申請の収入証紙代39万円が不正支出されてます。これは公金の不正支出に当たると思うが、39万円の責任は誰が取るのか、市長に答弁を求めます。

仮契約の状態について。独立行政法人石油・天然ガス・金属・鉱物資源機構に助成事業の

全部中止と環境大臣に特別地域内工作物の新設及び土砂、土石の採取許可の取下げを平成28年11月9日に提出し、助成金の計画変更が28年11月21日、承認されています。環境省の申請取消承認は未だに議会に提出されていないが、どのようになっているのか市長に答弁を求めます。また、九州電力はもともと地熱の熱源調査のコンサルでしたが、指宿市の要望で温泉掘削事業に参入したと伺っていますが、仮契約の解除は既に済んでいるのか、市長に求めます。

職員の懲罰問題について。懲罰規定がどうなっているかということで、職員の不適正事務について調査する段階で、指宿市職員の懲罰規程の指針をいただきました。驚くことに、市職員の不適正事務に対する懲戒処分内容が、指針に記載されていないことが判明しました。職員の不適正事務について、合併前の3市長の懲戒処分の指針にはどのように記載されていたのか、総務部長に伺います。また、職員の免職、停職、減給、戒告について通告してありますが、時間の関係上、免職、停職の主な内容について伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** サッカー場・多目的グラウンドの整備についての説明会での私の説明は、議員のご指摘のとおり、そのように話しております。

次に、指宿市版人口ビジョンについてでございます。本市では平成27年10月に指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標として地方における安定した雇用を創出する。2番目として、地方への新しい人の流れをつくる。三つ目として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。そして、基本目標の4番目として時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域が連携するの四つを掲げております。その中で、市の人口減少の抑制に繋がる施策の展開については、特に基本目標、2番目に掲げる定住、移住施策と基本目標3の施策が関連しているものでもあります。具体的な施策事業といたしましては、定住促進対策事業、Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業、地域医療支援講座設置寄附事業、不妊治療費助成事業、子ども医療費助成費、出会いのキューピット支援事業などがあるところであります。

以下、いただきました質問については、関係部長等に答弁をさせます。

**○総務部長（有留茂人）** 財政負担についてであります。サッカー場建設に伴う事業費として、メイングラウンド及びサブグラウンド等の施設整備としての第1期整備費が約21億8,800万円。また、多目的グラウンド整備として第2期整備費で約2億8,800万円の合計約24億7,600万円を予定しているところであります。事業費における財源の内訳としましては、施設整備に対する補助として、日本サッカー協会やスポーツ振興くじ助成金から約2億円を充当し、起債対象となる22億6,200万円の95%、約21億4,900万円を交付税措置率が70%である合併特例債を活用することで、一般財源につきましては、約1億2,700万円となるところであります。また、借入れに伴う今後の償還につきましては、仮に償還年数を20年、据置きを2年の元利

均等償還で利率を0.4%とした場合、1年間の返済額は約1億2,300万円となりますが、そのうち70%の約8,600万円が交付税措置されることとなります。この試算を踏まえ、公債費は1年間で約3,700万円の負担が発生し、これを20年間に換算しますと、総額で約6億7,300万円となります。建設時の一般財源約1億2,700万円と合わせますと、約8億円になるところであります。しかしながら、サッカー場・多目的グラウンド整備に伴い、スポーツを通じて子供たちの夢を育むことにより、競技力の向上や次世代を担う人材の育成が図られ、スポーツやレクリエーションを楽しむことにより交流と生き甲斐が生まれ、健幸のまちづくりを大きく後押しすることができるなど、社会的効果と経済的波及効果が見込まれることにより、整備に伴う観光、経済の活性化と地域振興などが図られるところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** 定住自立圏の形成に基づく会議を何回開いたかということでございますけれども、形成方針の原案につきましては、7月15日に1回開催をしております。これにつきましては、本来国の制度ではなく、形成方針に基づく共生ビジョンを策定する際に、共生ビジョン懇談会に意見をいただくこととなっておりますので、本市においては共生ビジョンの基となる形成方針についても、懇談会に諮ってるところでございます。それと共生ビジョンの懇談会の内容につきましては、12月に2回開催をしております。それと、その委員のメンバーでございますけれども、地域代表として指宿市公民館連絡協議会から各地域代表の3名、それと指宿市地域女性団体連絡協議会から団体推薦で1名、医療分野から指宿医師会会長、国立病院機構指宿医療センター委員長、それと交通分野から指宿市タクシー協会会長、鹿児島交通株式会社指宿営業所所長の2名の、計8名の委員で構成をしております。それと、地域交通分野でどのような意見が出たかということでございますけれども、市内循環バスについて、市民向けの交通としてだけでなく、観光客にも利用しやすい交通としての仕組みやPRを図っていく必要があるというような意見がありました。それと、市内循環バスと観光利用などの効果的な連携の在り方を調査、検討しながら新たな公共交通体系の構築を目指すというような意見が出たところでございます。

次に、温泉掘削許可申請についてでございますけれども、議会が認めていないのにこの責任はということでございましたけれども、地熱の恵み活用プロジェクトについては、第2次総合振興計画及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の目玉事業として位置付け、市議会や市民の皆様にお諮りしながら進めてまいりました。また、平成27年6月には、ヘルシーランド周辺の地熱エネルギーの資源量の調査や、モニタリング費用の予算3,240万円も議決いただき実施してきた事業であります。しかしながら、平成28年第1回定例会において、平成28年度当初予算として計上していた地熱の恵み活用プロジェクト事業費の予算を減額する修正案が提出され、その修正案の理由として既存泉源への影響等について有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重な協議を重ね一定性の安全性を確保してから、この事業を推進すべきであるとの説明がなされ、修正案が可決されたところであります。我々執行部とし

ては、この議会の意見は重たいものがあり真摯に受け止めて対応する必要があり、今年度の進め方についてこれまでの経緯を踏まえ早急に有識者や専門家から意見を伺うことが本意であると理解したところであります。このようなことから、今後同事業に係る国及び県等への助成金や許可等の申請及びスケジュール等も勘案し、有識者や専門家から意見を伺うとした場合、学識経験者等の専門家等で組織されている、市の調和のとれた地熱活用協議会と県の環境審議会温泉部会の両方の意見を早急に伺うことが最善の方法と判断して、県の環境審議会温泉部会への申請手続きをしたところでございます。

それと、仮契約の状況についてでございますが、平成28年7月、臨時議会において地熱発電に係る掘削予算1本分をお認めいただいたことから、平成28年9月13日に条件付き一般競争入札を執行し、応札のあった3社の中から最低価格を提示した日鉄鋼コンサルタント株式会社が落札いたしました。契約金額が1億5,000万円以上であり、本契約をするに至っては議会の議決が必要なことから、日鉄鋼コンサルタント株式会社とは平成28年9月20日に仮契約を締結しております。同社との仮契約の解除につきましては、独立行政法人石油・天然ガス・金属・鉱物資源機構への調査井掘削に係る補助金申請の取下げと環境省への自然公園法の取下げを行い、補助金申請については平成28年11月21日に、自然公園法については平成29年2月28日に完了したことから、平成29年3月7日に契約解除の申入れを行い、3月10日付で仮契約の解除の同意をいただいたところであります。なお、この予算につきましては、平成29年第1回定例会において減額補正を計上し、平成29年2月27日に承認をいただいたところであります。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子ども医療費に係る現物方式の導入について、地方総合戦略についてはどのようになっているかというお尋ねでございます。現物給付方式を導入する場合、市町村においても現物給付方式に対応したシステム改修や新たな受益者証の発行が必要になるかと思っております。各医療機関等においては、自己負担分の徴収や医療費の請求を指宿市分とそれ以外分に区分するなど、新たな事務処理が発生するとともに、窓口の患者負担が免除されることにより一時的な収入減も生じてまいると考えております。また、審査機関である国民健康保険団体連合会におきましても、現物給付方式に対応したシステム開発や市町村、医療機関との十分な協議、調整などが必要になってくるものと考えております。このようなことから、現物給付方式の導入につきましては、指宿市のみで取り組むのではなく、県内の全市町村で取り組むことが効率的、効果的であり、これまでも市長会を通じて県へ要望いたしているところでございますので、予算庁議、あるいは一般質問庁議の段階では、現物給付について話をしてきている状況でございますが、引き続き県市長会を通じて県へ要望することが一番の最善策だろうということでございます。

**○総務課長（岩下勝美）** 職員の懲戒処分の指針についてでございます。現在、策定しております指宿市職員の懲戒処分の指針につきましては、平成25年9月1日に策定しており、以後行わ

れた非違行為について適用しているとしているところでございます。合併以降、その間につきましては、国家公務員に同様の懲戒処分に関する指針というものがございました関係で、それを準用して使っていたという経緯でございます。また、合併前の1市2町のこの懲戒処分の規定というのはどのようなものであったかということでございますが、合併前については手元に資料を持ち合わせておりませんので、正確な答弁はできかねるところでございますが、指宿・山川・開聞それぞれにおいて、やはり同様に国家公務員等の指針、こういったものに準じて処分の判断を行っていたと記憶しているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、2回目の質問に入ります。時間の都合上、質問の順番を変えて質問します。

まずはじめに、職員の懲罰問題について。憲法で保障された国民の請願、陳情権を犯した職員は懲戒規定の免職、停職、減給、戒告のどこの項目に当たるのか、総務課長、お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 懲戒処分とは地方公務員法第29条に規定してある職員の非違行為に対する処分を規定をしております。そのようなことから、地方公務員法第29条における非違行為というふうなものにあった場合についての懲戒処分という形になります。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、平成25年9月にですね、改定してるんですよ。指宿市はですね。実際、国家公務員法でいった場合に、どこに当たるのかと聞いてるんです。よろしくをお願いします。

**○総務課長（岩下勝美）** ただいま、その憲法等に抵触した場合ということになりますが、具体的な事例をですね、個別に判断して懲戒処分の指針に規定する別表標準例、ここと照らし合わせた上でその量定処分というのは決定されると、このように理解しております。

**○17番議員（新川床金春）** 指針の別表をいただいておりますけれども、1一般服務、2公金・公物等取扱い、3公務外非行、4飲酒運転・交通事故・交通違反、5管理・監督とあります。大変失礼ですが、今回の陳情の問題も含めて、いろんな問題が揉み消しされていることはないと思いますが、懲罰審査の方は誰が行うのか、総務部長、お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 職員が非違行為に該当する行為を行った場合、副市長、教育長、総務部長、総務課長及び非処分者が所属する部長等で構成する懲戒処分検討委員会を開催をし、動機、対応及び結果、故意又は過失の度合いの程度、社会に与える影響、過去の非違行為の有無及び日頃の勤務態度等に基づき処分量定を踏まえ処分案を作成し、最終的に市長が決定をするということになります。

**○17番議員（新川床金春）** 非行を隠蔽、黙認をした職員がいた場合はですよ、処分されるということになってはいますが、これまでいろんな問題があったと思います。それを黙認、隠蔽したことで処分された職員はいますか。

**○総務課長（岩下勝美）** ただいまの御質問には、答弁にちょっと調査が必要ですので、お時間

をいただきたいと思いますが。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（岩下勝美） ただいま、議員の御質問に際しまして、答弁の方向性に影響がございますので、反問権を使わせていただきたいと存じます。

○議長（松下喜久雄） 時間を止めてください。

○総務課長（岩下勝美） 過去の隠蔽工作とか、そういった事例があるのかとの御質問でございましたが、具体的にはいつぐらいから、どのようなその処分の対象ということの御質問なのか、教えていただきたいと思います。

○17番議員（新川床金春） 合併してからでいいんですよ。もう12年経ちますよね。ですから、実際合併してから、職員がいろんな問題を起こしていると聞いているんですが、それが表には出てきてないこともあるし、この前も学校で暴力があったということもあるところから情報が来ないと出てこない状況があるので、そういうのはないのかっていうことで聞いてますんで、お願いします。

○総務課長（岩下勝美） ありがとうございます。その件につきまして、答弁に調査を要しますので、しばらく時間をいただきたいと思いますが。暫時休憩をお願いいたします。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（岩下勝美） ただいま御質問の合併以降の処分の関係について、この処分には先ほど来答弁させていただいていますように、懲戒処分、この件に関しては公表しております。公表していないという部分についての御質問であつたらうかと思いますが、処分については懲戒処分のほかに、この懲戒処分は地公法第29条に規定する懲戒処分ですが、それ以外に地公法第29条に規定しない、懲戒処分ではございませんが、いわゆる口頭厳重注意等を含めて訓告処分、注意処分というのがございます。これにつきましてはですね、合併以降五つのケースで延べ対象総数が34名、訓告並びに口頭厳重注意を行っているところでございます。

○17番議員（新川床金春） 非行を隠蔽、黙認した場合はですね、停職、減給となるというふうになってます。もし黙認をした方がたくさんいた場合、どうなるのかなと心配しますけれども、今はないみたいな話ですけど、本当ですか。総務部長、伺います。

○総務部長（有留茂人） そのほかの、そういう処分に該当する職員はいないところでございます。

○17番議員（新川床金春） 今、いないということでした。いた場合はどうなりますか。

○総務部長（有留茂人） いないということですので、そのいた場合ということですが、その場合については法に照らし処分をするという形になります。

○17番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。確認が取れてよかったです。

次にですね、地熱発電問題について。平成28年3月の時点で県の職員と打ち合わせをし、内諾を得ていたから支出したと総務参与から説明を受けています。議会の修正案が可決され、予算執行ができないことを県の職員が承知の上で、温泉掘削申請書を受理したのであれば、県へ掘削申請書の収入証紙代39万円、市民の公金の返金を求めるべきだと思いますが、県への請求をしないのか、市長の答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） これまでも何回も答弁をさせていただきました。この事業というのは、まさしく私どもの目玉事業として振興計画、その他に盛られた事業です。担当としては新年度予算を作る段階で、できるだけ早くこの事業はやり、地域の振興に役立てたいという強い思いもあっただろうと思いますし、そういう意味で新年度予算が修正案が可決される、その前提で事業を進めていたわけでもありません。ですから、恐らくこの懲戒処分と絡めての議員の質問だろうと思いますけれども、繰り返し申し上げますけれども、この件については議員の皆様方からの質問があったとおりでありまして、そしてこの懲戒処分等についても、この懲戒処分というのは然るべき手続きを経て、私が決断したものであります。

○17番議員（新川床金春） 今、市長が懲戒処分の話をしました。私が言っているのは別です。私の中にある懲戒処分の思いがありますので、違います。それは言うておきます。掘削申請書の不適正事務について、市長公室長は認めてるんです。東京の豊洲市場問題で元石原都知事はトップの責任だと明確にしていますよ。議会が否決したものを出して当たり前ということがどこにあるんですか。議会を冒瀆するんですか。市長、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 最大限、議会は尊重しております。

○17番議員（新川床金春） 3月14日、北指宿中学校の卒業式の祝辞で、市長は矜持の話しました。卒業生に、自分に誇りを持ってと話されました。私をはじめ、会場にいた全員が感動したと思います。市民の公金が職員の不適正事務により不正支出されていますが、市長はじめ職員の矜持はどこにあるのか、市長に求めます。

○市長（豊留悦男） 質問の趣旨が理解できないところですが、私は卒業生に話しました。そして、おられる保護者の方にも、そのはなむけとしての話でありました。それと関連付けて、議会との関連で私に答弁を求めても、具体的に議員の求めるような回答はできません。

○17番議員（新川床金春） ですから、議会が修正案を可決した後にお金を出したと。この問題について、いいのか悪いのか聞いている。だから、市長の誇りとして議会を尊重するって言うんだったら、間違ってたと言うのかなと思いましたが、質問の趣旨が分からない。実際、

この会場で決まったことを、不適正事務したんですよ。それに対して、悪かったということはないんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 県の掘削許可申請に必要な証紙代購入に係る流用についてですけども、これにつきましては、あくまでも専門家の意見を伺うための手続きとして行ったものがあります。掘削許可申請の手数料として証紙の貼り付けが必要であることを、その時点では認識しておらず、予算措置をしてなかったということから、地方自治法第220条第2項の規定により、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り予算の定めることにより、これを流用できるとなっていることから流用をし、その証紙を購入したのがあります。

**○17番議員（新川床金春）** この問題を幾らやっても同じ回答しかないので、市民がですね、新聞を見てびっくりしてるんですよ。流用をし、100条委員会が設置されるのもどうにか防ごうと一生懸命してると。本当に市民は行政不信に陥っていると。お前たちは何してるのと、20名の議員はいらんというような言葉も私は受けました。その場でいろいろ説明しても、お前たちが言うこっじゃらよって、100条もできんかったろがって言われております。実際、もう私たちは残念でなりません。ですけども、市長、100条委員会を阻止するという動きがありました。新聞報道で知った市民がですね、今回の新聞報道で指宿を悪い方向に導いた方の懲戒処分はどうなっているのかと、回答を持ってこいって言われてますので、その懲戒処分の内容について総務部長、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 議員がおっしゃるその議員宅を訪れた、100条委員会設置についてということですけども、このことについては議員個々の考えを伺い、執行機関としていかに対応すべきかを考えるための訪問であったと理解をしております。しかしながら、当該議案の審議中に議員宅を不用意に訪問したことについては、軽率であったと考えております。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、軽率で済むんじゃないですよ。退席をしてくれと副市長は言ってるんですよ。議員1人の1票はですね、1人1,000人以上の市民が後ろにいるんですよ。その市民の声をないがしろにするんですよ。その責任はどう取るんですか、市長、いや副市長。

**○副市長（佐藤寛）** 私が訪問した趣旨は、議員から100条委員会の重みや考え方などをお聴きしたくて訪問したところでございます。退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございません。

**○17番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。今、ないということでしたね。この問題は今後しっかりと調査してまいりたいと思います。

次に、サッカー場・多目的グラウンド整備について伺います。指宿市が合併前の平成11年9月から平成15年9月まで、4名の議員が5回一般質問して、その中に前サッカー協会の会長の質問がありました。朗読します。多目的運動場については、市長も教育長も多くの議員の

方々もその必要性を認めてると思います。多目的運動場建設に取り組んでいかれる考えはないかと当時の市長に問うております。市内3か所で開催された市民説明会で、会議録に記載のない、市民に虚偽の説明をしているような感じがしますが、市長の答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 議員が平成11年9月議会で言った内容を、是非自らここで発言していただきたい。平成13年12月議会での質問のことでもあります。それが、サッカー場でないというような趣旨での質問だろうと思います。広場だと、多目的広場。それは、聞いている方々が判断するでありましょう。やはり、議員はこのサッカー場について、基本的には反対という立場でこれまで種々調べられて反対をしているという、その前提に立って、私はこれから議員の質問には答弁をさせていただきたいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 13年12月から28年7月までの議事録をここにコピーして持ってきてありますので。スポーツ少年団のソフトボールやサッカーなどの試合が数回、指宿で開催されていますので、大会ができるのが市外の開聞町の総合グラウンドや山川ヘルシーランドのグラウンドを使っていますよと。市長どう考えてますかというような質問で、多目的グラウンドの早期計画について、指宿市は民間施設である岩崎ホテルのグラウンドの環境が大変よいことから、サッカーのワールドカップ、前回覇者のフランスチームがキャンプ地として決定し、またこれまでJリーグのチームが多くキャンプ地として訪れています。そのサッカーに適したグラウンドが岩崎ホテル以外ないことから、同時に数チームのキャンプが張れないという状況があると伺っています。そこで、フランスチームや日本チームがキャンプ地として指定されることから、世界のキャンプ地として価値が発信されていますと、私は言っております。指宿市の温暖な環境と豊かな温泉を利用したスポーツ合宿として観光業にもつながると考えます。スポーツ合宿として整備することと、多くの選手やサポーターが訪れると観光地も活気づくと思います。市長の考えをお伺いしますと言っておりますけれども、私は一番最初にこの問題をするとき思ったのはですね、スポーツ少年団のソフトボールチームとサッカーチームが県大会ができないということで、私の別な質問にもありますが、開聞のグラウンド、山川のヘルシーランドみたいなのを造ってくれという市民の声でした。2回も私が質問しているのはそこであって、その何十億も掛けるサッカー場を私は造ってくれとは言っておりません。反論があるんだったら、私はここに議事録がありますので、全てを読みますよ。どうぞ。

**○市長（豊留悦男）** 今、皆さんお聞きになって、いかがな反応でしょうか。フランスチームや日本代表チーム、キャンプ地としてサッカーのワールドカップ前回覇者のキャンプ地が決定し、即ちこれを見ますとそれなりのサッカー場の建設というのを頭に置きながら質問したことだろうと思いますが、いかがでしょうか。こういうあれで、ソフトボール場を造る、野球場を造る、ゲートボール場を造る、サッカー場を造る、この四つの選択肢でどれだろうかと言ったら、聞いた人はみんな4番目のサッカー場と言う、それはキャンプとか観光とか、そ

してフランスチームとか、そういうのが出てくるから当然、発言内容から、ああサッカー場を造ってほしいという意味だと、そう解釈するのは当然ではありませんか。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、平成11年がありますんで。関係者の方から、苦勞話をよく聞かされ、特に試合で何コートも必要とするソフトボールやサッカーは地元の大会がでないとか、いろんなことがあったんです。それが前提になって、たまたまワールドカップがあったので、そのことも言ったということです。私の後ろにはスポーツ少年団の監督、子供たちの声があったので、この平成11年9月から13年にかけて2回ほどしてます。但し、合併の話があったので、開聞のグラウンド、山川のヘルシーランドがあるから、私はその後一切、13年ですかね、一般質問はしておりません。分かりますか。いい施設があるのに、あえて造る必要はないということがあり、多目的グラウンドだったら、指宿地区の子供たちのために造ってほしいという思いは今でも変わりません。ですから、私の議事録を全部読みました。だけど、私の後ろには子供たちがいて、いつでも使えるグラウンドがほしいということです。市長、どうぞ答弁をお願いします。

**○市長（豊留悦男）** ありがたい質問をいただきました。今回のサッカー場建設に関しても、子供たちがたくさん造ってほしいという希望もあるし、保護者もあるし、協会もそうでしょう、県もそうでしょう、様々な産業団体が後ろに付いているのです。だから、これは造るべきだと。今回の陳情で反対陳情が採択されたとお聞きしております。この反対陳情の重さと、多くの方々が造ってほしいという思い、議員は恐らくその反対陳情、その方を選ばれたということは、矛盾してるんじゃないですか。結局、いらなかった、これまで。しかし、議会には、これまでもサッカー場を造ってほしいという陳情等は以前からあったわけです。そういう流れを見て、私はそれ以降言っていないから、それこそ私にとっては理解できない文言でもあります。

**○17番議員（新川床金春）** 縷々、いろいろありがとうございます。私の手元に、市長の1回目、2回目の市長選挙の公開討論会のマニフェストがありますが、どこを見てもですね、市長、マニフェストの中にサッカー場のさの字もないんですよ。22年1月16日、されたこのマニフェストの中には、サッカー場のさの字もないです。どこにサッカー場というのが入っているのか。昨日も一昨日も、サッカー場を私は第1回目のマニフェストに入れたと言っております。答弁をお願いします。

**○市長（豊留悦男）** ここに載っております。これは県民にも市民にもマニフェストとして、文言として入れてあります。この中に11項目入れました、私は。意図的に11項目入れたんですよ、最初のときに。書いてあるじゃないですか。スポーツ施設等の総合的な整備と合宿誘致。つまり、これが今のサッカー場、これにつながっております。

**○17番議員（新川床金春）** 要するに、新聞の、私は県図書館から持って、もらってきましたので、そこにはですね、スポーツ施設の総合的な整備と合宿誘致でした。そして、2回目の

マニフェストもですね、同じ内容でした。どこにあって、実際サッカー場という字がないんですよ。そして、ここにはですね、討論会のビデオもあります。DVDもあります。この中にもサッカー場、スポーツ施設という言葉がないんですよ。新聞の、私の公約のここに、11の項目の中の1行にあるだけです。これで25億円のサッカー場の話ができるんですか。答弁求めます。

**○市長（豊留悦男）** 新聞で、いわゆる公にしたことで、それはやらなければならない。討論会の中ではもちろん、意見を戦わすことで、選挙前ですから、討論会というのは、いわゆるマニフェストを確認する、新たにマニフェストを見直す、様々な意味での討論会だと思います。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、1回目の私のマニフェストにありますと言ったんですよ。昨年の私の答弁、今回の前之園議員と東議員の答弁でもマニフェストにあるって言ったんですよ。マニフェストにないんですよ。マニフェストのどこにあるんですか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** よく状況を理解してほしいと思います。マニフェストにないことを新聞に書きますか。私は最終的なマニフェストというのは選挙前の市民に対する、いわゆる討論会もそうでしょうけれども、私はそれを書くときにはこれをやりますよという、いわゆる公にしたマニフェストでありますから、当然それはマニフェストじゃないですか。それがマニフェストでなくして何ですか。

**○17番議員（新川床金春）** そしたらですよ、市長は今、自分の公約はということ言っています。その横にですね、豊留氏は指宿を何とか変えなければという思いで覚悟を決め、校長職を辞めた。農業、畜産業、水産業や1人暮らしの方々の苦しみが分からなければ、政治を語る資格はない。指宿に新たな風を起こすと決意を述べたと、この記事も同じ性格なんですか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 残念ながら、いろいろな質問が幅広くなっております。いちいちそれに答弁する、そういう気持ちは全く持ち合わせておりません。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、昨日まではマニフェストだったんですよ。マニフェストって言ったんで、私はずっと探しました。そして、手元に来て、ずっと熟読しました。市民は公開討論会で1,000人ぐらい来るだろうということで討論会をするわけですよ。来た人数は私は出てましたので把握はしてませんが、500人から来てたと思います。その中で、自分がすぐやること、4年間でやることということで、マニフェストがあって、その中でスポーツ振興もやるよと、何もするよということがあって当たり前なんですよ。それが無いということ聞いてるんです。昨日も一昨日もマニフェスト、マニフェストって言ったんですよ。これがマニフェストだと私は思いますし、市民もそういうふうを取っていると思いますけれども、市長のマニフェストは新聞記事なんですか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** あまり、私には理解はできないことであります。書いてあるじゃないですか、ちゃんと。7番目に、スポーツ施設の充実、スポーツ合宿の更なる誘致とインバウンド対策強化。私は書いたつもりですよ。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、スポーツ施設は書いてあります。ですから、私が室長からもらった書類はスポーツ施設があったので、敢えて図書館の新聞記事はないかと確認を取ったら指宿はなかったの、昨日夕方、県図書館まで行ってコピーをもらってきました。市長が何言うか分からないので、同じものを2部持ってきました。実際、スポーツ施設の整備ということで、陸上競技場をサッカー場とするということで、前の議会で、なんでサッカー場を陸上競技場にするのっていう話でいろいろ議論をしたことがありますよね。ですから、あのときに言ったのは、岩崎と指宿とメディポリスのサッカー場ということで、再三造りたということでしたよ。ほかに造ったらどうですかっていう声もなしに陸上競技だったですよ、どうですか。

**○市長（豊留悦男）** その当時の資料、よく目を通してください。そういうことは一言も入れてありません。サッカー場を造るとは言ってません。せっかく改修をするのであれば、サッカーもできるような規模の改修をやりたいという、主語と述語が逆でありますから、是非よく熟読していただきたいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 実際ですね、これまで1期目のマニフェストに掲げると、錦の如く言ってきたことがですね、このマニフェストにはないんですよ。この新聞記事にはスポーツ施設と合宿誘致です。そして、2回目の26年1月22日、開催されたこれも同じです。サッカー場っていうのは一つもないということを述べて、次に行きます。

指宿市版人口ビジョン及びひと・まち・しごと創生についてですが、先ほど市長に私が述べた、1人暮らしの方々の苦しみが分からなければ政治を語る資格はないという記事を見て、すごいなと思いました。子供たちの乳幼児医療、本当に子供たちを持つお母さんたちは生活が苦しくて、病院に連れていけない。連れていけないけど、どうしたらいいかって、いろんな方に相談があるかと思います。子供たちの病気が重篤化しないためにもですね、子供たちの医療費の現物支給、できないかと今までずっと言ってきましたよね。鹿児島県が試算したら、県内全世帯を対象とすると、新たに40億円が必要と県が発表しました。これでは、すぐはできないなと思いましたので、私はどうしようかなと悩んでいました。昨日、市長が子育てに優しい町というのは私たちの柱であるということを行い、サッカー場うんぬんの問題ではないと力説しました。指宿に住んでいる子供たちが0歳から15歳まで5,700人います。この子供たちの乳幼児医療、現物支給、指宿市だけかもしれません。九州管内で鹿児島と沖縄だけなんです、してないのは。県はできているのに、ほかの自治体もできているのに、なぜ指宿はできないのか、する考えはないのか伺います。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子育て支援の充実というのは、どの自治体にとっても推進をして

いきたい思いは一緒だろうと思っております。そういう観点から、先ほども答弁させていただきましてとおり、1市町村でやるよりも県内統一した取組の方が、より効率的・効果的な取組ができる。これまでもそういう趣旨の下で、県の方に現物給付の導入について、強く要望してきているところがございますので、引き続き県の方に強く要望してまいりたいという具合に考えております。

**○17番議員（新川床金春）** 昨日の同僚議員の質問の中でも、基金はあるので財政は今、大丈夫ですよという委員会報告がありました。サッカー場に25億円近く入れるのに、毎年1,000万円あれば子供たちの乳幼児医療の窓口負担がなくて済むんです。25億円はできても1,000万円の予算措置はできないということなのか、市長に答弁を求めます。

**○市長（豊留悦男）** 幅広い子育てから高齢者、その福祉のためにもサッカー場を建設して地域経済が潤い、そして指宿として観光、農業、水産業、基幹産業を発展するために、このサッカー場も造らなければならないし、もちろん乳幼児医療等についても力を入れてきている、それは事実であります。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、私は25億円の予算を使ってサッカー場を造るよりも、1,000万円で子供たちの病気の重篤化が防げるんだったらどうですかと聞いてます。その1,000万円をできないと取ってよろしいんですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、偏った見方をしていただければ、行政は推進できません。1,000万円が、24億円がという問題ではないのであります。その事業の重要さ、そして近隣市町との均衡を図りながら、乳幼児医療については考えなくてはならないと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿の喫緊の課題は、人口減少対策をどうするかということですね。乳幼児医療が窓口負担なしに現物支給で対応できるようになればですね、ここで子育てしようかなという若者世帯が指宿に流入してきたりするんじゃないかなと思います。南さつま市はですね、15歳までの乳幼児医療の無料化を18歳までしようと、今計画し、試算をしております。試算しながらですね、裏ではですね、何をしてるかと言うと、今年度学校給食の無料化、1億円掛けてやっております。南さつま市が給食費の無料化をやっていますが、それよりも大きい自治体である、そして基金もあって大丈夫だという状況の中で、子供たちの給食の無料化、これは子育てに優しくてすばらしい市だなと言って、子供を持つ世帯が指宿に流入する起爆剤ともなりますが、乳幼児医療と学校給食の無料化、取り組む考えはないか。まず、学校給食について教育長の考えをお願いします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校給食の補助等につきましては、昨日答弁をさせていただいたとおりでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 学校給食の無償化については、今後検討していただきたいということを今回は時間がないので申し添えておきます。

次にですね、定住自立圏構想の交通弱者対策についてですが、実際指宿市の交通弱者が大

変な思いをしてるということを知っていると思いますが、市長はですね、あるところでは言っていました。マニフェストの中で交通弱者、高齢者が家で豆を剥いてる。こういう人の目線を大事にしないといけないという、マニフェストのときの言葉もあります。交通弱者対策はどう考えているのか、市長に答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 極めて重要な課題で、その施策についても鋭意努力をしなければならないと思っております。

○17番議員（新川床金春） 実際、困ってる、乳幼児を持っているお母さんたち、そして交通弱者の高齢者、その人たちの目線ですね、市政運営をしていただきたいと申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松下喜久雄） 次は、井元伸明議員ですが、本会議を欠席され議場におられませんので、会議規則第51条第4項の規定により、発言通告はその効力が失われたものといたします。

#### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 浜 田 藤 幸

議 員 東 伸 行

# 第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 24 日

(第 6 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年3月24日 午前10時32分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 指宿市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第18号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第19号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第21号 市道の認定について
- 日程第13 議案第22号 平成29年度指宿市一般会計予算について
- 日程第14 議案第29号 平成29年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第23号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第24号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第25号 平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第27号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第21 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第1号～陳情第4号及び平成28年陳情第10号）
- 日程第22 閉会中の継続審査について（陳情第5号，平成28年陳情第4号，平成28年陳情第11号及び平成28年陳情第12号）
- 日程第23 ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第24 議案第31号 特別委員会の調査期間変更について
- 日程第25 議案第32号 指宿総合体育館大規模改修工事（建築）請負契約について
- 日程第26 議案第33号 指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）請負契約について
- 日程第27 議案第34号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第35号 指宿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第29 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）
- 日程第30 議員派遣の件
- 日程第31 議案第36号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 指宿市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第16号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第17号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正

について

- 日程第10 議案第18号 指宿市図書購入基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第19号 指宿市立公民館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第21号 市道の認定について
- 日程第13 議案第22号 平成29年度指宿市一般会計予算について
- 日程第14 議案第29号 平成29年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第23号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第24号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第25号 平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第27号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第21 審査を終了した請願及び陳情（請願第1号，陳情第1号～陳情第4号及び平成28年陳情第10号）
- 日程第22 閉会中の継続審査について（陳情第5号，平成28年陳情第4号，平成28年陳情第11号及び平成28年陳情第12号）
- 日程第23 I C T推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第24 議案第31号 特別委員会の調査期間変更について
- 日程第25 議案第32号 指宿総合体育館大規模改修工事（建築）請負契約について
- 日程第26 議案第33号 指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）請負契約について
- 日程第27 議案第34号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第35号 指宿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 日程第29 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）
- 日程第30 議員派遣の件
- 日程第31 議案第36号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第1 会期の延長
- 追加日程第2 緊急質問

1. 出席議員

1 番議員

外 蘭 幸 吉

2 番議員

白 山 正 志

3番議員	恒吉太吾	4番議員	井元伸明
5番議員	吉村重則	6番議員	西森三義
7番議員	浜田藤幸	8番議員	東伸行
9番議員	高田チヨ子	10番議員	森時徳
11番議員	高橋三樹	12番議員	福永徳郎
14番議員	前之園正和	15番議員	木原繁昭
16番議員	中村洋幸	17番議員	新川床金春
18番議員	下川床泉	19番議員	新宮領進
21番議員	松下喜久雄		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	牟田浩一	健康福祉部長	下敷領正
産業振興部長	廣森敏幸	農政部長	宮崎英世
建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	市民協働課長	田畑喜史
長寿介護課長	西浩孝	商工水産課長	山元成之
建設監理課長	田之上辰浩		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△ 開 議

午前10時32分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高田チヨ子議員及び森時徳議員を指名いたします。

△ 議案第10号～議案第14号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第10号、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、から、日程第6、議案第14号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会へ付託されました、議案第10号、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、から、議案第14号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、までの5議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び8日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第10号、議案第12号及び議案第13号の3議案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第11号については、反対討論として、不開示情報や保護すべき情報について、より具体的にして個人情報を守るという体制はとっておりますが、いわゆるマイナンバー法の施行を前提とした改正であります。マイナンバー法はその根本において、個人情報の流出などが懸念されており、実際に流出した自治体も出ています。マイナンバー法が前提となった一部改正ですので、本議案に反対いたしますというものがあ、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ま

た、議案第14号については反対討論として、先ほどの議案第11号と同様に、いわゆるマイナンバー法の改正によるもので、マイナンバー法施行が前提となったものでありますので、反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第10号について、選挙公営単価を引き上げる理由、根拠について説明してくださいとの質疑に対し、公職選挙法施行令に規定する選挙公営単価は、3年に一度の参議院議員選挙の年に基準額を見直すこととされています。平成26年4月、消費税が5%から8%に増税されたことを踏まえ、平成28年4月に衆議院議員及び参議院議員の選挙運動用自動車の使用等の選挙公営単価が改正されたことに伴い、本市の選挙公営単価を見直そうとするものですとの答弁でした。

燃料費は実質、1日8時から20時の一定時間内に移動できる距離は限られるわけですので、客観的に大体の上限は決まると思います。今回、7,350円を7,560円にということですが、1日に実質これぐらい使うことはあり得ないのではないかと思います、上げる必要があるのですかとこの質疑に対し、燃料代は平成26年2月の市議会議員選挙、市長選挙のときの実績としても、御指摘のとおり限度額には届いていません。当時の執行でいきますと、最高でも4万円程度でしたが、今回公職選挙法が改正され、1人当たりの燃料費の最高額は5万2,920円に引き上げられたことに伴い、市も改正しようとするものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第11号について、個人情報は何であるかを明確に規定することによって個人を守ろうということになるのか、概念としてはどうなるのですかとこの質疑に対し、今回の改正によってその他の記述等の部分を文書、図画、電磁的記録に記載若しくは記録され、又は音声、動作、その他の方法を用いて表された一切の事項ということで、条例に具体的に定義するということになりましたとの答弁でした。

この条例の改正によって規則も改正されることになるのですかとこの質疑に対し、要配慮個人情報の詳細については、規則で定めることになっていることから、その内容である医療情報等を規則で規定する予定ですとの答弁でした。

規則が定まった時点で私たちにも知らせてもらえないのですかとこの質疑に対し、条例において要配慮個人情報等については、規則に委任するという形ですので、規則を制定します。その場合、告示行為も行いますので、合わせて議員の皆様にも公表ということになると考えておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第12号について、職員組合との話、協議はどのようなになっているのですかとこの質疑に対し、今回、扶養手当の増減があります。また、住居手当の対象となる部分も増えま

すが、このことについては職員組合とは既に合意済みですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について、提案理由は消防組織法の規定に基づきということになっていますが、改正の内容は、これまで消防団の推薦に基づき市長が副団長を決めるとなっていたものが、市長の承認を得て団長が任命するということになります。

消防組織法の規定に基づくという意味は、規定が変わったからなのですか、それとも規定に基づくと本来こうあるべきだったというところが違っていた、ということですかとの質疑に対し、消防組織法自体は以前から消防団長は消防団の推薦に基づき市町村長が任命することになっています。旧山川町・開聞町は消防組織法どおり、団長のみを町長が任命するという条例になっておりましたが、合併時、新市に移るときに正副団長ということになっていた関係で、消防組織法の規定に合わせて改正しようとするものですとの答弁でした。

消防組織法と違っていたから、本来の姿に変えるということだとすれば、法律体系が違ってそういう選択をすればそれでよかったのか。それとも基本的な間違いで消防組織法に違反している状態だったのですかとの質疑に対し、消防団長はもちろん市長が任命しますが、副団長は指宿市のほかにも本部役員として市長、町長が任命するというところもあります。しかし、条例と国の組織法との整合性がとれないということで、今回、改正をしようというものですとの答弁でした。

整合性をとるということはいいのですが、それはこれまで、いわゆるその消防組織法に違反という状態にはなかったのかどうかとの質疑に対し、今までは副団長も市長が任命をするという規定になっていましたので、考え方としては法律を上回るといいますか、法律以上に副団長まで市長が任命をするということで、より任命の仕方が重くなっていたということですか。今回、法の規定に合わせるため、副団長は団長が任命する、という改正をさせていただくものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第14号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 議案第11号並びに議案第14号に対して、反対の討論を行います。

まず、議案第11号ですが、不開示情報や保護すべき情報について、より具体的にして個人情報を守るといふ形ではあります、いわゆるマイナンバー法の施行を前提とした改正であります。マイナンバー法は、その根本において個人情報の流出などが懸念されており、実際に流出した自治体も出てきております。マイナンバー法が前提となつての一部改正でありますので、本議案に反対をいたします。

議案第14号についても、議案第11号と同様に、いわゆるマイナンバー法との関連によるものであり、マイナンバー法施行が前提となつたものでありますので、同様に反対いたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第10号、議案第12号及び議案第13号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第10号、議案第12号及び議案第13号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よつて、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第15号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第15号、指宿市税条例等の一部改正について、から、日程第11、議案第19号、指宿市立公民館条例の一部改正について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ付託されました議案第15号、指宿市税条例等の一部改正について、から、議案第19号、指宿市立公民館条例の一部改正について、までの5議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び6日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第15号については、反対討論として、提案理由は社会保障の安定財源の確保等となっておりますが、消費税を8%から10%に増税するのが前提になっております。これまで消費税については大企業などの法人税が減税され、消費税で穴埋めがされてきていると同時に、輸出企業、トヨタ自動車等10社で毎年1兆円からの還付金があるというのを考えれば、消費税ほど逆進性になっているという立場から反対討論といたしますというものがあつた、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第16号から議案第19号までの4議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第15号について、これについては消費税が8%から10%に上がるというのが前提で、法人税と軽自動車税についての見直しという捉え方でよろしいのですか、との質疑に対し、そのとおりです。消費税が10%に上がるということで、社会保障の安定財源の確保等を図るという地方税法の改正によって、本来であれば29年4月1日に消費税が10%に上がる予定でしたが、それが伸びたことで、この自動車税の環境性能割の導入と法人税割の税率の改正も先送りされたということになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第16号について、現在、可燃ごみの量は1日でどのくらいあるのですかとの質

疑に対し、29年度から1か所になりますので、その数字を申し上げます。可燃ごみで申し上げますと、平成28年度分は1万7,155 tで、これは災害減免ごみも含めた可燃ごみの量です。これを新ごみの稼働282日で割ると、1日当たり60.8 tとなるようですとの答弁でした。

次に、議案第18号について、現在、残高が幾らあって、そしてどのようなときに取り崩していくのですかとこの質疑に対し、現在の基金残高は条例に定められた500万円となっており、山川図書館のための図書を購入することを考えているところですよとの答弁でした。

図書購入ということで、今、図書館等が年間どのくらいの金額で購入されているのか、大まか分かりますかとこの質疑に対し、現在は指定管理料の中に年間図書購入費で、550万円ほど入っていますとの答弁でした。

現状では低金利で目的に沿わないということで、元金の取り崩しができるような条例改正をとということです、元金の取崩しを始めてしまえば、すぐなくなっていくのではないかとこの懸念もあります。基金はなくなってもいいとするのか、それともふるさと納税などでの補充も考えているのですかとこの質疑に対し、御指摘のとおり短時間で取り崩したら底をついてしまいますので、一旦は50万円、100万円とかの範囲でまとまった形を作っておいて、あと20年、30年にわたって継ぎ足していけるような形を要綱等で定めていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第19号について、これで全ての校区公民館が設置されることになり、条例も4月1日から施行されます。特に利永校区公民館は、駐車場整備や集落センターの改築などがあります。利永校区公民館は、実質的にいつ頃からその場所で運営できると考えていますかとこの質疑に対し、利永集落センターの事務室等の改築は、4月当初からかかりたいと考えていますが、工期の関係で一月、二月程度は迷惑をお掛けすると思えますとの答弁でした。

その間に、例えば校区公民館としての活動といいますか、事業等が発生した場合は、どのように対処するお考えですかとの質疑に対し、工事に支障がない範囲内で利永集落センターも活用したいと思えますが、もし支障がある場合は、現在の多目的研修館を同時に使いたいと考えています。ただ、市民講座等の受付期間が工事期間に大体当たっており、当初の講座等が始まる時期に、できれば間に合わせたいと考えているところですよとの答弁でした。

利永集落センターの改築工事の内容と予算についてお尋ねしますとの質疑に対し、改築の内容は利永集落センターの事務所スペースが狭いことから、集落センター内の倉庫を改修して事務室を作って対応したいと考えています。予算的には、設計ではエアコンの取付けを含めて130万円程度ですよとの答弁でした。

設計は集落の方々の意見も取り入れて設計されたのですかとこの質疑に対し、事務所の位置について、区長さんを含めてどこがいいのか、どういった形がいいかという意見をいただきながら検討したところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第17号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 議案第15号、指宿市税条例等の一部改正について、委員長報告に反対する立場から討論します。提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税率を上げるのが前提で改正するものであります。いかにも社会保障が充実するよう思われますが、75歳以上の後期高齢者医療では、今年4月から低所得世帯への保険料の軽減措置を縮小し、約279万人に負担増を押し付けます。また、高額療養費と呼ばれる制度の改悪で、8月から70歳以上、1,400万人の上限額が引き上げられます。医療、療養病床に入院する65歳以上の居住費が、10月から1日320円を370円に値上げします。1食460円の食費を加えると月5万2,500円も掛かります。消費税率8%への増税後においても、70から74歳の医療費の窓口負担を2割へ引き上げ、公的年金を4年間で3.4%削減するなど、改悪しているのが現実です。消費税は低所得者ほど重く、高所得者ほど軽い、逆進的な不公平税制であり、憲法の応能負担原則に反します。政府は社会保障のためと言いますが、所得の少ない人にも今まで以上の負担を押し付ける消費税増税は、社会保障財源には最もふさわしくありません。1989年に福祉のため、少子高齢化のためと言って消費税を導入いたしました。この間、消費税の税収は327兆円、同期間の法人3税の減収は270兆円、つまり消費税は福祉どころか法人税減収の穴埋めにされたのが実態です。消費税増税なしで社会保障の充実を図るべきであります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第16号から議案第19号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第19号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、指宿市税条例等の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第21号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第12、議案第21号、市道の認定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ付託されました議案第21号、市道の認定について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日に全委員出席の下、関係課職員に出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見については特にありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長(松下喜久雄) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第22号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第13、議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(高田チヨ子) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日及び8日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、予算の中に設計委託料を主な内容としてサッカー場・多目的グラウンド整備事業が866万円含まれています。サッカー場等を造ることについては市民の要求でもありますし、理解をするものであります。しかし、問題はどのような位置付けで、どのような内容の、あるいは規模のものを造るかであります。そのためには、市民の声にいかにかに耳を傾けるか、ということが大事になって来ます。しかし、実際にはどうかといえば、市民の声を聴くとしながら、予算が通れば4月中にもプロポーザルにかけたいということであり、市民の声に寄り添う姿は見えません。総事業費は約25億円とのことですから、指宿市にとっては大きな事業ですし、十分に慎重にならなければなりません。その意味でも、今のままの方針でのサッカー場整備については、問題があると判断します。そのほか、定住促進対策事業などを見ても、市民や市の発展のための施策には乏しく、一方でいよいよ最終ではありましようが、メディポリス指宿への奨励金が3,044万円含まれるなど、どこを向いて、誰のための市政なのか、疑問を持たざるを得ません。よって、本議案に反対いたしますというものがあ、り、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について、なのはな館の県保有部分の管理はどのようにされていいますか。また、その県有部分については、設計者の著作権うんぬんとあったが、その辺はどうなったのですかと質疑に対し、県から譲渡を受けなかった部分の管理状況は、今、県の方

で日常的に朝夕、シルバーの方が巡回してごみ拾いをしており、機械警備も継続して実施しています。また、大きな道路に面したふれあいプラザなのはな館と、看板がある辺りの植栽管理など、県有施設の管理は県の方でしています。それから、設計者が著作権を主張されたということについては、市の方で譲渡を受けた施設は、今後補修工事等をして有効活用していくということで、当面解体はありませんので、設計者から著作権について話はありません。ただ、県が解体するという方針を持っていました部分については、著作権を持っている設計者が、解体に反対の意向を示されたということですとの答弁でした。

指宿市がもらった施設については、著作権のことは出ていないとのことですが、考えようによっては、今のうちにその著作権を無償でいただくというような考えはないでしょうかとの質疑に対し、今後、設計者とも協議をしてみたいと思いますとの答弁でした。

なのはな館の体育館について、台風で壊れたところの修理も入っていると思いますが、市の体育館もなかなか使えず、市民の方が大分困っています。体育館などは早めに対応してほしいが、どのような計画になっているのかとの質疑に対し、なのはな館の体育館も昨年の台風のときに少し天井が剥げて、一時的に使えない状態になりましたが、明けて1月から御利用いただいています。来年度は早ければ、夏前ぐらいから補修工事の準備にかかって、年度内で全て工事は終える予定です。今、補修工事の設計中で、どの場所からやるのが一番良いのかということも含めて検討していますが、体育館の工事に入る具体的な時期は、設計が終わらないとめどが立たない状況ですとの答弁でした。

県が持っている部分の土地は無償で貸し付けていますが、そのまま壊せずに全体的に売るとなった場合は、土地込みで売るとか、建物だけ売るとか、そういう踏み込んだ話とかはないのかとの質疑に対し、なのはな館の県有施設は、県が責任を持って対応するということでしたので、2月8日に県に行って協議しましたが、県としては設計者である高崎氏に解体を申し入れていきたいということでした。市としても県の方にその後の経緯と対応について、今後も県の方に申し入れをしていきたいとの答弁でした。

譲渡を受けた施設は、今、どのような利用状況にあるのか。また、本来どれぐらいまで活用しようとしているうち、今活用できているのはどれくらいですかとの質疑に対し、譲渡を受けた施設が本館、中央ホール、体育館、屋根付きゲートボール場、芝生広場です。現在、主に使われているのは体育館と芝生広場で、2月末までの体育館の利用者が1万3,757人、それから芝生広場の利用者が1万6,930人で、合わせて3万687人です。本館でよく使われているのが講堂と視聴覚室で、2月末までの利用実績が1,324人となっています。ほかの施設は空調の補修工事等がまだできていないということで、利用者に不便を掛けるため、別な施設を紹介しているのも実情です。来年度、譲渡を受けた施設について、補修工事を全て終えたら、4月1日から全て利用できると思いますとの答弁でした。

県から譲渡を受けたなのはな館に関する管理運営の事業費が1,672万1千円組んであります

が、毎年これぐらい掛かるということですか。それとも本来の活用がされれば、更に管理費が掛かるということになるのですかととの質疑に対し、来年30年4月からオープンになりますが、やはりあの施設にどの部局が入って、どういう運営をしていくのかというのが決まらな
いと、これは現状の管理費ですので、若干、これからは上がってくると考えていますとの答
弁でした。

あそこの一角に市民会館を、という話も構想としてはあったわけですが、それに関連をし
てほかの課と協議はされているのですかととの質疑に対し、市民会館の担当課である社会教育
課から話を聞いたり、なのはな館の状況について問合せを受けたりして、その都度、現在の
状況について報告しているところですよとの答弁でした。

サッカー場・多目的グラウンド整備事業費が866万円、設計委託が820万円ということで、
その差額をお尋ねしますとの質疑に対し、設計委託は約820万円を予定しており、事業費866
万円との差額は、職員の研修旅費やこの設計部分の審査をプロポーザルでやろうと考えてい
ますので、その審査員の旅費になりますとの答弁でした。

陳情等の最終的な議会の意見決定が出ても、この設計自体には影響を受けないと、そう解
釈しているのですかととの質疑に対し、これまで説明してきました基本構想を実現するため
には、どういう形がいいのか、そのようなものを基本計画の中で調査をしていただきたいと思
います。陳情の中で仕様について、ここまで要らないのではというようなこともありますが、
我々としてはこういう形でいきたいというのと、皆さんの声を聴きながら、基本計画の
中でそこをしっかりと協議できればと思っているところですよとの答弁でした。

サンシティホールいぶすきの人工芝も予定されていますが、このサッカー場と多目的グラ
ウンドとサンシティホールは1kmも離れていない所なので、事業についても設計段階から連
携を考える必要があると思いますとの質疑に対し、御指摘のように1kmも離れていない両
施設ですので、整備されれば当然連携を図っていききたいと思いますとの答弁でした。

山川のヘルシーランドのサッカー場や、かいもん山麓ふれあい公園の多目的グラウンドの
利用、改装なども含めて検討委員会みたいなのを作って、サッカー場の話は進めていくので
すかととの質疑に対し、昨年度設置しました市内の各団体10人の方と、一般公募6人の委員か
らなる指宿市サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会の中でも、山川の総合運動公園
のグラウンド、ヘルシーランドの多目的広場についても、整備の在り方を今後きちんと検討
していくべきだという提言をいただきました。今後、基本計画の段階で、両施設のこれまで
の利用状況等を踏まえながら、どのような整備の在り方があるのか、改めて検討させていた
だきたいと思っているところですよとの答弁でした。

指宿市にはいろんな公共施設があるが、やはり造るのはいいけど後の管理費が掛かる。だ
から住民、あるいはそういう委員会の意見を聴いて、思い切ったことをやっていかないと、
物を造るのはいいが、負担が増えていくことになりますので、しっかり検証する必要がある

と思います。このサッカーグラウンド整備事業の関係も、そこまで踏み込んでいただけないかなという気もするのですが、それについてはどうですかとの質疑に対し、今回の整備の目的は検討委員会の提言をそのまま踏襲させていただき、次世代を担う子供たちの育成、市が推進しています健幸のまちづくりの更なる推進、サッカー等スポーツを通じた観光経済の活性化と地域振興、この三つのために、市民の皆様が第一に使っていただくためのグラウンド、それからサッカーだけではなく、その他のスポーツ、レクリエーション、それから教育、イベント、福祉分野など、いろんな場面で使っていただける施設を整備したい。併せてアマチュアの方々を中心に、たくさんの方々にキャンプにおいていただいて、交流人口を増やして指宿の活性化にも努めたいという目標があります。この理念の下、基本構想を策定させていただきましたので、様々な分野の方々に、幅広く御利用いただけるような活用方法を今後、基本計画の中でも更に踏み込んで検討していきたいと思っております。併せて、財源を心配されるのは当然だと思いますが、現在、個人のふるさと納税のほかに、企業版のふるさと納税という制度もあります。サッカー場という形で事業化されれば、地方再生計画に事業名を登録して、この事業に応援をしてくれる企業を募って、負担ができるだけ少なくなるように考えているところですのでとの答弁でした。

サッカー場に幾ら金を掛けても、今のヘルシーランドの現況を見れば同じことになりかねないと思います。あの施設は指定管理者だからではなくて、前者の轍を踏まないようにしてほしいと思いますがどうですかとの質疑に対し、ヘルシーランドについては先日、観光課と指定管理者、芝の管理をされている業者の方々と、これまでの管理状況も踏まえて、今後、どういった整備が必要か、どういった管理の方法がいいのか、十分に打合せをさせていただきました。今後もやはり連携を取りながらやっていきたいと思っておりますとの答弁でした。

予算が通ると設計をいつ頃委託に出すということになるのですかとの質疑に対し、基本計画の策定業務委託については、4月中に業務委託ができれば、と想定はしておりますとの答弁でした。

市民へは検討委員会への答申を説明するというようなこともあったと思いますが、4月中にとなれば、市民への周知の期間はないのではないのですかとの質疑に対し、市民の皆様には2月16日、17日、21日に山川・指宿・開聞地区にそれぞれで3回説明会をさせていただき、基本構想の内容について説明をしました。ただ、大切な事業ですので、これからも機会あるごとに情報発信をして、丁寧に説明させていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

その3回でもう説明は終わったということですか。4月中に委託するのなら、もう市民に周知というか、理解を得るといことはどうなのかと思いますがとの質疑に対し、3回で終わったということではありませんが、基本構想の基になった提言書も、市民を代表する16人の方々から提言をいただいたと受け止めており、昨年12月の議員懇談会で、真っ先に議員の皆様へ報告いたしました。その際、市民への説明の計画はあるのかという質問に対しまして、

なるべく早く市民の皆様にも説明させていただきたいと回答しました。その後、1月23日に指宿商工会議所、市観光協会、建設業組合、福祉団体等の方々が参加される研修会の折に、また指宿市スポーツ推進審議会、観光協会の理事会でも説明させていただき、その流れを酌んで指宿・山川・開聞、それぞれで説明会を開催いたしました。今後も説明会については機会あるごとに実施しながら、そこでいただいた御意見も基本計画の中に反映していけるものがあれば、しっかりと反映していきたいと考えていますとの答弁でした。

県内にサッカー場というのが38あるとのこと。規模や内容はいろいろあると思いますが、それにしても県内にそれだけある中で、全てがうまくいくのかなという気がします。その辺はどのように捉えていますかとの質疑に対し、指宿市にグラウンドを造って、他自治体と競争しながら、勝ち抜いていくという面も必要でしょうし、鹿児島県全体として、サッカーをしている子どもたち、あるいはスポーツをしている皆さんにとって、芝生のグラウンド、自由に使えるグラウンドが、たくさんできることはどちらもメリットはあると思います。幸いにも本市はキャンプ地として非常に知名度が高く、温暖で温泉もあり、宿泊施設も充実しております。そういったことから、宿泊施設や温泉等がないまちに比べると、アドバンテージがあると思います。そういったこともあって、鹿児島県サッカー協会が、指宿市に造ってほしいという陳情を出されたのではないかなと考えていますとの答弁でした。

私はこのサッカー構想については、是非進めていただきたいという立場です。そういった中で、やはり皆さん方、市長を含めて施設化した後の管理についてとか、このサッカー場に懸ける情熱や思いが議員に伝わっていないのかなという思いもあります。県のサッカー協会では、県内に38か所のサッカーグラウンドを確認しているということですが、我々は今度目指している施設は、他に類を見ないような県内トップクラスの施設であって、国内からでも外国から見ても、何とか合宿に、何チームか呼べるような、そういう魅力ある施設だと思いますが、他の施設と比較してどのような位置付けになるのですか。併せて、このサッカー場建設に懸ける思いをお聞きしたいとの質疑に対し、他の施設と比較してのレベルについては、あくまでもアマチュアのトップクラスのグラウンドを目指したいと思います。今回、3面のグラウンドとクラブハウスを設置します。クラブハウスを基本構想の話の中で必要な諸室に絞り込んでいますと申しましたが、それも本当にアマチュアに必要な審判室や大会運営に必要な部屋、あるいは医務室、選手の更衣室、シャワー室といったものをきちんと配置し、構想ではそれをメイングラウンドとサブグラウンドの間にもっていこうと考えています。こういった施設は県内ほかには、サッカーを専門的にやる場所としてはありませんので、大会を運営する方々も、プレーする方々も非常に使いやすいグラウンドになると想定しています。また、隣に多目的ができることで、日常的にはいろんな軽スポーツやイベント、アップ場としても使えますし、少年サッカー大会であれば、まとまって6面取れますので、ほかに比べると非常に有利です。あと芝管理につきましては、視察に行った大津町の方から

も学んだノウハウは全部教えますよ、とおっしゃっていただいておりますし、日本サッカー協会からも同様の言葉ももらっております。また、いわさきホテルからも研修の受入れ、指導と、一生懸命お手伝いをいただけるという言葉ももらっています。現段階では委託ではなくて、市で専門のグラウンドキーパーを養成していった方がよい、と大津町からもアドバイスももらいましたので、次のステップに進めるとなれば、平成30年には、そういう専門のグラウンドキーパーを育てていく試みをスタートして、2年間ほどを研修期間にしたいと思えます。その中で県内外のグラウンドを検証しながら、ノウハウを身に付けて、指宿のまちに合った芝管理がやれるように整えていきたいと思っていますところ。そういった意味で、今我々、県内外、全国10数か所以上、見にも行きましたし、電話等の問合せ案件はそれ以上になります。今後も引き続きしっかりと勉強して、市民の皆様に楽しんでいただける、そして小学生からシニアまで、アマチュアの方々がたくさん来ていただけるようなグラウンドにしたい。そういうグラウンドであれば、なおさらプロも来てもらえるものと信じておりますので、そういったものを造らせていただきたいと思っています。また、今回のサッカー場整備の目的は、次世代の子供たちの育成、健幸のまちづくり、サッカーによる観光・経済の活性化の三つの目的があります。いろんなイベントとか大会等があれば、人の交流も生まれますので、我々の指宿市の将来人口というのが、今後減っていくという形で予想されており、その中で交流人口をいかに増やして、まちを元気にするかというのが我々の課題だと思えます。その課題をそういう交流人口を増やすことで、指宿市を元気にしたい。そういう中で、このサッカー場が一つの市の施策という形で、うまくいってもらえればよいという形で我々は思っており、こういうサッカー場は、これまでも長い間いろいろ要望をされてきています。面が足りないということでもありますので、そういう施設を造って、何とか指宿市の浮揚、振興につなげていきたいというのが我々の思いですとの答弁でした。

サッカー場を造って、例えば、来客が増えるとかいうことも見込んでいると思いますが、使用料でもうけようとかいう施設ではないので、これをお金に換算することは、なかなか大変だと思えます。そういった意味からすれば、1,850万円の経費というのは、目に見えての経費と言えますが、これは大体そういうものということになるわけですかとの質疑に対し、今回、この構想に基づいて概算として試算しました1,850万円は、類似施設を持っている自治体4か所にアンケートを行い、また今、陸上競技場の芝管理を行っている指宿スポーツクラブに、どの程度の経費が掛かっている、どういう作業が要るのか、そういう聞き取りを行い試算をした額ですとの答弁でした。

今年度の一般会計予算は240億円ぐらいだったと思いますが、それに比べて24億円となれば10分の1で、比率的にもウエイトが高いということになります。そういう意味では、このサッカー場というのは、やっぱり相当の位置付けだろうと思いますが、その辺はどのように考えていますかとの質疑に対し、確かに市の年間予算の何分の1と見方をすれば、御指摘

のとおりそれなりの額が掛かるということですが、そのために我々は合併特例債が使える期限内に是非整備させていただきたいということと、掛かる経費の平準化を図りたいというのが、今回の構想にもお示したスケジュール案ですとの答弁でした。

ウェルカム指宿コンシェルジュ設置事業は28年度からでしたが、地域おこし協力隊の配置とは、どうもつながらないように感じます。今までやった成果と、今度の地域おこし協力隊との関連を説明していただきたいとの質疑に対し、地域おこし協力隊の制度を活用して、コンシェルジュを平成28年度の予算で措置しております。今回、広報誌の3月号で市民の皆様にも御案内しましたとおり、これまで成田に住んでおられた黄川田さんという女性の方が、指宿市の方に来ていただくという決断をされました。仕事の関係で今年1月からの配置となったところです。現在は担当職員と一緒に、指宿市の現状、あるいは課題、そういったところを探りながら、移住の相談等にも当たりながら進めているところですよとの答弁でした。

本市への移住するための住居があるけど、前から言っているように、空き家バンクとか、空き家台帳とか、住めそうな空き家の台帳というか、把握はされていますかとの質疑に対し、現在、統計調査の方で空き家率というのは、実際の現状を反映したものではありませんが、統計的な数字はあります。あと消防団員の協力を得て、全体的な空き家数というものがあります。しかし、お尋ねの住む場所として、空き家の数は現在市の方では把握していませんとの答弁でした。

消防団や区長さんとの連携もあるのですが、新聞等による不動産業者の人たちとも連携を取って、空き家を完全に把握して、空き家台帳を作って、かつその中で5軒空き家があったら1軒は家財道具とか、仏壇を預ける空き家にする、というぐらいの発想を変えていかないと進まないと思いますかとの質疑に対し、御指摘のことはもっともだと思いますが、まずは受入体制を整えるといいますか、そういう市民の意識、その空き家の所有者が自分事として考えていただくということも非常に大切だと思います。将来的には台帳整備も検討して行かなければならないと思っておりますとの答弁でした。

定住促進対策事業で、Iターン者に対して定住促進助成金を交付し、定住促進をするということに加えて、今回、交通費の半額補助と、実際に移住すれば残りの分を奨励金として交付するということになるわけですかとの質疑に対し、これまでは定住促進条例に基づき、新築あるいは中古住宅を購入した方々に費用の一部を助成していました。今回、お試し移住ということで、新しい制度を立ち上げますが、その内容は、指宿市に来ていただく旅費の一部の助成と合わせて、市内の旅館・ホテルに泊まっていただくことを条件にしておりますので、ホテル業界など、観光振興にも寄与すると思います。また、移住相談をした最後の移住相談から1年以内に移住をしていただいた場合には、これまで助成した部分と同額を準備金としてお支払いをするというような、インセンティブを合わせた制度を立ち上げたいと考えていますとの答弁でした。

調査に来る人は、IターンもUターンもいいということであれば、本体ともいうべき定住促進の方もIもUもというのが妥当だと思いますが、やはりそこは本当に緊急な問題として検討していくのですかとこの質疑に対し、Uターンについては、旧山川町の方でやっていたということで、地元で頑張っている人との関係もあって、山川町時代に廃止をした経緯もあります。その中で、やっぱりUターン者にも帰って来てもらいたいというのは願うところですので、そういう課題を検証していきたいと思います。今、移住の関係でお試しであるとかも取り組んでおりますので、Uターン者も来てもらって、交通費の補助も受けてもらって、是非指宿に住んでももらいたいと考えているところですのでとの答弁でした。

意見として、サッカー場のことについて、造るのは案外容易にできるかもしれませんが、やっぱり後の維持管理をしっかりやっていかないと、物ばかり造って負債が増えるというような御意見なんかも市民の中にありますので、そこはしっかりと検証して、計画を立てていただきたいというものがありませんでした。

次に、総務課所管分について、以前、統括部長の話があり、予算書の職員数を見ると、前年度より1人増えていますが、7級の職員数は逆に減っています。部長は7級だと思えますが、これは29年1月1日現在だから、統括部長は関係ないのですかとこの質疑に対し、統括補佐官については、この給与費明細書を作成する時点では、不確定な要素でしたので計上していませんが、職員総数420名には含まれていますとの答弁でした。

市政事務嘱託員と公民館長は大半が同じ人だと思いますが、例えば旧指宿での場合、別立てがあるのか。あるとすれば何地区ぐらいなのか。また、山川・開聞は仕組みが違いますが、どうなっていますかとこの質疑に対し、市政事務嘱託員と公民館長がほとんど同一ですが、異なる地区が指宿地域に2地区、開聞地域1地区、全部で3地区ありますとの答弁でした。

市政事務嘱託員は、市の事務の末端行政としてお願いする人ですので、市の責任で探して選任するのが本来の在り方だと思います。各地区の負担を減らすという意味では、事実上公民館長にお願いするという仕組みを変える必要があるのではないかと。例えば、二つの地区で一人の市政事務嘱託員とか、1地区に二人の市政事務嘱託員があっても不思議ではない。その辺について検討が必要ではないのですかとこの質疑に対し、市政事務嘱託員には、自治会の未加入者にも市の文書を配ってくださいとお願いしていますが、なかなか理解されていないケースも現実としてあります。本来なら別人の方がいいと考えておりますが、今後、検討させていただきたいとの答弁でした。

市政事務嘱託員の報酬の算定方法はとの質疑に対し、市政事務嘱託員の報酬額の算定は、市の年間予算額を地区数による均等割と各地区に存在する世帯数による世帯割に50%ずつ分けて、更に指宿・山川・開聞地域ごとに振り分けます。なお、山川・開聞地域は指宿地域と異なり、区嘱託員もいますので、均等割と世帯割の合計額を更に区嘱託員と地区嘱託員に分

けます。山川地域では区嘱託員が60%、地区嘱託員が40%とり、開聞地域は区嘱託員が25%、地区嘱託員が75%で振り分け、それぞれの報酬額を算定していますとの答弁でした。

職員研修について、新しい職員が入った場合は、いろんな研修をしますが、入って10年、20年経った職員の研修が最近少ないような気がします。昔は3か月とか、6か月とか、アカデミー研修などに行っていたと思いますが、それについての計画はないのですかとこの質疑に対し、職員研修はアカデミー研修も継続して、例年1名ないし2名行っています。また、研修の全体概要として、採用されてからの経験年数、職責を基礎にした一般研修と、様々な課題に対応するため、県の研修協会が設定しているマネジメント研修など、特別研修があります。一般研修は経験年数に応じて、特別研修は多くの種類がありますので、職員に周知して、どの研修に参加したいのか、職員の意欲も踏まえながら実施しており、例年100名を超える職員がいろんな研修に参加していますとの答弁でした。

職員の研修を兼ねた県や国との交流は、どのようにされていますかとこの質疑に対し、現時点ですが、国との交流は九州整備局との間でそれぞれ1名の相互交流で、県との交流は県からは税務関係職員が1名来ており、こちらからも一般職員を県に派遣をしているところだそうですとの答弁でした。

職員の福利厚生ですが、現在、職員が半年とか1年とか、長期休養と言いますか、休職している職員が何名ぐらいいらっしゃいますかとこの質疑に対し、病気、休養、休暇とありますが、昨年11月時点で概ね30日以上 of 休暇を取得した職員が総数で22名いますとの答弁でした。

意見として、職員の健康に関して、やはり上司を含めた皆さんでお互いにサポートしながら、職員の健康管理について、一生懸命やっていただきたいというものがありません。

次に、危機管理課所管分について、平成29年に5基、防犯カメラを設置するという説明がありました。必要に迫られて設置するのか、あるいは予防的に設置するのか、その付ける理由は何かとの質疑に対し、防犯カメラについては、防犯協会及び警察から市内の防犯のためにということで設置要望が来ていました。その中で、今回、5基ほど予算要求をしましたが、指宿駅前については少年ボランティア、少年モニター等の方々から、指宿の駅前の防犯のためにという要望を、以前から聞いていたところです。あと4か所、国立病院前の交差点、田口田交差点、岩本交差点、開聞十町交差点に付ける予定です。交差点4か所については、警察からの強い要望があり、いわゆる犯罪防止のみでなく、最近多い徘徊者の早期発見ということから等も必要だということで、今回予算要求をさせていただいたところだそうですとの答弁でした。

防火水槽補水バルブ240万円を計画していますが、これは第一方面隊の何箇所に設置する計画なんだろうかとこの質疑に対し、第一中隊の3か所を予定しています。3年ぐらい前まで50万円できていましたが、今1基当たり80万円程度を想定しているところだそうですとの答弁で

した。

設置されていないところは、まだ計画をされていないんですか。今、設置されていないところはいつ頃までに、補水バルブを設置する計画なのでしょうかとの質疑に対し、28年の12月末現在で、指宿地域内に196の防火水槽がありますが、このうちの35基を設置しています。今後たくさんバルブを設置していけるように、予算要求をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

消防施設費で、川尻分団の消防ポンプ自動車ということで事業費が2,268万円、今の消防自動車は購入してから何年ぐらい、そして走行距離はどのくらいですかとの質疑に対し、川尻分団の消防ポンプ自動車は平成10年の10月に購入し、19年経過しているところです。大体、今、消防ポンプ自動車は、全部ボンネット型に変わってからは20年で更新するということできているところですが、川尻のポンプ車については、ポンプに老朽化が多く見られるため、1年前倒しの19年で、今回更新をさせていただこうと考えています。走行距離については、大体一般的に交換する20年ぐらいの間に、2万km程度走っているようですとの答弁でした。

昨年の台風が発生して、危険家屋が結構あるという話もあちこちからあった気もしますが、それらの撤去について、費用が100万円という話を聞きました。危険家屋の持ち主が分からないとか、連絡が取れないとか、結構あると思いますが、その撤去については検討はしなかったんですかとの質疑に対し、この1年をかけて県が主体となって空き家対策、特に危険空き家、特定空き家ですが、その対処方法について協議をしており、そのワーキンググループに本市も入り、参加してきたところで、今回3月に実務の手引書がまとまったところですが、実際のこの特定空き家の行政代執行については、今後これを基本にしながら、本市としての対策を考えていきたいと考えており、今回の予算でどこをとという特定のところは持っていないところだそうですとの答弁でした。

地域の公民館長さんとかが緊急的なものの申込みをしたら、市の方で対応はしてくれるという確約でいいんですかとの質疑に対し、先般、地域の公民館長の方々がお困りで、地元の方々が了解し、緊急的なものについては、市で原材料等は出すべきじゃないかと、緊急避難のための原材料まで地域に出していただくわけにはいきませんので、そのようなことで考えているところだそうですとの答弁でした。

防災ラジオを、かつてアナログ時代に自分で購入した方がいます。今回のラジオは、貸与という形にすべきじゃないのかなというような話もあったんですが、どういう形になったんでしょうかとの質疑に対し、防災行政無線の屋外拡声子局での難聴地域の世帯については、市で全部責任を持って、防災行政無線の戸別受信機で対応するというので整備を進めてきたところです。市として投資をして防災行政無線が聞ける安価な防災ラジオを市民の皆さんに平等に買っていただく、ということで防災ラジオの工事をしてきたところです。そして、

防災行政無線を聞くためのラジオは購入していただくこととなりますが、これが今、工事と合わせて購入いただければ、1台が9,500円ほどという形をとっていますとの答弁でした。

消防団とか有志の皆さん方を集めて、地元火災とか災害についてのみ、限定付きの支援をしていただく機能別消防団の組織化を図るべきだと思いますとの質疑に対し、機能別消防団制度については、3年ぐらい前から本市における導入等の御意見をいただいているところで、機能別消防団と機能別消防団員と二通りありますが、市では正規の団員がいないときに駆けつけてやる機能別消防団員の調査・研究を消防団の研修視察も含めて、ずっとやってきたところです。今、県内においては機能別消防団員制度を創設して、これを動かしているところはまだないところです。天草市等の他市では、もう既に機能別消防団員制度が発足し、団員が昼間不在の部分については、機能別消防団員が出動するという形をとっています。私どもも現団員数が516名と、相当数定員を満たしていない状況も考え、29年度に検討に入りたいとは思っています。この1年間検討させていただき、できたら30年度ぐらいから制度導入していけたらと考えているところですよとの答弁でした。

取りあえずモデル地区みたいな地区を指定して、例えば地域防災の消火班みたいな位置付けで、その方々に意識付けをきちっとしていただいて、地元災害、火災の場合は駆けつけて、機材の作動についても支援していただきたいというような形でも、取りあえず進んでいくのかなと思います。実態をやっぱり進めていった方がいいと思いますがとの質疑に対し、幸いにも本市においては、山川地域に水先案内人という先進的な取組事例もありますので、ここ辺りを参考に、公務災害補償等がうまく機能するのか等も含めて、モデル的なところでもできるかどうか早急に検討に入っていきたいと思っておりますとの答弁でした。

防災行政無線の難聴地域に対しては、市の責任でというか、戸別受信機を配置するということになっているんですが、これはこれまで何基ぐらい設置され、今年度を含めて残りどれぐらいという数字があるのでしょうかとの質疑に対し、難聴地域の戸別受信機の設置については、指宿地域が55台、山川地域が132台、開聞地域が55台設置しています。この設置については、27年度までの工事において、机上で難聴だといわれる所は設置しており、机上で難聴ではないと認識している地域で、どうしても聞こえないとおっしゃってくる方もいらっしゃいますので、調査した結果、ここは聞こえないという所が出てきたら、市の方で設置してきていますとの答弁でした。

災害のとき、ハザードマップの威力はすごいと思いますが、ハザードマップを配布しても、いざというときに目に触れないと、棚の奥にしまってもらっては意味がないわけです。そういう意味では、常時目に付く所に置いてもらう、あるいはすぐ認識しやすい所に置いてもらう、そういった面からの配慮というのも必要じゃないかと思えます。水に触れるということからすれば、防水のものがいいのではないかと、検討の予知はいろいろあるんじゃないかと思えますがとの質疑に対し、御指摘のとおり、せっかく作っても利用できないと何も

ならないということで、前回お配りしたA4版については、お配りしたときに家族が見える所に貼っておいてくださいと、A4の冊子は防災袋等に入れて持ち歩くようにということで作ったんですが、なかなか浸透していなかった現状があるようです。今おっしゃった水に濡れない材質で作る防災マップとか、1冊に防災のいろいろな手法から地図まで載ったハザードマップとか、いろんなハザードマップのことを先般、この指宿を含めた南薩4市の防災の会議の中で、ハザードマップの検討もしたところですが、今回作る防災マップにそこ辺りを生かしていけたらと考えているところですよとの答弁でした。

通常の避難所とは別に、原子力災害のときには別の位置付けで、いちき串木野市民を受け入れるようになっていますが、これについては別に指定がされていますけど、原子力災害での避難所との関係では、どのような位置付けになるんですか。危機管理課として、原子力災害についてはどの程度関わっていくんですかとの質疑に対し、原子力災害については、30km圏内の方々が避難するというので、その中で指宿の施設も避難先に指定されているところですよ。大規模災害、原子力災害を含めて、これが複合的に断層型並びに津波を伴うような災害のときは、しばらくの間、避難所は重複しますので、混雑は考えられるところですよ、指宿の場合は、いちき串木野市の方々を受け入れることになっておりますので、機会あるごとに避難所のことについては、私どもも避難所経路等の見直しも考えている中では、連携を取りながらやっていかなければならないという認識は持っているところですよとの答弁でした。

高齢者、あるいは障害者等を含めた弱者に対しては、例えば場所がどこですよと言われても、その建築構造上から、なかなか行けないというものが出てくるんじゃないかと思いますが、その辺についてはどのようになっていますかとの質疑に対し、災害時の要支援者の方々については、平成28年10月27日に、災害時における福祉避難所設置に関する協定を指宿地区の老人福祉施設協議会と本市とで締結させていただいたところですよ。地域の一般の避難所でどうしても生活できない方々は、こちらの方と協議をして避難をさせていただくと、福祉避難所として開設をしていただくということになっていくと思いますよとの答弁でした。

例えば、福祉避難所に指定される施設に居住している人たちも、避難しなければいけないという場合も出てきますが、その人たちを避難させるのに、その職員だけでは足りないのよ、地域に協力組織を作っていくということもあります。そういったことを考えると、今言われた、要支援の人たちをお願いする施設というのがあるとすれば、その居住者は別に避難しなくてもいいという地理的な条件とかということにもなりますが、そういった場所というのはあるんですかとの質疑に対し、災害規模にもよりますが、今回、協定を結んでいたのが指宿地区、頰娃まで含めた老人福祉施設の関係者の方々ですよ。大規模災害になりますと、プレート型とか断層型の大地震が来ると、多分この施設も被害を受けますので、この協定はそのときには成り立たないということで、地域防災計画の中にも若干、今後は見直しをしていかなければならないのかなと考えているところですよとの答弁でした。

女性消防団の方たちは、日常活動としてどういうことをしているんですかとの質疑に対し、常日頃の活動としては、防火広報に回っていただいています。また、消防職員の協力を得て寸劇をできるようになっておりますので、防火や救急の講習等で、寸劇をすることも可能になっています。また、AEDの使い方の研修を受けており、私どもも1日の講習は受けているのですが、女性消防団の団員の方々は9名とも計4日間の研修を受け、AED使用の指導ができる資格を持っています。今、県内それぞれの消防の支部から意見が上がってきているのが、女性消防団の消防ポンプ操法の全国大会もあり、鹿児島県はこれまでは、それぞれの支部の輪番出動としていましたが、優勝チームが行くような方向にやってくれということもあるようですので、今後は小型ポンプ操法等も実施していくことになっていくと思いますとの答弁でした。

女性消防団の方たちに対する待遇と、その女性消防団に入っていない婦人消防団や幼年消防隊などとの待遇の差について、どう考えますかとの質疑に対し、女性消防団員は基本的に非常勤の公務員として消防業務をやっています。幼少年、女性防火員等については、防火思想の普及啓発のために、自主的な活動をしている団体で、その性質、性格がもともと根本から違う。機能自体が別物だということで、私どもは認識をしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、ふるさと納税は今年6億円を見込んでいますが、その根拠の説明をお願いしますとの質疑に対し、昨年10月から返礼品事業を始めまして、それまでは700万円ぐらいしか入っていなかったんですけども、それが2億1,000万円と、特に28年度は12月末で5億円を超える寄附金がありました。29年度の6億円につきましては、あくまでも相手が寄附をすることでございますので、市としてはたくさん寄附をしていただくように準備はしますが、財政課として多く見積もるのはどうかということもあり、最低でも6億はいくだろうということとさせていただきますとの答弁でした。

ふるさと納税の委託料が3億円を超える金額ですが、この中で返礼品の購入金額分、純粋に業者さんに支払われる委託料、どれほどの程度になるのですかとの質疑に対し、委託料の中身ですけども、商品代が1億8,680万円、送料が4,589万円、パンフレット作成等が97万2千円、それから一括代行を業者へ6億円の12%に消費税を掛けました7,776万円が6億円の内訳ですとの答弁でした。

指宿市の市民がほかの自治体にふるさと納税寄附をすると、本来は指宿市に入るべき住民税等が減額になるという意味においてはマイナス効果もあるわけですが、そのマイナス効果については試算とかはあるんですかとの質疑に対し、税務課の資料によると、平成27年度にふるさと納税を市外にした市民は86名程度で、その寄附額が700万円、市民税の控除額としては278万円、これが28年度に影響する税額と聞いていますとの答弁でした。

これから大きな金が掛かるというのが今の市の運営のように見えるんですが、そうした場

合に財政計画がどのようになっているのか、事業ごとに総見込額がどのくらい掛かるのですか。一般会計からの年度ごとの出費もあるでしょうし、全体を把握した財政計画、財政見通しについては、当然できていると思うんですがとの質疑に対し、財政課としては、毎年予算編成をする中で、先の5年間等分についても事業課に計画等を示していただいて、その5年間についての要求額が増えるかということで試算をしています。今年、突発的に体育館の12億7,000万円が発生したことによって、実際は平成28年度よりも、それを除くと9億円ほど額が少ない当初予算の編成でしたが、国体等の開催もあり、体育館の12億7,000万円を計上させていただきました。財政課としてしないといけない事業については、各課から要求があつて計画を立てるわけですが、その中であるもの、しないものの事業の峻別はさせていただきます。幸いにも東日本の大震災の関係で、合併特例債の活用期限が5年間延長されました。その関係で、新市建設計画も延長するようということで見直しをさせていただきました。今まで合併特例債も合併規模からは182億円程度使える額でしたが、借金ということで、その半分の80億円程度活用できるということでした。合併の10年間の計画でしたので、その合併特例債は実際、基金積立と合わせて約50億円程度しか合併特例債を活用しておりません。大震災の関係で5年間延長されたことにより、その事業費の95%、交付税措置が70%ある、この合併特例債を活用して、しないといけない事業については充てていかないと指宿の発展のためにならないんじゃないかと、財政課としても考えております。それを踏まえまして、今回、合併特例債を活用して、起債の活用を42億ということで参考資料に掲げてあります。借金ですが、合併特例債みたいに期限が限られている、この有利な財源を、起債を活用しないといけないという事業については充当していきたいと考えています。起債をこれだけ借りるということは、当然、公債費も上がってきます。償還の費用も当然、借入に対する公債費の支払いを考えますと、プライマリーバランスも崩れてきています。財政上、こういうのは入ってくる財源を見て歳出をすべきなんでしょうけど、期限のあるこの財源と、しなければならぬ事業とが、ちょうど今、その時期と考えています。今、公債費比率、それから将来負担金比率ということで、これが8.3と37.1です。経常収支比率も今、86.2で県内でも一番下から3番目で、昔は90、100を超えた時期もございました。財政状況としては、今非常にいい状況でございます。活用基金についても、約50億円、10基金であり、一般財政調整基金も20億円ということで、最低限予算規模の1割程度を確保するというような予算編成をしてきました。こういう有利な財源を活用しながら、しなければならぬ事業については、活用していきたいと思っております。ただ、公債費は経常経費ですので、数値は今86.2ということで県内でもいい方で上から3番目ですが、数値はだんだんまた上がってきますが、建物等の起債については、地方財政法で償還耐用年数以内ということで決まっておりますので、その耐用年数とも相談しながら、今の低金利の中で借りていけば、何とか公債費も抑えられていくんじゃないかと考えておりますので、ここ3年間の32年度までの期間のこの事業については、大丈夫

夫だというふうに考えていますとの答弁でした。

3年間は大丈夫ということでしたが、それはその先についての見通しというのは、逆にどうなんですかとの質疑に対し、今年、総合体育館が12億7,000万円で、来年は12億7,000万円が終わるわけです。この庁舎についても今年5億4,000万円ぐらいで大規模改造をしております。それについても30年度はもう1億4,000万円ぐらいで、額も縮まってくるので、その分が終息してきます。例えば、サッカー場が24億ですが、今年800万円で基本計画、数字が出るのが今年度に入ってからだと思うんですが、実施設計を多分9月頃に出されると思います。そのときに実際の金額がはっきりするだろうと思いますので、それらを勘案したときに、単年度で24億円出すというわけではなくて、31年度までに分けて出すということです。それについて終息する事業もありますし、サッカー場みたいに出てくる、それとほかのところも出てくる可能性もありますけれども、一番大きな体育館の12億7,000万がなくなるということは、もう非常に財政上、運営としては、ちょっと楽まではいきませんが、いろんな事業がある中で、その分が予算額からすると減ってくるんじゃないかというふうに考えておりますとの答弁でした。

よく事業を吟味して、有利な補助事業等を有効活用していくんだということではありますが、全体の事業予定がどうなっているのか、長期的にはどうなのかということところが大事だと思います。償還との関係で多項目にわたって、長期にわたっての見通しの表というのは出せるのですかとの質疑に対し、32年度以降の計画についてもどうなのかということでございましたけれども、あくまでも財政としては毎年毎年の予算編成で事業について、峻別をかけて編成している関係、それから長いものについては2、3年含めての計画でございますので、そのことも含めて事業の峻別をしてまいります。ただ、この各種普通建設につきましては、公債費が基準財政、経常収支比率と関係がありますので、その分について起債の上限額を設定して、それについて5年先、10年先までの状況について計画をしているところです。事業についてする、しないという判断は、またそのときに判断することになると思いますとの答弁でした。

市民、議会の側から要請があったときに、行政がそれは必要性について疑問があるというのなら、金以前の問題です。市民、議会からの要求に対して、必要性については認めるが、財政上やっていけないんだということも、ままこれまでもあったわけですが、財政状況がいいということは、意義について否定することはあっても、意義を認めれば財政は苦しいからできないということはないのかなという希望を持ったりするんですが、そこはどうですかとの質疑に対し、合併当初からすると、いろんな行革等や人件費の削減ということをやってきた関係で、基金も貯めてきました。一般事務経費、経常経費についても削減したことによって改善をしてきましたが、その中で基金も貯まり、財政数値も改善をし、市民のニーズに応える施策もできるということですので、今のこの状況からすると、財源がないのでできない

ということは、内容にもよるとは思いますが、ただその額で財源がないと、財政が苦しいということだけでできないということは、財政状況としてはそういう状況にはないというふうに考えています。施政方針にも書いてありますが、財政状況は健全化しています。ただ、今後の状況からすると合併算定替えの状況、医療費の額とか、そういうことを考えると、財政状況とすればそういう支出も増えて、入りも減ってくるということなので、財政計画を見ながら事業をやっていくというふうなことですとの答弁でした。

意見として、財政状況についてお話いただきましたが、歳入をしっかり確保する、歳出についてはちゃんとやっていただくことですが、 unnecessary 経費が出ている施設とか、いろいろありますので、そこら辺もしっかり検証して、切るものは切る、出すものは出して市民福祉が向上するような施策をとるように進めていけたらと思いますというものがありませんでした。

次に、議会事務局所管分について、負担金の中で鹿児島指宿会、関東指宿会、近畿、中京、山川、開聞と、それぞれ郷土会がありますが、その金額が1万、2万7千円、1万6千円、ばらばらですが、これはどういうことですかとの質疑に対し、その中の会費、負担金として案内があるところですが、その金額を計上しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、選挙管理委員会所管分について、前回の市長選挙及び市議会議員選挙の投票率は幾らで、その前と比較してどうだったのですかと質疑に対し、平成26年は市議選が69.78%、市長選が69.79%でした。その前が男女合わせて75.6%でしたとの答弁でした。

18歳選挙権に関して、どのような啓発をしているのですかと質疑に対し、昨年の県知事選、参議院選から18歳選挙が導入され、市では市内の各高校3年生に対して啓発用ビラを配布したり、養護学校の高校3年生に出前授業で話をしたり、南薩白ばらを全世帯へ配布しました。今後も特に高校3年生をターゲットとした取組を行っていきたく考えています。また、学校の方でも主権者教育ということで、政治に携わる方々を自分で考えて決める、こういった教育というものを進めていっていますとの答弁でした。

中学校、高校への選挙道具は何校に貸し出したのですかと質疑に対し、市内の全中学校、山川高校、指高、養護学校、指宿商業に対して学校からの要望に基づいて貸し出すことにしていますが、今のところ山川、開聞の中学校は貸出しの実績がありませんとの答弁でした。

意見として、次回の市長選挙、市議会議員選挙については、少しでも投票率が上がるように努力をしてほしいというものがありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について、外部監査ということで、国の方から方向性とか何か示されたということがあるのですかと質疑に対し、監査については、全て地方自治法にのっとって実施していますので、請求があれば実施するという形になるかと思えますとの答弁でした。

今後、なるべくなら外部監査を進めたいという方向性は示されていると思うのですが、国から実際そういった指針といったのが示されたという経緯はないのですかとこの質疑に対し、法律では政令指定都市を先にとというように定められておりますので、まだ事務局としては監査委員等と詰めていないのが現状ですとの答弁でした。

監査委員の職員が、去年から1名減になって、仕事量も増えたと思います。職員が二人しかいないので、一人が休んだ場合、席も外せない状況だと思います。上の方に人員増やパートの依頼とかいうことはされなかったのですかとこの質疑に対し、昨年度から2名になり、事務量は確かに1.5倍にはなっているとは思いますが、人事に関しましては総務課人事係の所管になるかと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、会計課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時14分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び6日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市民協働課所管分について、地域コミュニティで支える子どもの居場所づくり支援事業を山川小学校区の両公民館でやろうと新たに予算が付いたことは非常にありがたいのですが、両区から人的な支援もお願いできないだろうかという話もあったと思います。その辺はどう考えていますかとこの質疑に対し、子供クラブとして町区も含めて福元公民館で実施していますが、ボランティアの方が高齢であるため、今後継続できるかどうかということで支援員をお願いしたいとの要望があり、100万円の補助金を計上しました。支援員は当然、福

元区、町区の方で見付けていただきたいのですが、要請があれば市の方でも一緒に協力して支援員の募集に当たりたいと思いますとの答弁でした。

大変な苦勞をされている方々の要望に応えようということでの補助金だと思いますが、福祉の方でも放課後児童クラブ育成事業等に取り組んでおり、そちらの方からももらえないかというような検討はされなかったんですかとの質疑に対し、山川小学校区から話がありましたので、地域福祉課が各保育園に委託している子供クラブの方でできないか検討しました。しかし、福元、町区は公民館でボランティアを利用して実施したいというのが強い要望であり、福祉の方の施設の大きさなどの基準に当てはまらないため、市民協働課の方でやって、将来的には学校や公設の放課後児童クラブに移行していけたらと考えているところですよとの答弁でした。

意見として、地域コミュニティについては、その地域が活気づく事業ですのでどんどん進めていっていただきたいというものがありました。

次に、税務課所管分について、徴収嘱託員の3名でどれくらいの徴収があったのですかとの質疑に対し、27年度の7月31日までは4名体制でした。その後、8月からは3名体制となっており、27年度は7,701件、総額1億6,000万円程度です。28年度は12月末時点で4,587件、総額1億1,100万円程度となっていますとの答弁でした。

4名体制を27年度の8月から3名体制に変えています。徴収は職員と嘱託員が一緒に行くのか、嘱託員はどのようにして働いているのですかとの質疑に対し、職員が窓口で税負担がどれくらいできるか聞き取った上で、職員が自ら徴収に行けない場合に徴収嘱託員にお願いしています。嘱託員の業務には納税を勧め、納めてくださいということも含まれており、例えば増額を要請してもできないとなれば、最終的な判断は職員がすることになり、そういう場合は、職員と嘱託員が協力して訪問していますが、徴収だけの場合は、徴収員が単独で行動していますとの答弁でした。

公金を取り扱うときは一人ではよろしいのですかとの質疑に対し、徴収嘱託員は分限の出納員を任命されていますので、三葉領収書の使用も単独でできることになっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、生ごみ処理機の購入で28年度と同等に、また補助金を計上しています。これは一般家庭用、それから事業用とありますが、今現在、28年度の実績はどうなっていますかとの質疑に対し、28年度2月末現在で一般家庭は25基となっており、事業用はありませんとの答弁でした。

事業用ももう少しPRしたり、売り込みをしたりするなど、何かそういう方法は考えていないのですかとの質疑に対し、事業用については30・10運動がありますが、過去においても事業所に出向いて30・10運動をお願いする場合に、生ごみ処理機を購入していただけないか

と、そういうPRはしてきていますとの答弁でした。

今、30・10運動を言われましたが、30・10運動の実践に取り組んでから、もう1年は経過したと思います。その効果というのは見えているのですかとこの質疑に対し、具体的な効果について数字ではなかなか示せませんが、やはり事業所にPRに行ったときに、食べ残しが少なくなったという声は聞いておりますので、それなりの効果というのは上がっているものと思っておりますとの答弁でした。

事業系の電気式が200万円とありますが、200万円の生ごみ処理機だと場所を取るのも、逆に生ごみの水分を取る機械で脱水したら、ごみの量が大体半分に減ると思います。脱水装置にごみを入れて、そのまま袋で出せるとかいう研究をして、事業系にはごみ処理機が駄目なら脱水装置をお願いするというのも今後検討する余地があると思いますがどうでしょうかとの質疑に対し、生ごみはあと一絞り、これは非常に大事なことかと思っておりますので、新年度における新田ふれあい団地の取組も申し上げましたように、そこで様々な種類の生ごみを絞る器具を提供させていただいて、今後、そういった調査・研究をしてまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

先ほど聞いたら、可燃ごみは60.8 tあるということですが、目標は54 tで、2時間ぐらい延長しないといけない状況です。鹿児島市は家庭用のごみの搬入量が1人当たり1日570 gあり、それを100 g減らすという新聞記事があります。指宿市はホテルが多いからかもしれませんが、1人当たり1日1,059 gだということでした。先ほど可燃ごみは聞いていませんので、可燃ごみは幾らなのかお尋ねしますとの質疑に対し、燃えるごみで言いますと、平成27年度が1人当たり876 gとなっていますとの答弁でした。

全国中核都市の平均が470 gとのことで、指宿は倍近いのでこれを減らさないといけません。南九州市の穎娃地区にも同じように減らしていただいただけませんかということで、6 t減らす努力はできないものか伺いますとの質疑に対し、確かに今年の実績は60.8 tであり、これを最終的に54 tまで減らさないといけないということは、非常に厳しい状況であるということで、これまでもごみ袋の改定に関係して各地区で説明会をしてきました。今後もやはり減らすことを目標として様々なPR活動は必要であると思っておりますとの答弁でした。

意見として、生ごみ処理機購入について事業系、一般家庭系、まだまだPRが足りないと思っておりますので、今後PR活動に努めて広く市民が活用することによって、生ごみの減量化が図れるように取り組んでいただきたいというものと、指宿市、南九州市の穎娃地区で1人100 g減量化を目指して様々な取組をしていただきたいというものと、事業系の生ごみ処理機は導入できていませんが、脱水ができるような装置があった場合は、事業系に協力できませんかと説明することが先じゃないかと思っておりますので、その説明会もやっていただきたいというものがありません。

次に、長寿介護課所管分について、単位老人クラブの今の状況は前年度と比べてどのよう

に推移しているのか。単位クラブ数、老人クラブ会員数をお示しいただきたいとの質疑に対し、27年度の市老連単位クラブ数は72団体、28年度が71団体、会員数では27年度が3,756人、28年度が3,730人という状況ですとの答弁でした。

高齢者訪問給食サービス事業について、27年度からこれまでの数の増減はどうなっていますかとの質疑に対し、28年度今年度の実績はまだありませんが、それぞれの年度末の月の利用者は、26年度が509名、27年度が499名ですとの答弁でした。

これからますます高齢者世帯が多くなるので、食事を取るだけではなく安否確認できるのが非常にいいと思うが、利用者の実績を聞くとあまり増えていません。制度の周知、PRはどのようにしていますか。やはり全市的に取り組んでもらうよう普及を図っていただきたいが、何らかの方策は検討されているのですかとの質疑に対し、訪問給食は安否確認が一番大事なところで、対象者は高齢者のみの世帯、単身の高齢者、身体等の関係で食事が作れないという方です。普及啓発については、これまでも在宅福祉アドバイザーや民生委員等に周知を図っており、今後もそういう方々に研修会等を通じて周知に努めたいと考えています。それと、広報誌やホームページ等にも掲載しておりますとの答弁でした。

意見として、独居老人の孤独死など悲惨な新聞報道がありますが、高齢者訪問給食サービス事業は素晴らしいことなので、声掛けをいっぱいして普及を図っていただきたいというものと、元気な高齢者が生きがいを持ってあまり介護保険を使わずに様々な活動ができるよう、単位老人クラブの育成に御尽力いただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について、家庭児童相談事業費ということで活動状況が出ていますが、具体的にこの家庭児童相談員はどのような活動をされているのですかとの質疑に対し、地域福祉課内に非常勤職員として家庭相談員2名を雇っており、それぞれ学校からの、例えば虐待等の通報や電話による子供に対する相談等に対応していますとの答弁でした。

主要事業説明の中で、民生委員、児童委員の活動状況が出ており、訪問回数3万1,679回となっております。これは107名で年間にこれだけ活動したということですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

民生委員、児童委員の協議会に1,526万3,040円の補助金を出していますが、単純に107名で割れば14万2,620円になります。これは年間に1人当たり、これだけを民生委員、児童委員に払っているということですかとの質疑に対し、その額で各指宿・山川・開聞の民生委員、児童委員協議会の方に補助金として出していますとの答弁でした。

子ども医療費助成費は、今でも現物支給ができていませんが、現物支給についていろいろ調査・研究したのですかとの質疑に対し、子ども医療費の現物給付方式については、これまでも毎年県市町村会を通じて県への給付方式への移行等を要望しているところですよとの答弁でした。

南さつま市は、今年度高校生まで無料化にすると新聞報道されましたが、指宿市がした場

合はどれぐらい掛かるのですかとこの質疑に対し、現在の対象者は中学校3年生までですが、これを高校生までに拡充した場合、国民健康保険の医療費データを基に算出すると、年額2,100万円程度、月額175万円程度の増額になる見込みですとの答弁でした。

九州の中でも沖縄県と鹿児島県だけが取り組んでいないということで、知事も取り組む方向で公約も掲げていますので、早急に導入するよう県の方に強く要望できないのですかとこの質疑に対し、現物給付方式については、県下全市町村で取り組まなければならない問題であり、今後も市長会等を通じて県へ強く要望してまいりたいとの答弁でした。

意見として、民生委員、児童委員について、最近は非常に仕事量が多くなっていると聞いていますので、補助額についてももう少し引き上げられないのか検討していただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について、健康推進費の中で地域資源のかつお節、オクラが健康に及ぼす機能性効果を活用してとっていますが、効果をどのように捉えていますかとこの質疑に対し、オクラパウダーを使った検証結果については、食後の血糖値上昇を抑制する効果があることが証明されています。この事業は、昨年11月から今年1月末にかけて市民モニター30名を募集し、採血検査を4回実施しました。その中で2回ずつ、オクラパウダーを14錠飲んだ後に採血したほか、定量ということで七つのカプセルを飲んで採血をして、血糖値の上昇効果を確認しました、実績として定量の7粒はあまり優位性が見られませんでした、高量の14錠はかなり血糖値を抑える効果があったとの検証結果が出ています。平成29年度は、この検証結果を基に、商工部門と連携して販路拡大や商品開発を行っていききたいと計画していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について、学校教育課の特別支援教育支援員配置事業は、いろいろな学校で支援が必要な子供たちのために先生方が配置されて、大変ありがたい事業だと思います。事業費は2,600万円ぐらいで、支援員が24名ということですが、人数的に今の状態で足りているのか、それとももう少しいてくれたらというような状況なのですかとの質疑に対し、特別支援教育支援員について、本年度は小学校10校、中学校5校に22名を配置しています。市としては常時学校訪問等を実施し、配慮を必要とする児童・生徒の把握に努めてきました。また、学校の方からもそういった方の配置の希望等もあり、今回、24名に増員したところだそうですとの答弁でした。

特別支援員は本年度22名、来年度24名ということで計画されているとのことですが、支援員の方はどういった方々で、週何日ぐらい学校で支援をされているのですかとこの質疑に対し、資格としては教員免許又は保育士等の資格を有する人、又はそれに準ずる資格、介護とか福祉関係の資格を持っている方、また教育や福祉の分野で活動経験のある方です。基本的には子供たちの支援ということですので、子供が登校する日に勤務することになり、大体1

日5.5時間の方と7時間の方がいますとの答弁でした。

給食センター事業費で衛生管理の徹底、施設の円滑な管理運営に努めるという項目で予算が組まれています。指宿の学校給食センター、山川の学校給食センター施設整備としてはどのようなことを予定されていますかとの質疑に対し、指宿センターは通常の整備に加えて食缶用コンテナ、食器用コンテナと併せて給食を入れる食缶を購入する予定です。山川センターは配送用トラックと角型の二重食缶、台車を購入するほか、受変電設備のキュービクルの変更を行う予定ですとの答弁でした。

枕崎、南九州、南さつまはパンが袋に入っているということですが、指宿は入っていません。近隣の市と同じように袋詰めしてもらえたらいいのという声も聞いていますが、そういう声は学校や保護者から来ていませんかとの質疑に対し、今はパンを袋詰めしないで子供たちに出していますが、袋詰めするとやはり経費が掛かり、その分は給食費からの支出になります。コッペパンをそのまま提供すると手数料は掛かりませんが、これを食パンにすると1回切るのに2円、それをまた半分に切ると、また2円掛かります。190回の学校給食で5日のうち2回パンを出していますが、190の5分の2ですから、仮に5円で3,000人となると大体110万円程度の費用が掛かり、1.5日分の給食費に当たりますので、やはり子供たちのためにも現状のまま、給食本来の材料費に使った方がいいと考えていますとの答弁でした。

学校給食の無料化について、これまで市として検討されたことがあるのですかとの質疑に対し、学校給食法では調理場の施設費用や人件費、光熱水費の運営費は設置者が負担し、それ以外は保護者が負担するとされています。食材費等については、保護者が負担するという学校給食法第11条に基づいて、給食費を保護者からいただいているということですので、無料化について教育委員会としては検討する余地がありませんでしたとの答弁でした。

恐らく現在、全国では60弱の自治体で無料化をされていると思いますが、今の答弁ですと、教育委員会としては法にのっとって学校給食を運営されているので、無料化するとなれば教育委員会ではなく、市側が判断するという事によろしいですかとの質疑に対し、給食費の無料化については、子育て支援や貧困世帯の補助という部分であろうかと思っておりますので、やはり政策的な部分が大きいと思っておりますとの答弁でした。

もし無料化した場合、幾らぐらい給食費が掛かるのか、確実な数字を教えてくださいませんかとの質疑に対し、平成27年度決算で試算しますと、保護者が負担している給食費は1億3,290万円程度です。もちろんこれは給食センターの職員とか、学校の先生方が食べている給食費は入っていませんので、保護者のみ無料化となると、1億3,290万円程度になりますとの答弁でした。

指宿市望ましい学校づくり推進委員会で、住民説明等の資料作成がありましたが、検討委員会は今年度で結果が出るのですかとの質疑に対し、28年度当初は、本年度末をめどに一定の方向性を示したいと考え、取組を進めてきました。しかし、昨年末に市議会に出された陳

情書の件、それから庁舎内の調査研究チームのメンバーからもっと議論を深めた方がいいのではないかという意見も出され、本年度末は一定の方向性ではなく、中間報告としてまとめたいと考えていますとの答弁でした。

市内に小学校が12校、中学校が5校ありますが、住民説明会はどこで開催するのですかとの質疑に対し、住民説明会を開催する単位は、今のところ各小・中学校区を考えていますが、多くの保護者や市民が集まる会合などにも出向いて説明させていただくことも併せて検討していますとの答弁でした。

以前、市が事業の説明会を市内3か所しかしなくて、それでいいのかと思いました。やはり大事なことは全小・中学校はもちろん、言われたように様々な場所に出向いてしっかりと説明すべきだと思いますが、説明会を実施するときにはいろいろなところに声掛けして、広報するような考えはないのですかとの質疑に対し、現時点でも学校再編に不安を持っている保護者や市民の方がいますので、市の方から出向いて説明しており、これまでPTAの会合や保育園の行事、各校区の青少年育成会議など、計24回で1,000人を超える方々に話をいたしました。今後もそういったことを続けながら、要望があれば出向いて説明したいと思いません。また、広報の仕方ですが、近く市のホームページに学校再編を含めた学校の在り方についてアップをする予定であり、広報誌等も使って広く広報して、説明会の準備等も載せたいと思いますとの答弁でした。

この前説明してもらいましたが、時間が10分しかなく、市民の声を聴けませんでした。やはりしっかり時間をかけて行わないと、皆さんが思っていることを市民は理解できずに、再編とかを実行できるのか不安視するところもあります。だから、最低1時間、できれば2時間とって質疑応答が十分できるようなやり方をさせていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、現在の説明は会議の時間をお借りしての説明でしたので、10分、あるいは15分しかとれずに説明で終わったということもあります。ただ、中には時間をとっていただいて、1時間、あるいは2時間ぐらい説明をした後に質疑を受けるというスタイルでやっているところもあります。そういった説明会ですが、やはり何かたたき台がないと、先に進まないと考えておりますので、そういったものを出して、今後は教育委員会主催、主導で説明会を開催したいと考えていますとの答弁でした。

総合体育館の大規模改修がありますが、工事期間は大体どれぐらいを計画していますかとの質疑に対し、4月から12月までを考えていますとの答弁でした。

それでもう全ての工事が完了になる計画ですかとの質疑に対し、12月26日で全ての工事が終わる予定ですとの答弁でした。

総合体育館のトレーニング室もなのはな館を利用してできるのではないかと思います、その辺の検討はされていますかとの質疑に対し、以前から開聞と指宿の総合体育館のトレーニングルームでダンベル等がなくなることがあったことから、盗難防止や事故防止のためカ

メラを設置し、常に指定管理者のスポーツクラブが監視しています。また、なのはな館のあの部屋は窓が開きませんので、エアコンがないと夏はいられないのではないかというような懸念もあり、課内で検討しましたが、今のところは以前どおり開聞に行っていたきたいと考えていますとの答弁でした。

各中学校施設整備事業の中で、中学校施設実施設計業務委託2,296万円がありますが、その内容を教えていただきたいとの質疑に対し、山川中の体育館大規模改造工事設計委託と西指宿中及び開聞中トイレの改修工事設計委託、南指宿中学校の教室管理棟の外壁等改修工事委託、現年分の学校施設改修工事設計委託を合わせて2,296万円ですとの答弁でした。

意見として、学校給食センターは調理・配送を業務委託していますが、子供たちの食育の安心・安全のために施設備品等について不備があったときは、早急に対応できるような体制をとっていただきたいというものと、指宿総合体育館の大規模改修が来年度から始まりますが、体育館をこれまで利用してきた市民の方々がなるべく不便にならないよう、既存の道具を有効活用するなど、代替の場所を見つけて市民の健康の一助になるよう検討していただきたいというものと、指宿商業や小学校で様々な問題が出ている中で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの制度を本当に生かしているのかという思いがします。こういう問題を解決するために、これだけの費用を払って人員を配置しているので、しっかりとこのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して解決できるように、市、教育委員会、学校が連携を取っていただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日及び3月2日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め、また耕地林務課所管の活性化施設えぷろんはうす池田の現地調査を行うなど、慎重に審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について、指宿駅前に商業系のビジネスホテルがあれば良いし、飲み屋街も寂しい、いつも止める駐車場もない。指宿駅前の整備も含めて、全体的に取り組

んでいかないといけないと思うがとの質疑に対し、35年度を終期として、指宿港の整備が今着々と進んでいる。千載一遇のチャンスと捉え、駅前中央通りをどうにかしたいと思っている。いろいろな意見をもらいながら、まずは創業塾、あるいはこの空き店舗対策などをしていく。35年度までに海岸と合わせて駐車場のあり、大型バスでも来れる、そして駅から来た人も歩いて楽しめるまちづくりをしたいと思っているとの答弁でした。

地域おこし協力隊の事業は、何人ぐらいの隊員で、具体的にはどの質疑に対して、地域おこし協力隊を2名ほど商工水産課で採用したいと思っている。商店街活性化をメインとして活動してもらおう。業務はいわゆるよそ者の視点で、各商店街の活性化のための振興策の協議、あるいは商店街の空き店舗対策、特産品の開発、歩いて楽しめるイベントの実施、にぎわいや観光客も歩いて楽しめるまちになるよう、仕掛けをしてもらいたい。そして3年後、仕掛けていった商店街で創業をしてもらいたいと思っているとの答弁でした。

空き店舗等活用促進補助事業の内容はどの質疑に対し、家賃の2分の1、月額3万円で助成をしたいと思っている。最長3年間、1年目は月額3万円、2年目は2万円、3年目は1万円、空き店舗に入ってもらえるような仕組みにしたいとの答弁でした。

成功しない以上は貸店舗も継続できない。29年度でどれくらいの人通りの商店街にしたいという思いがあるのかとの質疑に対し、歩いて楽しめるまちづくり事業のイベントを年2回を年4回に増やした。仲居さんやコックさんの人がいないという厳しい雇用の現状もあり、中央通りで夜のイベントを行い、ホテルの泊食分離への取組をし、まちにも人が来る、食事もとってもらおう、そしてホテルも人件費、人手不足が少しでも解消になるというような取組をしたいとの答弁でした。

視察に行ったりすると、駐車場は有料になっている所が多い。駐車場は足りているという考えかとの質疑に対し、特に足りてないという声は届いていない。指宿駅西口の方はJR利用者が長時間止めているという現状もあるので、また都市整備課とも協議しながら、長時間の駐車はやめてくださいと、多くの方が止められるように利活用してくださいという運動も動きも、またしていきたいとの答弁でした。

循環バスの状況はどうなっているのかとの質疑に対し、4路線あり、週3回、1日2往復、4路線の1便当たりの平均が27年度は9.5人となっている。定住自立圏共生ビジョンの中で、新たな交通体系構築事業を予定して、29年度から事業に取り組みたい。市民の皆様が、今よりも利便性が上がるようなイッシーバスができないものか、調査・研究・分析の委託を考えている。コンサルに委託をし、専門家の知恵をもらい、空白がないような形にしたいとの答弁でした。

973万6千円、約1,000万円近い調査委託を出すわけで、職員の中で検討をしていくことは無理なのか。難しいものではないと思うが、県内でも九州管内でもたくさんいろんな所で走っている。市役所の職員の中で検討するというのを考えなかったのかとの質疑に対し、実

はなかなか専門的な知識がなく、専門的な知識を持つ方々の意見を聴いて、それを参考により指宿にふさわしい持続可能な交通体系にしていきたいとの答弁でした。

消費生活相談員事業には、どのような事例が発生しているのかとの質疑に対し、403件の相談が市の消費生活相談員に寄せられた。インターネット関係で、アダルトサイト、あるいはワンクリック詐欺、プロバイダーの契約とか、インターネット関係のトラブルが非常に多く103件、健康食品のトラブル、消火器などの訪問販売、はいはい学校、これは催眠商法の相談が56件ほどあったとの答弁でした。

403件の中には、実際被害に遭ったものはどういうものがあるのか。そして、金額的にはどの程度の被害になっているのかとの質疑に対し、27年度は46件で2,584万円ほどの被害に遭った方の相談があった。弁護士等に相談しながら37件は解決している。解決の金額として1,606万円はいろんな意味で解決をしたと聞いている。また、クーリングオフという制度での6件、697万9,800円の相談があり、救済が60万円できたとの答弁でした。

意見として、指宿の特産品になるべきものがかなりいろいろあり、まだ知らない部分があるのではないかと。あなたの知っている地域の特産品、又は指宿としての特産品を教えてくださいと、回覧板等で市民に募り、こんな特産品があるよと教えたり、自分の親戚、又は知っている人に、関係のある人に送ったりすることができるかと思う。ホームページにアップして、市民にこういう特産品もあるよという形の働き掛けをやっていただきたいというものと、地域おこし隊、歩いて楽しめるまちづくり事業、これまでも中心市街地活性化法に基づいて商工会議所と行政も一生懸命取り組んできた事実がたくさんある。しかしながら、一つも定着されていない。続いていない。これだけ財源も職員も商工会議所の皆さん、できれば市民みんなで知恵を出し合って、しっかりと結果を出すように努力していただきたいとお願いをしておくというものと、新交通体系構築事業は最低でも南九州市、月曜から金曜まで若しくは土・日も走らせられないか。交通弱者は顕著にいらっしゃる。市民に優しいまちづくりをしていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について、鰻地区で駐車場の借入れを何台分ぐらい予定しているのかとの質疑に対し、西郷どんが放映されたら、岩崎産業が所有している土地や区営の土地を借り上げて駐車場にしていきたい。台数はまだ試算はしていないとの答弁でした。

ヘルシーランドの苦情を多く聞くが、担当課も足を運んで何か異常はないのか、確認をする必要があると思うがとの質疑に対し、ヘルシーランドと指宿市の間でモニタリングを年2回、毎月各施設間と事務連絡会、事業計画の計画書のチェックで毎月1回は現場に足を運んでいるとの答弁でした。

ヘルシーランド利用客がプールの塗り替えの作業をやっており、長いこと使えなかった。我々は年間利用券を買っているのに使えないといったケースがあった。工事に入る前に周知すべきではないかとの質疑に対し、利用されている方については、かいもんレジャーセン

ターのプールを工事期間中利用してくださいという周知を、ヘルシーランドの方でも利用者にはしっかりと説明してきたと思っているとの答弁でした。

観光企画事業は前年度に比べ大分減額になっているが、理由はどの質疑に対し、唐船峡は一応28年度の3月で内容はできる。池田湖もある程度形が見えてきた。詳細なところが出てくれば、議会でも報告をさせていただく。かいもん荘跡地も岩崎産業が第1事業者の優先権者ということで、これから進めていく。事業が進捗した関係上、減額ということで考えているとの答弁でした。

交流支援事業のスポーツ合宿等は、昨年と比べたら倍増された金額になっているが、奨励金はどのように助成されていくのかとの質疑に対し、昨年28年の4月に要綱を改正し、小さな団体でも連泊数が多かったり、人数が多くて宿泊数が少なくても該当するように門戸を広げた。28年度は2倍近くが該当して、この事業を活用しているとの答弁でした。

東南アジア、タイ・シンガポール観光誘客制度はどのような内容かとの質疑に対し、地方創生事業分で5市町、南さつま、枕崎、南九州、指宿、南大隅で実行委員会をつくり、東南アジア系からの誘客が今後伸びるであろうという予想がされるので、タイ・シンガポールに場所を決めてアタックをかけている事業ですとの答弁でした。

西郷どん観光誘客事業の実行委員会の負担金3,150万円の内容はどの質疑に対し、西郷どん館を設置しようと考えている。今、NHKエンタープライズに話をしている部分、臨時職員の雇用の費用、指宿駅、時遊館COCCOはしむれ、山川、鰻をつなぐシャトルバスの運営費用を西郷どん館の運営費として3,000万円計上しており、150万円についてはガイドの活動費として待機所の設置と活動費、パンフレット代、全部合わせて3,150万円を計上しているとの答弁でした。

フラフェスティバルを除いた二つの大きい大会は、年々参加者が減ってきており、実行委員会として赤字が出てしまったというような状況も考えられるが、参加料をもらっているイベントに対しては、どのような考え方をしているのかとの質疑に対し、マラソン、マーチはここ2年ぐらいでいきなり少なくなっている。マラソンについては、おもてなしの部分をとすわけにはいかないこと、マラソンのイメージとして1万9,000人レベルのところではなく、1万5,000人のところでしたらもう1回見直していこうという話合いの中で、今後詰めていき、マーチについても小学生の無料化とか、いろいろあるが、参加料も見直すという部分を含めた中で、全体的に見直していく。そして今後、実行委員会に図るためにも、事務局側と協議をしていくとの答弁でした。

参加者を増やすため、施策としては何か手を打っているのかとの質疑に対し、マラソン、マーチ、フラフェスティバル、3イベント合同のキャンペーンを九州管内、全国の機会があるときには打っていく。海外の方も参加できるようなイベントにしたらどうだろうかというのも含めて考えているとの答弁でした。

ヘルシーランドの芝生広場、サッカー場、それに遊具の関係も指定管理者のセイカスポーツセンターがやるようになってから、全然手を入れなくて造り変えた。中途半端な管理をしてもらったら困る。指定管理は民間のノウハウを生かしてというが、担当課として今後どのようにしていくのかとの質疑に対し、ヘルシーランドの指定管理者の部分は、一生懸命頑張っているつもりだが、苦情が出ているのも事実である。昨年以來、毎月1回指定管理者と協議をやっている。まだ足りない部分も確かにあるが、今後も引き続き、観光課としてもしっかりとやっていきたいとの答弁でした。

ヘルシーランドのサッカー場について、管理ができないようなところに指定管理をお願いしても駄目なのではないかとの質疑に対し、できないようであれば次回の選考の中では考えないといけない。そこまで至るまでにできる部分はないのか、それも含めて観光課としては対応していきたいとの答弁でした。

意見として、砂むし会館砂楽の所の海辺の散歩道の板張りの部分、少々の修理では危険である。県の予算でできるだけ早く改善されるよう、できればやり直すことも視野に相談をしていただきたいというものと、温泉施設管理事業、砂むし会館砂楽、そしてヘルシーランド、併せてかいもんレジャーセンター、特に無駄のないような取組ができるようお願いをしておくというものと、観光地指宿は資源がまだまだたくさんある。山川町時代は指宿に宿泊費は落ちるけど、山川は通過客で、観光の資源はあるのにお金の落ちない所だよねという話をしていた。まだまだ山川・開聞地域は観光の資源がたくさんあるので、思い切り生かせるように努力をしていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について、活動火山周辺地域防災営農対策事業に鹿児島市等はプラスの補助金を出しているのかとの質疑に対し、15%上乗せをしている。27年度の時点で日置市といちき串木野市、始良市、薩摩川内市、長島町、湧水町、肝付町が上乗せ実施をしているとの答弁でした。

指宿市もそのような検討はしたことはないのかとの質疑に対し、個人的な財産の取得に関してはしないとの基本的な考え方があるので、検討した経緯はないとの答弁でした。

クリーンアップ指宿確立事業のマイエンザの利用者の戸数はとの質疑に対し、畜産農家の軒数は141軒中13軒、耕種農家の方が延べ290軒の使用になっているとの答弁でした。

マイエンザの効果はとの質疑に対し、農産物に対する効果は、使用農家の意見として非常に収穫が上がったとか、いい効果、いい評価をいただいているが、非常にその試験をとるのが難しいため、具体的にマイエンザを使ってという試験効果はできていない。臭いについては、豚舎内で25ppmあったものが、アンモニア濃度で2.6ppmぐらいに減ったり、肉用牛農家で畜舎内の13ppmあったものが2.5ppmまで下がったという効果は出ているとの答弁でした。

環境政策課もタイアップして力を入れて進めているのかとの質疑に対し、畜産農家についてはいろんな機会を通してお示しして使っていただくようお願いをしているが、なかなか

使っていない。普及が図られていないのが実態で、非常に使いづらいという意見が出されており、新たな消臭効果のある資材の竹を発酵した、竹の粉を使った資材とか、取り組みながら悪臭の問題については努力していきたいとの答弁でした。

鳥獣被害はどれぐらいあったのかとの質疑に対し、27年度は農作物の被害で708万6千円、26年度が3,149万円、25年度が505万6千円、24年度が4,103万6千円、1年越しに増えたり減ったりしており、恐らくヒヨドリ関係の被害がかなり影響しているとの答弁でした。

有害鳥獣の捕獲数はとの質疑に対し、28年度イノシシは263頭、アナグマは153頭、カラスが629羽ですとの答弁でした。

予算を867万5千円組んでいるが、詳細はとの質疑に対し、電気柵に6組合で4,384m、防鳥網が9組合で12.55ha、アナグマとタヌキの小さな箱わな40基、28年度は導入しているとの答弁でした。

サル、シカに対する対策はとの質疑に対し、シカについては駆除をしている。サルについては鉄砲で撃つのを非常にためらう部分があり、なかなか撃てないということで、通報があったときには耕地林務課と農政課の職員で出向いて、とにかく追い払っている状況ですとの答弁でした。

本市にとって地域の商品開発は極めて重要だと思うが、指宿にしかない指宿のものを使った商品開発をしていただきたいがとの質疑に対し、生産する段階で2割とか3割とか、出荷できない部分が出ている。うまく何か使えないか。6次産業化クラスター事業を使って商品開発とか商工水産課と連携を取りながら進めているとの答弁でした。

ソルゴー、いわゆる天敵を利用した環境に優しい農業技術に対する評価、もしくは普及、助成策は何か検討していないのかとの質疑に対し、総合的防除、これは普及センター、JAと市、関係機関一体となって普及を図ろうということで、今取り組んでいる。ソルゴー代が反当たり2千円ぐらいするので、助成までは今のところは考えていないとの答弁でした。

降灰対策事業の補助事業は、当初は75%からスタートし、今65%であり、下がってくる傾向だ。一生懸命取り組んでいる地域でもある指宿が、この補助事業に対して上乘せというのを全く検討する余地はないという考えだが、これからもそうなのかとの質疑に対し、以前から御指摘をいただき、検討をしてきているところで、合併前はそれぞれの市・町の考え方で助成をされてきた経緯もある。合併の段階でこの補助金の在り方がどうなのか。助成金に関しても、農業だけではなくて、全ての産業部門の団体への助成金、補助金を一つの方向性を出してやってきている。降灰対策事業に対する上乘せはやらないという形で方向性が定められてきている。補助金という形ではなく、営農の指導、技術的な問題でしっかり取り組み、農家の方々の所得の向上を図っていきたいとの答弁でした。

農業施設費の中で、関連施設の費用対効果をどのように考えているのかとの質疑に対し、山川多目的研修館については、27年度が費用に対して33%しか歳入がなかったが、計画にお

いては若干利用率が上がり、40%の収入が見込めると思っている。開聞構造改善センターは、27年が42%、開聞の菜の花の加工場は95%で、市の持ち出しは5%で済んでいる。施設については農村環境の改善が一番大きな目的で、非常に効果は出ていると考えているとの答弁でした。

昨年の雪害、台風の被害の支援金はどのような状況になっているのかとの質疑に対し、基本的に農家の方々の全ての書類が整わないと実績を上げられないということで、非常に遅れ、迷惑を掛けたと思っている。JA以外の部分については、国からお金が下り、その日にすぐ農家の方には処理をして、振込を終了している。JAの方は若干書類の整備が遅れたため、まだお金が下りていないと聞いている。国の方のチェックが2か月以上かかってしまい、その分でかなり遅れた。国の方にも再三急ぐよう、電話なりをしてお願いをした経緯もあるが、JAの方の処理は3月の予定ということだけしか聞いていないとの答弁でした。

グレードアップした加工施設を造る考えは持っていないのかとの質疑に対し、利用される方々からそういう要望があり、こういった機械が欲しいということであれば、前向きに検討はしていきたいとの答弁でした。

意見として、イノシシ、サル等は学校、住宅の近辺まで出て来ている。被害が出る前に、農政課だけではなく、危機管理課を含めて、庁内の全ての対応のできる課で協議して、早急に対策を取っていただくよう、是非検討をお願いしたいというものと、降灰対策事業の上乗せ補助の件について、県内でも上乗せ補助をしている市町村が3分の1ぐらいあるというような答弁もあった。スナッフえんどうにしても、災害を避けようとするならば施設が必要だ。100%自己負担となるとそこまではいかない。指宿の農業生産高を上げるためにも、上乗せ補助を是非検討していただきたい。中の施設については、ほとんど今、補助事業というのではないのではないか。中の施設まで対応できるような補助事業というものを検討していただきたいというものと、降灰対策事業は鹿児島県全体を見たときに、公平・公正の面から指宿市も是非上乗せ補助をすべき。そして、新たな品種をあらゆる研究機関、普及・指導センターも含め、協会等もあるので、指宿市内の農業者の所得を上げるためにも、新規就農者を誘導する意味でも、予算を取っていただきたいというものと、ブランドで指宿黒牛、黒豚、黒薩摩鳥と、畜産の方ではかごしまブランドがある。指宿は日帰り客も合わせて400万人からの観光客が訪れるということもある。ふるさと納税の返礼品の関係でも、ただ鹿児島の黒牛の返礼ではなく、指宿で育った安心・安全な指宿の名を付けてブランド化を図っていただきたいというものと、農業関連施設の維持管理費は、歳入、歳出を見てもそれなりに差がある。今後、建物も古くなっていくし、統廃合も今後考えていかなければならない。公共施設の在り方調査研究特別委員会もつくっており、このことについては注目されるべき問題である。管理運営については、担当課としてしっかりと考えながら取り組んでいただきたいということをお願いしておくというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について、レイクグリーンパークは現在、どのようになっているのかとの質疑に対し、2月6日から3月10日までに次の指定管理者の募集をするために、市の広報誌及び市のホームページで公募を行った。2月24日に現地での施設の案内と現場の説明を行い、12団体ぐらいが参加した。スケジュールについては2月27日から3月10日までに申請書を受け付け、候補者の選定委員会を開催することになっている。6月議会に議案を提出させていただき、指定管理としては9月1日から考えているとの答弁でした。

単独事業のレイクグリーンパークの高圧機器取替工事455万3千円というのは、電気関係の補修かとの質疑に対し、レイクグリーンパーク高圧機器取替工事の明細については、レイクグリーンパークのえぷろんほうす池田の建物の北側に電源装置の負荷開閉器、通常パスと、その他のキュービクル内の高圧機器の取替えに要する費用の工事費ですとの答弁でした。

松くい虫の伐倒駆除は昨年と同様であるが、この予算であったら進まないのではないかとの質疑に対し、松くい虫の伐倒駆除については当初予算で700立米ということで計上した。25年度以降相当な被害量が発生している。25年度が1,450立米、26年度が5,266立米、27年度は6,991立米という非常に大量の被害が出ている。26年度と27年度については当初予算では予想しきれなかった分については、12月補正ないし3月補正に計上し、28年度は同じように12月補正でその増額をお願いした。松くい虫の被害というのは、そのときにならないと分からないというものがあり、今まで補正で対応してきたとの答弁でした。

昨年の台風によって相当倒木がある地域がある。今後、どのような対策を取っていくのかとの質疑に対し、倒れている箇所が非常に多いことと、松くい虫の作業があった状況もあり、森林組合からは4月以降に対応していくと聞いているとの答弁でした。

台風被害に遭った民有林の対応ができないのか。場所によっては目に余るような光景がある。行政として何らかの方策を講じるべきではないのかとの質疑に対し、個人の山であれば財産権自体が当然個人にあるため、自分で守っていかなければならないというのが基本的なスタンスで、景観の問題からすれば別の考え方ができるので、今後検討課題にするとの答弁でした。

今、全体の伐倒駆除の進捗状況はどの質疑に対し、被害の全体像としては8,111立米、本数で約1万2,000本という状況で、戸ヶ峯海岸、花瀬海岸、入野海岸、奨励区域についてはほぼ全量の伐倒駆除を終える見込みである。地域振興区域、主要道路沿い、池田湖、薬剤散布ができない所でやらないといけない所の757立米については、ほぼ全量の伐倒駆除ができる予定である。物袋海岸、花瀬海岸、戸ヶ峯海岸は植林を行っている。戸ヶ峯海岸においては22年度から31年度までの10か年の事業で、防波堤の再整備を行っており、調整しながら1ha当たり1万本という非常に密植の形でやっていく予定であるという話を聞いている。花瀬海岸と物袋海岸については、南薩地域景勝林保全再生対策事業の植林をやっていこうという計画をしている。開聞山麓周辺については、広葉樹が生育しており、自然の力に任せる形で対

応をしていきたいと県からは聞いているとの答弁でした。

指定管理者の修繕は非常に不透明なところがあり、貸した側がそれを修繕するのか、借りた側が自前で修繕するのか、極めて重要だと思う。どのように考えているのかとの質疑に対し、経年劣化の部分については、修繕という形で予算を上げないといけないと思っている。使い方の不具合とか、間違った使い方をした場合には、一応協議をして、どちらがするのかということを決めているとの答弁でした。

修繕が出た場合、金額は幾らまでは行政が持ち、それ以下なら指定管理者が持つというような決め方をしているわけだが、えぷろんはうすはどのようにになっているのかとの質疑に対し、締結する協定書の計画案の中のリスク分担の中で、施設や物品の損傷という形で1件につき10万円という金額を想定して、10万円以内なら指定管理者、それ以上なら市になると規定しているとの答弁でした。

意見として、芝生部分の外周部5mぐらいまでは芝刈りをお願いするとのことであるが、市有地のずっと奥の方の部分を怠ると、今後大変なことになる。芝刈りの範囲を見直していただき、年に1、2回ほど特に夏場には草刈りをするを条件に、又は周辺の整備まで含め予算を確保していただきたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について、地籍調査事業の進捗状況はどの質疑に対し、28年度末の進捗率は旧指宿市で86.73%、1.18km²の調査を実施し、旧指宿市において全調査面積の67.29km²のうち58.36km²の調査が完了したことになり、既に旧山川町と旧開聞町は完了しているので、市全体では93%の進捗率ですとの答弁でした。

あと何年ぐらいかかるのかとの質疑に対し、29年度以降の残りの面積が約8.93km²となっており、年平均1.5km²の実施ができた場合、1筆調査ベースで29年度を含め約6年かかる見通しですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、橋梁長寿命化修繕事業の進捗率はどの質疑に対し、25年度から34年度までの計画で43橋計画しており、そのうち26橋完了することになり、進捗率としては60%ですとの答弁でした。

柳田迫田線は総延長が570mということで、進捗はどのくらいで事業の完了はいつ頃かとの質疑に対し、28年度に160m、29年度に140m、本線分についてはあと1年、若しくは2年ぐらいと考えているとの答弁でした。

鰻地区の道路の新設改良の着工と完了はいつかとの質疑に対し、4月に入って測量し、遅くとも10月ぐらいまでにはと思っている。計画が集落を1周する路線と、鰻温泉までの道路で発注形態も考慮しながら、ただ一度に発注してしまうと集落の方が今度は通れなくなるという状況もあるので、早めに完了できるように努力したいとの答弁でした。

道路新設改良費の中で、47路線計画をしているが、全体の要望からして追い付かない状況

にあると思うがとの質疑に対し、合併当初から要望は28年度までで195件きている。29年度は継続分も含めた中で26路線ということで、進捗率67%ぐらい、要望については完了しているとの答弁でした。

今後の予定はとの質疑に対し、現在、新設改良の計画には、極力その要望路線を含めて入れるようにしており、また順次古くなっていくので、当然、この路線数が増えていく。今いただいている要望については、順調にいけば5年程度でできるのではないかと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について、瀬崎港海岸高潮対策事業の現在の進捗と完了はいつ頃になるのかとの質疑に対し、進捗率41%となっており、29年度末完成を予定しているとの答弁でした。

指宿港海岸整備事業は、これまでどのくらいの事業費が掛かっているのかとの質疑に対し、国の直轄事業として27年度4億8,600万円、28年度当初5億9,400万円、国の二次補正により2億4,000万円、2月の三次補正で1億8,000万円、28年度全体として10億1,400万円を確保しているとの答弁でした。

全て終わるのはどのくらいの期間を予想しているのかとの質疑に対し、国の予算の確保については、推進協議会等を通じ国へ要望しており、国としては26年度から10年間35年度をめぐりに実施しているとの答弁でした。

指宿港海岸整備に伴う市で負担してやらなければならない工事も相当あると思うが、完成までに大体どれぐらいを考えているのかとの質疑に対し、約2kmの区間で今現在、推進協議会のワークショップ等を通じ、海岸の背後地の緑地帯をどのような施設整備がいいのか、今話し合いをしているので、総額幾らぐらいになるのかというのは出ていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について、湊土地区画整理事業の進捗と十町地区の状況はとの質疑に対し、湊土地区画整理事業は事業費ベースで28年度末、約92%の進捗率で、十町土地区画整理事業は事業費ベースで約28年度末、約61%の進捗率ですとの答弁でした。

湊地区と十町地区の以後の事業費はどのくらい掛かるのかとの質疑に対し、湊地区は29年度以降、残りの事業費約4億5,000万円を予定し、十町地区は29年度以降、残りの事業費約32億円を予定しているとの答弁でした。

十町地区の区画整理事業進捗率61%の状況をどのように捉えているのかとの質疑に対し、国費の付きも要望額に対して満額できるような状況ではない。今のところは32年度という予定はしているが、若干遅れるのではないかと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について、敷領団地建替えは平屋建ての2棟の45戸でよいかとの質疑

に対し、今回、基本構想を28年度にし、3階建てもしくは4階建てで2棟45戸若しくは46戸で建て替えるとの答弁でした。

住宅の合併浄化槽の改修は何戸残って、予定で何年ほどかかるのかとの質疑に対し、現在、水洗化率は75.8%で、汲取りが191戸残っており、その中で浄化槽設置を計画している団地が3団地20戸あり、34年度までに終わらせる予定ですとの答弁でした。

公営住宅で一番申込みが多く、順番待ちの方はどのくらいあるのかとの質疑に対し、弥次ヶ湯団地、高野原団地、新田ふれあい団地、申込待機者が多いところで弥次ヶ湯団地が92名で一番多いとの答弁でした。

どのくらい入居するまでに要するのかとの質疑に対し、弥次ヶ湯団地については1年の入退去がおおむね1、2件しかないので、それでいくと何十年も待つということになるとの答弁でした。

現在空いているところはどの質疑に対し、新西方団地の1戸と川尻2号団地の1戸、計2戸ですとの答弁でした。

現在、待機者数はどのくらい最高であるのかとの質疑に対して、現在、待機者の総数が372名ですとの答弁でした。

意見として、公営住宅は是非強力に建設を推進していただきたい。また、公営住宅に汲取り便所が残っている。今の時代に合わないのではないか。指宿市を側面から見ると評価がどうなのか、早く改修をしていただきたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について、農業者年金について、若い人たちの国等からの補助はどのくらいあるのかとの質疑に対し、農業者年金の保険料については国の補助制度があり、35歳未満については、6千円と1万円の補助、35歳以上については、4千円と6千円の補助があるとの答弁でした。

農地中間管理事業の実績はどの質疑に対し、28年度重点地区を設け、指宿は下吹越地区、新西方地区、開間の方が上野地区、山川が尾下地区、事業の推進に係る説明会を実施している。実績については、地域集積協力金交付事業の対象となった面積が7.5ha、交付金が約60万円で、経営転換協力金については5戸の農家が対象で、面積が182 a、交付金が170万円となっているとの答弁でした。

年金制度は遺族年金があるのかとの質疑に対し、80歳までに死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者年金の額を一時金として遺族に支給する制度となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 議案第22号に反対の討論を行います。

施政方針によりますと、市長の掲げた平成29年度の重点施策は未来への投資です。そして、未来への投資としてサッカー・多目的グラウンド整備に向けた基本計画を策定するとあります。施政方針の中で何より先に掲げられている方針です。地方自治法によれば、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としてとあります。将来展望は当然必要だとしても、まずは現在の住民要求に、差し迫った住民要求にどう応えるかが重要であります。その点からすると、サッカー・多目的グラウンドの整備を重点施策の第一に掲げ、総合的に福祉の増進を後継に押しやるものと言われても仕方ありません。現に、サッカー・多目的グラウンド整備には24億7,600万円掛かるとしながら、その一方で、今議会の一般質問で出されたものだけを拾っても、子育て支援や教育問題での要望については、なかなか応えようとしません。予算の中にはサッカー・多目的グラウンド整備事業費として委託料866万円が含まれています。サッカーのできるグラウンドなどを造ることそのものについては、市民の要求でもありますし、理解をするものであります。しかし、問題はどのような位置付けでどのような内容の、あるいは規模のものを造るかであります。そのためには、市民の声にいかにかに耳を傾けるかということが大事になってきます。ところが、実際にはどうかと言えば、市民の声を聴くとしながら、予算が通れば4月中にでもプロポーザルにかけたいということであり、市民の声に寄り添う姿は見えません。総事業費の見込みが24億7,600万円という大きな事業です。将来への投資ということで、他に先駆けてやるべきものでしょうか。しかも、規模と内容についての市民レベルの議論はまだまだ不十分です。少なくとも、現時点における今のままでの計画による整備は、将来への財政負担のリスクが高く、見切り発車するべきものではありません。もっともっと身近な切実な市民要求に応える施策を優先すべきと考えます。

また、いよいよ最終ではありましようが、メディポリス指宿への奨励金3,044万円が含まれています。全体としては細部にわたって全面否定するものではありませんが、どこを向いて、誰のための市政であるのか、疑問を持たざるを得ません。

昨年の地熱発電では、説明会を開いただけで市民の了解は得たとして事を進め、そればかりか、政策と関係する予算が否定されたのに、既定方針どおりに調査井掘削に向けて手続を進めました。新年度においても同様の市政運営を色濃く感じます。

容認しがたい幾つかの点について指摘をしましたが、以上のようなことから本議案に反対をいたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

西森議員。

○6番議員（西森三義） 議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

去る3月19日、日曜日の南日本新聞のひろば欄に、園児サッカー熱戦に感動という記事が掲載されていました。75歳の方の投稿です。その一部を御紹介いたします。先日、園児サッカー大会を見る機会があった。参加者千数百人、Jリーグさながら組織化されたチーム、指示を完全に無視して全員で攻撃に出るチーム、足を蹴られ、泣こうか、泣くまいか、思案する子供もいた。興奮してコート内に入るコーチやお母さん。ゴールすると飛び上がる保護者。少々の反則は無視する温情あふれる高校生のお兄ちゃんレフェリー。終了のホイッスルが鳴ると、負けたチームの子供たちが涙を流していた。Jリーグでは考えられない感動を経験した。この中からオリンピックで活躍する選手が出てほしいと、念じざるを得なかったと綴られていました。今回のサッカー・多目的グラウンド整備事業は、正にこうした感動を生む、その舞台を整える事業であります。次の世代を担う子供たちを育成する、子供から高齢者まで、障害がある方もそうでない方も、全ての人々がスポーツ、レクリエーション、教育、福祉、イベントなど、様々な場面で施設を利用し、健幸のまちづくりを更に推進する。プレーする人、応援する人、大会を運営する人、全ての方々に配慮した施設整備を行うことで、交流人口の拡大が図られ、地域経済、観光の活性化を図る。これが基本構想に掲げられた目的、理念となっております。この整備事業に対しまして、883社が加盟する指宿商工会議所、264社が加盟する指宿市観光協会、268社が加盟する菜の花商工会、42社が加盟する指宿市建設業組合の延べ1,192の事業所の総意として、是非整備してほしいという熱烈な陳情書が提出されています。また、市内19チーム、434人が登録している指宿市サッカー協会から提出された整備を望む陳情書には、実に5,379名の市民の署名も添付をされております。これは正にサッカー関係者のみならず、多くの市民がこの事業の目的、理念に強く共感し、多くの市民が夢と感動の舞台を是非とも整えてほしいと、この事業の推進に賛同されている証になります。多くのチームが本市に合宿に来てくれる。本市が合宿の聖地となり、多くの選手やサポーターが訪れることで、交流人口が増え、観光振興はもちろん、地元の特産品や農産物の販売促進や消費拡大にもつながり、年間2億5,000万円という大きな経済波及効果も見込まれます。

更に、整備予定地の新田地区は指宿市土地開発公社が長きにわたり先行取得をしてきた土地でもあります。今回、ここを整備し活用することで、土地開発公社の負担軽減と健全化も図ることができます。70%が国からの交付税で措置される合併特例債、この活用期限は平成32年度までです。この有利な財源である合併特例債を活用することで、市の一般財源の持ち

出しは全体事業費の3分の1程度に抑えることができ、その後の支出も平準化できます。もしこの合併特例債を活用できなければ、土地開発公社の土地の買戻し費用も含め、全てを一般財源で賄わなければなりません。多くの市民が夢と感動の舞台となるサッカー・多目的グラウンドの整備を訴えています。そして、それをかなえることができる有利な財源である合併特例債を活用できます。今正に、この事業に着手しなければ、懸命にボールを追いかける子供たちの姿も、ゴールすると飛び上がる保護者の姿も、温情あふれる高校生のお兄ちゃんレフェリーの姿も、指宿では見ることはできないのです。この事業は本市にとって是非とも推進すべき事業ですので、この平成29年度の一般会計予算について、賛成いたします。以上です。

○議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号、平成29年度指宿市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第14、議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会へ付託されました議案第29号、平成29年度指宿市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

鰻池揚水管改修工事、この揚水管はいわゆる鰻池の水中を含むのか、それとも湖岸のところから小雁戸の地上部分なのかとの質疑に対し、鰻池の揚水管は鰻池に入れている水中

部分ですとの答弁でした。

鰻池の水は、特に夏場は氷も要らないというぐらい温度が低くて喜ばれる反面、冬場は茶碗を洗うのに手が冷たいとか、灯油代が高くつくとか、水温が取る位置によって結構違うようですが、その辺を考慮して鰻池のどの辺に揚水管を入れるつもりですかとの質疑に対し、鰻池の水は大変冷たく、夏場等は大変おいしいという反面、冬場等になればお湯を沸かすのに燃料代が掛かるとか言われます。今、水中から約20mのところまで揚水管を引いていますが、今回入れる予定の揚水管は、今の揚水管より約10m水面に上がったところから揚水管を引く予定ですので、若干温度的には上がるのではないかと思いますとの答弁でした。

配水施設整備の管路整備事業について、延長と金額にかなりのばらつきがあり、バランスが取れていません。径や場所による影響があるのですかとこの質疑に対し、そのとおりで、管の径、又は材質等による違いですとの答弁でした。

今使っている管の材質は、どれが高くどれが安いのですかとこの質疑に対し、材質で今一般的に使われているのがH I V P管で、これは塩ビ管の強いやつですけども、それと今回、秋元湧口線の配水管がありますが、この管が175mmで9,300万円掛かっています。管の径が350と大きくなっており、材質もダクタイル鋳鉄管で結構金額が上がる管ですとの答弁でした。

有収率については、最新のデータはどれぐらいで、新年度については有収率を高める努力としては修理をするということなのか。数字として掲げているのですかとこの質疑に対し、有収率は、平成27年度が市全体で86.35%、26年度が86.06%で、有収率は改善されております。また、29年度におきましては、開聞地域の漏水調査を引き続き行いたいということで予算を計上していますとの答弁でした。

給水戸数が2万276戸ですが、これは基本的に簡易水道等を除けば、市内全部ということなのか、あるいは地形的な事情で給水がされていないところがあるのですかとこの質疑に対し、給水戸数は給水区域内だけの数で、その中には給水区域内であっても自分たちの地区水道を持っていらっしゃる場所もありますので、その辺は入っておりませんとの答弁でした。

市内で地区水道とかがないにも関わらず、給水できていないところがあるのですかとこの質疑に対し、そういうところはないと認識していますとの答弁でした。

ホテル等で独自の上水道のパイプを持ち、市が給水していないところがあるのですかとこの質疑に対し、ホテル等の自前の井戸というか、給水関係につきましては、ちょっと水道課では把握をしておりませんとの答弁でした。

鰻池の捨て水管400mの新設ですが、この必要性について説明してくださいとの質疑に対し、鰻池の小雁戸のところですが、急速ろ過機で水をきれいに浄化して、その捨て水を今、一旦貯めて、その上水を流していますが、その捨てる水が沈み込む前に、若干、そんなに汚い水ではないのですが、その水というのは給水ろ過機が一旦水をきれいにし、それを1日

に2回、下から逆洗をして、そのろ過機をまた掃除をします。その捨て水を一旦貯めているのですが、それを直接下の森松水利用組合の用水路に流せば田んぼに行くため、市ではそれはよろしくないということで、今回、排水管を入れて別路線で用水路から切り離そうということで、今回入れていますとの答弁でした。

今回から、逆洗した水が直接管を下って川に入っていくということになるのですか。一旦沈殿槽を通して、そこからの水になるのですか。流す方式は今までと変わらないということですかとの質疑に対し、一旦掃除をした水を枡に貯め、沈下させます。その上水が今流れるようになっていますので、それを用水路に流さずに、直接排水管を通して別路線で流すということですかとの答弁でした。

長期前受金戻入とは何ですかとの質疑に対し、長期前受金戻入は、新会計基準によって出てきたものですが、国から補助金を受けて施設などの固定資産を取得した場合は、その補助金を資本に計上することになっていますが、この補助金のうち原価償却の資産に充てたものは、長期前受金として負債に計上しなさいということになり、これによって取得した資産の減価償却に合わせて、毎年度収益として計上することになったために、この長期前受金戻入ということが生まれています。利益には影響しないものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第23号～議案第25号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、議案第23号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計

予算について、から、日程第17、議案第25号、平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ付託されました議案第23号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第25号、平成29年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第23号について、特定健診事業がありますが、どのくらいの受診者を見込んで予算を計上しているのですか。対象者は全部というわけではないと思いますがとの質疑に対し、特定健診は当初から37%前後と伸び悩んでいました。平成24年度は41%と、40%を超えましたが、ずっとまた同じような状況が続いており、平成27年度が41.3%ということで、その実績を勘案して積算しておりますとの答弁でした。

再度案内を発送するなど、いろいろやっていますが、もっと受診率を上げる方法を、何か独自に考えたりされないのですかとの質疑に対し、いろいろな取組をしてもなかなか伸び悩んでいるのが事実です。27年度も総会等に2、3か所は行きました。また、今回、184地区の健康推進員の方々に健康づくりの講話ということで時間をください、いつでも希望があれば行きますということで葉書を出して土・日、夜間を含めて10か所ぐらいの地域には出向くようにしたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について、現在、後期高齢者医療費の自己負担金は1割だと思いますが、2割にするとかいうことは検討されていないのですかとの質疑に対し、見直しというのは市町村でするのではなくて、国の方で一律に行うと思いますので、そのときは国に準じた形で市町村も足並みを揃えなければならないと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第25号について、地域介護予防活動支援事業で、各公民館等ではころばん体操をやっており、少ないところは3地区ぐらいで一緒にやっていると聞いていますが、参加地区数と人数はどうなっていますかとの質疑に対し、ころばん体操は昨年12月現在、48会場で

103地区が実施しており、登録者数は1,035名となっていますとの答弁でした。

効果をどのように捉えていますかとの質疑に対し、今、2年ほどになります。握力はそれほどころばん体操の影響はないようです。しかし、いすに座った状態から立って数m歩いて往復し、またいすに座るまでの時間を計ると短くなっており、脚力等の筋肉が付いていると思っていますとの答弁でした。

介護保険料の徴収の件で、昨年、誤徴収がありました。それ以降、そのようなことが起こっていないのか。また、再発防止に向けた現状と今後について伺いますとの質疑に対し、昨年度、介護保険料の誤徴収で市民の方に大変な御迷惑をお掛けしました。その後の処理状況について、差額分を納めていただく方が1,473名おり、全員に納めていただきました。一方、還付になる方は1万1,498名おり、今日現在で残り14名の方の還付請求書がまだ届いていないということで、個別に訪問しながら速やかに還付できるよう努力しているところです。その後は二度とこういったことが起きないように、副市長からも担当者だけではなく、係長もチェックをするなど、ダブルチェックを徹底するよう市全体に指導が出され、再発防止に努めているところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号から議案第25号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第25号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第26号～議案第28号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第18、議案第26号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、日程第20、議案第28号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予

算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に付託されました、議案第26号、平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計予算について、から、議案第28号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計予算について、までの3議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月28日及び3月2日の両日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第26号について、維持管理費の中の修繕費、突発的修繕とはどういうものかとの質疑に対し、昔ながらの石綿パイプというものが残っており、経年劣化で破裂することが度々ある。その部分を突発的な事故と捉えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第27号について、インバウンドと国内客との割合はとの質疑に対し、昨年12月から2月までの3か月間の利用者は、全体で約1万8,000人、外国人利用者は4,500人程度で25%の割合となっている。香港からの利用者が一番多く、約3,000人が利用しており、全体の17%、外国人の66%となっているとの答弁でした。

香港からの客が多いということだが、言葉の問題はとの質疑に対し、パンフレットも日本語、韓国語、中国語、英語のものを準備している。外国から来たお客様は英語で話し掛けるとおおむね理解していただける。準備してある英語のものも見せたり、場合によっては無料アプリがスマホであるので、英語に変換したのを見せたりして、何とか対応しており、副支配人がある程度、英語や中国語を話せるので、対応しているとの答弁でした。

23台の改修事業は、どのような改修をするのかとの質疑に対し、23台のテーブルは一時撤去をして、足場を組んで壁や天井が終わった段階で、また元に戻すということで、取り外し、取り付けも含まれている。屋根については、一部台風等で杉の枝が落ちたり、割れたりしており、年数もかなり経っている。屋根、壁、天井をやり替えることの積算になっている。現時点では11月から2月の4か月間で工事を終わらせたいと思っているとの答弁でした。

意見として、指宿観光はおもてなしということで銘打って歓迎をしているので、その心は忘れずに、今後、インバウンドを中心とした改めて外国の方々に望まれるようなメニューと

いうものも開発が必要なのではないかと思うので、努力をしていただきたいというものと、鹿児島はお茶の産地なのに、唐船峡に行ってお茶を飲んだらお湯にちょっと色が付いたみたいなお茶しか飲ませてくれない。地域の食堂にも聞いてみたが、唐船峡が最低だった。原材料費から売上げを見れば3倍ぐらいはあるのではないか。できるだけおもてなしのお金にならない部分に気を遣っていただきたいというものがありました。

次に、議案第28号について、濁口の雨水ポンプ場が完成し、弥次ヶ湯地区の設置委託が計上されているが、どういうイメージで、どのエリアの水が入ってくるのかとの質疑に対し、弥次ヶ湯の雨水ポンプ場については、ポンプ能力6 t、調整池2万8,500 tの施設を考えており、前年度浸水解析を実施して、今年度基本設計を行う予定で、弥次ヶ湯排水区が約132haを占めている。おおむね柳田川、秋元川、二反田川に囲まれたエリアになるとの答弁でした。

完了はいつかとの質疑に対し、30年度に実施・詳細設計を行い、31年度から現場工事に着手、34年度完成の予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号から議案第28号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第28号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第21、審査を終了した請願、陳情を議題といたします。

まず、請願第1号、地熱開発事業に対して説明を求めるための請願書については、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会に付託になりました請願第1号、地熱開発事業に対して説明を求めるための請願書の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月8日に全委員出席の下、紹介議員の説明を受け、審査いたしました結果、地熱発電についてはいろんな賛成・反対の議論もたくさんありました。特に山川地域においては地域発展のための賛成、あるいは環境破壊など、賛成・反対が入り乱れていましたが、凍結に至った経緯は情報公開を含めてしっかりと説明をすることが、今後山川地域の発展のために非常に重要なことだということ、また、いろんな意味で議論していただいて、市政発展のために是非やっていただきたいので採択すべきだと思いますという意見と、請願書はこれまでも地熱発電については推進の立場ということで、いろいろアクションを起こされてきたわけですが、そういう意味においては、地熱開発が凍結になっていることに対して、自分の意に合わないといった内容が見える文章になっております。しかしながら、直接的にこの請願が求めているのは、プロジェクトの目的や意識、凍結に至った背景など、進めるにしても、凍結にするにしても、その理由等について明確に情報公開し、説明すべきだという点においては、妥当なものがあるんじゃないかというふうに考えており、採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

△ 陳情第1号～陳情第4号及び平成28年陳情第10号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次に、陳情第1号、サッカー場整備に関する陳情書、陳情第2号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書、陳情第3号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書、陳情第4号、さつき園の給食の強化に関する陳情書及び平成28年陳情第10号、サッカー専用競技場の整備の実現を求める陳情書の陳情5件は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会に付託になりました陳情第1号から陳情第4号まで、及び継続審査となっております平成28年陳情第10号の陳情5件の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日に全委員出席の下、参考人からの意見聴取を行い、慎重に審査いたしました。

それでは、順次報告いたします。

まず、陳情第1号、サッカー場整備に関する陳情書については、本陳情はサッカー場建設、サッカー場・多目的グラウンドに対して反対するものではなく、市民が利用する市民のためのサッカー場・多目的グラウンドは整備してもよいと。ただし、今後の指宿市の財政状況は、少子高齢化で財政規模が小さくなる中、必要以上の規模のサッカー場は要らないという趣旨でありますので採択すべきと考えますという意見と、陳情者は非常に様々な財政面を言われました。しかし、私はサッカー場を建設するのであれば、様々なところが利用できるということが望ましいと思います。単に簡単な施設を造ってしまえば、またヘルシーランドと一緒にようになっていくことを考えれば、きっちりと整備する方がいいと思うので、不採択と思っておりますという意見と、この陳情は多額の投資をせずに、多目的なサッカー場として市民が利用する多目的球場、多目的広場としての開発をとということなので、採択すべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書については、今、市民の中でも、このサッカー場整備に関して5千数百名の署名をいただいております。様々なきれいな設備を整備して、社会人が来ることによって交流人口も増える。更に民間企業が持っている施設等も合わせれば、様々な大会もできるのではないかとという観点から、せっかくの機会を捉えて、しっかり整備をすべきと考えるので、この陳情は採択す

べきという意見と、私はこの陳情については不採択という立場で意見を述べさせていただきます。多額の費用を掛けて維持管理をやっていくということを含めると、なかなかではないかと思えます。それから、他地区でもこれからの計画として6か所、ほとんどメインスタジアムと多目的、それから場所によって違いますが、天然芝と人工芝というように2面ずつ、志布志、日置、垂水、始良、鹿児島、今、当指宿も出ているわけですが、それだけサッカー場を造るということで動いております。そういう中で、これだけの施設を指宿に造ったときに、果たして維持管理できるのかということに関して非常に不安な面がありますので、現時点ではこの陳情は採択すべきではないと思えますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

次に、陳情第3号、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の推進を求める陳情書については、先ほどありました陳情第2号と同じ趣旨から採択すべきと思っておりますという意見と、陳情第3号については、先ほど述べました陳情第2号の理由と同様ということで不採択ということで意見いたしますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

陳情第4号、さつき園の給食の強化に関する陳情書については、この陳情書につきましては陳情趣旨が合っていると思えますし、そのような形で進められるといいなという考えもあります。何よりも、子供たちのためだということですので、是非この陳情は採択をしていただきたいと思えますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

最後に、平成28年陳情第10号、サッカー専用競技場の整備の実現を求める陳情書については、私は今回出された陳情第2号、3号と同様で、どうしても指宿市に必要な施設だという観点から採択すべきと思っておりますという意見と、陳情第10号は陳情者からいろいろお話を伺いました。そして、県サッカー協会がサッカー場として認めた会場が県内に38会場あり、天然芝、人工芝が30会場あるということが今日分かりました。そして、29年度以降に指宿を含めて6施設が計画されています。県内のサッカー場がそんなに要るのかということを考えたら、指宿のサッカー場に25億円掛けて、実際に人が来るかということも心配します。指宿の財政を考えたときには、これはちょっと不採択とするべきではないのか、子供たちのグラウンドであれば考えは違うと思えますが、プロ仕様とか、あまりにも規模が大き過ぎることから反対しますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、陳情第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議がありますので、起立により採決いたします。
本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。
よって、陳情第3号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。
次に、陳情第4号について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、陳情第4号を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、採択であります。
本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。
よって、陳情第4号は委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。
次に、平成28年陳情第10号について、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。
これより、平成28年陳情第10号を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択であります。
本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議がありますので、起立により採決いたします。
本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(松下喜久雄) 起立多数であります。
よって、平成28年陳情第10号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分
再開 午後 3時28分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第22、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下委員会において審査中の陳情第5号、地熱発電所新設に関する反対陳情書、平成28年陳情第4号、指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発反対に関する陳情書、平成28年陳情第11号、「地熱の恵み」活用プロジェクトに於いて、指宿市と事業者との間の契約内容の公開を求める陳情、平成28年陳情第12号、指宿市内の地熱資源量及び温泉条例で規定された協議会についての情報公開を求める陳情の陳情4件については、会議規則第11条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第23、ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

ICT推進に関する特別委員会から、会議規則第45条第2条の規定により、中間報告を行いたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、ICT推進に関する特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

ICT推進に関する特別委員長の発言を許可いたします。

○ICT推進に関する特別委員長（臼山正志） ICT推進に関する特別委員会委員長の臼山でございます。ICT推進に関する特別委員会中間報告をさせていただきます。

ICT推進に関する特別委員会は、ICTの積極的活用により、議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営、審議・審査の充実、議会の活性化と情報共有化に寄与することを目的に設置されました。まず、最優先課題として、タブレット端末導入に向け先進地調査を

実施するなどして、調査・研究を進めてきました。タブレット端末導入については、一定の集約ができたものとして、昨年第2回定例会において中間報告をし、第3回定例会から導入し、現在、運用中であります。また、これまで議会インターネット中継導入や、タブレット活用法等についても調査・研究を進めてまいりました。つきましては、これまでの検討経過と検討結果をまとめましたので、ここに御報告いたします。

検討経過及び検討内容についてであります。タブレット端末導入については、導入前において、これまでの議会運営委員会やICT推進プロジェクトチームで調査・研究してきた報告等を踏まえ、先進地調査を行いました。導入後においては、使用基準、使用範囲、会議規則の見直し等の整備を行うとともに、議場等での使用を想定したタブレット研修会やアンケートを本格運用に向けてのペーパーレス移行等についての検討を行いました。議会インターネット中継については、県内他市の取組状況の調査やシステム事業者による研修会を通して、インターネット中継についての見識を深めてきました。また、現在の会議システムの現状、保証期間、更新時期、更新費用等について調査し、当議会においてふさわしいシステムの構築を目指して検討を重ねてまいりました。タブレット活用法については、議場での一般質問等への活用法や、公聴・広報機能を充実させるためのフェイスブック、ツイッター等の活用法について検討を行いました。

次に、検討結果であります。タブレット端末導入については、導入前においてタブレット端末導入はペーパーレス化による経費削減はもとより、議員の利便性向上や事務局の負担軽減など、今後の行政、議会運営において様々な効果が期待できるものであり、導入は必須であるとする結論に至り、昨年第3回定例会から導入いたしました。導入後においては、使用基準、使用範囲等を定め、会議規則において見直しの必要性が生じたことから、先進地である神奈川県箱根町の会議規則を参考にしながら、会議規則の見直しを行いました。タブレット端末導入の目的を達成するには、タブレット端末操作の習熟度を高めていくことが必須であり、定期的な研修が必要であることから、月1回をめぐりにタブレット研修会を開催することで決定し、現在、定期的な研修会を実施しております。また、定例会終了後に利用状況等についての把握や今後の有効活用を生かすことを目的にアンケートを実施いたしました。このアンケート結果に基づいて、実施可能なものから随時ペーパーレスへの移行を行っております。

導入後の成果といたしまして、情報共有が素早く図れるようになった。分からないことや知りたい情報をすぐに調べられるようになり、審査の質の向上につながっている。資料を携行する必要がなくなった。紙資料の軽減が図られているなどが挙げられます。一方で課題として、議員間においてタブレット端末操作の習熟度にばらつきがある。ペーパーレス化による費用削減効果等を最大限発揮するためにも、執行部側の導入が必要不可欠であるが、現在は議会のみ導入となっている。複数冊子の同時閲覧機能や手書きマーカー機能等のシステ

ム改善が必要である。導入後のペーパーレス化によるコスト削減効果等についての検証が必要であるなどが課題となっているところであります。

議会インターネット中継については、県内のほとんどの自治体で実施しており、早急な導入が必要であると、導入に当たり懸念される事項等についてシステム業者に説明を求め、確認を行いました。

タブレット活用法については、議場での一般質問等への活用法や、公聴・広報機能を充実させるためのフェイスブック、ツイッター等の活用について検討を重ね、今後も引き続き積極的な有効活用の実施に向けた取組が必要であるとの結論に至りました。

まとめといたしまして、タブレット端末は昨年の第3回定例会において、県内で初めて導入されました。最近ではタブレット端末導入に関する視察依頼が出てきており、視察の対応を議員自ら行うなど、これまでなかったような波及効果も出てきております。今後はタブレット端末導入の目的である議会活動の充実と活性化及び業務の効率化を十分に発揮できるよう定期的な検証を行いながら、更なる研鑽が必要となってくるところであります。また、導入効果を最大限発揮するため、執行部側も導入に向けた検討が必要であると考えます。今後の活用法についても、議場での一般質問等への活用法や広報・公聴機能を充実させるためのフェイスブック、ツイッター等の活用法について検討を行うなど、積極的な有効活用の実施に向けた取組が求められます。

議会インターネット中継については、県内のほとんどの自治体で議会インターネット中継を実施していることや、議会基本条例において開かれた議会を目指すとしていることなどから、早急な導入が必要であります。導入に際しては、現在の会議システムを最大限有効活用できるものとし、今後の機器等の更新に対してスムーズな移行が図られるよう考慮したものが望まれます。

今後は、議会インターネット中継導入等による更なるICTの推進及び導入したタブレットの定期的な検証や研修会等を含めた積極的な有効活用を図る必要性がますます重要となってきました。しかしながら、当議会においてこれらのICT推進を牽引するための受け皿が、現時点では決まっていない状態です。このような中であっては、当特別委員会が期間延長を行い、ICT推進を牽引するための受け皿となり、引き続き調査・研究をすることが望ましいと、全会一致で決定いたしました。

最後に、ICT推進を契機として、より一層の機能強化と活性化に努め、市民の負託に応えられる開かれた議会の実現に向けて邁進してまいります。

以上で、ICT推進に関する特別委員会中間報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分
再開 午後 3時42分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、ICT推進に関する特別委員会の中間報告の件を終了いたします。

△ 議案第31号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第24、議案第31号、特別委員会の調査期間変更について、を議題といたします。

ICT推進に関する特別委員会については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに調査をする旨、平成28年第1回定例会において議決により設置されたものですが、同委員会から平成29年12月31日まで調査期間を変更したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第32号～議案第34号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第25、議案第32号、指宿総合体育館大規模改修工事（建築）請負契約について、から、日程第27、議案第34号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回追加して提出いたしました案件は、契約に関する案件2件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計4件であります。

まず、議案第32号、指宿総合体育館大規模改修工事（建設）請負契約について、及び議案第33号、指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）請負契約について、の2議案であります。

両案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿総合体育館大規模改修工事（建築）に関

する請負契約について、及び同じく予定価格1億5,000万円以上である指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）に関する請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第34号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億4,144万6千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第34号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を249億4,144万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

13ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費144万6千円の補正につきましては、ICT推進に関する特別委員会の旅費であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページをお開きください。款18繰入金144万6千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として説明欄にお示しの基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（長山君代） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明を申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第32号、指宿総合体育館大規模改修工事（建築）請負契約について、であります。

当該請負契約につきましては、3月13日に特定建設工事共同企業体2社を含む4社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、指宿総合体育館大規模改修工事（建築）で契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は7億740万円でございます。契約の相手方は指宿市西方2,165番地、株式会社

堀之内商会、代表取締役堀之内茂でございます。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。工事の概要についてでございますが、体育館の屋根、床及び外壁の改修を行うとともに、各種スポーツ競技の備品の整備をするものでございます。なお、工期につきましては、平成29年12月26日の完成を予定してございます。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第33号、指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）請負契約について、でございます。当該請負契約につきましては、3月13日に特定建設工事共同企業体2社を含む3社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的は、指宿総合体育館大規模改修工事（空調・換気設備）で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は2億6,156万7,431円でございます。契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5、株式会社常盤建設、代表取締役尾辻義治でございます。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。工事の概要についてでございますが、1階の競技場部分に輻射式空調設備を設置するとともに、2階観覧席に対流式空調設備を新たに設置するものでございます。また、会議室、事務室等の空調設備も更新し、換気設備につきましても整備するものでございます。なお、工期につきましては、平成29年12月26日の完成を予定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分
再開 午後 3時52分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第32号～議案第34号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第34号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第34号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第32号及び議案第33号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号の2議案は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第35号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第28、議案第35号、指宿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提出者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提出者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第1号上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第29、意見書案第1号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新川床金春議員。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時56分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 提案理由説明

○17番議員（新川床金春） 地方議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議員の果たすべき役割はますます重要となっている。このような状況の中、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民を意見を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。また、地方議会議員は議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等、様々な議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月24日となっております。よろしく申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時02分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 意見書案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか、

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。本意見書案は、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現することを強く求めるものです。これは、全国市議会議長会からの要請に基づくものであります。我が党は、この意見書案の趣旨について、全てを否定するものではありません。平成23年に地方議会議員年金制度が廃止され、それにより議員でなくなった後、老後の生活保障は低額の国民年金を除き何もなくなるという問題が生じることとなりました。地方議会議員が厚生年金に加入できるようにすることについては、一定理解できます。しかし、年金制度を巡っては、無年金や低年金など、国民の中に広がる制度の全体的改革の中で一体的に議論し、解決すべきものではないでしょうか。地方議会議員が厚生年金になれば、事業者としての自治体負担も生じてきます。なぜ議員だけの改善を求めるのかというそしりを免れません。また、地方議会議員の身分や処遇に関わることを自ら意見書を上げて求めるのは、ふさわしくないと考えます。

以上のようなことから、本意見書案に反対をいたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 議員派遣の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第30、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、4月24日及び26日の2日間に、指宿市内で開催いたします指宿市議会主催の議会報告会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

△ 議案第36号上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第31、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、職の設置に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

再追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、新たに設置する政策補佐官の職務の級を定めるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、各部課等が所管する市の重要施策を総合的、横断的に統括し、様々な課題に対して迅速かつ的確に対応するため、新たな職務として政策補佐官を設置することに伴い、指宿市職員の給与に関する条例、別表第2、級別標準職務表に定める職務の級の7級に政策補佐官を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時18分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第36号（質疑、委員会付託）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 討論と書いてないですか。

○議長（松下喜久雄） 訂正させてください。質疑でなくて討論ということで勘違いをしていたようでございます。申し訳ありません。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

（発言する者あり）

○議長（松下喜久雄） 終結宣告をしてしまったんですけど。

（発言する者あり）

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時20分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議案第36号については、所管の常任委員会に付託いたします。

△ 会期の延長

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、この際、会期の延長を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、会期の延長を議題といたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、3月28日までの4日間延長いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、会期は3月28日までの4日間延長することに決定いたしました。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 緊急質問

○議長(松下喜久雄) 次に、緊急質問の通告があります。

議会運営に関する申合せ事項により、議会運営委員会において取扱いを協議し、委員総意に基づくものであります。

お諮りいたします。

前之園正和議員の一般質問における副市長の答弁についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに発言を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 御異議なしと認めます。

よって、前之園正和議員の一般質問における副市長の答弁についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに発言を許可することに決定いたしました。

追加日程第2、緊急質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、質問については、会議規則第64条の規定により、第56条の規定を準用し、行います。

前之園正和議員。

○14番議員(前之園正和) それでは、許可をいただきましたので、緊急質問ではありますが、させていただきます。3月17日に行われた新川床金春議員の一般質問の中で、地熱発電問題に関して副市長の答弁と事実関係との間に相違矛盾があります。しかもそれはこれまで副市長自身も認めてきた経緯と17日の答弁に食い違いがあるということであり、議員からの質問に対してどのような答弁をするかは、市長以下、執行部の考えに基づきますから、

今それをどうこう言うつもりはありません。問題なのは、答弁と事実との間で相違や矛盾があってはならず、ましてや虚偽の答弁があっては絶対になりません。その立場で緊急質問を行うものであります。

地熱開発と地熱発電事業については、昨年の3月定例会以降、議会でも大きな議論となってきました。3月定例会で調査井などを掘るための調査費が減額修正されたにも関わらず、県に対して温泉掘削許可申請が出されたことなどから、100条委設置のための決議を議員発議で出すに至りました。そこからの対応についてであります。決議が上程されて採決される本会議の直前に佐藤副市長、総務部参与、産業振興部長の3人で複数の議員を訪問しています。3人で複数の議員を訪問したことは、現時点でもお認めになっていることであります。そのような中で10月20日、南日本新聞での報道がありました。報道によれば佐藤副市長ら幹部が、17日に市議の自宅を訪ね、設置の可否を採決する臨時会での対応について、退席という選択肢もあると持ち掛けていたことが、19日南日本新聞の取材で分かった。持ち掛けられた議員は取材に対し、100条委の設置に賛成しないようにとの趣旨だと感じたと話した。佐藤副市長は発言は軽率だったと述べたとなくなっています。この報道を受けて、事実に基づく正確な説明を文書で求めるとして、10月21日に議長名で市長に文書を発しています。11月14日になって、市長から議長宛てに文書で回答が来ています。市議のところを訪ねたのは、16日ではなくて14日と15日だったとはしていますが、議員に対する発言内容に関しては、佐藤副市長が退席も考えられると発言したのは事実だとして、市長名で回答文書が来ています。これは、南日本新聞の報道が基本的に正しいことの証明でもあります。ところが、17日の新川床議員の一般質問での答弁の中で、これらに関して佐藤副市長は退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございませんと答弁しました。

整理をして市長に伺います。まず第1点は、11月14日市長名で議長宛てに出された回答書の中で、佐藤副市長が退席も考えられると発言したのは事実でありますとなっております。そこで、退席も考えられると議員に言うことは、内容において退席してくれと言っているのと同じではないのですか、市長の認識を伺います。

2点目は、新川床議員の一般質問の答弁において、佐藤副市長は退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございませんと、明確に答えました。私は何回もこの文言については確認をいたしました。これは完全に事実との相違、矛盾であります。あるいは虚偽の答弁です。議長への回答文書の中で副市長が退席も考えられると発言したのは事実だと、市長も認識しています。その上に立って、一切を否定した副市長答弁をどう思われるか、市長に伺います。

○市長（豊留悦男） 私の方から議長の方に、今御指摘のあったような観点で報道に関すること等について報告をした、そのとおりであります。以下、言葉でございますので、そのときの言葉、意味、それについては当時の様子、そして本人が一番言葉の意味というものを考えて

発言したろうと思いますので、本人並びにそのときに居合わせた担当部長等に答弁をいたさせます。

(発言する者あり)

○市長（豊留悦男） はい、ですから、副市長，その他，当時関係のあった者が答弁をいたします。

(発言する者あり)

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時29分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 言葉という理解，そのものについて，いろいろとお考えもありませんけれども，退席も考えられるとの発言，議員に対応などのお話をお聞きする中で発した言葉であろうと思います。そのときに働き掛けの意図はなく，思いを受けて問い掛けたもので，そうした視点から本意が伝わらず誤解を招いたことになり，そういう意味で配慮が足りなかったという趣旨で，これまでもお答えしているとおりであります。

○副市長（佐藤寛） 先の一般質問で，私の発言が退席をしてくれと副市長が言っているという議員の問い掛けに対しまして，私は退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございませんと答弁しております。このことについては，質問議員が退席をしてくれと言ったという断言を使っておりましたので，私は退席も考えられると，そういうふうに発言したことで答弁，発言しておりますので，議員の質問に対しまして，そういった事実はないと答弁したつもりでございました。答弁内容に，のようなどい言葉を付けて疑念を抱かせてしまったことには，大変申し訳ないと思っております。

○14番議員（前之園正和） ですから，退席も考えられると言ったのは事実だという認識だと思うんです。それから，新川床議員の一般質問では，退席をしてくれという，しると，そういう言葉は使っていないという直接的なことではなくて，退席をしてくれといったような言葉を発した事実はないと，全面否定なんです。そう取られるようなことも言っていない。今の答弁も，誤解を生むようなとおっしゃいますが，誤解を生むようなということはですよ，言った方には問題はないが，受け取った側に問題があるということじゃないですか，それは。

そして，副市長らが議員のところを訪ねて話をしたことで，話を持ち掛けられた議員は，じゃあ，どう感じたか。100条委の設置に賛成しないようにとの趣旨だと感じたこと，新聞報道でもなっています。退席も考えられるというのは，退席を促す言葉として受け取るのは当然，そしてまたそれを期待してその言葉を使ったんじゃないですか。退席を促す言葉だったからこそ，あるいは賛成をしないよう促す言葉だったからこそ，持ち掛けられた議員は100

条委の設置に賛成しないようにとの趣旨だと感じたと言うんです。退席も考えられると言ったのも事実とおっしゃるんです。それから、退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございませんと、これは受け取る側が悪いんだということでしょ。全く違うじゃないですか。前段では退席しろという言葉ではなかったかしらんけど、退席も考えられると言っているんですから、内容においては退席してくれということですよ。それは言ったと言いながら、退席をしてくれといったような言葉を発した事実はないと、全面否定です。誤解されるような、紛らわしいような、そういうことを全て含めて言っていないというのが、一般質問に対する答弁じゃないですか。

退席も考えられるというのは、内容において退席してくれ、あるいは賛成しないでくれ、そういうことじゃないんですか。副市長には聞きません。市長、客観的に見てそういう言葉なんじゃないですか。だからこそ受け取る側はそういうことだと受け取ったんじゃないですか。そのことについて、市長はどのように考えるか、副市長はどのような思いで言ったかじゃないんですよ。第三者の客観的な立場として、その言葉はそういうことなんじゃないかということ伺っているわけであります。

それについては、市長答えてください。

それから、副市長にも1点伺います。副市長は、議員のところを訪ねての発言は軽率だったと、新聞報道の中で言っています。そこで、今でも軽率だったと思っているのかどうか。そして、どの発言部分が、あるいは何という発言が軽率だったということなのか、何という言葉が軽率だったのか。それを明らかにしてほしいと思います。市長、副市長、それぞれ答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） 私がこのことにつきましては、28年11月14日、議長に対して、この新聞報道についての回答をしたとおりであります。その文言の中で、本意ではなかったものの誤解を招くことになり、また、この時期、訪問も配慮が足りなかったことに対し、お詫びを申し上げたい、そういうふうに申しております。この報道についての回答、この文言のとおり、私は今も考えております。

○副市長（佐藤寛） 退席も考えられるという発言ですけれども、議員に100条委員会の重みなど、いろいろな話をお伺いする中で、議員の思いを受けて問い掛けのつもりで退席も考えられるという発言に至った次第でございます。本意が伝わらず、誤解を招いたことに対して、配慮が足りなかったと反省しているところでございます。

○14番議員（前之園正和） ですから、退席も考えられると、いろんな思いで言ったと、言ったというんですよ。しかし、新川床金春議員への一般質問の中では、それを全面否定しているんじゃないですか。退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございません。そう取られるようなことも言っていないという意味ですよ、これは。退席をしてくれとは言っていないというんだったら、まだ逃げ口上かもしれませんが、それはそれですよ。し

かし、退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございません。退席をしてくれ、あるいは賛成をしないでくれという思いが伝わったから、受け取る側はそう受け取ったんじゃないですか。そのことを離れて、誤解を招くようなことだったと。これは正に言う側は問題はないけれども、受け取った側が悪いというのが誤解を生むようなということです。誤解した方が悪いと言わんがばかりじゃないですか。

100条委員会設置の可否を採決する臨時会での対応について、今も言ったように退席を含めて少なくとも設置に賛成しないよう、複数の議員に働き掛けた、退席も考えられるというのは、そのことです。そして、現に持ち掛けられた議員は100条委の設置に賛成しないようにとの趣旨だと感じたと言っているんです。副市長自身が、一度は発言は軽率だったと、軽率だったというのは、今の内容です。反省したようなしないようなですよ。そして、誤解をした方が悪いと言わんがばかりですよ。一般質問の答弁でも退席をしてくれといったような言葉を発した事実はございませんと、紛らわしいことも言っていない、何にも言っていないというのがこれじゃないですか。完全に虚偽じゃないですか。市長はそのところをどのように受け取りますか。副市長はそんなつもりじゃなかったと、そこを聞いているんじゃないんです。市長はどう考えるかです。虚偽じゃないかと。退席も考えられるということは言ったと言っているんですから。

それから、副市長はこれまでも問題の行動や発言があったことを指摘せざるを得ません。地熱発電に関する住民からの陳情が出されたときに、職員が陳情者に対して陳情取下げを依頼したとも取れる行動をしたときに、職員は陳情者と面識があったとか、個人の携帯電話からだったとか、時間外の連絡だったとか言って、副市長はこれをかばいました。そのことに関する副市長からの撤回やお詫びはいまだにありません。先ほども言ったように、誤解を与える発言というのは、言った側には問題はないが、受け取る側に問題があると、そういうことであります。市長、このような副市長の行動や言動について、どう思われるでしょうか。資質に問題はありませんか、伺います。併せて、いつまでもこのようなことを市長自身が肯定し続けるならば、市長自身の政治姿勢が問われることになりかねません。そのことを踏まえて答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） 先ほども申し上げました。この新聞報道についての回答、それは正しく私の今の考えと変わりません。言葉でございますので、そのときの雰囲気もありましようけれども、本意ではなかった。しかし誤解を招くことになった。そのことについてこの回答でも述べたとおりでもあります。私としては、やはり訪問してこの言葉を受け取った議員、どういう思いを持っていったのかというのは、本人でないと分かりません。しかし、この言葉、そして新聞報道から推測するに、やはり副市長が直接議員を訪問をして、この退席うんぬん、そこにつながるような発言があったということについては、そう受け取ったとしたら申し訳ないというような趣旨で、これはお詫びを申し上げますと書いているわけであります。

ですから、この言葉で副市長の資質うんぬん、そして私への責任うんぬんということを書かれましたけれども、私はそういう意味で、この回答というのは当事者とともに反省をしたい、お詫びをしたいという趣旨で書いてあるわけでありまして、ですから、この文書、そのとおりでありまして、これ以上も以下もないところであります。

(発言する者あり)

○議長（松下喜久雄） 副市長に対して、市長の方の考え方、こういった行動を取られたという質問に対して答弁が抜けているかなと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） やはりこの言葉が虚偽の答弁であったと確信を持って言えるような判断は、私はしておりません。なぜならば、昨年度の11月14日、文書にてこのことについては誤解を招くような答弁であったし、当事者、つまり副市長とともにこのことについてはお詫びを申し上げますとっております。そして、先日の新川床議員のその中でも、この流れを大切にしながら答弁をしたものだ、という認識を持っております。

○議長（松下喜久雄） これにて緊急質問を終結いたします。

△ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 田 チヨ子

議 員 森 時 徳

第 1 回 定 例 会

平成 29 年 3 月 28 日

(第 7 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

平成29年3月28日 午前10時38分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14番議員 | 前之園 正 和 | 15番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長 | 長 山 君 代 |

|          |         |        |         |
|----------|---------|--------|---------|
| 山川支所長    | 馬 場 久 生 | 開聞支所長  | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与    | 中 村 孝   | 総務課長   | 岩 下 勝 美 |
| 市民協働課長   | 田 畑 喜 史 | 長寿介護課長 | 西 浩 孝   |
| 観光課長     | 今柳田 浩 一 | 土木課長   | 黒 木 六 海 |
| 行政改革推進室長 | 鳥 越 克 史 |        |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局長  | 森 和 美   | 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 議事係主査 | 嶺 元 和 仁 |         |         |

## △ 開 議

午前10時38分

○議長（松下喜久雄） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月24日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、今までの話で分かるように、この政策補佐官の予算はない、上積みがないと言っています。しかし、条例は議会で決めるが規則は議会には直接権限はない。しかし、条例と規則がいろいろとマッチしているわけですから、まだ規則については決めてないようなことを言っています。予算と規則も伴った条例であるように、そのとき出し直してほしいと私は思います。ですから否決です、というものと、私も反対です。幾つかありますが、一つは政策補佐官を置かなくても、現在の政策推進部門を充実させる、あるいはそれに見合う総務部内の組織変更で十分対応できると思います。もう一つは、政策補佐官を置くにしても、私は部設置条例も含めて組織に関する条例制定が必要じゃないかと思えます。ところが、その条例整備がない。規則、規定等については、必要なものは変えるというけれども、こちらが指摘しても必要に応じてということを行っているわけで、条例、また今回の議案そのものについても、こちらの指摘で分かったんじゃないかと思われる中、規定、規則についてもまだ精査していないように見えます。そして、否決されても職は置けると、何度聞いてもそういうわけですから、それに至ってはちょっと信じられない。そういう意味で反対です。それともう一つ付け加えておきたいのは、非常に迷うという心情も分かりますが、そ

ういう場合には現状維持とすべきだと思います。変えてしまうとどうにもならないので、現状維持をして、必要なら改めて出すということもあるわけなので、否決ということです。そうあってほしいと否決を望む立場から訴えておきたいと思いますというものがありました。また、賛成討論として、今回の政策補佐官の設置に関わる職員の説明、今回の条例改正案の提案のタイミング、ここらを考えても非常に職員の調査不足、怠慢に近いものがあるんじゃないかということで、大いに批判をしながらも、この政策補佐官については必要なポストではないかという考え方を持っております。本市においては、合併支援も終焉を迎えつつありますが、その中で産業振興や子育て支援、その他、定住促進等を含めて、今後、指宿市振興の鍵を握る重要課題がめじろ押しの状況にあります。そこで、全庁的な連携の下で課題解決に立ち向かって行かなければならないということは言うまでもないことではないかと思っております。その意味合いから、この条例、政策補佐官の条例改正については、否定すべきではないと考える立場から賛同させていただきますというものと、今日の執行部の答弁を聞いていて、何事かと、本当に腹わたが煮えくり返っています。しかし、さっきも言ったように、政策補佐官というのは必要だということで、本当に厳罰を下したい気持ちもありますが、今回は認めたいと思います。その後の始末についてはきちっとやってもらいたいと思い、賛成したいと思いますというものがあ、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

政策補佐官は、既に3月22日付けで内示が出されています。条例提案がその後になっているわけですが、内示だからということはありませんが、条例整備がなされていない下での内示ということは、給与保障のない職務を作って配置したということになるわけですが、これについては問題はないんですかとの質疑に対し、今回改正しようとする給与条例の施行日を平成29年4月1日と予定しています。したがって、問題はないと考えているところでの答弁でした。

委員会審査を終えて本会議で採決されるわけですが、議会の審査、審議ですので、どのようになるのかは分からない。仮に本議案が否決になったとすると、政策補佐官の職務というのはなくなるのですか。それとも内示に従って給与保障のない政策補佐官ということになるんですかとの質疑に対し、今回提案している条例改正につきましては、政策補佐官の職務の級を定める条例改正案ですので、仮に否決になった場合には、政策補佐官の職務の級が決定しないものと考えておりますとの答弁でした。

仮に否決になれば、7級のところに入れられないということになり、根拠がなくなるので政策補佐官は取りあえず置かないという答弁かなと思ったんですが、そこをなかなか言われないので、政策補佐官を置いても給料は定まらないわけです。無給ということになるんですかとの質疑に対し、今回の改正条例については、政策補佐官を7級の給与等級にするという

改正条例で、一方で職の設置については、これまで説明してきましたように、事務分掌規則の中で設置しておりますので、その関連性については、例えば改正条例が否決されたからどうなるということを今、言及できるものではないと説明を申し上げているところですとの答弁でした。

改正によって7級に政策補佐官が入ろうとしているわけですが、それは否決されたら7級のところに入らないので給料の定めがなくなる。それにも関わらず政策補佐官は置くということになれば、無責任だと思えます。ですから、否決されたら政策補佐官は置けないという答弁があって当たり前じゃないですか。そうでない以上は、無給の政策補佐官を置くということになるんじゃないですかとの質疑に対し、今、政策補佐官の職というものは、規則で設置できるような規定を整備しようとする計画ですので、7級という職務の級が定まらないからといって、職の設置まで規則上なくなるというような答弁はできかねるという趣旨で申し上げているところですとの答弁でした。

議会運営委員会で総務部長から聞いたのでは、新年度の予算の中に政策補佐官の給料等の積上げはない。つまり、本年度の予算の中には政策補佐官の給料等はないので、規定予算から支出するという形で9月に補正予算を組んでということをおっしゃいましたが、間違いありませんかとの質疑に対し、4月の人事異動に伴う人件費は、例年9月に補正をしているところですとの答弁でした。

否決になっても組織の方は規則か規定で置けるようにするが、この条例が否決になれば、給与の7級という定めがなくなるが、置けるんだということです。組織として政策補佐官を置けるようにというのは、規則か規定かを変える予定だということでしたが、何の規定、規則ですかとの質疑に対し、指宿市組織及び事務分掌等に関する規則を改正して設置をうたう予定ですとの答弁でした。

総務部、市民生活部、健康福祉部、産業振興部、農政部、建設部とありますが、当然この中に入るものではないということです。各部長がいらっしゃいますが、この部長たちの直近の上司というのは誰ですかとの質疑に対し、直近の上司は副市長、市長になると思えますとの答弁でした。

政策補佐官の直近の上司はどなたですかとの質疑に対し、同様だと考えておりますとの答弁でした。

組織ではない、直近の上司が副市長、市長とおっしゃいましたが、いずれにしても各部長と同じということです。政策補佐官の仕事、職務というのは、市長の権限に属するものの一つですかとの質疑に対し、そのように考えていますとの答弁でした。

市長の直近下位の組織ではないとおっしゃいますが、直近下位に各部長も政策補佐官もいるということにはなるわけですかとの質疑に対し、部長、課長、この政策補佐官もそうですけれども、これは補職であり、直近下位の組織の中に部があるという考えです。今回の政策

補佐官については、そういった部とか課といった組織ではなく職です。政策補佐官という職を設けて、その職員を部長級と捉えたいという説明をこれまでできてきているところですのでの答弁でした。

市役所職員の中に市の組織以外の人がいるということですかとの質疑に対し、部、課の中に組織される人もいますし、今回のように組織及び事務分掌規則において職を定めて業務をするというふうに御理解いただきたいと思いますとの答弁でした。

今の答弁を聞いて、地方自治法の138条の3の点から問題はありますかとの質疑に対し、地方自治法第138条の3においては、地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならないという条文ですが、所掌事務については、先ほど申しました組織及び事務分掌等に関する規則の中で、職務について明確にしておき、市長の所轄の下に市長が指定する事項等に関しても事務を行う予定ですので、特に問題はないと現時点では考えていますとの答弁でした。

政策補佐官は幾つかの部をまたいで政策を提言したり、調整をしたりするというわけです。指宿市庁議等規程というのがあり、この中に市の行政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議するとともに、市の行政執行の総合調整を行う機関として、庁議、連絡調整会議、部内連絡会議、部課長会議の四つが定められています。庁議については誰が入る、連絡調整会議については誰が入るということが載っていますが、これについても今のままだと政策補佐官は入れないわけですが、ここも変える予定ということになるんですかとの質疑に対し、必要に応じて今後改正していきたいと思っていますとの答弁でした。

規定についてはここを、規則についてはここを変えなきゃいけないということを意識した上で、そのつもりだということも合わせて提示してもらわないといけないと思いますが、どうも規定、規則については後でどうにでもなるというふうに感じます。それと、庁議にしても入れるようにということですが、政策補佐官が入っていない状態の下でも市長、副市長、教育長、総務部長など、そうそうたるメンバーが入るわけで、そこで連絡調整、総合調整するとなっています。これは機能していないんですかとの質疑に対し、庁議は一つの施策の方向性をある程度固まった時点で全体で協議する、そういった場、協議・決定する場だと思っています。この政策補佐官については、新たに発生する重要な施策等を庁議に持っていくまでに整理する、あるいは整備する、そういった職務を担うものと考えておりますとの答弁でした。

連絡調整会議がそれに当たるんじゃないですか。連絡調整会議は、庁議、連絡調整を行うということですが、市長以外のメンバーで副市長をトップに各部長ということになります。そして、市長が入った庁議で確認する前の段階で、協議事項、連絡調整をするということですが、連絡調整会議が機能していないということですかとの質疑に対し、庁議、連絡調整会議については、その施策の方向性等を決定、判断するために開催するものであり、政策補佐

官の担当については、それ以前の実務に関する部分であると考えていますとの答弁でした。

いずれにしても庁議、連絡調整会議、部内連絡会議、部課長会議もありますが、言葉は違っても総合調整だったり、連絡調整だったり、協議だったり、みんなの知恵を出し合うということ。政策補佐官にこだわらずとも、そういう場でできるんじゃないですかとの質疑に対し、今この政策補佐官の職について想定してるのは、庁議、連絡調整会議と一定の方向性を見いだしたものの決定とか、組織を横断的に調整する、いわゆるその方向性を決定するための職、そういったふうにお考えいただきたいと思いますとの答弁でした。

副市長の職務とは、具体的にどういったことですかとの質疑に対し、市長を補佐して、政策をより現実的な形にして市長に伝えるということになるかと思いますがとの答弁でした。

政策補佐官も政策立案をし、組織じゃないとおっしゃるわけですから、事実上、副市長と全然変わらないんじゃないんですかとの質疑に対し、政策補佐官については、今後、特に新たに発生する重要な施策について、市長の命を受けて業務に当たる。そういう中で企画立案ということも当然あると考えていますとの答弁でした。

今回、この条例を緊急に出したということは、忘れていたんじゃないですか。総務水道委員会としても、議会としてもこういう出し方をされるとちょっと迷惑です。前から政策補佐官を作ることは言っていたんですから、もっと早くやっておけば、こんな議論は出なかったと思うんです。なぜ出すのがこんな時期になったのですかとの質疑に対し、手続上、昨日の提出ということになり、審議に御迷惑を掛けたことについてはお詫び申し上げます。この政策補佐官の設置については、方向性等を協議する中で時間を要し、当初の提案ということができませんでした。開会本会議の懇談会で、この職について設置をしたいと申し上げ、その段階でいずれ給料表の改正というものは認識しておりましたが、給与条例を提出するタイミングなどについて議会事務局とも連携を取っていなければならなかったんですが、そこまで考えが及んでいなかったということです。また、最終日には提案したいと考えておりましたので、前日に提案して最終日の提案となった、これが経緯ですとの答弁でした。

全く整合性がない。3月21日の議会運営委員会では法律上も条例上も、何も問題ありませんと言いました。なぜ今出てくるんですか。指摘をしたときに条例上は何も問題ありませんと言った。ただし、規則は変えないといけないのがあると言ったが、それがなぜ2日経って出てくるんですかとの質疑に対し、組織に関しては地方自治法の158条に基づく部設置条例の改正は必要ないと判断したということは説明しましたが、その他の条例に関しては考えが及びませんでした。申し訳ございませんとの答弁でした。

改正しなくても使えるようにということは考えなかったんですか。さっきから言っているんですが、このままでも使えたんじゃないんですか。やっぱり法律上駄目だったんですかとの質疑に対し、この改正条例については、政策補佐官の職務の等級を7級に位置付けたいという目的で改正をお願いしたところです。したがって、現行の規定でという御質問かと思ひ

ますが、その点については現時点では考えていなかったところですよとの答弁でした。

政策補佐官になったから、他の部長より給料が高くなるのですかとこの質疑に対し、政策補佐官になったからといって他の部長より給料が急に上がったとか、そういうことはありませんとの答弁でした。

先々は上がるかもしれないのですかとこの質疑に対し、先々は上がるかもしれないと言いますか、給与条例施行規則とか、そういったものに基づいて、他の職員と同様に規定の範囲内で上がっていくことになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。市長の権限に属する事務については、地方自治法第158条第1項及び指宿市部設置条例によって、更には指宿市組織及び事務分掌等に関する規則によって定められています。また、市の行政執行の総合調整のための機関については、指宿市庁議等規定によって定められています。今回の議案は7級に政策補佐官を加えるものでありますが、一般的なあらゆる可能性に備えるということではなく、既に内示が示されているとおりの具体的なものであります。政策補佐官は職務であって組織ではないから、部設置条例の改正は必要ないとのことでありますが、説明のあった組織配置予定図の中に新規として組織図に記載されています。また、政策補佐官は他の部長と同じように直近の上司は市長なり副市長とのことです。地方自治法第158条第1項でいう直近下位の内部組織の設置及びその分掌をする事務については、条例で定めるものに当たるのではないのでしょうか。また、委員会質疑の中で、仮に本議案が否決されれば、給与に関する条例での職務の級の規定根拠を失いますから、給与を支払うことができないのではないかと問うても、職務として政策補佐官は置けるとのことでした。これも不可解です。また、政策補佐官は置かなくても、現在の政策推進部門の充実、あるいはそれに見合う総務部内の組織変更で十分ではないのでしょうか。開会日の議員懇談会で政策補佐官のことは組織機構再編方針の中で説明されたと思います。そして、既に内示が示されています。議運の中でも改めて説明を受けたところですが、そのときに部設置条例を含めて条例改正は必要ないかと質疑をしたとき、条例改正は一切必要ないとのことでした。総務水道委員会の審査のときの答弁では、準備が整わなかった

ので最終日の提案になったとして、条例が提案されてきたわけであります。通常は、条例の上程が間に合わない場合でも、いついつにどのような議案を追加上程する予定だということぐらいは、事前に説明がなされるわけであります。ところが、正に突然の最終日上程です。これらの経過を見るとときに、しっかりとした条例等の吟味もせずに、何しろ政策補佐官を置くことだけが先行していたとしか思えません。副市長定数条例において、本市の副市長は二人以内と定められ、現在一人です。これには経過があつて、二人でなく一人でいいのではないかという議会意思の反映となっています。ところが、今回の政策補佐官は、部設置条例に基づく各部長の上を横断的に調整したりするわけですから、内容的には事実上の副市長ではないかという見方さえできます。以上のようなことから、政策補佐官は組織的位置付けも不明確で、必要性においても疑問が残ります。よって、給与条例の7級に政策補佐官を追加する必要はないと考え、本議案に反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

臼山議員。

**○2番議員（臼山正志）** 議案第36号に反対の立場から討論いたします。議案第36号は、政策補佐官職の設置に伴い、市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。これまでの説明では、行政運営を横断的に総合的に行う必要があることから、新たな職を設置することとありますが、横断的に総合的に行政運営を行う必要性については、これまでも再三言われてきたところとあります。なぜ現体制でできなかったのか。新たな職の設置でこれまでと具体的に何が変わるのか。何ができるようになるのか。職の範囲はどのようなものなのか。中身について、現段階ではよく分かっておりません。見方によっては副市長と同等の立場であるようにも考えられますが、議案上程のタイミングが定例会終了直前であり、説明においても、調査においても、審査、審議においても十分であるとは到底言える状況ではありません。今後の指宿市政にとって重要で必要なものであるとするならば、単に給与に関する条例だけを改正するのではなく、職務規定等の条例も含めて整備すべきではないかと考えます。そうすることで真の目的をより確実に達成できるのではないのでしょうか。人事についても、現体制でできていないからこそ新たな職を設置するわけでありますから、これまでとは違う民間や外部機関からの人材登用を真剣に検討すべきではないのでしょうか。今後の指宿市政にとって、横断的に総合的に行政運営を行う職の必要性については理解しているところとありますが、非常に重要なこととありますので、じっくり時間をかけて関係条例、規則の整備を行い、政策補佐官の職について市民、行政、議会が共通認識を持った中で実行すべきであるとする立場から、本議案に反対いたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立少数であります。

よって、議案第36号は、否決されました。

### △ 議長挨拶

**○議長（松下喜久雄）** 平成29年第1回指宿市議会定例会を閉会するに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月23日開会以来、本日まで34日間にわたり、平成29年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に審議をいただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。

議員各位の御協力のもとより、執行部当局におかれましても円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。

審査の過程において出されました意見、要望等につきましては、十分尊重しつつ市政各般における向上を期し、今後の施策等に反映していただきたいと思います。

さて、国内の経済情勢については、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策も実施されており、ゆるやかな回復基調が続いております。また、世界経済においては米国大統領の経済政策が不透明との見方もあり、不安要素を払拭できないというのが実情であります。今後とも引き続き海外における経済動向を注視していかなければなりません。

本市においては、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服を基本的な考え方として雇用の創出、人口流入、結婚・子育て等の支援、地域づくりの基本目標を掲げ、戦略的な施策を推進していくことといたしております。魅力あふれる郷土を次世代に引き継ぐため、人口減少の克服に向けたよりよいまちづくりを継続していかなければなりません。本市議会は指宿市議会基本条例を制定しておりますが、更なる議会の活性化に努め、市民の負託に応えられる議会として、また、指宿市民の皆様が真に暮らしやすいまちづくりの実現に向けた努力を積み重ねていかなければならないと考えております。

終わりに、本年3月をもって退職をされます職員の皆様方には、長い間市政発展に御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために活かしてくださいませよう願

い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

### △ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 去る2月23日に開会されました第1回市議会定例会も本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において長期間にわたりそれぞれ慎重なる御審議を尽くされたことに対しましては、敬意を表する次第であります。

今回、特にサッカー場・多目的グラウンド整備事業については、平成4年の議会において請願がなされ採択された経緯がございます。その頃からは社会情勢が変化したとはいえ、市民のこの事業の整備に係る思いは、今もそれほど変わっていないであろうと思っております。このことは、各種団体からも陳情・要望等がなされており、多くの市民が関心を持っていると思っております。今後、更に十分に市民の皆様の説明を行い、御意見を伺いながら、様々な角度から検討してまいりたいと思っております。

さて、我が国を取り巻く環境は、外交、防衛、経済と、様々な分野において厳しさを増しております。また、一段と進行する少子高齢化社会や先行き不透明な社会経済動向など、国の未来に漠然とした不安を感じている人が多くなっているように感じます。地方を取り巻く環境は一層厳しい状況が続いており、様々な課題が多様化する中で、全国的に地方創生の取組が活発になっていく状況において、それぞれの自治体の力量が試されるものと認識をしております。こうした中であって、本市においてはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それに掲げる四つの目標の実現のため、多様な地域資源や地域の特性を生かしつつ、新たな事業を展開し、人口減少社会への対応と地域の活性化に向け、力強く進めていかなければならないと考えております。平成30年には明治維新150周年という我が国にとって大きな節目の年を迎えます。また、NHKの大河ドラマに西郷どんが放映されることも決定され、ゆかりの地である本市においても、いろいろな意味でよい影響をもたらしてくるものと期待を寄せているところであります。さらに、3年後の平成32年、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが、また本県においては国民体育大会が開催され、本市においても成年女子ソフトボールとバドミントンの競技が、それに公開競技としてゲートボールが決定をしております。このような千載一遇の機会を迎えるに当たり、計画的に様々な施策を展開し、指宿市を全国にアピールすることは、本市の知名度を更に上げ、観光客の誘客など、多くの成果が見込まれるものと確信をしているところでもあります。

財政面においては、これまで健全な財政運営を念頭に据え、福祉、教育、環境、都市基盤の整備など、各分野の施策を積極的に推進するとともに、農林水産業や観光など、基幹産業の振興や市民福祉の向上に努めてきたところであります。

一方で、社会保障、福祉関係経費の増加、老朽化した公共施設の維持・更新に多額の経費が必要となり、今後の財政運営を適切にかつ着実に進めていく必要があります。このような中において、社会や経済の動き、国・県の動向を注視するとともに、中・長期的な事業展開を視野に入れながら、本市の基幹産業である農林水産業等の振興を図るとともに、誰もが生涯にわたり健康で幸せなまちづくりの実現に向けた施策や市民協働による魅力あるまちづくりの推進に取り組んでいかなければならないと実感をしております。

そして、目指すべきまちの将来都市像である豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、議員各位をはじめ、市民の皆さんとともに持てる英知を結集し、柔軟な発想と創造性をもって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様方より一層の御支援と御指導、御理解を改めてお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げ、平成29年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成29年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

議 員 福 永 徳 郎

## 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

鹿児島県指宿市議会議長 松下 喜久雄

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿